

平成 28 年度

地方公営企業決算状況調査表作成要領

総務省自治財政局
公 営 企 業 課
公 営 企 業 経 営 室
準 公 営 企 業 室

目 次

第1章 調査要領

第1 調査内容	1
第2 調査対象事業及び調査期日等	1
1. 法適用企業	1
2. 法非適用企業	1
3. 黒・赤字別区分の取扱い	2
4. 年度中途に異動があった企業の取扱い	3
5. 資本費繰入収益の元となった繰入金の取扱い	3
第3 報告期日等	4
1. 報告期日	4
2. 決算内容、調査表の検収	4
3. 調査結果の公表（予定）	4
第4 調査表の種類	4
1. 調査表の種類	4
2. 調査表の作成（提出）枚数	5

第2章 調査表作成要領

第1 調査表作成上的一般的留意事項	6
1. 数値記入上の留意事項	6
2. 電子調査表システムにおける作成上の留意事項	6
3. 調査に関する照会先	6
4. 調査表記入後のチェック	7
第2 各事業共通調査表の作成	7
1. 法適用企業	7
20表 損益計算書	7
21表 費用構成表	19
22表 貸借対照表	23
23表 資本的収支に関する調	30
24表 企業債に関する調	37
40表 繰入金に関する調	40
45表 企業債年度別償還状況調	43
2. 法非適用企業	46
26表 歳入歳出決算に関する調	46
24表 地方債に関する調	52
40表 繰入金に関する調	53

45表 地方債年度別償還状況調	53
第3 事業別調査表の作成	54
1. 法適用企業	54
水道事業（簡易水道事業を含む）	54
工業用水道事業	64
交通事業（都市高速鉄道）	72
交通事業（路面電車・懸垂電車等）	75
交通事業（自動車運送）	76
交通事業（船舶運航）	79
電気事業	81
ガス事業	87
病院事業	91
下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）	111
下水道事業（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）	137
港湾整備事業	140
市場事業	144
と畜場事業	148
観光施設事業（休養宿泊施設）	150
観光施設事業（索道）	152
観光施設事業（その他観光施設）	154
宅地造成事業（臨海土地造成）	156
宅地造成事業（その他造成）	161
有料道路事業	168
駐車場整備事業	171
介護サービス事業	174
その他事業	188
2. 法非適用企業	190
簡易水道事業	190
下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）	195
下水道事業（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）	205
介護サービス事業	209
簡易水道事業、下水道事業及び介護サービス事業以外の事業	215
3. 地方独立行政法人（病院事業）	216
(参考)	220

第1章 調査要領

第1 調査内容

- (1) 平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。以下同じ。）の決算の状況
- (2) 平成28年度の施設及び業務の状況

第2 調査対象事業及び調査期日等

1. 法適用企業

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の全部又は財務規定等を適用している事業であること。ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除くものであること。
- (2) 全表とも決算日（3月31日）現在の数値を記入すること。

2. 法非適用企業

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている同法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に掲げる事業（流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を含む。）、並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、上記(1)の法適用事業を除いた事業であること。
- (2) 「施設及び業務概況に関する調」については各年度の末日（3月31日）現在の数値を、第21表、第32表、第33表（下水道事業のみ）、第26表、第24表、第40表及び第45表については各年度の出納閉鎖日（5月31日）現在の数値を記入すること。

(注) 1 従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っている場合等においては、これに係る一切の収支は一般会計等から分別し、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定し、本調査の対象とするものである。

- 2 地方自治法244条の2第8項に基づき「利用料金制」をとるものについても、本調査の対象とするものである。
- 3 法非適用企業の電気事業（ごみ発電事業等）について、その経理を特別会計を設けて行っている事業を本調査の対象とするものである。
- 4 下水道事業について、都道府県等が実施している流域下水道に建設費負担金を支払っているが、下水道の建設にはいまだに着手していないものも、本調査の対象とするものである。
- 5 観光施設事業（その他観光施設）について、平成12年度決算調査時に調査対象の適正化を図り、観光施設として社会通念上認識されないもの（具体的には、墓地・靈園、産業廃棄物処理事業等）については、法適用企業にあってはその他事業として本調査の対象とするものであり、法非適用企業にあっては本調査の対象とせず、普通会計決算の調査対象とするものである。

(参考) 調査対象事業名一覧

法適用企業			法非適用企業
事業名	摘要	要	事業名
水道事業	法第2条第1項	(当然全部)	交通(船舶運航)事業
工業用水道事業	✓	(✓)	電気事業
神通事業			簡易水道事業
う ち う ち	軌道事業	✓	港湾整備事業
	自動車運送事業	✓	市場事業
	鉄道事業	✓	と畜場事業
船舶運航事業	{法第2条第3項 令第1条第2項	{条例全部 条例財務}	觀光施設事業
電気事業	{法第2条第1項 法第2条第3項 令第1条第2項	{当然全部 (条例全部) 条例財務}	宅地造成事業
ガス事業	法第2条第1項	(当然全部)	下水道事業
病院事業	{法第2条第2項 令第1条第1項	{當然財務 (条例全部)}	有料道路事業
簡易水道事業	{法第2条第3項 令第1条第2項	{条例全部 (条例財務)}	駐車場整備事業
港湾整備事業	✓	(✓)	介護サービス事業
市場事業	✓	(✓)	
と畜場事業	✓	(✓)	
觀光施設事業	✓	(✓)	
宅地造成事業	✓	(✓)	
下水道事業	✓	(✓)	
有料道路事業	✓	(✓)	
駐車場整備事業	✓	(✓)	
介護サービス事業	✓	(✓)	
その他事業	✓	(✓)	

3. 黒・赤字別区分の取扱い

- (1) 法適用企業の場合、(20表)「損益計算書」の列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお収支が「0」の場合は黒字「1」とすること。
- (2) 法非適用企業の場合、(26表)「歳入歳出決算に関する調」の収益的収支の列22「収支差引」により記入すること。なお、収支が「0」の場合は黒字「1」とすること。
- (3) 施設が建設中で、いまだ一部について稼働していない事業(料金収入なし)は、建設中の事業として取扱うことであること(黒・赤字コードは3)。したがって、仮に受託工事収支等により損益収支が出た場合であっても、全表「3」を記入すること。
- (4) 全施設が完成していない事業であっても、その一部が稼働し料金収入があるものについては、すべて営業中の事業として取り扱うことである。(黒・赤字コードは1又は2)

(注) ・流域下水道において、市町村からの管理運営費負担金の収入があるものは、営業中の事業として取り扱うこと。

・宅地造成事業については、当該土地が全部売却されるまでの間は、営業中の事業として取り扱うこと。

(5) 休止中の事業であっても営業中の事業として取扱うので、建設中のコード（黒・赤コード「3」）を記入しないこと。

4. 年度中途に異動があった企業の取扱い

(1) 年度の中途において、法の全部又は法の一部を適用した事業にあっては、法適用後の決算を作成し提出すること。また、年度の中途において、法の全部又は法の一部を適用しないこととした事業にあっては法非適用後の決算を作成し提出すること。従って、法適用前あるいは法非適用前の打切り決算については提出しないものであること。

(2) 年度の中途において事業を廃止した場合は、打切り決算により作成し提出すること。

(3) 市町村の廃置分合等により年度の中途において合併等が行われた事業にあっては、合併等の後の団体が決算を作成し、提出すること。従って、合併等の前の打切り決算については、合併等の後の決算に合算して提出すること。ただし、貸借対照表（22表）等については、合併後の団体の決算数値等、年度末の数値を記入すること。

〔質 疑〕

問 年度途中の平成28年10月1日に市町村合併を行った場合、決算状況調査はどのように作成すべきか。

また、合併等に伴い法非適用事業から法適用事業となる場合はどうか。

答 基準日が平成29年3月31日時点であるため、合併後の団体により決算状況調査を作成し、提出するものである。

この際、損益計算書（20表）、費用構成表（21表）等においては、合併後の団体のみの決算（対象期間：平成28年10月1日以降）では、平成28年9月末日以前の決算状況（いわゆる「打切り決算」）が決算状況調査に反映されないこととなってしまうため、これを合併後の団体の決算数値に合算して作成すること。なお、貸借対照表（22表）、企業債に関する調（24表）等については、合併後の団体の決算数値等、年度末の数値を記入すること。

また、合併等に伴い法非適用事業から法適用事業となる場合については、合併後の法適用事業として決算数値を作成すること。なお、前述のとおり、合併前の団体の法非適用事業に係る決算数値も合算して作成すること。

5. 資本費繰入収益の元となった繰入金の取扱い

資本費繰入収益の元となった繰入金については、団体における予算経理如何に関わらず、地方公営企業決算状況調査上は、すべて資本的収入の繰入金として取り扱うこととする。

なお、当該繰入金を収益的収入の現金収益として処理している団体にあっては、上記取扱いによって当年度損益勘定留保資金に変動が生じることとなるため、留意すること。

第3 報告期日等

1. 報告期日

法適用企業、法非適用企業別に別途通知する。

2. 決算内容、調査表の検収

別途通知する。

3. 調査結果の公表（予定）

- (1) 平成28年度地方公営企業決算の概要（公表） 平成29年9月
- (2) 平成28年度地方公営企業決算の概況（冊子） 平成30年1月
- (3) 「地方公営企業年鑑」第64集 平成30年3月

第4 調査表の種類

1. 調査表の種類

(1) 法適用企業

- | | | |
|----------|-------------------|-------------------|
| 各事業共通調査表 | ○損益計算書（20表） | ○資本的取支に関する調（23表） |
| | ○費用構成表（21表） | ○企業債に関する調（24表） |
| | ○貸借対照表（22表） | ○繰入金に関する調（40表） |
| | ○企業債年度別償還状況調（45表） | |
| | 事業別調査表 | ○施設及び業務概況に関する調、付表 |
- 経営分析に関する調
- 職種別給与に関する調（25表）

(2) 法非適用事業

- | | |
|----------|-------------------|
| 各事業共通調査表 | ○歳入歳出決算に関する調（26表） |
| | ○地方債に関する調（24表） |
| | ○繰入金に関する調（40表） |
| | ○地方債年度別償還状況調（45表） |
| | 事業別調査表 |
- 経営分析に関する調
- 費用構成表（21表）
- 職種別給与に関する調（25表）

第2章 調査表作成要領

第1 調査表作成上的一般的留意事項

この調査は、各事業の施設業務の概況及びその経営状況を把握し経営分析等により、企業の健全経営に資することを目的にするものであるので、作成に当って各条件コード及び数値の記入には正確を期すること。また、表間表内における突合等、関連数値について特に留意すること。

1. 数値記入上の留意事項

- (1) 各数値は、表示単位に注意し 確実に記入すること。
特に各事業の「施設及び業務の概況に関する調」の表示単位に注意すること。
- (2) 端数処理は、四捨五入の後、合計数値又は関連数値と突合するよう適宜調整すること（別冊の突合表を参照のこと。）。
- (3) 百分比の数値は、各表に表示されている単位より1位多く算出し、その数値を四捨五入すること。
- (4) 前年度調査においても、数値の記入もれ、桁ミス、欄ミス等（特に、選択列の選択もれ、条件コードのもれや、異常値記入）が多数見られたので、数値記入の際には特に注意すること。

2. 電子調査表システムにおける作成上の留意事項

- (1) 作成にあたっては、総務省の「電子調査表システム操作手順書」を参照すること。
- (2) 条件コードは、各事業において各自示している「コードの記入方法」により、全表に、空欄のないように記入すること。条件コードと数値の内容が合っていないまま提出されることが多いので、必ず突合を行ってから提出すること。
「地方公共団体コード」は、総務省作成の「都道府県・市区町村コード」及び「一部事務組合等コード」により調査日現在の番号を使用すること。
- (3) 各コードは、数値の記入を一切要しない調査表であっても必ず記入すること。したがって調査表は所要の提出部数は必ず全て提出すること。
- (4) 「チェック欄」は、何ら意味のない数値であるが、記入・チェックミスを防ぐためのものであるから、正確に単純加算をして記入すること。なお、選択項目の数値も加算すること。
- (5) 記入した各コードと、それに関する調査表記入数値とは必ず突合させること。
- (6) 施設名コード番号は、基本的には、すべての施設についてコード番号を001番から（ただし、法適用簡易水道事業は005番から）順次固定すること。また、合併等により事業を廃止した場合には、その番号は欠番とすること。

3. 調査に関する照会先

- (1) 都道府県及び指定都市

統計全般	公営企業課調査係 (Tel 03-5253-5635)
水道（含簡易水道）、工業用水道	公営企業経営室 (Tel 03-5253-5638)
交通、電気、ガス	〃 (Tel 03-5253-5639)
病院、介護サービス	準公営企業室 (Tel 03-5253-5642)

下水道, 港湾整備, 市場, と畜場, 觀光施設
宅地造成, 有料道路, 駐車場, その他 } タ (Tel 03-5253-5643)

(2) 市区町村

全事業

各都道府県市区町村担当課

4. 調査表記入後のチェック

提出にあたっては、次の点について必ず再度確認をすること。

- (1) 各表にコードの記入もれ（空欄）、記入誤りがないか。入力した数値との突合は取れているか。
- (2) 「施設及び業務概況に関する調」の各項目の数値に単位ミス、桁ミス等がないか。
- (3) 「損益計算書」、「貸借対照表」等の調査表に記入した数値と、手元の決算財務諸表等との内容が一致しているか。
- (4) 各表内又は他表間の関連数値が突合しているか（別冊の「突合表」により必ずチェックすること。）。
- (5) 事業単位、施設単位等で作成する調査表がすべてそろっているか。（P. 5 参照）
- (6) 数値の記入のない調査表でも必ず1枚は添付（コードのみ記入のうえ）されているか。

第2 各事業共通調査表の作成

（※共通調査表の作成の説明では、法適用企業は水道事業、法非適用企業は簡易水道事業で例示している。）

1. 法適用企業

20表 損益計算書

(1) 調査目的

この調査表は、企業の経営成績を明らかにするため、一会计期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用について調査するものである。

(2) 全般的留意事項

ア 留意事項

(ア) この調査表は基本的には免税事業者を除き、税抜き処理後の金額にて記入すること。

(イ) この調査表には、当年度の経常的な経営活動に伴う損益のほか、特別損益も含めて記入するものであること。なお、建設中の事業（料金収入なし、黒・赤字コードは「3」）についても、損益取引として処理せざるを得ないもの（例えば受託工事収益、費用）がある場合は本表に記入すること（建設中の事業における支払利息は、23表列19「建設利息」及び22表列8「工建設仮勘定」に記入する。）。

(ウ) 附帯事業費、材料及び不用品売却原価も本表に含めること。

(エ) 交通事業における他会計からの運賃補填額は、運輸（送、航）収益に含めること。

イ 関連数値等

(ア) 「総収益」は、列2「(1)営（医）業収益」、列15「(2)営（医）業外収益」及び列48「5. 特別利益」の合算額、また、「総費用」は、列26「(1)営（医）業費用」、列40「(2)営（医）業外費用」及び列52「6. 特別損失」の合算額であるので注意すること。

(イ) 「経常利益」及び「経常損失」は次の算式により算出した額を記入するものであるので注意すること。「経常利益（又は経常損失）」

$$= (\text{列2} \text{「(1)営（医）業収益」} + \text{列15} \text{「(2)営（医）業外収益」}) - (\text{列26} \text{「(1)営（医）業費用」})$$

20 損 益 計 算 書

0.1.0 水道事業

団体コード 019999
法務・非通 1 法適用企業
施設名 001 ※施設名称001

事業区分 1 上水道事業のみ
経営主体 1 都道府県営
黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業(黒字)

都道府県名 @都道府県名称
団体名 @市町村名称
規格別 01 都及び指定都市
用途区分 1 80%以上
水源区分 2 ダムを主とするもの
原価区分 2 給水原価163円以上251円未満(未端)

項目	行	金額	列番号	項目	行	金額等	(千円)
1. 総収益(B)+(C)+(G) (A)	0:1			5. 特別利益(G)	0:1		(48)
(1) 営業収益(B)			(1)	(1) 他会計繰入金			(49)
ア 給水収益			(2)	(2) 固定資産売却益			(50)
うち簡易水道事業分			(3)	(3) その他の			(51)
			(4)	6. 特別損失(H)			(52)
			(5)	(1) 職員給与費			(53)
			(6)	(2) その他の			(54)
			(7)	7. 純利益		(A)-(B)	(55)
			(8)	8. 純損失(△)		(△)	(56)
イ 受託工事収益			(9)	9. 前年度繰越利益剰余金 (又は前年度繰越欠損金)			(57)
ウ その他営業収益			(10)	10. その他未処分利益剰余金			(58)
(ア) 他会計負担金			(11)	11. 当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)			(59)
(イ) その他の			(12)				
(2) 営業外収益(C)			(13)				
ア 受取利息及び配当金			(14)	収益的支出に充てた企業債			(60)
イ 受託工事収益			(15)	収益的支出に充てた他会計借入金			(61)
ウ 国庫補助金			(16)	「01行26列」のうち、退職給付費 (会計基準の見直し等に伴う経過措置分)			(62)
エ 都道府県補助金			(17)	「01行53列」のうち、退職給付費 (会計基準の見直し等に伴う経過措置分)			(63)
オ 他会計補助金			(18)	「01行26列」のうち、 退職給付引当金繰入額			(64)
カ 長期前受金戻入			(19)	貯引当金繰入額			(65)
キ 資本費繰入収益			(20)	01行64列 修繕引当金繰入額			(66)
ク 雑収益			(21)	の内訳 特別修繕引当金繰入額			(67)
2. 総費用(E)+(F)+(H) (D)			(22)	貸倒引当金繰入額			(68)
(1) 営業費用(E)			(23)	その他の引当金繰入額			(69)
ア 原水及び浄水費 (受水費を含む)			(24)	「01行26列」のうち、たな卸資産評価損			(70)
イ 配水及び給水費			(25)	「01行54列」のうち、減損損失額			(71)
ウ 受託工事費			(26)	「01行54列」のうち、繰延資産償却			(72)
			(27)	「01行51列」のうち、長期前受金戻入			(73)
			(28)	「01行22列」のうち、上水道事業分			(74)
			(29)	うち 減価償却に伴い収益化したもの			(75)
			(30)				(76)
			(31)				
			(32)	0:2			(1)
エ 業務費			(33)	「02行05列」のうち、国の補正予算等 に基づく事業に係る繰入			(2)
オ 総係費			(34)	他会計繰入金合計			(3)
カ 減価償却費			(35)	(1) 繰出基準に基づく繰入金			(4)
キ 資産減耗費			(36)	(2) 繰出基準以外の繰入金			(5)
ク その他営業費用			(37)	ア 繰出基準に基づく事由に 係る上乗せ繰入			(6)
(2) 営業外費用(F)			(38)	イ 繰出基準の事由以外の繰入			(7)
ア 支払利息			(39)	・消費税及び地方消費税に関する調			(8)
イ 企業債取扱諸費			(40)	取引の税抜き			
ウ 受託工事費			(41)	収入の税込込み			(9)
エ 繼延勘定償却			(42)	受益の税抜き			(10)
オ その他営業外費用			(43)	支出の税込込み			(11)
3. 経常利益(B+C)-(E+F)			(44)	地方消費税及び 消費税及び地方消費税 の定消費税額			(12)
4. 経常損失(△)			(45)	地方消費税額			(13)
			(46)	地方消費税額			(14)
			(47)	・キャッシュ・フロー計算書に関する調			
				(1) 事業活動による 投資活動による 財務活動による 資金に係る換算差額 資金の増加額 (又は減少額) 資金期末残高 (7) 資金期末残高			(15)
							(16)
							(17)
							(18)
							(19)
							(20)
							(21)
				01行22列の財源内訳			
				国庫補助金			(22)
				都道府県補助金			(23)
				工事負担金			(24)
				他会計繰入金			(25)
				寄附			(26)
				受贈			(27)
				その他の			(28)

+列40「営（医）業外費用」

なお、「経常損失」は、正数で記載し、「△」、「—」の符号はつけないこと。

(ウ) 「特別利益」は、固定資産売却益、過年度損益修正益、臨時巨額の収益及び過年度の欠損金を補うための他会計繰入金等を計上すること。

(エ) 「特別損失」は、固定資産売却損、減損損失、過年度損益修正損及び臨時巨額の損失等を計上すること。

(オ) 「純損失」は、正数で記載し、「△」、「—」の符号はつけないこと。

(カ) 「前年度繰越欠損金」及び「当年度未処理欠損金」を有する場合は、「—」の符号をつけること。

(3) 個別的留意事項

列13 他会計負担金 法17条の2、令8条の5に基づく他会計負担金のうち収益的支出に充てるため受け入れたものを記入すること。

列16 受取利息及び配当金 預金、基金、一般会計又は他の特別会計等への貸付金及び公社債、株式等の有価証券から生ずる受取利息及び配当金を記入すること。

(参考)「平成28年度の地方公営企業繰出金について」(平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知)の基準により示されている項目については、次の区分により記入すること。

項目	記入欄	科目	(注) 繰出金額について は一般会計との の突合を行うこ と。
全事業 【法適用】 ○児童手当に要する経費、経営戦略の策定に要する経費、経営支援の活用に要する経費（後2項目は対象事業のみ） 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの ○基礎年金拠出金公的負担経費	20表列20 23表列7 20表列20	他会計補助金 他会計補助金 他会計補助金	
【法非適用】 ○児童手当に要する経費、経営戦略の策定に要する経費、経営支援の活用に要する経費（後2項目は対象事業のみ） 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金	
事業別 【法適用】 水道事業 ○消火栓等に要する経費 消火栓維持管理費 消火栓設置費 ○公共施設における無償給水 公共水道施設維持管理費 公共水道施設設置費 ○上水道の出資に要する経費 当年度建設改良費 元金償還分 支払利息分（建設利息） 支払利息分（建設利息以外） ○上水道の水源開発 支払利息分 元金償還分 ○上水道の広域化対策 支払利息分 元金償還分 ○上水道の高料金対策 ○統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良 支払利息分 元金償還分	20表列13 23表列5 20表列13 23表列5 23表列4 23表列4 23表列4 20表列20 20表列20 23表列4 20表列20 23表列4 20表列20 23表列4 20表列20 20表列20 23表列4	他会計負担金 他会計負担金 他会計負担金 他会計負担金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金 他会計補助金 他会計補助金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金	

項目	記入欄	科目
○統合水道に係る統合後に実施する建設改良 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 4	他会計補助金 他会計出資金
簡易水道事業		
○簡易水道の建設改良 臨時措置に係る支払利息分 臨時措置に係る元金償還分 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 4 (又は列 7) 20表列20 23表列 4 (又は列 7)	他会計補助金 他会計出資金 (他会計補助金) 他会計補助金 他会計出資金 (他会計補助金)
○簡易水道の高料金対策 ○簡易水道未普及解消緊急対策事業 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 4 (又は列 7)	他会計補助金 他会計出資金 (他会計補助金)
○簡易水道の統合推進 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○地方公営企業法の適用に要する経費 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
工業用水道事業		
○消火栓維持管理費 ○消火栓設置分	20表列13 23表列 5	他会計負担金 他会計負担金
交通事業		
○軌道撤去及び路面復旧費等経費 ○LRTシステム整備	20表列21 23表列 7	他会計負担金 他会計補助金
○地下高速鉄道等事業出資 (含む地下鉄経営健全化対策出資)	23表列 4	他会計出資金
○地下高速鉄道建設費 ○地下鉄緊急整備事業元金償還	23表列 7 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○ニュータウン鉄道建設費 ○地方空港アクセス鉄道整備費	23表列 7 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○地下鉄等防災・安全対策 ○地下高速鉄道事業利子負担 (含む地下鉄緊急整備事業利子支払)	23表列 7 20表列20	他会計補助金 他会計補助金
○船舶運航事業等環境対策 (環境負荷低減船等)	23表列 7	他会計補助金
○バス・路面電車及び船舶運航事業バリアフリー化促進経費	23表列 7	他会計補助金
○バス事業共済追加費用負担経費	20表列20	他会計補助金
病院事業		
○建設改良費 支払利息分 元金償還分	23表列 5 (又は列 4) 20表列21 23表列 5 (又は列 4)	他会計負担金 (他会計出資金) 他会計負担金 他会計負担金 (他会計出資金)
○へき地医療確保 ○救急医療確保	20表列21 20表列13	他会計負担金 他会計負担金
○附属診療所 ○不採算地区病院	20表列21 20表列21	他会計負担金 他会計負担金
○結核医療 ○精神医療 ○感染症医療	20表列21 20表列21 20表列21	他会計負担金 他会計負担金 他会計負担金
○リハビリテーション医療 ○研究研修費	20表列21 20表列20	他会計負担金 他会計補助金
○保健医療福祉共同研修経費 ○高度医療	20表列20 20表列21	他会計補助金 他会計負担金
○周産期医療 ○看護師養成所	20表列21 20表列21	他会計負担金 他会計負担金

項目	記入欄	科目
○小児医療	20表列21	他会計負担金
○院内保育	20表列20	他会計補助金
○保健衛生行政	20表列13	他会計負担金
○共済追加費用負担経費	20表列20	他会計補助金
○医師確保対策経費	20表列20	他会計補助金
○公立病院改革の推進経費（損益勘定として経理したもののうち、特別利益以外に係るもの）	20表列20	他会計補助金
○公立病院改革の推進経費（損益勘定として経理したもののうち、特別利益に係るもの）	20表列49	他会計繰入金
○公立病院改革の推進経費（割高経費等）	23表列 4	他会計出資金
下水道事業		
○雨水処理費 （うち用地に係る元金償還金等以外のもの）	20表列 8	雨水処理負担金
（用地に係る元金償還金等）	23表列 7	他会計補助金
○分流式下水道等に要する経費 （うち用地に係る元金償還金以外のもの）	20表列20	他会計補助金
（用地に係る元金償還金）	23表列 7	他会計補助金
○流域下水道建設費（臨時措置分） 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○水質規制費	20表列20	他会計補助金
○水洗便所等普及費	20表列20	他会計補助金
○不明水処理費	20表列20	他会計補助金
○高度処理費 （うち用地に係る元金償還以外のもの）	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○高資本費対策	20表列20	他会計補助金
○広域化・共同化の推進に要する経費 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○地方公営企業法の適用に要する経費 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○普及特別対策 (雨水処理負担分を除く) 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○緊急下水道整備特定事業 (臨時措置分) 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○農業集落排水緊急整備事業 (臨時措置分) 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○小規模集合排水処理施設整備事業 (臨時措置分) 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○個別排水処理施設整備事業 (臨時措置分) 支払利息分	20表列20	他会計補助金

項目	記入欄	科目
元金償還分	23表列 7	他会計補助金
○下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費 (含む臨時財政特例債等の償還等に要する経費) 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
港湾整備事業		
○離島における旅客上屋の整備に要する経費 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 4（又は列 7）	他会計補助金 他会計出資金(他会計補助金)
○ふ頭用地の耐震性強化に要する経費 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 4（又は列 7）	他会計補助金 他会計出資金(他会計補助金)
市場事業		
○行政費負担	20表列20	他会計補助金
○建設改良に要する経費 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 4（又は列 7）	他会計補助金 他会計出資金(他会計補助金)
【法非適用】		
下水道事業		
○雨水処理費 （うち用地に係る元金償還金等以外のもの）	26表列 4	雨水処理負担金
（用地に係る元金償還金等）	26表列26	他会計補助金
○分流式下水道等に要する経費 （うち用地に係る元金償還金以外のもの）	26表列10	他会計繰入金
（用地に係る元金償還金）	26表列26	他会計補助金
○流域下水道建設費（臨時措置分） 支払利息分 元金償還分	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○水質規制費	26表列10	他会計繰入金
○水洗便所等普及費	26表列10	他会計繰入金
○不明水処理費	26表列10	他会計繰入金
○高度処理費 （うち用地に係る元金償還金等以外のもの）	26表列10	他会計繰入金
（用地に係る元金償還金等）	26表列26	他会計補助金
○高資本費対策	26表列10	他会計繰入金
○広域化・共同化の推進に要する経費 支払利息分 元金償還分	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○地方公営企業法の適用に要する経費 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○普及特別対策 (雨水処理負担分を除く) 支払利息分 元金償還分	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○緊急下水道整備特定事業 (臨時措置分)		

項目	記入欄	科目
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○農業集落排水緊急整備事業 (臨時措置分)		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○小規模集合排水処理施設整備事業 (臨時措置分)		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○個別排水処理施設整備事業 (臨時措置分)		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○下水道事業債(特例措置分)の償還に要する経費 (含む臨時財政特例債等の償還等に要する経費)		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
港湾整備事業		
○離島における旅客上屋の整備に要する経費		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○ふ頭用地の耐震性強化に要する経費		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
市場事業		
○行政費負担	26表列10	他会計繰入金
○建設費負担		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
簡易水道事業		
○建設改良に要する経費		
臨時措置分に係る支払利息分	26表列10	他会計繰入金
臨時措置分に係る元金償還分	26表列26	他会計補助金
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○高料金対策	26表列10	他会計繰入金
○簡易水道未普及解消緊急対策		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○簡易水道の統合推進に要する経費		
損益勘定として経理したもの	26表列10	他会計繰入金
資本勘定として経理したもの	26表列26	他会計補助金
○地方公営企業法の適用に要する経費		
損益勘定として経理したもの	26表列10	他会計繰入金
資本勘定として経理したもの	26表列26	他会計補助金
駐車場整備事業		
○支払利息分	26表列10	他会計繰入金

(注) 資本費繰入収益として繰り入れた繰入金については、上記によらず20表列23に記入すること。

(参考)「平成28年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」
 (平成28年4月1日付総財公第51号総務副大臣通知)及び「平成28年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について」(平成28年10月20日付総財公第121号総務副大臣通知)の基準により示されている項目については、次の区分により記入すること。

項目	記入欄	科目	(注) 繰出金額については一般会計との突合を行うこと。
【法適用】 ○収益勘定に充てられたもの ○資本勘定に充てられたもの	20表列20 23表列7	他会計補助金 他会計補助金	
【法非適用】 ○収益勘定に充てられたもの ○資本勘定に充てられたもの	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金	

- 列18 国庫補助金** 収益的支出に充てるための国庫補助金及び都道府県補助金、例えば再建債利子補給金
- 列19 都道府県補助金** 等を記入すること。各年度の末日（3月31日）現在、補助指令書を受けているが未収となっているものを含む。
- 列20 他会計補助金** 法17条の3に基づく他会計からの補助金のうち収益的支出に充てるためのものを記入すること。
- 列23 資本費繰入収益** 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計から繰入を行う場合で、当該繰入金を長期前受金に計上することなく当該年度に収益計上した額を記入すること。
- 列35 減価償却費** 資産計上したリース資産に係る減価償却費も含めること。
- 列36 資産減耗費** 低価法によるたな卸資産の評価損も含めること。
- 列41 支払利息** 企業債、一時借入金、リース債務等の支払利息について記入すること。また、償却原価法により計上される利息相当額についても含めること。
 (建設中の支払利息は23表列19へ)
- 列42 企業債取扱諸費** 市場公募債等を発行した場合、受託銀行又は各応募者に支払う受託手数料、引受手数料、当初登録手数料等を記入すること。
- 列44 繰延勘定償却** 新会計基準最初適用事業年度（地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）による改正後の令及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）による改正後の則の規定が最初に適用される事業年度（法非適用企業が公営企業会計を適用することとなった事業年度を含む。）をいう。）より前に繰延勘定に整理されており、経過措置として、引き続き繰延勘定として償却されるものの当年度の償却額を記入すること。ただし、このうち、災害損失で繰延勘定に整理されたものにかかる償却額は特別損失の列54「その他」に記入すること。
 なお、鉄道事業法で国土交通大臣の許可を受けた場合に繰延資産として計上が認められている鉄道事業に係る災害損失で繰延資産として整理されたものにかかる当年度の償却額は、特別損失の列54「その他」に記入すること。
 また、長期前払消費税の償却額は、列37「その他（医）業外費用」に記入すること。

列46 経常利益	「△」又は「—」の符号をつけず正数で記入すること。また、収支「0」の場合を除き、
列47 経常損失	どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列49 他会計繰入金	過年度の欠損金等を補うための繰入金を記入すること。
列51 その他	過年度損益修正益、臨時巨額収益等を記入すること。
列53 職員給与費	給与改定の遅延等により前年度以前に支払われるべき額が当該年度において確定したもの及び新会計基準最初適用事業年度における賞与引当金、退職給付引当金計上不足額で当年度に繰入れたもののうち、特別損失に計上したものを記入すること。
列54 その他	固定資産売却損、減損損失、過年度損益修正損、臨時巨額の損失等を記入すること。
列55 純利益	「△」又は「—」の符号をつけず正数で記入すること。また、収支「0」の場合を除き、
列56 純損失	どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列57 前年度繰越利益剰余金 (又は前年度繰越欠損金)	「欠損金」を有する場合は、「—」符号をつけること。
列58 その他未処分利益剰余金変動額	当該事業年度の損益計算以外に発生する利益剰余金変動額（組入資本金制度の廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の額）を記入すること。
列59 当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	「欠損金」を有する場合は、「—」符号をつけること。なお、積立金や資本剰余金の取り崩し等により欠損金をうめた場合を除き、必ず「列59」=「列55」-「列56」+「列57」+「列58」となること。
列60 収益的支出に充てた企業債	損益計算書に表示されない「3条予算なお書き」の企業債及び他会計借入金の額を記入すること。
列61 収益的支出に充てた他会計借入金	なお、「平成28年度地方債同意等基準」（平成28年総務省告示第147号又は第391号）第二の二の1の(二)の(13)及び第二の二の2の(二)の(4)により同意等を受けて発行した、資金手当のための企業債（震災減収対策企業債）については、列60に記入すること。
列62 「01行26列」のうち、退職給付費（会計基準の見直し等に伴う経過措置分）	「01行26列」営（医）業費用に計上した、新会計基準最初適用事業年度前に発生した事象に起因する退職給付引当金の計上不足額を記入すること。
列63 「01行53列」のうち、退職給付費（会計基準の見直し等に伴う経過措置分）	「01行53列」職員給与費に計上した、新会計基準最初適用事業年度前に発生した事象に起因する退職給付引当金の計上不足額を記入すること。
列64 「01行26列」のうち、各種引当金繰入額の合計	「01行26列」営（医）業費用のうち、退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金等の各種引当金に繰り入れた額を記入すること。
列65 退職給付引当金繰入額	
列66 賞与引当金繰入額	
列67 修繕引当金繰入額	「01行64列」の内訳を記入すること。
列68 特別修繕引当金繰入額	列65～列69に該当しない引当金繰入額は、すべて列70その他引当金繰入額に含めること。 なお、法定福利費引当金繰入額は列66賞与引当金繰入額に含めること。
列69 貸倒引当金繰入額	
列70 その他引当金繰入額	

列71	「01行26列」のうち、たな 卸資産評価損	「01行26列」営(医)業費用のうち、たな卸資産の時価が帳簿価額を下回った場合の評価損額を記入すること。
列72	「01行54列」のうち、減損 損失額	「01行54列」その他のうち、減損処理により固定資産の帳簿価額を減額した額を記入すること。
列73	「01行54列」のうち、繰延 資産償却	「01行54列」その他のうち、災害損失で繰延勘定に整理されたものに係る償却額及び鉄道事業法で国土交通大臣の許可を受けた場合に繰延資産として認められている鉄道事業に係る災害損失で繰延資産として整理されたものにかかる当年度の償却額を記入すること。
列74	「01行51列」のうち、長期 前受金戻入	「01行51列」その他のうち、長期前受金戻入額（長期前受金を計上した固定資産の減損損失に対応する償却額など）を記入すること。
02行 列2	「02行05列」のうち、国 の補正予算等に基づく事業 に係る繰入	基準外繰入のうち、国の補正予算に基づく臨時交付金を財源とした繰入を記入すること。(前年度から繰り越した交付金を当年度に繰入れた場合を含む。)
02行 列3	他会計繰入金合計	営業収益中の「他会計負担金」(下水道事業(特定地域排水処理施設、個別排水処理施設は除く)においては、雨水処理負担金。), 営業外収益中の「他会計補助金」、営業外収益中の「他会計負担金」及び特別利益中の「他会計繰入金」の合計額を記入する。
02行 列4	繰出基準に基づく繰入 金、繰出基準以外の繰入 金	02行列3 他会計繰入金合計を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金に分けて記入すること。
02行 列6	繰出基準に基づく事由に 係る上乗せ繰入、繰出基 準の事由以外の繰入	02行列5 繰出基準以外の繰入金を繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入、繰出基準の事由以外の繰入に分けて記入すること。
列5		
列7		

「消費税及び地方消費税に関する調」

02行 列9	収益的収入(税抜き) 収益的収入(税込み)	課税売上、非課税売上、不課税収入において収益的収入としたものについて税抜き、税込みの数値をそれぞれ記入すること。
02行 列11	収益的支出(税抜き) 収益的支出(税込み)	課税仕入、非課税仕入、不課税支出において収益的支出としたものについて税抜き、税込みの数値をそれぞれ記入すること。
列10		
列12		

なお、「消費税及び地方消費税に関する調」は会計ごとにまとめて記入するものであるから、複数の施設を有するために20表「損益計算書」を複数枚作成する場合であっても、同一会計であれば施設コード番号「001」(法適用簡易水道は「005」、その他にも「001」が存在しない場合は最も若い施設コード番号)の調査表にまとめて記入し、その他の調査表に按分して記入しないこと。また、複数事業を同一会計で経理している場合は、主たる事業にのみ記入し、それ以外の従たる事業については記入しないこと。

「キャッシュ・フロー計算書に関する調」

複数の施設を有するために20表「損益計算書」を複数枚作成する場合は、施設ごとに「キャッシュ・フロー計算書に関する調」を作成すること。

02行 業務活動によるキャッシュ 15列 フロー	キャッシュ・フロー計算書のうち業務活動によるキャッシュ・フローの金額を記入すること。負数となる場合は、「-」の符号を付けること。
02行 投資活動によるキャッシュ 16列 フロー	キャッシュ・フロー計算書のうち投資活動によるキャッシュ・フローの金額を記入すること。負数となる場合は、「-」の符号を付けること。
02行 財務活動によるキャッシュ 17列 フロー	キャッシュ・フロー計算書のうち財務活動によるキャッシュ・フローの金額を記入すること。負数となる場合は、「-」の符号を付けること。
02行 資金に係る換算差額 18列	資金に係る換算差額を記入すること。負数となる場合は、「-」を記載すること。
02行 資金の増加額(又は減少額) 19列	02行15列～18列の合計と一致すること。負数となる場合は、「-」を付けること。
02行 資金期末残高 21列	02行19列と02行20列の合計と一致すること。20表と22表の作成単位が同一の事業は、22表「貸借対照表」の「現金及び預金」(01行15列)と一致すること。20表を施設別に作成している事業は、その合計が22表「貸借対照表」の「現金及び預金」(01行15列)と一致すること。
02行 国庫補助金 列22	
02行 都道府県補助金 列23	
02行 工事負担金 列24	
02行 他会計繰入金 列25	「01行22列」の財源内訳を記入すること。
02行 寄付 列26	
02行 受贈 列27	
02行 その他 列28	

(質 疑)

問1. 損益計算書の各項目の関係はどうなっているか。

答 営業収益 + 営業外収益 - (営業費用 + 営業外費用) = 経営利益 (損失)

経営利益 (損失) + 特別利益 - 特別損失 = 純利益 (純損失)

なお、この等式はいかなる場合にも成り立つので、必ず確認しながら作業を行うこと。

問2. 受託工事費用には、受託工事に係る人件費を含むのか。

答 受託工事に伴う原材料費はもちろんのこと受託工事に係る人件費等の諸経費を含むものであること。

問3. 損益計算書には附帯事業に係る収入及び費用も含まれるか。

答 お見込みのとおり。

問4. 2以上の事業を通じて1人の管理者をおいている場合の人件費はどうするか。

答 一定の配賦基準（例、水道事業と工業用水道事業とを併せて経営している場合において有収水量により按分する等）によって按分すること。

問5. 災害復旧債についてはどこに記入するのか。

答 災害復旧債が単に機能回復等のための修繕費に充てられたものについては「3条予算なお書」に計上した上、貸借対照表上の固定負債に整理するものであり、(20表)「損益計算書」においては列60（又は列61）に記入されるものである。また、建設改良費として資本的支出の財源に充てられたものについては(23表)「資本的収支に関する調」列2「建設改良のための企業債」に記入すること。

問6. 法18条2項に基づく納付金はどこに記入するか。

答 この納付金は利益剰余金の処分として行われるので損益計算書には表示されない。

問7. 支払利息には独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息も含めるのか。

答 お見込みのとおり。

問8. ごみ発電事業に係る費用の考え方如何。

答 次の項目の経費に、年間総発電電力量に占める売電電力量の割合を乗じる。

1 専ら発電のために必要な設備として下記に掲げる設備の維持管理に要する経費とする。

ア 蒸気タービン

イ 蒸気タービンに係る発電機

ウ 蒸気復水器（低圧コンデンサ）

エ 蒸気配管のうち以下の(ア)から(エ)を連結するもの

(ア) 高圧蒸気だめ

(イ) 蒸気タービン

(ウ) 蒸気復水器（低圧コンデンサ）

(エ) 復水タンク

オ その他専ら発電のために設置された設備のうち以下に示すもの

(ア) 蒸気タービン、蒸気タービンに係る発電機、蒸気復水器（低圧コンデンサ）を制御する装置（起動盤等）

(イ) 蒸気タービン、蒸気タービンに係る発電機専用メンテナンス用設備

（メンテナンス用クレーン等）

2 発電に係る建物維持管理費については、ごみ処理設備の設置に必要な工場棟に係る維持管理費に、当該工場棟の延床面積に占める上記1に掲げる設備の設置に必要な床面積の割合に乘じて得た額とする。

3 スーパーヒーターについては、総過熱蒸気量に占める発電使用蒸気量の割合により経費を算出する。

4 専ら発電事業に従事する職員に係る職員給与費。

問9. いわゆる「決算規模」の算出方法如何。

答 いわゆる「決算規模」は当該年度の現金ベースでの収入支出額を表し、その算出は次の方法による。

収入決算規模 = 総収益 - 長期前受金戻入 + 資本的収入 + 収益的収入（税込み） - 収益的収入（税抜き）+ 還付消費税
及び地方消費税額

支出決算規模 = 総費用 - 減価償却費 + 資本的支出 + 収益的支出（税込み） - 収益的支出（税抜き）+ 確定消費税額及
び地方消費税額

21表 費用構成表

(1) 調査目的

この調査表は、当年度に要した費用を性質別に分析することにより経費の効率化に資するため作成するものである。

(2) 全般的留意事項

本表は基本的には免税事業者を除き、税抜き処理後の金額にて記入すること。したがって職員給与費のうち「手当」については「通勤手当」を税抜きで計上した場合の額を記入すること。ただし、「給与に関する調」(30列～43列)、「退職に関する調」(44列～50列)については税込みの数値を記入すること。また、「給与に関する調」については3条及び4条の職員給与費、受託工事費、附帯事業費に含まれる職員給与費について合算し、退職給付費及び法定福利費を控除したものを記入すること。

21 費用構成表

010 水道事業

都道府県名 @都道府県名称

団体名 @市町村名称

団体コード 019999
 法適用企業
 施設名 001 @施設名称001

事業区分 1 上水道事業のみ
 経営主体 1 都道府県営
 黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業(黒字)

規模別 01 都及び指定都市
 用途区分 1 80%以上
 水源区分 2 ダムを主とするもの
 原価区分 2 給水原価163円以上251円未満(未端)

項目	行	金額(千円)
1. (1) 基本給	0:1	
職員	(2)	
員	(3)	
給	(4)	
与	(5)	
費	(6)	
2. 支払利息		
内	(1)	
内	(2)	
内	(3)	
3. 減価償却費		
4. 勤力費		
5. 光熱水費		
6. 通信運搬費		
7. 修繕費		
8. 材料費		
9. 薬品費		
10. 路面復旧費		
11. 委託料		
内	(1)	
内	(2)	
内	(3)	
内	(4)	
内	(5)	
12. 負担金		
13. 受水費		
うち資本費相当額		
14. その他の		
15. 費用合計		

項目	行	金額(千円)等
年間延職員数(人)	0:1	
年度末職員数(人)		
基本給		
給料		
扶養手当		
与謝地城手当		
手当		
時間外勤務手当		
内特殊勤務手当		
る訳期末勤務手当		
その他		
計		
延年齢(歳)		
延経験年数(年)		
退職手当支出額		
内収益的支出分		
退職資本的支出分		
に退職給付引当金取りくずし額		
支給対象人員数(人)		
する延支給月数(月)		
調延勤続年数(年)		
18. 広報活動費		
職員一人当たり平均給与		
調退職手当平均支給月数		
19. 受託工事費		
20. 附帯事業費		
21. 材料及び用品売却原価		
22. 経常費用		
企業債利息に対して基準額		
繰入れたもの実績額		
01行08列相当分を除いた企業債利息		
2. (1) 企業債利息	0:2	
3. 減価償却費		
うち受水費のうち		
13. 資本費相当額		
15. 費用合計		
02辺地債分		
01過疎債分		
水道事業分		
01行08列のうちの公営企業施設のうち		
01行08列のうちの災害復旧事業債分		
01行08列のうちの未利用施設の利子による企業債による分		
01行08列のうちの災害復旧事業債による分		
01行08列のうちの未利用施設の利子による企業債による分		
01上水道事業分		
01行08列のうちの辺地債分		
01行08列のうちの過疎債分		
01行08列のうちの資本費平準化債分		
01行08列のうちの公営企業施設のうちの災害復旧事業債分		
01行08列のうちの未利用施設の利子による企業債による分		
01行08列のうちの災害復旧事業債による分		
01行08列のうちの未利用施設の利子による企業債による分		

1. 受水費のある事業にあっては、受水費中の列27「うち資本費相当額」を記入すること。
 なお、資本費相当額とは用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に乗じて算出したものとする。

2. 委託料とは、浄水場等の施設運営委託、検針、料金徴収、庁舎清掃等の委託に要する経費の合計額を記入すること。

コード	0	1	9	9	9	9	2	1	1	0
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

本表（「給与に関する調」「退職に関する調」を除く）は「経常費用」（20表「損益計算書」の列25「総費用」から同表列52「特別損失」を控除した額、すなわち同表列26「営業費用」と同表列40「営業外費用」との合算額）から、本表列54「受託工事費」列55「附帯事業費」列56「材料及び不用品売却原価」を除いたものを性質別に区分したものである。

(3) 個別的留意事項

- 1 「職員給与費」 管理者をおいている場合は、管理者の給与を含めること。
- 列1 基 本 紙 紙料（職員の本俸）、扶養手当及び地域手当の合計額を記入すること。
- 列2 手 当 期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、住居手当、通勤手当（税抜き）、管理職手当、宿日直手当、夜勤手当、寒冷地手当等の諸手当及び賞与引当金繰入額のうち期末・勤勉手当相当分を記入すること。なお、児童手当は職員給与費には含めず列28「その他」に記入すること。
- 列3 賃 金 「施設及び業務概況に関する調」の職員数の欄（損益勘定所属職員）に記入した常時雇用の臨時又は非常勤の職員及びこれらの職員と同様の雇用形態にある職員に支給された給与を記入すること。従って臨時の業務に係る短期的雇用職員（いわゆるアルバイト職員）に支給されたものは職員給与費に含めず列28「その他」に記入すること。
- 列4 退職給付費 当該年度において退職給付引当金に繰入れた額を記入すること。
(退職金組合への負担金は、列28「その他」へ)
- 列5 法定福利費 事業主負担の共済組合負担金、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び公務災害補償費及び賞与引当金繰入額のうち法定福利費相当分等を記入すること。
- 列7 支 払 利 息 取扱手数料等は含めないこと。
- 列8 企業債利息 債却原価法により計上される利息相当額を含めること。起債前借に係る支払利息、再建債利息を含むものであること。なお、附帯事業に係る支払利息を記入しないこと。また、水道事業（簡易水道事業を含む。）及び工業用水道事業については、独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息（30表01行47列）を含めて記入すること。
- 列10 他会計借入金 等利息 他会計からの長期借入金、リース債務の支払等に係る利息を記入すること。
- 列11 減価償却費 施行規則13条、15条、16条、17条及び18条により償却した額を記入すること。
- 列13 光 熱 水 費 電気、水道及びガスの使用料で計器使用料等も含むこと。
- 列14 通信運搬費 郵便料、電信電話料、運搬料を記入すること。
- 列19 委 託 料 施設の管理委託料等当該企業の事務・事業等の委託に要する経費で3条予算に計上されたものを記入すること。ただし、附帯事業に係る委託料は列55の附帯事業費に含めて記入し、列19には含めないこと。
- 列25 負 担 金 ダムなど共用利水施設等の維持管理費に対する負担金及び法令その他のによる負担金を記入すること。
- 列26 受 水 費 他の水道事業者から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用を記入する。また、受水費のある事業にあっては、「うち資本費相当額」（27列）についても記入する。なお、資本費相当額は原水又は浄水を供給している用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に乗じて算出すること。

- 列28 そ の 他 児童手当、短期的雇用職員に係る賃金、企業団等の組合議員の議員報酬、講師謝礼、貸倒引当金繰入額も含めること。
- 列29 費 用 合 計 受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を含めないこと。従って、「経常費用」は費用合計に前記受託工事費等を加えたものとなること。
- 列59 企 業 債 利 息 に 対 し て 繰 入 れ た も の の 基 準 額 「平成28年度の地方公営企業繰出金について」(平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知)に基づき算定された企業債利息に対する基準繰入額を記入する。また、水道事業については、独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息を含めて記入すること。
- 列60 企 業 債 利 息 に 対 し て 繰 入 れ た も の の 実 繰 入 額 20表「損益計算書」の「他会計繰入金合計」(02行3列)のうち、企業債利息に対する実繰入額を記入すること。
- 列63 償 却 原 価 法 に よ る 利 息 相 当 分 を 除 いた 企 業 債 利 息 「2支払利息 内訳 (1)企業債利息」(01行08列)のうち、償却原価法による利息相当分を除いた企業債利息を記入すること。

以下は「給与に関する調」及び「退職に関する調」についての注意事項である。

- 列30 年 間 延 職 員 数 各月末の在籍職員数（管理者及び臨時又は非常勤の職員を除く。）の積上げを記入すること。したがって「年度末職員数」×12ヶ月=「年間延職員数」となるので留意すること。
- 列31 年 度 末 職 員 数 「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者及び臨時又は非常勤の職員数を除いたものを記入すること。
- 列32 基 本 納 給 納料（職員の本俸）、扶養手当及び地域手当の合計額を記入すること。
- 列33 「32列」の基 本 納 給 それぞれ給料、扶養手当及び地域手当の額を記入すること。
 (列34)
 (列35)
- 列36 手 当 退職手当、児童手当を含まないこと。
 なお、通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。
- 列37 時 間 外 勤 務 手 当 時間外勤務手当及び休日勤務手当を計上すること。
- 列38 特 殊 勤 務 手 当 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当（税込み）特地勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び児童手当以外の手当を計上すること。
- 列39 期 末 勤 勉 手 当 息 期末勤勉手当として支給した額を記入する。
- 列40 手 当「そ の 他」 時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、退職手当及び児童手当以外の手当を計上すること。
- 列42 延 年 齢
 列43 延 経 験 年 数 年度末職員の延年齢を記入すること。
 年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得後の延経験年数を記入すること。
 従って、当該地方公共団体の職員として在職した年数に換算された前歴の年数を加えたものであること。
- 列44 退 職 手 当 支 出 額 退職手当として支給した額を記入する。

列45	(45) 3条予算執行額を記入する。
列46	「44列」の内訳 (46) 4条予算執行額を記入する。
列47	(47)退職給付引当金を取りくずして支出にあてた分を記入する。
列48 支給対象人員	当該年度において退職手当の支給を受けた職員数を記入する。
列49 延支給月数	当該年度において支給された退職手当の支給月数の積上げを記入する。端数は四捨五入により小数点以下第3位まで求める。
列50 延勤続年数	当該年度の支給対象者の勤続年数の積上げを記入する。

〔質疑〕

問1. 企業団、一部事務組合の議員報酬及び監査委員の報酬はどこに記入するのか。

答 列28「その他」に記入すること。

問2. 新会計基準最初適用事業年度より以前に繰延勘定として整理した退職給与金の償却額は列4「退職給付費」に記入するのか。

答 新会計基準最初適用事業年度より以前に繰延勘定償却として整理した退職給与金等（災害損失を除く。）

償却額は営業外費用として処理されるものであり、これらの費用は列28「その他」に記入すること。

22表 貸借対照表

(1) 調査目的

この調査表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本の状況について調査するものである。

(2) 全般的留意事項

ア. 貸借対照表は、単に当該年度の精算表からの転記を誤りなく行うだけに止まらず、前年度末貸借対照表（期首貸借対照表）との増減、損益計算書及び決算報告書等と十分に整合しておくこと。

イ. 列6「減価償却累計額(△)」、列7「うちリース資産減価償却累計額(△)」、列17「貸倒引当金(△)」、列44「長期前受金収益化累計額(△)」、列64「当年度未処理欠損金(△)」、列66「当年度純損失(△)」、列72「資本不足額(△)」、列73「資本不足額(繰延収益控除後)(△)」、列75「経常損失(△)」の欄は正数で記載し、「△」、「-」の符号はつけないこと。

(3) 個別的事項

列2 有形固定資産 減価償却累計額(列6)及び減損損失累計額を控除した額を記入すること。以下、課税対象となるものにあっては税抜き処理後の額を記入すること。

列4 償却資産 償却資産の帳簿原価(取得価額)の合計額を記入すること。

「その他」 有形固定資産のうち土地及び建設仮勘定以外の非償却資産(土地と区分して整理している立木等)は、ア～エに含めないこと。(但し、列2の「(1)有形固定資産」には含める。)

列5 うちリース資産 「償却資産」(列4)のうち、リース資産の帳簿原価(取得価額)を記入すること。

列7 うちリース資産減価償却累計額(△) 「減価償却累計額」(列6)のうち、リース資産に係る減価償却累計額を正数で記入し、「△」、「-」の符号を付けないこと。

22 貸借対照表

010 水道事業

都道府県名 _____
 団体名 _____ @市町村名称 _____

団体コード 019999
 法適用・非適用 I 法適用企業
 施設名 001 @施設名称001

事業区分 1 上水道事業のみ
 経営主体 1 都道府県営
 黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業(黒字)
 規模別 01 都及び指定都市
 用途区分 1 80%以上
 水源区分 2 ダムを主とするもの
 原価区分 2 給水原価163円以上251円未満(末端)

項目	行	金額(千円)
1. 固定資産	0:1	
(1) 有形固定資産		
ア 土 地		
イ 債 却 資 産		
う ち リ 一 ス 資 産		
ウ 減 価 債 却 累 計 額(△)		
うちリース資産減価償却累計額(△)		
エ 建 設 仮勘定		
オ そ の 他		
(2) 無形固定資産		
(3) 投資その他の資産		
2. 流動資産		
(1) 現金及び預金		
う ち (2) 未収金及び未収収益		
ち (3) 貸倒引当金(△)		
ち (4) 貯蔵品		
ち (5) 短期有価証券		
3. 繰延資産		
4. 資産合計		
5. 固定負債		
(1) 建設改良費等の企業債		
(2) そ の 他 の 企 業 債		
(3) 再建債		
(4) 建設改良費等の長期借入金		
(5) そ の 他 の 長 期 借 入 金		
(6) 引 当 金		
(7) リ 一 ス 債 務		
(8) そ の 他		
6. 流動負債		
(1) 建設改良費等の企業債		
(2) そ の 他 の 企 業 債		
(3) 建設改良費等の長期借入金		
(4) そ の 他 の 長 期 借 入 金		
(5) 引 当 金		
(6) リ 一 ス 債 務		
(7) 一 時 借 入 金		
(8) 未 払 金 及 び 未 払 費 用		
(9) 前 受 金 及 び 前 受 収 益		
(10) そ の 他		
7. 繰延収益		
(1) 長 期 前 受		
(2) 長 期 前 受 金 収 益 累 計 額(△)		
8. 負債合計		

項目	行	金額(千円)
9. 資本金	0:1	
ア 固 定 有 価 資 本 金		
イ 再 評 価 組 入 資 本 金		
ウ 繰 入 資 本 金		
エ 組 入 資 本 金		
10. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
ア 国庫補助金		
イ 都道府県補助金		
ウ 工事負担金		
エ 再評価積立金		
オ そ の 他		
(2) 利益剰余金		
ア 減債積立金		
イ 利益積立金		
ウ 建設改良積立金		
エ そ の 他 積立金		
オ [当 年 度 未 处 分 金]		
当 年 度 未 処理欠損金(△)		
う [当 年 度 純 利 益]		
ち [当 年 度 純 損 失(△)]		
21. そ の 他 有価証券評価差額		
22. 資本合計		
23. 負債・資本合計		
24. 不良債務		
25. 実質資金不足額		
26. 資本不足額		
27. 資本不足額(繰延収益控除後)		
28. 経常利益		
29. 経常損失(△)		
再掲		
退職給付引当金	0:2	
01行28列の内訳		
特 別 修 繕 引 当 金		
そ の 他 引 当 金		
01行36列の内訳		
退職給付引当金		
賞与引当金		
修繕引当金		
特 別 修 繕 引 当 金		
そ の 他 引 当 金		
01行10列のうち		
ア 出資金		
内訳		
そ の 他 出資金		
イ 長期貸付金		
内訳		
そ の 他 貸付金		
ウ 基本金		
エ 投資有価証券		
オ 前払退職手当組合負担金		
01行14列のうち		
短期貸付金		
うち		
一般短期貸付金		
他会計貸付金		
01行32列及び33列のうち		
再附帯債務		
地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務(PFII法に基づく事業に係る建設事業費等)		
国庫補助金		
都道府県補助金		
工事負担金		
01行43列の内訳		
他会計繰入金		
寄付		
受贈		
そ の 他		

ヨーク 019999221010

列9	無形固定資産	ダム使用権、水利権、特許権、営業権、借地権、地上権、施設利用権の帳簿原価（取得価額）から当該年度までの減価償却額を直接控除した額を記入すること。
		ダム等の施設利用権で無形固定資産に整理されるものは、特定多目的ダム法の規定に基づく直轄ダム及び独立行政法人水資源機構法の規定に基づく独立行政法人水資源機構の施設を利用するため、それぞれの法律に基づいて支払ったものがある場合であり、その他の河川法に基づく補助ダム等にあっては持分権が設定されるので、有形固定資産として扱われるものであること。
列10	投資その他の資産	投資有価証券、出資金、長期貸付金、固定資産年賦未収金、基金及び長期前払消費税等の合計額を記入することである。ただし、貸倒引当金を控除した金額を記入すること。
列17	貸倒引当金(△)	正数で記入し、「△」、「-」の符号を付けないこと。
列20	繰延資産	繰延資産として、計上が認められている鉄道事業に係る災害損失で繰延資産として整理した額から当年度までに償却された額を控除して記入する。また、新会計基準最初適用事業年度より前に繰延勘定に整理されており、経過措置として引き続き繰延勘定として整理した額から当年度までに償却された額を控除して記入する。課税対象となる場合は、税抜き処理後の額を記入すること。
列23	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費及び投資の目的のために発行した企業債及び都道府県からの振興資金等長期借入金で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以後に到来する額を記入する。なお、企業債前借は年度途中においては、一時借入金として経理される（ただし、一時借入金限度額の規制対象外）が、決算日において企業債に振り替えられなかった場合でも企業債として取り扱うものである。
列24	その他の企業債	災害復旧（機能回復のためのものに限る。）に充てた企業債や退職手当債等収益的支出に充てた企業債で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以後に到来する額を記入すること。
列25	再建債（含む特例債）	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」附則第9条の規定による改正前の法第45条の規定に基づく「財政再建債」、「地下鉄事業特例債」及び「公立病院特例債」で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以後に到来する額を記入すること。
列26	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費及び投資の目的のために借り入れた一般会計等他会計からの長期借入金で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以後に到来する額を記入する。
列27	その他の長期借入金	営業運転資金として借り入れたもの（収益的収支予算のうち「なお書」した他会計長期借入金）で返済期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以後に到来する額を記入すること。
列28	引当金	退職給付引当金、特別修繕引当金等で1年を超えて使用される見込みのものを記入すること。

- 列29 リース債務** 則第1条第14号のファイナンス・リース取引（則第55条第1号、2号、3号によるものを除く）におけるリース債務のうち、当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に期限が到来する額を記入する。
- 列30 その他の固定資産** 固定資産の年賦未払金等を記入すること。
- 列32 建設改良費等の財源に充てるための企業債** 建設改良費及び投資の目的のために発行した企業債及び都道府県からの振興資金等長期借入金で当該事業年度の末日の翌日から起算して1年内に償還しなければならない額を記入する。なお、企業債前借は年度途中においては、一時借入金として経理される（ただし、一時借入金限度額の規制対象外）が、決算日において企業債に振り替えられなかつた場合でも企業債として取り扱うものである。
- 列33 その他の企業債** 災害復旧事業に充てた企業債（災害により損壊はしなかつたが、その機能に影響を受けた施設について、これを従前のとおり効用を發揮するまでに回復するための資金に充てた企業債に限る。）、退職手当債等で当該事業年度の末日の翌日から起算して1年内に償還しなければならない額を記入する。
- 列34 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金** 建設改良費及び投資の目的のために借り入れた一般会計等他会計からの長期借入金で当該事業年度の末日の翌日から起算して1年内に償還しなければならない額を記入する。
- 列36 引当金** 修繕引当金、賞与引当金等で1年内に使用される見込みのものを記入する。
- 列37 リース債務** 則第1条第14号のファイナンス・リース取引（則第55条第1号、2号、3号によるものを除く）におけるリース債務のうち、当該事業年度の末日の翌日から起算して1年内に期限が到来する額を記入する。
- 列38 一時借入金** 予算に定める一時借入金の限度額の対象となる借入金を記入すること。なお、起債前借については期中にあっては一時借入金として経理されるものであるが、本表においては、「企業債」として処理するものとし、一時借入金には含めないこと。
- 列44 長期前受金収益化累計額（△）** 正数で記入し、「△」、「-」の符号を付けないこと。
- 列46 資本金** 資本金は（23表）「期首資産等状況調」列58「資本金」との関連（積立金、利益剰余金の処分と組入（造成）資本金の関係等）について充分留意すること。
- 列51 剰余金** 負数となる場合は、「-」の符号をつけること。
- 列52 資本剰余金** 特定収入仮払消費税及び地方消費税額（4条資本的収入である特定収入を財源として賄われた課税仕入中の消費税及び地方消費税相当額で納税計算に当たって控除できなかつた額）と相殺した場合は相殺後の額を記入すること。
- 列53 国庫補助金** **列54 都道府県補助金** 営業補助の目的で交付された国庫補助金及び都道府県補助金は資本剰余金に含まれず（20表）「損益計算書」列18「国庫補助金」及び列19「都道府県補助金」に記入すること。
- 列57 その他の資本取引** 資本取引によって生じた剰余金（建設改良のための他会計補助金、受贈財産評価額、寄附金等）の合算額を記入すること。

列58 利益剰余金	負数となる場合は、「-」の符号をつけること。
列59 減債積立金	
列60 利益積立金	
列61 建設改良積立金	剰余金計算書の当年度末残高と一致するものであること。
列62 その他積立金	
列63 当年度未処分利益剰余金	20表「損益計算書」の列59（当年度未処分利益剰余金又は当年度未処理欠損金）と一致するものであること。したがって、双方の値が「0」の場合を除き、どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列64 当年度未処理欠損金(△)	
列65 当年度純利益	20表「損益計算書」の金額を記入すること。ただし、工水、病院、介護サービス事業で2以上の施設（病院）を経営している場合は、〔20表列1「総収益」の合計額〕 - 〔20表列25「総費用」の合計額〕を記入すること。（差額が負数→純損失欄へ）したがって、収支「0」の場合を除き、どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列66 当年度純損失(△)	
列70 不良債務	{(列31「流動負債」-列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」-列34「建設改良費等の財源に充てるための長期借入金」-02行22列「地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務（PFI法に基づく事業に係る建設事業費等）」) - (列14「流動資産」-23表列14「うち翌年度へ繰越される支出の財源充当額」)} の算式により計算すること。（不良債務が生じない場合は記入しないこと。） ただし、宅地造成事業における不良債務の算出は、次によること。 不良債務 = 列31 - 列32 - 列34 - 02行22列 - (列14 + 列11 - 23表列14)
列71 実質資金不足額	{列70「不良債務」-23表列54「当年度同意等債で未借入又は未発行の額」} の算式により記入すること（実質資金不足が生じない場合は記入しないこと。）。
列72 資本不足額(△)	列21「資産合計」-列45「負債合計」の算式により計算すること。（資本不足額が生じない場合は記入しないこと。）なお、「△」又は「-」の符号をつけず正数で記入すること。
列73 資本不足額（繰延収益控除後）(△)	列21 - (列45 - 列42「繰延収益」) の算式により計算すること。（資本不足額（繰延収益控除後）が生じない場合は記入しないこと。）なお、「△」又は「-」の符号をつけず正数で記入すること。
列74 経常利益	20表の金額を再掲すること。
列75 経常損失(△)	ただし、工水、病院、介護サービス事業で2以上の施設（病院）を経営している場合は、〔20表列46「経常利益」の合計額〕 - 〔20表列47「経常損失」の合計額〕を記入すること（差額が負数→経常損失欄へ）。したがって、収支「0」の場合を除き、どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。

02行 列1	退職給付引当金	「01行28列」の内訳を記入すること。
02行 列2	特別修繕引当金	02行列1及び02行列2に該当しない引当金は、すべて02行列3その他引当金に含めること。
02行 列3	その他引当金	
02行 列4	退職給付引当金	
02行 列5	賞与引当金	「01行36列」の内訳を記入すること。
02行 列6	修繕引当金	02行列4～02行列7に該当しない引当金は、すべて02行列8その他引当金に含めること。
02行 列7	特別修繕引当金	なお、法定福利費引当金は02行列5賞与引当金に含めること。
02行 列8	その他引当金	
02行 列10	他公営企業出資金	02行9列「出資金」のうち他公営企業に対し出資した額を記入すること。
02行 列11	その他出資金	02行9列「出資金」のうち公営企業以外（第三セクターなど）へ出資した額を記入すること。
02行 列12	長期貸付金	01行10列「投資その他の資産」のうち貸付期間が貸借対照表日の翌日から起算して1年を超える貸付金を記入すること。
02行 列13	他会計貸付金	02行12列「長期貸付金」のうち他会計への貸付金を記入すること。
02行 列14	その他貸付金	02行12列「長期貸付金」のうち一般貸付及び職員貸付にかかるものを記入すること。
02行 列15	基 金	01行10列「投資その他の資産」のうち、地方自治法第241条の規定に基づく基金設置条例により、積立金等に対応して特定預金等資金の状態において保有するものを記入すること。
02行 列18	短期貸付金	01行14列「流動資産」のうち貸付期間が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内である貸付金を記入すること。
02行 列19	一般短期貸付金	02行18列「短期貸付金」のうち他会計貸付及び職員貸付以外のものを記入すること。
02行 列20	他会計貸付金	02行18列「短期貸付金」のうち他会計への貸付金を記入すること。
02行 列22	地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務(PFI法に基づく事業に係る建設事業費等)	列37「リース債務」のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るもの額を記入すること。

02行 国庫補助金 列23	「01行43列」の財源内訳を記入すること。
02行 都道府県補助 金 列24	
02行 工事負担金 列25	
02行 他会計繰入金 列26	
02行 寄付 列27	
02行 受贈 列28	
02行 その他 列29	

〔質 疑〕

問1. 貸借対照表の構成はどうなっているか。

答 資産 = 負債 + 資本である。なお、この等式はいかなる場合にも成り立つので必ず確認しながら作業を行うこと。

問2. 電話の架設に要した費用は、どこに記入するのか。

答 施設負担金、加入料、装置料等電話の架設に要した費用は、電話加入権として整理し、列9「無形固定資産」に記入すること。なお、電話加入権は非償却資産である。また、電話架設の際、引き受けた電信電話債券は投資として整理し列10「投資その他の資産」に記入すること。

問3. 市町村が都道府県から借り受ける振興資金は企業債として整理するのか。

答 建設改良又は投資に充てられるものは固定負債列23又は流動負債列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」に、その他のものは固定負債列24又は流動負債列33「その他の企業債」に記入すること。

問4. 一般会計からの借入金はどこに記入するのか。

答(1) 短期借入金 流動負債列38「一時借入金」に記入すること。

(2) 長期借入金 建設改良又は投資に充てるため、借り入れたものは固定負債列26及び流動負債列34「建設改良等の財源に充てるための長期借入金」に、その他のものは固定負債列27及び流動負債列35「その他の長期借入金」にそれぞれ記入すること。

23表 資本的収支に関する調

(1) 調査目的

この調査表は、建設改良、企業債償還金及びこれに対応する財源状況等について調査するものである。

(2) 全般的留意事項

この調査表は税込み金額にて記入すること。

なお、この調査表の作成にあたっては、繰越計算書、損益計算書、貸借対照表、剩余金計算書等との関連に充分留意すること。

(3) 個別的留意事項

列2 建設改良のための企業債	建設改良及び投資に充てるため当該年度内に収入した企業債を記入すること。(起債前借及び前年度同意等債で当年度に収入したものと含み、未収入の企業債は含まないものであること。)
列3 その他の会計出資金	企業債のうち建設改良及び投資以外に充てた企業債(収益的収支予算なお書にした災害復旧債及び退職手当債等は除く。)及び借換債(借換にかかる企業債収入をいう。)を記入すること。
列4 他会計出資金	法17条の2及び18条の規定に基づく他会計からの出資金を記入すること。
列5 他会計負担金	法17条の2の規定に基づく他会計負担金のうち資本的支出(建設改良、企業債元金償還等)の財源に充てるためのものを記入すること(参照(20表)「損益計算書」列13「他会計負担金」)。
列6 他会計借入金	他会計借入金のうち資本的支出の財源に充てるために借り入れたものを記入すること。
列7 他会計補助金	法17条の3の規定に基づく他会計補助金のうち資本的支出の財源に充てられるためのものを記入すること。
列9 国庫補助金	
列10 都道府県補助金	建設改良の補助を目的としたものを計上すること。
列14 うち翌年度へ繰越される支出の財源充当額	列13「資本的収入額計」のうち、建設改良事業が翌年度へ繰越された場合における当該事業の財源に充てられる額を記入すること。
列15 前年度同意等債で今年度収入分	前年度同意等債で今年度収入したもの(列2「建設改良のための企業債」に記入されているもの)のうち前年度において支出予算執行済とした建設改良費で未払いとしたものの財源に充てられた企業債を記入すること。したがって、前年度同意等債で当年度に収入されたものであっても前年度から繰越事業の財源となるものについてはこの欄には含まれないものであることに留意すること。
列18 職員給与費	列17「建設改良費」のうち、「施設及び業務概況に関する調」の職員数の欄(資本勘定所属職員)に記入した職員に支払われた額を記入すること。

23 資本的収支に関する調

010 水道事業

団体コード 019999
 法適用企業
 施設名 001 @施設名称001

事業区分 1 上水道事業のみ
 経営主体 1 都道府県営
 黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業(黒字)

都道府県名	@都道府県名称
団体名	@市町村名

項目	行	金額(千円)	列番号	項目	行	金額(千円)等
(1) 企業債	0:1		(1)	チエック(1~8)	0:2	
ア 建設改良のための企業債			(2)	投資額(税込み)		
イ そ の 他			(3)	財源費		
(2) 他会計出資金			(4)	都道府県費		
(3) 他会計負担金			(5)	市町村費		
(4) 他会計借入金			(6)	「01行17列」のうち用地取得費		
(5) 他会計補助金			(7)	上記補助対象事業分		
(6) 固定資産売却代金			(8)	の内訳		
(7) 国庫補助金			(9)	単独事業分		
(8) 都道府県補助金			(10)	「02行12列」のうち先行取得用地分		
(9) 工事負担金			(11)	取得用地面積(m ²)		
(10) そ の 他			(12)	上記補助対象事業分(n ²)		
(11) 計 (1)~(10) (a)			(13)	の内訳		
(12) うち翌年度へ繰越される支出の金額(b)			(14)	「02行16列」のうち先行取得用地面積(n ²)		
(13) 今年度取入分(c)			(15)	建設改良費の翌年度への繰越額		
(14) 純計 (a)-(b)+(c) (d)			(16)	上記補助対象事業分		
(1) 建設改良費			(17)	の内訳		
う 職員給与費			(18)	単独事業分		
ち 建設利息			(19)	02行20列 繙続費通次繰越額		
2. 資本的収入			(20)	20行21列 建設改良繰越額		
補助対象事業費			(21)	21行22列 事故繰越額		
行 17列 としの企業債			(22)	22行23列 事業繰越額		
單独事業費			(23)	01行17列 新増設に関するもの		
上記に對する財源額			(24)	の内訳 改良に関するもの		
01行17列 としの企業債			(25)	他会計繰入金合計		
企内財政融資資金			(26)	(1)繰出基準に基づく繰入金		
地方公共団体融資資金			(27)	(2)繰出基準以外の繰入金		
ア 建設改良のための企業債			(28)	ア 繰出基準に基づく事業に係る上乗せ繰入		
イ そ の 他			(29)	イ 繰出基準の事業以外の繰入		
(3) 他会計かならぬの長期間借入金返済額			(30)	「02行31列」のうち、他の繰正予算等に基づく事業に係る繰入		
(4) 他会計への支出金			(31)	企業債償還に対して繰入されたもの		
(5) そ の 他			(32)	基準額		
(6) 計 (1)~(5) (e)			(33)	「21表59,60列」再掲		
3. 差引 (1) 差額			(34)	企業債利息に対して繰入されたもの		
(d)-(e) (2) 不足額(△)(f)			(35)	実繰入額		
(1) 過年度分損益勘定留保資金			(36)	01行03列 企業債元利償還		
(2) 当年度分損益勘定留保資金			(37)	基準額		
(3) 繰越利益剰余金処分額			(38)	01行03列 民間資金による借換にかかるもの		
(4) 当年度利益剰余金処分額			(39)	う 市中銀行		
(5) 積立金取りくずし額			(40)	のうち 市中銀行以外の金融機		
(6) 繰越工事資金			(41)	市場公募債		
(7) そ の 他			(42)	そ の 他		
りの資本的収支調整額			(43)	01行32列 事務品水道		
(8) 計 (1)~(7) (g)			(44)	上水道事業分		
5. 補塗財源不足額(△)(f)-(g)			(45)	辺地債分		
6. 当年度同意等債で未借入又は未発行の額			(46)	う 過疎債分		
期首資産等状況調	1. 固定資産		(47)	資本費平準化債分		
2. 流動資産			(48)	公営企業施設等整理債		
3. うち未収金			(49)	災害復旧事業債分		
4. 資本金			(50)	借換債分		
5. 剰余金			(51)	01行32列 債換に係るものの		
6. 負債・資本合計			(52)	う 過疎債分		
7. 繰延収益			(53)	資本費平準化債分		
8. そ の 他 有価証券評価差額			(54)	公営企業施設等整理債		
			(55)	借換債分		
			(56)	01行32列 債換に係るものの		
			(57)	う 過疎債分		
			(58)	資本費平準化債分		
			(59)	借換債分		
			(60)	01行32列 債換に係るものの		
			(61)	う 過疎債分		
			(62)	資本費平準化債分		
			(63)	借換債分		
			(64)	01行32列 債換に係るものの		
			(65)	う 過疎債分		

019999231010

列20 列22	「17列の内訳」	列17建設改良費を補助対象事業費と単独事業費に分けて記入すること。 補助要綱で定められた補助基本額部分を補助対象事業費とし、これを上回る部分は単独事業費として記入する。 具体的には、補助対象事業費には、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費を記入し、都道府県の単独補助を受けて行う事業費は含めないこと。 なお、補助基準となった単価・面積等を上回る部分に係る事業費は、補助対象事業費に含めないで、単独事業費として取り扱うこと。 単独事業費には、前述の補助事業の単価差、数値差及び対象差に係る事業費のほか、市町村が単独で行うもの及び都道府県の補助を受けて行う事業費を記入すること。
列21 列23	「20列」「22列」に対する財源としての企業債	建設改良費の財源内訳中企業債（01行24列～26列の合計）を、補助対象事業費分、単独事業費分に分けて記入する。
列24 31	建設改良費の財源内訳	「企業債」は、当年度同意等債で未借入又は未発行の額を含めた額を記入すること。 「他会計繰入金」は、他会計出資金、他会計負担金、他会計借入金及び他会計補助金のうち建設改良費の財源に充てた分の合計額を記入すること。
列33 35	「32列」の内書繰上償還金	企業債償還金のうち繰上償還分を資金別にそれぞれ記入する。
列37	そ の 他	建設改良以外の目的に充てた企業債償還元金（例えば、交通事業再建債、退職手当債、収益的収支予算でなお書にした災害復旧債等）及び借換債償還元金（借換債収入をもって償還する借換時の一時償還金をいう。）を記入すること。
列40	そ の 他	水道事業（簡易水道事業を含む。）及び工業用水道事業については、独立行政法人水资源機構に対する割賦負担金元金（30表01行46列）を含めて記入すること。
列42 列43	差 額 不足額（△）	列16「資本的収入純計」-列41「資本的支出計」の差額を記入すること。負数（収入不足）となる場合は、「-」の符号はつけずに「列43」へ記入すること。 なお、正数（不足なし、列42へ記入）の場合は、補填財源欄（列44～列52）への記入は不要であること。
列44 52	補 填 財 源	実際に使用可能な額を記入すること。なお、財源内訳については過年度及び当年度の損益勘定留保資金、剩余额処分額等を十分把握しておくこと。
列45	当年度損益勘定留保資金	補填財源となり得る当年度損益勘定留保資金は、（20表）「損益計算書」列35「減価償却費」、列44「繰延勘定償却」等収益的支出予算のうち現金の支出がなされず企業内部に留保されることとなる資金の額から前年度不良債務及び当年度純損失を控除した額で実際に使用可能な額を充分に精査し記入すること。
列46	繰越利益剩余额処分額	「繰越利益剩余额年度末残高」のうち当年度予定処分した額（当年度の剩余额処分計算書により処分されることとなる額。）を記入すること。なお、「繰越利益剩余额年度末残高」を上回らないものであること。

列47	当年度利益剰余金処分額	(22表) 列65「当年度純利益」のうち当年度予定処分した額（当該年度の剰余金処分計算書により処分されることとなる額。）を記入すること。
列48	積立金取りくずし額	減債積立金、建設改良積立金等の積立金を当年度に取りくずした額を記入すること。
列49	繰越工事資金	前年度以前において既に受け入れた寄附金、工事負担金等で、当年度の予算に計上した資本的支出の特定財源になっている資金を記入すること。
列51	「50列のうち消費税及び地方消費税資本的収支調整額」	補填財源として使用可能な消費税及び地方消費税の内部留保資金（税込み当期純利益－税抜き当期純利益－当該年度購入した貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税額）のうち実際に補填財源として使用した額を記入する。 なお、建設中の事業で予算上未取消費税還付金について4条資本的収入として計上したものにあっても当該額については決算統計上「(10)その他」(12列)に記入することなく、「(7)その他」(50列)及び51列に記入し、補填財源として整理すること。
列54	当年度同意等債で未借入又は未発行の額	当年度において支出予算執行済とした建設改良費で、未払いとしたものの財源に充てられる企業債のうち、未借入のものを記入すること。 なお、この額は翌年度において本表列15に記入されるものであること。
列55 62	期首資産等状況調	総資本利益率等の計算に必要があるので前年度決算（税抜き額）により記入すること。
02行 列2 5	行政投資実績調	事業費及び施設の維持補修費を調査するものであり、「投資額」(02行2列)は21表「費用構成表」の「7 修繕費(15列)」に1.08を乗じた額及び23表「資本的取扱に関する調」の「(1) 建設改良費(17列)」の合計額を記入すること。また、委託事業については、委託した団体で調査し記入すること。なお、国又は民間からの受託事業にかかる額は除くこと。
02行 列12	「01行17列」のうち用地取得費	建設改良費(01行17列)のうち用地取得に要した経費を記入する。用地取得に要した経費とは、土地の買入代価（石垣、暗渠等土地に附属するものを含む。）及び買入に附帯して生じた費用（事務費、仲立人手数料、地上物件移転等の補償、賠償費など）をいう。あくまでも「取得」に要した経費を計上するものであり、土地をその目的に利用するにいたるまでに要した費用（測量費、整地費（盛土、埋立、切土、地ならし、砂利敷等）、その他土木工事等）など、土地の加工に要した費用は含まない。
02行 列13 列14	「02行12列」の内訳	用地取得に要した経費を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、20列、22列の区分の概念(P.32)と同じである。
02行 列15	「02行12列」のうち先行取得用地分	用地取得に要した経費のうち、先行取得用地に係る経費をうち書きとして記入する。 事業を効率的に実施するために先行して取得した用地分を記入するが、行政目的以外の用地取得（職員住宅用地の取得等）に係るものは含まない。

02行 列16	取得用地面積	取得した土地の面積を記入する。 なお、面積の把握にあっては土地の所有権移転登記完了をもって、「取得」とみなす。したがって、決算額（＝用地取得費）に係るものほか、債務負担行為、交付公債などにより「取得」することもありうる。
02行 列17 列18	「02行16列」 の内訳	取得した土地の面積を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、20列、22列の区分の概念（P.32）と同じである。
02行 列19	「02行16列」 のうち先行取 得用地面積	財源として企業債があてられた場合においては、借入先の如何にかかわらず、当該団体の費用として計上し、国費に計上しないこと。
02行 列20	建設改良費の 翌年度への繰 越し額	取得した土地の面積のうち先行取得した土地の面積を記入する。 なお、面積の把握にあっては土地の所有権移転登記完了をもって、「取得」とみなす。したがって、決算額（＝用地取得費）に係るものほか、債務負担行為、交付公債などにより「取得」することもありうる。
02行 列21 列22	「02行20列」 の内訳 補助 対象事業分, 単独事業分	建設改良費について、当年度内に支払義務が生じず、翌年度に繰越して使用するものがある場合（地方公営企業法に基づく繰越し）及び当年度に不用額として処理し、翌年度において新たに歳出予算に計上し執行するものがある場合（事業繰越し）にそれらの合計額を記入する。
02行 列23	「02行20列」 の内訳 継続費過次繰 越し額	建設改良費の翌年度への繰越し額（「02行20列」）を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、20列、22列の区分の概念（P.32）と同じである。
02行 列24	「02行20列」 の内訳 建設改良繰越 額	建設改良費で、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費について翌年度へ過次繰越しを行った繰越し額を記入する。
02行 列25	「02行20列」 の内訳 事故繰越し額	地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度へ繰り越した額について記入する。
02行 列26	「02行20列」 の内訳 事業繰越し額	建設改良費で、地方公営企業法第26条第2項の規定により、当年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため、翌年度へ繰り越した額について記入する。
02行 列27 列28	「01行17列」 の内訳 新増 設に関するも の改良に関す るもの	建設改良費で、諸般の事情から、当年度において支出負担行為をすることができなかつたため、当年度において不用額とし、翌年度において新たに予算に計上するものについて記入する。
		建設改良費の内訳として、事業初期の建設投資に要した費用及び既存施設及び設備等増設に要した費用については、新増設に関するものへ、その他既存施設及び設備等の改良（更新を含む。）に充てた費用は、改良に関するものへ記入すること。なお、区分けが難しい工事等については按分等により記入すること。

02行 列29	他会計繰入金 合計	資本的収入の「他会計出資金」、「他会計負担金」、「他会計借入金」及び「他会計補助金」の合計額を記入する。
02行 列30 列31	繰出基準に基づく繰入金, (繰出基準以外 の繰入金	02行29列他会計繰入金合計を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金に分けて記入すること。
02行 列32 列33	繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入, 繰出基準の事由以外の繰入	02行31列繰出基準以外の繰入金を繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入, 繰出基準の事由以外の繰入に分けて記入すること。
02行 列34	「02行31列」のうち, 国の補正予算等に基づく事業に係る繰入	基準外繰入のうち, 国の補正予算等に基づく臨時交付金を財源とした繰入を記入すること。(前年度から繰り越した交付金を当年度に繰入れた場合を含む。)
02行 列36	企業債償還に対する繰入れたもの基準額	「平成28年度の地方公営企業繰出金について」(平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知)に基づいて算定された企業債償還金に対する基準繰入額を記入すること。 また, 水道事業については, 独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金元金を含めて記入すること。
02行 列37	企業債償還に対する繰入れたもの実繰入額	「他会計繰入金合計」(02行29列)のうち企業債償還金に対する実繰入額を記入すること。
02行 列38 列39	「21表59, 60列」再掲	「「21表59, 60列」再掲企業債利息に対して繰入れたもの」(38列, 39列)は, 21表「費用構成表」の「企業債利息に対して繰入れたもの」(59列, 60列)にそれぞれ一致すること。
02行 列42 列43	繰入再掲 企業債元利償還金に対して繰入れたもの	「繰入再掲 企業債元利償還金に対して繰入れたもの」(42列, 43列)は, 企業債元利償還金に対して繰入れられたものを記入すること。したがって, 「基準額」(42列)は36列と38列の合計額, 「実繰入額」(43列)は37列と39列の合計額となること。
02行 列45	民間資金による借換にかかるもの	なお, 記入にあたっては, 普通会計決算統計の「公営企業(法適)等に対する繰出し等の状況(28表)」の「公債費財源繰出」と原則一致するものであること。
02行 列46	市中銀行	01行03列「その他」のうち, 民間資金による借換債額を記入すること。
02行 列47	市中銀行以外の金融機関	02行45列「民間資金による借換にかかるもの」のうち都市銀行, 地方銀行からの借入額を記入すること。
02行 列48	市場公募債	02行45列「民間資金による借換にかかるもの」のうち信託銀行, 信用金庫, 各種共同組合, 各種事業団, その他金銭の貸付けを業とする者で, 「市中銀行」以外の金融機関等からの借入額を記入すること。
		02行45列「民間資金による借換にかかるもの」のうち, 起債市場において公募により資金調達をした企業債を記入すること。また, 住民参加型ミニ市場公募債(いわゆるミニ公募債)により資金調達をした企業債についても記入すること。

02行 その他
列49

02行45列「民間資金による借換にかかるもの」のうち、02行46~48列に挙げた以外の手段（共済組合など上記に挙げた金融機関等以外からの借入）により資金調達した額を記入すること。

〔質 疑〕

問1. 補墳財源のその他にはどのようなものがあるか。

答 企業開始当初に企業に引き継がれた引継現金、引継貯蔵品及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額等がある。

問2. 列14「うち翌年度へ繰越される支出の財源充当額」と列15「前年度同意等債で今年度収入分」との区分について詳しく説明してください。

答 下記の〔事例1.2〕及び〔図解〕参照

〔事例1〕 建設事業の繰越しに係る財源のうち補助金を年度内に収入した場合

(1年度)

繰越額 10,000		(仕 訳)		(調査表記入欄)	
繰越しに 係る財源	起 債 7,000	現 金 預 金	補 助 金		
		1,000	1,000		
	補 助 金 1,000	(予算経理)			
内部留保資金 2,000		資本的収入	補 助 金 1,000		
(2年度)		(仕 訳)			
		固 定 資 産	現 金 預 金		
		10,000	10,000		
		(予算経理)			
		資本的収入	企 業 債 7,000		→列2
		資本的支出	建設改良費 10,000		→列17
(23表) →列9 列14					

〔事例2〕 建設事業の財源のうち補助金は年度内収入で、起債のみ年度内に収入できなかった場合

(1年度)

建設改良費 10,000		(仕 訳)			
財 源	起 債 7,000	現 金 預 金	補 助 金		
		1,000	1,000		
	補 助 金 1,000	固 定 資 産	現 金 預 金		
内部留保資金 2,000		10,000	3,000		
		(予算経理)	未 払 金 7,000		
		資本的収入	補 助 金 1,000		→列9
		資本的支出	建設改良費 10,000		→列17
(2年度)		(仕 訳)			
		現 金 預 金	企 業 債 7,000		
		7,000	7,000		
		未 払 金 7,000	現 金 預 金 7,000		
		(予算経理)			
		資本的収入	企 業 債 7,000		→列2 列15

(図解)

1年度		2年度	
(収入)	(支出)	(収入)	(支出)
補助金1,000→列9 列14		内部資金2,000→ 列44 列50	建設改良費 10,000 →2年度の 列17
~~~~~			
補助金1,000→列9 列44 内部資金2,000→ 列50	建設改良費 10,000 →列17  (うち7,000は 未払決算)	企業債 7,000 →列2	企業債 7,000 →2年度の 列2 列15
〔事例1〕			
〔事例2〕			

問3. (23表)「資本的収支に関する調」において建設利息、建設元金はどこに整理することになるか。またその財源として企業債（建設利息債、建設元金債）を起こした場合どこに整理することになるか。

答 建設利息について固定資産の取得価格を構成するものであるため建設改良費のうち書として19列に記入するものとしており、その財源としての建設利息債は2列の「(1)企業債ア建設改良のための企業債」として整理することになる。これに対して建設元金は、新たな固定資産の取得価格を構成するものではないため建設改良費には含まれず企業債償還金として整理されることになる。

この場合、建設元金を建設元金債で借り換える場合においては37列の「(2)企業債償還金 イその他」に整理し、その収入である建設元金債は3列の「イその他」に整理するものであり、建設元金を建設元金債で借り換えない場合には、36列の「(2)企業債償還金のア建設改良のための企業債」に整理するものである。

#### 24表 企業債に関する調

##### (1) 調査目的

この調査表は、当年度末における企業債の現在高について借入先別及び利率別に調査するものである。

##### (2) 全般的留意事項

この調査表には、(22表)「貸借対照表」の固定負債に整理されている列23「建設改良費等の財源に充てるための企業債」、列24「その他の企業債」、列25「再建債」、流動負債に整理されている列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」及び列33「その他の企業債」について記入すること。なお、これらに起債前借分が含まれている場合、当該起債前借額については、前借時・本借時の利率とは関係なく全額(45表23行各列に記入されている額と一致)をそれぞれの資金区分の01列「起債前借」に記入すること。

(3) 個別的留意事項

- 01行 合 計 (22表)「貸借対照表」の固定負債の列23「建設改良費等の財源に充てるための企業債」、  
列24「その他の企業債」及び列25「再建債」と流動負債の列32「建設改良費等の財源に  
充てるための企業債」及び列33「その他の企業債」合算額と一致すること。  
なお、この「合計」数値は、次の算式により必ず検算すること。
- $$\text{〔当年度末における企業債現在高「合計」} = \text{〔前年度末における企業債現在高「合計」} + \text{〔当 年 度 に お け る 借 入 済 企 業 債〕} - \text{〔当 年 度 に お け る 企 業 債 償 還 金〕}$$
- 02行 財 政 融 資 平成13年3月31日までの資金運用部資金を含む財政融資資金の現在高を記入すること。
- 03行 郵 便 貯 金 平成13年4月1日以降の郵便貯金資金の現在高を記入すること（平成13年3月31日以前の資金運用部資金における郵便貯金等資金の現在高は、02行「財政融資」に含めること）。
- 04行 簡易生命保険 簡易生命保険資金の現在高を記入すること。
- 05行 地方公共団体金融機関 地方公共団体金融機関資金（旧公営企業金融公庫資金及び旧地方公営企業等金融機関資金を含む。）の現在高を記入すること。
- 06行 市 中 銀 行 都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行から借り入れた資金の現在高を記入すること。
- 07行 市中銀行以外の金融機関 信託銀行、相互銀行（借り入れ時点において相互銀行だったもの）、信用金庫、各種協同組合、各種事業団その他金銭の貸付を業とする者で「市中銀行」以外のものから借り入れた資金の現在高を記入すること。
- 08行 市 場 公 募 債 起債市場で公募により調達した資金の現在高を記入すること。また、住民参加型ミニ市場公募債（いわゆるミニ公募債）により調達した資金の現在高についても記入すること。
- 09行 共 濟 組 合 各種共済組合（旧町村職員恩給組合資産管理組合を含む。）から借り入れた資金の現在高を記入すること。
- 12行 そ の 他 特定の会社等から借り入れた資金の現在高及び県振興資金借入金の現在高を記入すること。
- 13列 「合計」のうち建設改良費等以外の経費に対する企業債現在高 「「合計」のうち建設改良費及び準建設改良費に対する企業債現在高」における建設改良費等とは、建設改良費及び準建設改良費をいい、準建設改良費については地方債に関する省令第12条を参照すること。
- 14列 合計の内訳  
証書借入分 合計のうち、証書借入分を記入すること。
- 15列 合計の内訳  
証券発行分 合計のうち、証券発行分を記入すること。
- 16列 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において負担することを定めている場合、その額 01行列12「合計」のうち、則第39条第1項第2号に定める額を記入すること。ただし、下水道事業にあっては、則第39条第1項第2号に定める金額を計上していない事業の場合、「平成28年度の地方公営企業繰出金について」（平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知）に基づいて算定された一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還するべき地方債の額を参考にして記入すること。

〔質 疑〕

問 相互銀行から普通銀行に移行したものからの借入額は(3)「市中銀行」に計上するのか、あるいは(4)「市中銀行以外の金融機関」に計上するのか。

答 借入時点の借入証書における借入先名が市中銀行であれば(3)「市中銀行」、相互銀行であれば(4)「市中銀行以外の金融機関」に記入すること。

## 24 企 業 債 に 關 す る 詞

都道府県名  
@都道府県名

0.1.0 水道事業

団体コード 014999  
法源・用途 1 法適用企業  
施設名 001 @施設名(漢字)

団体名  
@都道府県名

規格別 01 都道府指定都市

用途区分 1 80%以上

水廃区分 2 ダムを主とするもの

原価区分 2 給水原価63円以上254円未満(未端)

項 目	列番号 行	起債前借 (千円)	(1) 1.0%未満 (千円)	(2) 1.0%以上2.0%未満 (千円)	(3) 2.0%以上3.0%未満 (千円)	(4) 3.0%以上4.0%未満 (千円)	(5) 4.0%以上5.0%未満 (千円)	(6) 4.0%以上5.0%未満 (千円)
1. 企 業 債 現 在 高	0 1							
(1) 政 府 資 金	0 2							
(2) 地方公共団体金融機関	0 3							
(3) 市 中 銀 行	0 4							
(4) 市中銀行以外の金融機関	0 5							
(5) 市 場 公 競 債	0 6							
(6) 共 济 組 合	0 7							
(7) 政 府 保 证 付 外 債	0 8							
(8) 交 付 公 債	0 9							
(9) そ の 他	1 0							
(10) そ の 他	1 1							
(11) そ の 他	1 2							

項 目	列番号 行	5.0%以上6.0%未満 (千円)	(7) 6.0%以上7.0%未満 (千円)	(8) 7.0%以上7.5%未満 (千円)	(9) 7.5%以上8.0%未満 (千円)	(10) 7.5%以上8.5%未満 (千円)	(11) 8.0%以上 (千円)	(12) 8.0%以上 (千円)	(13) 7.5%以上8.5%未満等 以外の経費に対する企業現高 (千円)	(14) 合計のうち建設改修費等 以外の経費に対する企業現高 (千円)	(15) 合計の内訳 建設改修費等 (千円)
1. 企 業 債 現 在 高	0 1										
(1) 政 府 資 金	0 2										
(2) 地方公共団体金融機関	0 3										
(3) 市 中 銀 行	0 4										
(4) 市中銀行以外の金融機関	0 5										
(5) 市 場 公 競 債	0 6										
(6) 共 济 組 合	0 7										
(7) 政 府 保 证 付 外 債	0 8										
(8) 交 付 公 債	0 9										
(9) そ の 他	1 0										
(10) そ の 他	1 1										
(11) そ の 他	1 2										

3	0	1	9	9	9	2	4	1	0	1	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## 40表 繰入金に関する調

### 1 各事業共通に関する事項

#### (1) 調査目的

この調査表は、その年度における一般会計又は他の特別会計からの繰入金の内容を明らかにするため、繰入項目ごとに基準額と実際の繰入額とを調査するものである。

#### (2) 全般的留意事項

ア この調査表には、収益勘定に属する繰入金及び資本勘定に属する繰入金に区分して記入すること。

イ 「基準額」には、地方公営企業法第17条の2、「平成28年度の地方公営企業繰出金について」(平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知)及び「平成28年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」(平成28年4月1日付総財公第51号総務副大臣通知)並びに「平成28年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について」(平成28年10月20日付総財公第121号総務副大臣通知)(以下「繰出基準等」という。)に基づいて算定された額を記入すること。

また、「繰出基準等」に基づく同じ繰入項目が「他会計補助金」と「他会計出資金」の両方にあるような場合、「基準額」は両方の合計が適正になるよう記入すること。

ウ 通常災害分の「災害復旧費」の「基準額」については、その「実繰入額」と同額を記入すること。

エ 「平成28年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」(平成28年4月1日付総財公第51号総務副大臣通知)及び「平成28年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について」(平成28年10月20日付総財公第121号総務副大臣通知)に基づく一般会計からの繰入金については、全て「災害復旧費」に記入すること。

なお、同通知に基づき算定された基準額を超える一般会計からの繰入金については、「基準額」には含めず、「実繰入額」にのみ記入すること。

オ 「実繰入額」には、指定された項目ごとに実際に繰り入れられた額を記入すること。なお、指定された項目に該当しない繰入金については、「その他」に一括して記入すること。

カ 「繰出基準等」に基づいて算定された額がある場合は、たとえ「実繰入額」が「0」であっても、「基準額」を記入すること。

キ 他の公営企業会計からの繰入金は「繰出基準等」に基づくものでないので、「その他」に一括して記入すること。

ク 記入にあたっては、普通会計決算統計における一般会計の公営企業への繰出金額と必ず[・]合算させること。

#### (3) 個別の留意事項

列2 他会計負担金 第20表「損益計算書」の列13「他会計負担金」と一致するものであること。

列10 他会計補助金 第20表「損益計算書」の列20「他会計補助金」と一致するものであること。

なお、「児童手当に要する経費」、「基礎年金拠出金公的負担経費」については、「平成28年度の地方公営企業繰出金について」(平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知)を参照の上、記入すること。

列56 他会計繰入金 第20表「損益計算書」の列49「他会計繰入金」と一致するものであること。

列58 他会計出資金  
・補助金 第23表「資本的収支に関する調」の列4「他会計出資金」+列7「他会計補助金」と一致するものであること。

02行 他会計負担金 列42	第23表「資本的収支に関する調」の列5「他会計負担金」と一致するものであること。
02行 列49 02行 列50 繰入金 計	「基準額」及び「実繰入額」それぞれの総計を記入すること。
02行 列51 ↓ 02行 列59 実繰入額が基 準額を超える 部分及び「そ の他」の実繰 入額	繰出基準等に定める割合を超えて繰り入れがなされている場合、基準額を超える額を記入すること（例えば、繰出基準等において経費の1/2となっているところを経費の2/3繰り入れている場合、基準を超える1/6について記入する。）。また、借入金を除き「その他」（実繰入額）に記入した繰入金についても、記入すること。
02行 列60 収益勘定他会 計借入金 02行 列61	3条予算なお書きに計上された他会計借入金について、「繰出基準等」の各項目に基づく額を「繰出基準等に基づくもの」に、その他の長期借入金の額を「その他」にそれぞれ区分して記入すること。なお、利息を要する他会計借入金については「繰出基準等」に基づくものとしては取り扱われないので注意すること（資本勘定の他会計借入金についても同様とする。）。この場合において、列60及び列61の合計は、第20表「損益計算書」の列61「収益的支出に充てた他会計借入金」と一致するものであること。
02行 列62 資本勘定他会 計借入金 02行 列63	資本勘定に係る他会計借入金について、「繰出基準等」の各項目に基づく他会計からの長期借入金の額を「繰出基準等に基づくもの」に、その他の長期借入金の額を「その他」にそれぞれ区分して記入すること。この場合において、列62及び列63の合計は、第23表「資本的収支に関する調」の列6「他会計借入金」と一致するものであること。
02行 基準外繰入金 列64 合計	02行列59、列61、列63の合計額を記入すること。
02行 補正予算債分 列65	01行列27「簡易水道の建設改良に要する経費（通常分）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る利子償還額を記入すること。
02行 補正予算債分 列66	01行列28「簡易水道の建設改良に要する経費（通常分）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る利子償還額に対する実繰入額を記入すること。
02行 補正予算債分 列67	02行列23「簡易水道の建設改良に要する経費（通常分）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る元金償還額を記入すること。
02行 補正予算債分 列68	02行列24「簡易水道の建設改良に要する経費（通常分）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る元金償還額に対する実繰入額を記入すること。

(注) (3)個別の留意事項については、水道事業を例に記載しているため、各事業においては、計上する項目の行列が異なる場合、計上する項目がない場合等があるので、各事業の調査表に沿って作成すること。

## 〔質 疑〕

問 「繰出基準等」に基づく繰入れを、長期借入れにより行っている場合、基準額及び実繰入額はどこに記入すればよいのか。

答 「実繰入額」については、当該繰入金の趣旨に従い、「収益勘定他会計借入金」又は「資本勘定他会計借入金」の「繰出基準等に基づくもの」に記入すること。

「基準額」については、当該長期借入金の算定の基準となった項目と同じ繰入項目の基準額欄に一括して記入すること。

## 2. 各事業別に関する事項

### (1) 工業用水道事業

繰出基準に係るものは、消火栓の設置及び管理に要する経費等に対するものであること。

### (2) 交通事業

#### (ア) 自動車運送事業

02行  
列14  
列15 } 低公害型車両  
列15 }  
船舶運航事業等の環境対策に要する経費（繰出基準第4の11に関する経費）について、  
低公害型車両導入のために発行された企業債（平成26年度以前に同意又は許可を得たものに限る。）の元利償還金のうち、一般車両を導入する場合に比して増嵩する経費に相当する額に対する繰入れの基準額及び実繰入額を記入すること。

### (3) 病院事業

列9 他会計補助金 病院事業においては、P.40における列10「他会計補助金」を列9「他会計補助金」と読み替えるものとする。

列57 他会計繰入金 病院事業においては、P.40における列56「他会計繰入金」を列57「他会計繰入金」と読み替えるものとする。

列62 他会計出資金 第23表「資本的収支に関する調」の列4「他会計出資金」と一致するものであること。

02行 他会計負担金 病院事業においては、P.41における02行列42「他会計負担金」を02行列7「他会計負担金」と読み替えるものとする。

02行 他会計補助金 第23表「資本的収支に関する調」の列7「他会計補助金」と一致するものであること。

02行  
列24 } 実繰入額が基  
列32 } 準額を超える  
} 部分及び「そ  
の他」の実繰  
入額  
記入に当たっては、小項目ごとに基準を超える部分を計算すること。算式の例は次のとおりとする。実繰入額が基準額を超えない部分は該当しないため、負数を記入することがないよう留意すること。

(算式の例)

「医業収益－他会計負担金」(02行24列)の場合、01行列3～列7から、

「(ア)救急病院」で実繰入額が基準額を超える額+

「(イ)保健衛生行政」で実繰入額が基準額を超える額+

「(ウ)その他」の額

を計算する。(単に01行列1, 列2から「ア 他会計負担金」で実繰入額が基準額を超える額を計算するものではないこと。)

実繰入額が基準額を超える部分のみが該当するため、計算の際実繰入額が基準額を超えない場合は、超える額は「0」とすること。

「基準額」及び「実繰入額」それぞれの総計を記入すること。なお、「実繰入額」には、「資本勘定他会計借入金 繰出基準等に基づくもの」(02行列35) 及び「資本勘定他会計借入金 その他」(02行列36) の額を加算すること。

「資本勘定繰入金のうち高度医療分」(02行44列～55列) は、「2 資本勘定繰入金」(01行61列～02行21列) のうち高度医療に係る分を記入すること。

「12 その他内訳」(02行56列～59列) は、「繰出基準等」に基づかない収益勘定繰入金及び資本勘定繰入金「その他」の実繰入額のうち、地方公共団体が独自に定める繰出基準に基づいて繰入れた基準内額とそうでない基準外額を、それぞれ「(1) 収益勘定繰入金」及び「(2) 資本勘定繰入金」に区分して記入すること。

(3) 下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）

列1 雨水処理 繰出基準第8の1に定める経費（資本費を含み、雨水処理施設の用地に係る企業債元

列2 負担金 金償還金等を除く。）に係るものと記入すること。

02行  
列13 雨水処理費 繰出基準第8の1に定める経費（雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等に係るものに限る。）に係るものと記入すること。

列14

(4) 市場事業

繰出基準に係るものは、市場における業者の指導監督等費及び市場の建設改良に係る企業債の元利償還等に対するものであること。

45表 企業債年度別償還状況調

(1) 調査目的

この調査表は、平成28年度末における企業債現在高について平成29年度以降の償還状況を資金別（政府資金、地方公共団体金融機構資金等）に調査するものである。

(2) 全般的留意事項

この調査表は、24表「企業債に関する調」の01行「企業債現在高」の列12「合計」に記入された年度末残高に基づいて記入すること。なお、年度末現在高に起債前借分が含まれている場合、当該起債前借額の全額を23行「起債前借額」に記入すること（したがって、各年度の元金償還予定額には含まれないものであり、当該起債前借に係る利子償還額は、各年度の利子（償還予定額）及び23行には含めないこと。）。また、単位は千円単位となっているので注意すること。

(3) 個別的留意事項

各列

01列

11列

「借入先」については24表「企業債に関する調」の記入要領に従うこと。

- 01行 03行 05行 07行 09行 11行 13行 15行 17行 19行 } 当該年度の元金（償還予定額）を記入すること。
- 02行 04行 06行 08行 10行 12行 14行 16行 18行 20行 } 当該年度の利子（償還予定額）を記入すること。
- 21行 平成39年度以降の元金の合計を記入すること。  
22行 平成39年度以降の利子の合計を記入すること。
- 23行 22表列22の固定負債に整理されている「建設改良費等の財源に充てるための企業債」(23列)、「その他の企業債」(24列)及び「再建債」(25列)並びに22表31列の流動負債に整理されている「建設改良費等の財源に充てるための企業債」(32列)及び「その他の企業債」(33列)のうち起債前借分を一括して記入すること。
- 24行 23行「起債前借額」を含めた平成29年度以降の元金の合計を記入すること。なお、合計額は資金別にそれぞれ24表「企業債に関する調」の現在高合計と一致すること。
- 16列 水道事業においては、上水道事業と簡易水道事業を同一会計で行っている団体のうち、簡易水道事業分における年度別償還予定額を記入すること。

## 45 企業債年度別償還状況調

## 010 水道事業

団体コード 01999  
法道・非道 1 法適用企業  
施設名 001 @施設名001

事業区分 1 上水道事業のみ  
経営主体 1 都道府県管  
黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業(黒字)  
以降の行は赤字で記載

都道府県名 @都道府県名称  
団体名 @市町村名称

規模別 01 都及び指定都市  
用途区分 1 80%以上  
水道区分 2 ダムを主とするもの  
原価区分 2 給水原価163円以上251円未満(末端)

年 度	債 還 額	行	列番号			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
			政 財政融資(千円)	府 資 金(千円)	地 方 公 体 金 借 保 険(千円)						
平成29年度	元 金 0:1	利 子 0:2									
平成30年度	元 金 0:3	利 子 0:4									
平成31年度	元 金 0:5	利 子 0:6									
平成32年度	元 金 0:7	利 子 0:8									
平成33年度	元 金 0:9	利 子 0:0									
平成34年度	元 金 1:1	利 子 1:2									
平成35年度	元 金 1:3	利 子 1:4									
平成36年度	元 金 1:5	利 子 1:6									
平成37年度	元 金 1:7	利 子 1:8									
平成38年度	元 金 1:9	利 子 2:0									
平成39年度	元 金 2:1	利 子 2:2									
以降	利 子 2:3										
合計(元金計+起債前債務)	2:4										

年 度	債 還 額	行	列番号			(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
			市 場 公 募 債(千円)	共 济 合 会(千円)	政 府 保 証 付 外 債(千円)										
平成29年度	元 金 0:1	利 子 0:2													
平成30年度	元 金 0:3	利 子 0:4													
平成31年度	元 金 0:5	利 子 0:6													
平成32年度	元 金 0:7	利 子 0:8													
平成33年度	元 金 0:9	利 子 1:0													
平成34年度	元 金 1:1	利 子 1:2													
平成35年度	元 金 1:3	利 子 1:4													
平成36年度	元 金 1:5	利 子 1:6													
平成37年度	元 金 1:7	利 子 1:8													
平成38年度	元 金 1:9	利 子 2:0													
平成39年度	元 金 2:1	利 子 2:2													
以降	利 子 2:3														
合計(元金計+起債前債務)	2:4														

1	0	1	9	9	9	9	4	5	1	0	10
1	0	1	9	9	9	9	4	5	1	0	10

## 2. 法非適用企業

26表 歳入歳出決算に関する調

### 1 調査目的

この調査表は、歳入及び歳出の状況を法適用企業の記入方法に準じて調査するものである。

### 2 全般的留意事項

本表は税込み金額にて記入すること。

この調査表の作成にあたっては、歳入及び歳出について、経常的な経営収支を収益的収支欄へ、建設改良費、地方債償還金及びこれに対応する財源状況等を資本的収支欄へ計上するものとする。収益的支出に充てた地方債、収益的支出に充てた他会計借入金は、1. 収益的収入には含めず02行第21～22に「外書」として記入すること（形式収支の算出段階で加算するので注意する）。また、建設中であって、使用料（料金）を徴収していない会計においては、資本的収支欄のみ計上すること。

### 3 個別的留意事項

列2 営業収益 主たる営業活動から生じた収益を計上すること。

列4 雨水処理負担金 下水道事業における一般会計からの雨水処理負担金を計上すること。

列7 営業外収益 主たる営業活動以外から生じた収益を計上すること。

列10 他会計繰入金 一般会計等他の会計から繰入れられた金額を計上すること。

列13 営業費用 } 列2「営業収益」、列7「営業外収益」と同様に費用の性質により計上すること。

列17 営業外費用 }

列19 地方債利息 当該年度に支払われた地方債の利息(起債前借に係る分を含む。)を計上すること。(ただし、供用開始前における支払利息は列36「建設利息」へ)

また、簡易水道事業については、独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息を含めて記入すること。

列20 その他借入金利息 一時借入金の利息、他会計借入金の利息及びその他借入金の利息を記入すること。

列24 地方債 当該年度内に収入した地方債（起債前借及び前年度同意等債で当年度に収入したものと含み、未収入の地方債は含まない。）を記入すること。

列26 他会計補助金 他会計から資本的支出の財源として繰入れられた額を計上すること。

列27 他会計借入金 他会計から資本的支出の財源にあてるために貸付けを受けた額を計上すること。

列32 その他 利積金とりくずし額等その他の資本的収入に該当する額を計上すること。

列37 } 34列の内訳 列34建設改良費を補助対象事業費と単独事業費に分けて記入すること。

列39 } 補助要綱で定められた補助基本額部分を補助対象事業費とし、これを上回る部分は単独事業費として記入する。

具体的には、補助対象事業費には、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費を記入し、都道府県の単独の補助を受けて行う事業費は含めないこと。

なお、補助基準となった単価・面積等を上回る部分に係る事業費は、補助対象事業費に含めないので、単独事業費として取り扱うこと。

## 26 歳入歳出決算に関する調

010 簡易水道事業

団体コード 019999

規模別 0 1万人超

都道府県名 @都道府県名称  
団体名 @市町村名称

法適・非適

法適用企業

合計と内訳の数値について確認すること。

収支の黒字 1 黒字  
黒・赤字別

項目	行	金額(千円)	列番号	項目	行	金額(千円)等
(1) 総収益(B) + (C) (A)	01		(1)	6. 前年度繰上充当金(0)	02	
ア. 営業収益(B)			(2)	7. 形式収支(L)-(M)+(N)-(O)+(X)+(Y)(P)		
(ア) 料金収入			(3)	8. 未収入特定財源		
1. 収益的			(4)	内 國庫(県)支出金		
受取			(5)	地 方 債 債		
イ. 受託工事収益			(6)	そ の 他		
(ウ) その他の			(7)	9. 翌年度に繰越すべき財源(Q)		
イ. 営業外収益(C)			(8)	10. 実質収支黒字		
(ア) 国庫補助金			(9)	(P)-(Q)赤字(Δ)		
(イ) 都道府県補助金			(10)	11. 行政費		
(ウ) 他会計繰入金			(11)	財 国 費		
(エ) その他の			(12)	都道府県費		
(2) 総費用(E) + (F) (D)			(13)	市 町 村 費		
ア. 営業費用(E)			(14)	12. 退職手当支出額		
(ア) 職員給与費			(15)	13. 内 収 益 的 支 出 分		
(イ) 受託工事費			(16)	14. 資 本 的 支 出 分		
(ウ) その他の			(17)	15. 支給対象人員数(人)		
イ. 営業外費用(F)			(18)	16. 延支給月数(月)		
(ア) 支払利息			(19)	17. 延勤続年数(年)		
i. 地方債利息			(20)	18. 給料総額		
ii. その他借入金利息			(21)	19. 収益的支出に充てた地方債(X)		
(イ) その他の			(22)	20. 収益的支出に充てた他会計借入金(Y)		
(3) 収支差引(A) - (D) (G)			(23)	「01行16列」のうち受水費		
(1) 資本的収入(H)			(24)	うち資本費相当額		
ア. 地方債			(25)	「01行34列」のうち用地取得費		
イ. 他会計出資金			(26)	上記の内訳補助対象事業分		
ウ. 他会計補助金			(27)	単独事業分		
エ. 他会計借入金			(28)	「02行29列」のうち先行取得用地面積(m ² )		
オ. 固定資産売却代金			(29)	取 得 用 地 面 積(m ² )		
カ. 国庫補助金			(30)	上記の内訳補助対象事業分(nf)		
キ. 都道府県補助金			(31)	単独事業分(nf)		
ク. 工事負担金			(32)	「02行33列」のうち先行取得用地面積(nf)		
ケ. その他の			(33)	建設改良費の翌年度への繰越額		
2. 資本的支出(I)			(34)	上記の内訳補助対象事業分		
ア. 建設改良費			(35)	単独事業分		
う 職員給与費			(36)	維 続 費 通 次 繰 越 額		
ち 建設利息			(37)	「02行34列」のうち維持費		
本			(38)	35. 繼 越 明 許 繰 越 額		
本			(39)	36. 事 故 繰 越 額		
本			(40)	37. 事 業 繰 越 額		
本			(41)	38. 支 払 繰 延 額		
支			(42)	39. 「02行52列」のうち国庫の補正予算額		
支			(43)	40. 「02行54列」のうち地方公庫の補正予算額		
支			(44)	41. 「02行34列」のうち國庫の補正予算額		
支			(45)	42. 「02行63列」のうち民間資金によるもの		
支			(46)	43. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(47)	44. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(48)	45. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(49)	46. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(50)	47. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(51)	48. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(52)	49. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(53)	50. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(54)	51. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(55)	52. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(56)	53. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(57)	54. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(58)	55. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(59)	56. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(60)	57. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(61)	58. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(62)	59. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(63)	60. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(64)	61. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(65)	62. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(66)	63. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(67)	64. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(68)	65. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(69)	66. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(70)	67. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(71)	68. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		
支			(72)	69. 「02行43列」のうち民間資金によるもの		

019999262010

		単独事業費には、前述の補助事業の単価差、数値差及び対象差に係る事業費のほか、市町村が単独で行うもの及び都道府県の補助を受けて行う事業費を記入すること。
列38 列40	「37列」、「39列」に対する財源としての地方債	建設改良費の財源内訳中地方債（41列～43列の合計）を、補助対象事業費分、単独事業費分に分けて記入する。)
列41 48	建設改良費の財源内訳	列34「建設改良費」について、その内訳を記入すること。 列34「建設改良費」＝財源内訳〔列41～48〕  「他会計繰入金」は、他会計借入金、他会計補助金のうち、建設改良費に充てたものの合計額を記入すること。
列50 列52	「49列」の内書 「繰上償還金」	列49「地方債償還金」のうち繰上償還分を資金別にそれぞれ記入する。
列58	積立金	当該年度において、地方自治法第241条に規定する基金のうち、特定の目的のための資金の積立てを目的とする基金等に対する積立金の合計額を計上する。したがって、同法233条の2但書による歳計剩余金の処分によるものは含まないこと。  なお、 <u>この額は、収益的支出又は資本的支出には計上されないものであること。</u>
列59	前年度からの繰越金	前年度の決算において剩余金を生じた場合、その剩余金のうち、議会の議決を経て翌年度に繰越さないで基金に編入されたもの以外の当該年度に繰越された額（地方自治法第233条の2本文）を計上すること。  なお、この繰越金は、地方自治法施行令第145条第1項の継続費の通次繰越しに係る繰越財源額、同令第146条の繰越明許費のための繰越財源、同令第150条第3項の事故繰越しに係る財源繰越額等を含むものであること。  また、 <u>この額は収益的収入又は資本的収入には計上されないものであること。</u>
02行 列1	前年度繰上充当金	地方自治法施行令第166条の2によって前年度歳入が歳出に不足し、当該年度の歳入を繰り上げて充てた額を計上すること。  なお、 <u>この額は、収益的支出又は資本的支出には計上されないものであること。</u>
02行 列2	形式収支	収益的収支と資本的収支の差引に列59「前年度からの繰越金」を加え、列58「積立金」及び02行列01「前年度繰上充当金」を控除したものに更に02行列21「収益的支出に充てた地方債」02行列22「収益的支出に充てた他会計借入金」を加えたものを記入すること。
02行 列7	翌年度に繰越すべき財源	継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し額等から未収入特定財源を控除した額を記入すること。
02行 列8 9	実質収支	02行2列「形式収支」から02行7列「翌年度に繰越すべき財源」を控除したものを計上すること。なお、02行9列「赤字」には「-」の符号はつけないこと。

02行 行政投資実績  
列10 調  
13 建設改良費及び施設の維持補修費を調査するものであるので、「資本的収支の建設改良費」及び「営業費用」のうち「修繕費」の合計を計上すること。また、委託事業については、委託した団体で調査記載するものであること。

なお、国又は民間からの受託事業に係る額は除かれるものであること。

財源として地方債が充てられた場合においては、借入先の如何にかかわらず、当該団体の費用として計上し、国費に計上しないこと。

02行 退職に伴う支  
列14 出  
19

02行 給 料 総 額  
列20 当該年度に支払った職員の給料の総額を記入すること。

歳出予算の区分は下記の区分に準じ計上すること。

給	料	列14 職員給与費 但し、建設改良費支弁職員分は、列35「職員給与費」 に計上すること。
職 員 手 当		
共 濟 費		
賃金(P.21, 列3に 準じるもの)		
賃金(ただし、上記)		

職員給与費に含ま  
れるものを除く。)

報 償 費

旅 費

交 際 費

需 用 費

役 務 費

委 託 費

使用料及び貸借料

負担金、補助及び

交付金

公 課 費

児 童 手 当

投資及び出資金  
列55 その他

貸 付 金  
列54 他会計への繰出金

償還金利子及び割引料	地方債の利息については、列19「地方債利息」（但し、供用開始前における支払 利息は列36「建設利息」へ） 地方債取扱諸費については、列21「営業外費用その他」 地方債償還元金については、列49「地方債償還金」
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

積 立 金  
列58 積立金

繰 出 金  
列54 他会計への繰出金

02行 列21	収益的支出に充てた地方債、収益的支出に充てた他会計借入金	収益的収入には含めず02行21～22列へ記入する。 なお、形式収支の算出段階で加算されることに注意すること。 また、「平成28年度地方債同意等基準」（平成28年総務省告示第147号又は第391号）第二の二の1の(二)の(13)及び第二の二の2の(二)の(4)により同意等を受けて発行した、資金手当のための企業債（震災減収対策企業債）については、列21に記入すること。
02行 列23	受水費	他の水道事業者から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用を記入する。また、受水費のある事業にあっては、「うち資本費相当額」（02行24列）についても記入する。なお、資本費相当額は原水又は浄水を供給している用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に乗じて算出すること。この算出に用いる用水供給事業等の給水原価と資本費は税抜き処理後の金額にて計算した数値によること。
02行 列29	「01行34列」のうち用地取得費	建設改良費（01行34列）のうち用地取得に要した経費を記入する。用地取得に要した経費とは、土地の買入代価（石垣、暗渠等土地に附属するものを含む。）及び買入に附帯して生じた費用（事務費、仲立人手数料、地上物件移転等の補償、賠償費など）をいう。あくまでも「取得」に要した経費を計上するものであり、土地をその目的に利用するにいたるまでに要した費用（測量費、整地費（盛土、埋立、切土、地ならし、砂利敷等）、その他土木工事等）など、土地の加工に要した費用は含まない。
02行 列32	「02行29列」のうち先行取得用地分	用地取得に要した経費のうち、先行取得用地に係る経費をうち書きとして記入する。 事業を効率的に実施するために先行して取得した用地分を記入するが、行政目的以外の用地取得（職員住宅地用の取得等）に係るものは含まない。
02行 列30 列31	「02行29列」の内訳	用地取得に要した経費を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」の区分の概念は、01行37列、39列の区分の概念（作成要領P.46）と同じである。
02行 列33	取得用地面積	取得した土地の面積を記入する。 なお、面積の把握にあっては土地の所有権移転登記完了をもって、「取得」とみなす。したがって、決算額（=用地取得費）に係るもののか、債務負担行為、交付公債などにより「取得」することもありうる。
02行 列34 列35	「02行33列」の内訳	取得した土地の面積を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、01行37列、39列の区分の概念（P.46）と同じである。
02行 列36	「02行33列」のうち先行取得用地面積	取得した土地の面積のうち先行取得した土地の面積を記入する。なお、面積の把握にあっては土地の所有権移転登記完了をもって、「取得」とみなす。したがって、決算額（=用地取得費）に係るもののか、債務負担行為、交付公債などにより「取得」することもありうる。
02行 列37	建設改良費の翌年度への繰越額	建設改良費について、当年度内に支払義務が生じず、翌年度に繰り越して使用するものがある場合（地方自治法に基づく繰越し）、当年度に不用額として処理し、翌年度において新たに歳出予算に計上し執行するものがある場合（事業繰越）及び当年度末までに債務が発生したが、その支払を翌年度に繰り延べたものがある場合（支払繰延）にそれらの合計額を記入する。

02行 列38	「02行37列」 の内訳 補助対象事業 分、単独事業 分	建設改良費の翌年度への繰越額（「02行37列」）を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、01行37列、39列の区分の概念（P.46）と同じである。
02行 列40	「02行37列」 の内訳 継続費過次繰 越額	地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費について翌年度に過次繰越しを行った繰越額を記入する。
02行 列41	「02行37列」 の内訳 繰越明許費繰 越額	地方自治法第213条第1項の規定により、当年度の歳出予算の経費のうち予算の定めるところにより翌年度に繰り越した額について記入する。
02行 列42	「02行37列」 の内訳 事故繰越繰越 額	地方自治法第220条第3項の規定により、当年度の歳出予算の経費のうち、当年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため、翌年度に繰り越した額について記入する。
02行 列43	「02行37列」 の内訳 事業繰越額	建設改良費で、諸般の事情から、当年度において支出負担行為をすることができなかつたため、当年度においては不用額とし、翌年度において新たに予算に計上するものについて記入する。
02行 列44	「02行37列」 の内訳 支払繰延額	当年度末までに債務が発生したが、その支払額が当年度においてできなかつたため、翌年度にその支払を繰り延べたものについて計上する。
02行 列49	「01行34列」 の内訳 新增設に関す るもの	建設改良費の内訳として、事業初期の建設投資に要した費用及び既存施設及び設備等増設に要した費用については、新增設に関するものへ記入すること。なお、区分けが難しい工事等については按分等により記入すること。
02行 列50	改良に関する もの	
02行 列51	収益的收支に 関する繰入金 のうち、繰出 基準に基づく 繰入金、繰出 基準以外の繰 入金	営業外収益中の「他会計繰入金」を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金（繰出基準に基づく事由に係る上乗せ分を含む。）に分けて記入すること。なお、下水道事業（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設を除く。）においては営業収益中の「雨水処理負担金」も加えること。
02行 列53	資本的収支に 関する繰入金 のうち、繰出 基準に基づく 繰入金、繰出 基準以外の繰 入金	資本的収支の「他会計補助金」、「他会計借入金」の合計額を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金（繰出基準に基づく事由に係る上乗せ分を含む。）に分けて記入すること。
02行 列47	「02行52列」 のうち、「02行 54列」のうち 国との補正予算 等に基づく事 業に係る繰入	基準外繰入のうち、国の補正予算等に基づく臨時交付金を財源とした繰入を記入すること。（前年度から繰り越した交付金を当年度に繰入れた場合を含む。）
02行 列48		
02行 列55	元金償還金分 に対して繰入 されたもの（基 準額、実繰入 額）	「基準額」には「平成28年度の地方公営企業繰出金について」（平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知）に基づいて算定された額のうち、企業債利息に対するものを記入する。「実繰入額」については、実際に繰入れられた額を記入すること。
02行 列58	利息支払い分 に対して繰入 されたもの（基 準額、実繰入 額）	

02行 列59	繰入再掲元利 償還金に対し て繰入れたも の（基準額、 実繰入額）	繰入再掲の項目については、元金及び利息分に対して繰入れられた合計額を記入する。したがって、02行59列は02行55列と02行57列の合計額、02行60列は02行56列と02行58列の合計額となること。
02行 列61	繰上充用金	なお、記入にあたっては、普通会計決算統計の「公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況（27表）」の「公債費財源繰出」と原則一致するものであること。
02行 列62	「02行43列・ 44列」に係る 未収入特定財 源	地方自治法施行令第166条の2によって当年度歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額を記入すること。したがって、この額は翌年度において「前年度繰上充用金」（02行1列）に記入されるものである。
02行 列63	借換に係るも の	支払繰延額及び事業繰越額に充当することができる特定の歳入で当年度に収入されなかった額を記入すること。
02行 列64	02行63列のう ち民間資金に によるもの	地方債（01行24列）のうち、借換債額を記入すること。
02行 列65	市中銀行	02行63列「借換に係るもの」のうち、民間資金による借換債額を記入すること。
02行 列66	市中銀行以外 の金融機関	02行64列「02行63列のうち民間資金によるもの」のうち都市銀行、地方銀行からの借入額を記入すること。
02行 列67	市場公募債	02行64列「02行63列のうち民間資金によるもの」のうち信託銀行、信用金庫、各種共同組合、各種事業団、その他金銭の貸付けを業とする者で、「市中銀行」以外の金融機関等からの借入額を記入すること。
02行 列68	その他	02行64列「02行63列のうち民間資金によるもの」のうち、起債市場において公募により資金調達をした地方債を記入すること。また、住民参加型ミニ市場公募債（いわゆるミニ公募債）により資金調達をした地方債についても記入すること。

#### 〔質 疑〕

問 ごみ発電事業に係る費用の考え方如何。

答 20表損益計算書問8. (P.18) の答を参照のこと。

#### 24表 地方債に関する調

当年度末の地方債現在高について、法適用企業の24表「企業債に関する調」(P.37参照)に準じて作成すること。

当年度末における地方債の現在高に起債前借分が含まれている場合、当該起債前借額については、前借時・本借時の利率とは関係なく全額（45表23行各列に記入されている額と一致）をそれぞれの資金区分の01列「起債前借」に記入すること。

16列 地方債の償還に要  
する資金の全部又  
は一部を一般会計  
等において負担す  
ることを定めてい  
る場合、その額

01行列12「合計」のうち、法適用企業と同様に一般会計等において負担する額（則第39条第1項第2号）を定めている場合にはその額、又は「平成28年度の地方公営企業繰出金について」（平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知）に基づいて算定された一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還するべき地方債の額を参考にして記入すること。

ただし、当該金額がない場合は、0を記入すること。

## 〔質 疑〕

問 16列における、法適用企業と同様に一般会計等において負担する額を定めている場合とはどのような場合か。

答 将来の見込みを示しているものであるため、行政内部での整理がなされていれば足り、形式は問わない。(地方公営企業会計基準見直しQ & A番号1-1参照。)

### 40表 繰入金に関する調

#### 1. 各事業共通に関する事項

- (1) 調査目的  
(2) 全般的留意事項 } 法適用企業に準じること。

#### (3) 個別の留意事項

列4 他会計繰入金 第26表「歳入歳出決算に関する調」の列10「他会計繰入金」と一致すること。

列28 他会計補助金 第26表「歳入歳出決算に関する調」の列26「他会計補助金」と一致すること。

列55 収益勘定 第40表「繰入金に関する調」(法適用企業)の02行列60及び列61収益勘定他会計借入金

並びに02行列62及び列63資本勘定他会計借入金に準じること(P.41参照)。この場合において、列55及び列56の合計は、第26表「歳入歳出決算に関する調」の02行列22「収益的支

出に充てた他会計借入金」と一致し、列57及び58の合計は、第26表「歳入歳出決算に関する調」の列27「他会計借入金」と一致すること。

#### 2. 各事業別に関する事項

##### (1) 簡易水道事業

列64 補正予算債分 01行列07「建設改良に要する経費(支払利息)」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る地方債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの(その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの)に係る利子償還額を記入すること。

列65 補正予算債分 01行列08「建設改良に要する経費(支払利息)」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る地方債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの(その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの)に係る利子償還額に対する実繰入額を記入すること。

列66 補正予算債分 01行列31「建設改良に要する経費(元金償還)」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る地方債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの(その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの)に係る元金償還額を記入すること。

列67 補正予算債分 01行列32「建設改良に要する経費(元金償還)」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る地方債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの(その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの)に係る元金償還額に対する実繰入額を記入すること。

### 45表 地方債年度別償還状況調

#### 1. 各事業共通に関する事項

当年度末の地方債現在高についての翌年度以降の償還状況を法適用企業の45表「企業債年度別償還状況調」(P.43)に準じて作成すること(起債前借分については23行に記入し、各年度の償還予定額には含めないこと。)。

### 第3 事業別調査表の作成

#### 1. 法適用企業

##### 水道事業（簡易水道事業を含む）

###### (1) 調査対象

上水道事業及び簡易水道事業（地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に限る。）を対象とする。

###### (2) コードの記入方法

###### 施設名コード

末端給水事業は「001」、用水供給事業は「002」、法適用簡易水道事業は「005」とすること。

###### 事業区分（条件1）

コード	内容（事業区分）
1	上水道事業のみ
2	上水道事業と簡易水道事業
3	簡易水道事業のみ

水道事業会計内で行っている事業に対応するコード番号を記入する。  
上水道事業のみを行っている場合は1を、上水道事業と簡易水道事業を行っている場合は2を、簡易水道事業のみ（施設名コード=005）を行っている場合は3を記入すること。

###### 経営主体（条件2）

コード	内 容
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市 営
4	町 村 営
5	企 業 団 営

###### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コ ー ド 名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお収支が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注）供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に受託工事収支等により損益収支が出た場合であっても、全表「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業は、コード番号「1」または「2」を記入すること（以下全事業同じ。）。

従前は、公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

## 規模別（条件4, 5）

調査対象年度末日（3月31日）現在の給水人口により区分すること。

コード番号	現在給水人口段階区分
01	都及び指定都市
02	30万人以上
03	15万人以上30万人未満
04	10 ツ 15 ツ
05	5 ツ 10 ツ
06	3 ツ 5 ツ
07	1.5 ツ 3 ツ
08	1 ツ 1.5 ツ
09	0.5 ツ 1 ツ
10	0.5万人未満
11	簡易水道事業
12	用水供給事業
13	末端給水事業（上水）の建設中
14	用水供給事業 ツ
15	簡易水道事業の建設中
16	末端給水事業（上水）の想定企業会計
17	用水供給事業 ツ
18	簡易水道事業の想定企業会計

(注) 黒・赤字別コードが建設中の事業「3」の場合、このコード番号は必ず「13」「14」「15」のいずれかとなるものであること。

黒・赤字別コードが想定企業会計「4」の場合、このコード番号は必ず「16」「17」「18」のいずれかとなるものであること。

## 用途区分（条件6）

コード	内 容	(注) 区分は家庭用有収水量（口径別料金体系を採っている場合は25mm以下）の占める割合によること。 小数点以下第1位の数値（1%未満の数値）を四捨五入すること。	
1	80%以上	算出方法 30表 16列「家庭用」	
2	50%以上80%未満	30表 15列「有収水量」	
3	0%超50%未満		
4	0%, 建設中の事業、 用水供給事業		

## 水源区分（条件7）

コード	内 容
1	ダム以外の表流水を主とするもの
2	ダム ツ
3	伏流水 ツ
4	地下水 ツ
5	受水 ツ
6	その他の水源 ツ

(注) 30表「施設及び業務概況に関する調(付表)」の3列～8列のうち最も多い水量の水源により記入すること。  
なお、建設中の事業については計画取水能力により記入すること。

## 原価区分（条件8）

末端給水	コード	内 容	算出方法	
			21表29列「費用合計」-20表22列「長期前受金戻入」	01表24列「年間総有収水量」
用水供給	1	給水原価 251円以上		
	2	ツ 163円以上251円未満		
	3	ツ 0円超 163円未満		
	4	ツ 0円、建設中の事業 ・想定企業会計		
	5	ツ 112円以上		
	6	ツ 75円以上112円未満		
	7	ツ 0円超 75円未満		
	8	ツ 0円、建設中の事業 ・想定企業会計		

(注) 小数点以下第1位の数値を四捨五入すること。

(3) 01表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目		行	数値	列番号
1. 事業開始年月日	事業創設認可年月日	0.1		(1)
	1. 明治			
	2. 大正			
	3. 昭和			
	4. 平成			
	供用開始年月日			(2)
	1. 明治			
	2. 大正			
	3. 昭和			
	4. 平成			
2. 法適用年月日		3. 昭和		(3)
		4. 平成		
3. 管理者	設置			(4)
	非設置			
4. 施水源	(1) 行政区域内現在人口(人)			(5)
	(2) 計画給水人口(人)			
	(3) 現在給水人口(人)			
	チエック ((1)+(2)+(3))			
	(4) 種類	01 表流水		(6)
		02 ダム		
		03 伏流水		
		04 地下水		
		05 受水		
		06 その他		

記入例 昭和45年4月1日→3450401

なお、市町村合併があった場合は、新設・編入合併とともに最も古い団体の事業創設年月日を記入すること。

給水（一部給水を含む。）を開始した年月日を記入すること。なお、建設中の事業にあっては給水予定年月日を記入する。

なお、市町村合併があった場合は、新設・編入合併とともに最も古い団体の供用開始年月日を記入すること。

地方公営企業法が適用されることとなった（条例により法の全部または財務規定等の一部を適用した場合を含む。）年月日を記入すること。

なお、市町村合併があった場合は、新設合併の際には合併年月日を、編入合併の際には主要な団体の法適用年月日を記入すること。

管理者設置の場合（2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）は「設置」を選択すること。

企業団にあっては、企業長がその職務を取扱うこととされているので「設置」を選択すること。

調査対象年度末日（3月31日）現在の住民基本台帳に記載されている人口を記入すること。

水道事業の認可に係る事業計画において定める計画給水人口を記入すること。ただし、変更の認可を受けたときは、当該変更の認可に係るもの記入すること。

調査対象年度末日（3月31日）現在、現に給水をしている人口を記入すること。

（注）用水供給事業の場合の6列～8列には、その供給を受けている団体の合計を記入すること。

（注）行政区域外末端給水について  
 (1) 行政区域外末端給水を行っている事業については、6列、7列及び8列に含めて記入すること。

(2) 行政区域外末端給水を受けている事業については、行政区域外給水相当分の給水人口を6列、7列及び8列に含めないこと。

水源については該当する項目を選択すること（複数選択可）。なお、他からの受水によっている場合には供給者側の水源の種類の如何にかかわらず「5」受水を選択し、「6」その他には、湖水、湧水等を含むものであること。

設	(5) 水利権 ( $m^3$ /日)a		
	(6) 導水管延長 (km) b		
	(7) 送水管延長 (〃) c		
	(8) 配水管延長 (〃) d		
	(9) 淨水場設置数 e		
	(10) 配水池設置数 f		
	チエツク (a~f)		
	5. (1) 配水能力 ( $m^3$ /日)		
	業 (2) 一日最大配水量 (〃)		
務	(3) 年間総配水量 ( $km^3$ )		
	(4) 年間総有収水量 (〃)		
	チエツク ((1)+(2)+(3)+(4))		
	(1) 01 用途別		
料 金 端 体 給 水	02 口径別		
	03 その他の		
	(2) (ア) 基本水量 ( $m^3$ )		
料 金  家 庭 用	(イ) 基本料金 (円)		
	(ウ) 超過料金 (円/ $m^3$ )		
	1か月 $10m^3$ 口径 13mm		
	当たり料金 口径 20mm		
	1か月 $20m^3$ 口径 13mm		
	当たり料金 口径 20mm		
	(3) 料金改定年数	01	

前回料金実施年月日（料金改定を一度も行っていない場合は供用開始年月日）から現行料金実施年月日までの経過年数を右詰めで記入すること。

（例） 現行料金実施年月日 平成24年4月1日  
 -) 前回料金実施年月日 平成15年10月1日  
 経過年数 8年6月0日  
 → 「0806」  
 (日は切り捨てること。)

流水の占用の許可（河川法23条）によって設定されたものについて、その取水量を記入すること。

km単位であるが小数第2位（即ち10mの単位）まで記入すること。

現に稼動し及び稼動しうる状態にある配水施設の能力（公称能力）を記入すること。

23列及び24列は千 $m^3$ 単位とし、小数第2位（即ち10 $m^3$ の単位）まで記入すること。

末端給水のうち用途別、口径別を併用している事業は「1」及び「2」を選択し、定額制等の用途別または口径別以外の料金体系をとっている事業は「3」を選択すること。

用水供給事業の料金体系については、「13.料金体系（用水供給）」(01行58列)に記入すること。

用途別料金体系を取っていた団体と口径別料金体系を取っていた団体が合併し、料金が統一されていない場合にも「用途別」及び「口径別」の両方を記入すること。

以下「料金」は税込みの金額を記入すること。

したがって、料金表で税抜きの料金単価設定をしている場合は1.08を乗じた額を記入すること。

なお、消費税及び地方消費税未転嫁の場合にあっては、料金表の単価をそのまま記入すること。

用途別料金体系の場合は「家庭用」の料金を、口径別料金体系の場合は「口径13mm」の料金を記入し、その他の料金体系の場合は基本水量を「 $10m^3$ 」（用水供給事業については、基本水量を「 $1m^3$ 」とし、基本料金は「 $1m^3$ 」当たりに換算した数値を記入すること。）として記入すること。また、「基本料金」にメータ使用料は含めないこと。

「超過料金」は基本水量の直近上位の $1m^3$ 当たりの額を記入すること。また、料金が単一でない場合は最も低い料金を記入すること。ただし、従量制をとっていない場合は記入しないこと。

口径別料金体系の場合は、口径13mmの $10m^3$ 当たりの料金を記入すること。基本水量が $10m^3$ 未満の場合には、実際に $10m^3$ 使用した場合の料金を記入し、基本水量が $10m^3$ を超える場合にあっては、 $10m^3$ に換算した料金を記入すること。その他の料金体系の場合は、前述の記載要領に準じて記入すること。

ただし、メータ使用料等、家庭用（口径13mm）使用者が月 $10m^3$ 使用した場合、恒常に徴収する料金も含めること。なお、用水供給事業については、記入しないこと。

家庭用口径20mmで月 $10m^3$ 使ったときの料金（メータ使用料等も含む。）を記入すること。

10 $m^3$ 当たり料金と同じ基準で記入すること。

なお30列と31列、32列と33列が同じ場合もそれぞれ記入すること。

(4) 現行料金実施	3. 昭 和	
年月日	4. 平 成	
(5) 当年度実質	(ア) 家庭用 10m ³ /月	
改定率(%)	(イ) 全 体	
金		
7. 職員数(人)	(1) 損益勘定所属職員	
	原水関係職員	(41)
うち	浄水関係職員	(42)
	配水関係職員	(43)
ち	検針職員	(44)
	集金職員	(45)
	(2) 資本勘定所属職員	(46)
	計 ( (1) + (2) )	(47)
		(48)
		(49)
		(50)
		(51)
		(52)
	5. (4)年間総有収水量のうち、 簡易水道事業分(千m ³ )	(53)

消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となること。

調査対象年度内に改定があった場合に記入すること。

料金算定期間内における家庭用料金について実際に10m³使用した場合の改定率を記入すること。

なお、口径別料金体系の場合は、口径13mmの料金について記入すること。

消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率(0.1%単位)を記入すること。なお、単なる対前年度比率ではなく、増減率を記入することであること(例:1,000円→1,230円の場合は、23.0%と記入する。(123.0%ではない))。減の場合は前にマイナス(−)をつけること。39列も同様である。

「職員数」は、調査対象年度末の常時雇用職員数(一般職に属する臨時又は非常勤の職員のうち、その職名の如何を問わず、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務することとして定められている者で、その勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。)が18日(完全週休2日制を実施していない期間にあっては22日。ただし、4週6休制を実施している期間にあっては20日)以上ある月が引き続いで12箇月を超える職員を含む。)を記入すること。

なお、共通職員(例えば企業局総務課職員)及び兼務職員等における会計間の区分及び損益勘定、資本勘定の区分については、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分し記入すること。

また、2以上の事業で、1の管理者を設置している場合には、主たる事業に含めることとし、他の事業には含めないこと。

上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合又は法適用簡易水道事業の場合、「年間総有収水量(千m³)」(24列)のうち法適用簡易水道事業分を記入する(法適用簡易水道事業の場合は(53列)=(24列)となること)。

また、53列は千m³単位とし、小数第2位(即ち10m³単位)まで記入すること。

なお、記入に当たっては、各種調査における簡易水道事業の資本費等算出に係る基礎数値との整合に留意すること。

8. 給 水 形 態	(1) 上水道事業	ア 末 端	a 稼働中
		給水事業	b 建設中
		イ 用 水	c 稼働中
	(2) 簡易水道事業	供給事業	d 建設中
		簡易水道事業	e 稼働中
			f 建設中

(54)	●
	○
	○
	○
	○
	○
(55)	
(56)	
(57)	○
	○
	○
(58)	□
	□
	□
	□
(59)	
(60)	
(61)	
(62)	
(63)	
(64)	
(65)	

9. 法 適用 区分	(1) 上水道事	當 然 全 部
		條 例 全 部
(2) 簡易 水道事業	當 然 全 部	
	條 例 財 務	
10. 料用 金水 体供 系給	01 単一料金制	
	02 二部料金制	
03 責任水量制 系給	03 責任水量制	
	04 その他の	
11.	加 入 金(千円)	
4. (6)～(8)導送水管延長のうち、法定耐用年数を経過した管路延長(千m)	導水管 送水管 配水管	
4. (6)～(8)導送配水管延長のうち、当該年度に更新した管路延長(千m)	導水管 送水管 配水管	

小数点第二位まで表示

「給水形態」は a ~ f のいずれか 1 つのみ選択すること。

従って、1 つの会計で複数の事業を行っていても、そのうち主要な事業 1 つのみを選択して記入すること。

なお、「稼働中」には、一部給水をしている事業も含むものであること。

上水道事業の場合は「当然全部」、法適用簡易水道事業の場合は「条例全部」「条例財務」を選択すること。

なお、上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合は、「当然全部」を選択すること。

該当する項目を選択すること。用水供給事業のみ記入すること。

税込みの収益金額の総額を記入すること。

導送配水管延長(13列～15列)のうち、法定耐用年数(40年)を超えた導送配水管延長を記入すること。なお、千m単位であるが小数点第2位(即ち10mの単位)まで記入すること。

導送配水管延長(13列～15列)のうち、当該年度において新たに布設した導送配水管で布設替に伴い布設した導送配水管延長を記入すること。なお、千m単位であるが小数点第2位(即ち10mの単位)まで記入すること。

(注) 建設中(一部でも供用を開始しているものは除く。)の事業の場合は、次の項目のみを記入すること。

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1列 事業創設許可年月日           | 9列 チェック ((1)+(2)+(3)) |
| 2列 供用開始年月日(予定を記入すること。) | 10列 種類                |
| 3列 法適用年月日              | 47列 資本勘定所属職員数         |
| 4列 チェック (1+2)          | 48列 職員数計(1)+(2)       |
| 5列 管理者設置の有無            | 54列 給水形態              |
| 6列 行政区域内現在人口           | 57列 法適用区分             |
| 7列 計画給水人口              |                       |

(4) 20表「損益計算書」の記入方法

ア 給 水 収 益		(3)	
うち簡易水道事業分		(4)	
「01行22列」のうち、上水道事業分		(75)	
うち 減価償却に伴い収益化したもの		(76)	

上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合又は法適用簡易水道事業の場合、「給水収益」(3列)のうち法適用簡易水道事業分を記入する(法適用簡易水道事業のみの場合は(3列)=(4列)となること)。

なお、記入に当たっては、各種調査における簡易水道事業の供給単価等算出に係る基礎数値との整合に留意すること。

上水道事業のみ又は上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合に、「長期前受金戻入」(22列)のうち上水道事業分を記入する(上水道事業のみの場合は(22列)=(75列)≥(76列)となること)。

「「01行22列」のうち、上水道事業分」(75列)のうち、補助金等により取得又は改良した償却資産の減価償却に伴い収益化した額を記入すること。((75列)≥(76列)となること)。

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

2. 支 払 利 息		(7)	
内 (1) 企 業 債 利 息		(8)	
(2) 一 時 借 入 金 利 息		(9)	
訳 (3) 他 会 計 借 入 金 等 利 息		(10)	
17. 広 報 活 動 費		(51)	
す 給 る 与 諸 に 關 する 職 員 一 人 当 タ リ 平 均 給 与		(52)	
退 職 手 当 平 均 支 給 月 数		(53)	

独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息も含めて記入すること。

住民に対する水道事業の広報活動に要した経費を記入すること。

当該年度における職員一人当たりの月額平均給与を記入すること。「15. 給与に関する調」の「計」(41列)を「年間延職員数」(30列)で除した額(端数は四捨五入すること。)と一致するので留意すること。

「16. 退職に関する調」の「延支給月数」(49列)を「支給対象人員数」(48列)で除した額(端数は小数点以下第一位を四捨五入すること。)と一致するので留意すること。

うち 簡易 水道 事業 分	2. (1)企業債利息	0 2		(1)	
	3. 減価償却費			(2)	
	13. 受水費のうち 資本費相当額			(3)	
	15. 費用合計			(4)	
	02 辺地債分			(5)	
	01 過疎債分			(6)	
	資本費平準化債分			(7)	
	の 公営企業施設等整理債分			(8)	
	う 災害復旧事業債分			(9)	
	ち 未利用施設の利子に充てる企業債分			(10)	
	01行08列のうち、償却原価法による利息相当分を除いた企業債利息			(11)	
	上水道事業分			(12)	
	01 行 う 辺地債分			(13)	
	08 列 の 過疎債分			(14)	
	の 資本費平準化債分			(15)	
	う 公営企業施設等整理債分			(16)	
	ち 災害復旧事業債分			(17)	
	未利用施設の利子に充てる企業債分			(18)	

上水道事業と法適用簡易水道事業を同一会計で行っている場合又は法適用簡易水道事業の場合、「企業債利息」(1行8列)、「減価償却費」(1行11列)、「受水費のうち資本費相当額」(1行27列)及び「費用合計」(1行29列)のうち、法適用簡易水道事業分をそれぞれ記入する(法適用簡易水道事業の場合は、「うち簡易水道事業分」と上記1行各列の数値がそれぞれ一致すること)。

なお、記入に当たっては、各種調査における簡易水道事業の資本費等算出に係る基礎数値との整合に留意すること。

2行1列の「企業債利息うち簡易水道事業分」のうち、辺地債(2行5列)、過疎債(2行6列)、資本費平準化債(2行7列)、公営企業施設等整理債(2行8列)、災害復旧事業債(2行9列)又は未利用施設の利子に充てる企業債に係る分(2行10列)に係る額を記入すること。

1行8列の企業債利息のうち、上水道事業(末端給水事業)に係る企業債利息を記入すること。なお、2行1列と2行12列の合計が1行8列と一致するものであること。

2行12列の「企業債利息うち上水道事業分」のうち、辺地債(2行13列)、過疎債(2行14列)、資本費平準化債(2行15列)、公営企業施設等整理債(2行16列)、災害復旧事業債(2行17列)又は未利用施設の利子に充てる企業債に係る分(2行18列)に係る額を記入すること。

(6) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

事簡易水道事業分		借換に係るもの
		資本費平準化債に係るもの
01 行 32 列	上 ( 繰 上 債 還 分 除 く。 )	水道事業分
	う	辺地債分
	ち	過疎債分
	のうち	資本費平準化債分
	う	公営企業施設等整理債分
	ち	災害復旧事業債分
		借換債分
		簡易水道事業分
	う	水道事業分
	ち	辺地債分
		過疎債分
		資本費平準化債分
		公営企業施設等整理債分
		災害復旧事業債分
		借換債分

(50)	
(51)	
(52)	
(53)	
(54)	
(55)	
(56)	
(57)	
(58)	
(59)	
(60)	
(61)	
(62)	
(63)	
(64)	
(65)	
(66)	

1行3列の「その他」のうち、借換債（2行50列）、資本費平準化債（2行51列）に係る額を記入すること。

1行32列の「企業債償還金」から繰上償還金分（1行33列～35列）を控除した額のうち、上水道事業（末端給水事業）に係る額を記入すること。

なお、1行33列～35列、2行53列及び2行60列の合計が1行32列と一致するものであること。

2行53列の「企業債償還金（繰上償還分除く。）うち上水道事業（末端給水事業）分」のうち、辺地債（2行54列）、過疎債（2行55列）、資本費平準化債（2行56列）、公営企業施設等整理債（2行57列）、災害復旧事業債（2行58列）又は借換債（2行59列）に係る額を記入すること。

上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合又は法適用簡易水道事業の場合、1行32列の「企業債償還金」から繰上償還金分（1行33列～35列）を控除した額のうち、法適用簡易水道事業分を記入すること（法適用簡易水道事業の場合は、「簡易水道事業分」（2行60列）と1行33列～35列の合計が1行32列と一致するものであること。）。

2行60列の「企業債償還金（繰上償還分除く。）うち簡易水道事業分」のうち、辺地債（2行61列）、過疎債（2行62列）、資本費平準化債（2行63列）、公営企業施設等整理債（2行64列）、災害復旧事業債（2行65列）又は借換債（2行66列）に係る額を記入すること。

(7) 30表「施設及び業務概況に関する調(付表)」の記入方法

項目	行	数値	列番号
1・給水戸数(戸)	0	1	(1)
(1)取水能力(m³/日)			(2)
2.内能 試力	①ダム以外の表流水(〃) ②ダムによるもの(〃) ③伏流水(〃) ④地下水(〃) ⑤受水(〃) ⑥その他水源(〃)		(3) (4) (5) (6) (7) (8)
3.(1)取水量(m³/日)			(9)
水 量	(2)配水量(〃) (3)有収水量(〃)		(10) (11)
内 量 試 内 量 試	ア家庭用(〃) イ工場用(〃) ウその他の(〃)		(12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)

現に水が供給されている戸数を記入すること。

なお、用水供給事業においては、用水供給を受けている団体の給水戸数の合計を記入すること。

「能力」欄には、現に稼動中の水道施設及び稼動しうる状態にある水道施設の能力(いわゆる公称能力)を記入すること。従って地下水や受水など浄水施設での処理を要しないものも含めること。

なお、建設中の事業及び一部供用を開始している事業については計画能力を記入すること。

「水量」欄には水量の実績を記入すること。  
なお、受水団体にあっては、12列「取水量」欄に受水した水量を加算して記入すること。  
また16列「家庭用」において、口径別料金体系をとっている団体にあっては、口径25mm以下のメーター分を記入し、用水供給事業にあっては、全有収水量を18列「その他」に記入すること。

また、15列「有収水量(m³/日)」×365(うる年を含む年度にあっては366。また、年度途中給水開始の場合はその給水後の日数)÷01表24列「年間総有収水量(千m³)」×1,000となること。

4.消火栓設置状況	(1)前年度末現在数(個) (2)当年度設置数(〃) (3)当年度設置総額(千円) (4)当年度維持管理費(〃) (5)当年度末現在数(個) 01行29列のうち職員の入件費(千円)	税込み	(26)―― (27)―― (28)―― (29)―― (30)―― (31)――
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	----------------------------------------------------------

26列「(1)前年度末現在数」 前年度末における現在数を記入すること。

27列「(2)当年度設置数」 当年度に新たに設置した数を記入すること。

30列「(5)当年度末設置数」 調査対象年度末における現在数を記入すること。

$$(1) \text{前年度末現在数} + (2) \text{当年度設置数} \\ 26\text{列} \quad 27\text{列} \\ - \text{当年度撤去数} = (5) \text{当年度末現在数} \\ 30\text{列}$$

となることに留意すること。

上記については、本調査表の対象とする水道事業(法適用簡易水道事業を含む。)に係るものについて記入すること(一般会計に資産計上しているものも含む。)。

28列「(3)当年度設置総額(千円)」消火栓の設置に直接要した経費だけでなく、消火栓の設置に伴い増加する配水管(増設・口径の増大)、配水池、加圧装置等の水道施設の設置に要した経費(いわゆる増強経費)を含むものとする(一般会計からの繰出しの有無に関わらず記入すること)。

31列「01行29列のうち職員の入件費(千円)」29列「(4)当年度維持管理費(千円)」のうち、職員の給与費に要した経費について記入すること。

項目		行	数	値
5.	給水区域面積(ha)	0	1	(35)
給水区域面積(ha)	現在			(36)
6. 計画年間給水量(千m ³ )				(37)
7. 用排水供給先団体数	現在			(38)
用排水供給先団体数	現在			(39)
8. 上水道の数				(40)
簡易水道の数				(41)
9. 独立行政法人水資源機構	元金			(42)
割賦負担償還額(千円)	利息			(43)
10. (1) 取水部門				(44)
有形固定資産額(千円)				(45)
(2) 導水部門				(46)
(3) 净水部門				(47)
(4) 送水部門				(48)
(5) 配水給水部門				(49)
(6) その他部門				(50)
計 (1) ~ (6)				(51)
11. 檢針業務(%)				(52)
給水事業業務(%)				(53)
施設設備管理の遠隔制御	全部導入1 一部導入2 導入なし3			(54)
施設設備管理の遠隔制御	全部導入1 一部導入2 導入なし3			(55)
水道料金徴収にかかる電算化	全部導入1 一部導入2 導入なし3	0	2	(56)
人事・給与システム	全部導入1 一部導入2 導入なし3			(57)
財務会計システム	全部導入1 一部導入2 導入なし3			(58)
設計積算システム	全部導入1 一部導入2 導入なし3			(59)
PFI方式	BTO方式1 BOT方式2 その他方式3 導入なし4			(60)
第三者への業務委託導入済	1 導入なし2			(1)

現に給水している給水区域の面積を記入すること。単位に注意すること。(1 km²=100ha)

(注) 用水供給事業の場合は、その供給を受けている団体の合計を記入すること。

水道事業の認可に係る事業計画において定める給水量を記入すること。

当該市町村等の設置する上水道事業・簡易水道事業の箇所数(認可数)について、本調査書の調査対象となっている特別会計に含まれるもの記入すること。

独立行政法人水資源機構に対する割賦負担元金及び利息を記入すること。

各部門の有形固定資産額は、企業の実情に即して適当な基準により区分して記入すること。

建設中事業については、区分できれば区分し、区分しがたい時は(6)その他部門とする。

22表「貸借対照表」の2列「有形固定資産」の額と一致すること。

総件数のうち、委託で施工した件数の割合を記入すること。

給水工事は工事の設計積算施工及び給水装置の修繕改良工事のほか、配水管から給水装置を引き込む際の分岐工事などをいう。

なお、給水工事の一部を委託し、残りの部分を直営で施工している場合は、委託件数に算入すること。

全て導入済で、未導入部分が全くない場合は、「全部導入1」を、導入しているが未導入部分が多少でもある場合は「一部導入2」を、全く導入していないときは「導入なし3」を選択すること。

一般会計等のシステムを借りて処理をしたり、委託会社に処理を依頼している場合は、「導入なし3」とすること。

該当する項目を選択すること(複数の方式を採用している場合、複数回答可)。

#### BTO方式

PFI事業者が施設を建設(Build)した後、施設の所有権を行政に移管(Transfer)した上で、PFI事業者がその施設の運営(Operate)を行う方式。

#### BOT方式

PFI事業者が施設を建設(Build)し、契約期間にわたり管理運営(Operate)を行って、資金改修した後、行政にその施設の所有権を移管(Transfer)する方式。

水道法第24条の3第1項に基づく第三者委託の導入状況を選択すること。

## 工業用水道事業

### (1) 調査対象

工業用水道事業（工業用水道事業法第3条に基づく届出を行っている工業用水道事業）及び将来工業用水道事業を行うための水利権、ダム使用権を取得する目的で負担金を支払っているもの（いわゆる水源開発事業）で地方公営企業法を適用している事業を対象とする。

### (2) コードの記入方法

#### 施設名コード

各施設のコード番号は、各団体において「001」から順に決定すること（施設に異動がない場合については原則として前年度と同じ番号とし、新規の施設がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された施設がある場合はその施設名コード番号は欠番とし、施設が統合された場合には一方の施設名コード番号に合わせ、他方の施設名コード番号は欠番とする。）。この際の施設名とは、工業用水道事業法第3条第1項の規定に基づく届出をしているものは当該届出名称により、水源開発中のものについてはダム名称等によるものであること（国庫補助事業にあっては、事業費補助金交付申請書に記載した名称であること。）。

なお、同一水系同一料金のものは工事期別に区分する必要はないが、同一水系であっても補助事業と単独事業、料金を異にするときは原則として区分する。

#### 配水能力別区分（条件1）

現在配水能力（02表）「施設及び業務概況に関する調」列40を次の区分に従い分類し記入すること。

コード番号	コード名
1	400,000m ³ /日以上
2	200,000m ³ /日以上 400,000m ³ /日未満
3	100,000m ³ /日以上 200,000m ³ /日未満
4	50,000m ³ /日以上 100,000m ³ /日未満
5	50,000m ³ /日未満
6	建設中

#### 経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市 営
4	町 村 営
5	企 業 団 営

### 黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

(1) 施設ごとに作成する（02表）、（20表）、（21

表）、（23表）及び（40表）については、（20表）「損益計算書」の列46「経常利益」列47「経常損失」のいずれかにより記入すること。

(2) 事業全体として作成する（22表）、（24表）及び（45表）については、（22表）「貸借対照表」の列74再掲「経常利益」列75再掲「経常損失」のいずれかにより記入すること。

なお、収支差引きが「0」である場合は黒字「1」とすること。

(注) 給水開始前（料金収入なし）の施設は、仮に損益収支が出た場合であっても、（02表）、（20表）、（21表）、（23表）及び（40表）は建設中「3」を記入すること。なお、建設中の施設でも、一部供用を開始し、料金収入がある事業については、損益計算書の「経常利益」又は「経常損失」のいずれかにより該当するコード番号を記入すること。また、当該年度に給水を開始したが料金調定がなかったため、料金収入が計上されない場合にあっては、建設中としないこと。

従前は、公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

### 地域別区分（条件4）

次の表の区分に従い分類し記入すること。

コード番号	コード名
1	新産工特地域基盤整備事業
2	〃 地盤沈下対策事業
3	四大工業地帯基盤整備事業
4	〃 地盤沈下対策事業
5	その他地域 基盤整備事業
6	〃 地盤沈下対策事業
7	〃 低開発地域開発事業
8	〃 産炭地域振興対策事業

### 地域別区分の説明

地域区分		事業区分		コード番号
新産工特地域	新産業都市建設促進法第3条もしくは第4条または工業整備特別地域整備促進法第2条の規定に基づいて指定されていた地域	基盤整備事業	地盤沈下対策事業以外の事業	1
		地盤沈下対策事業	工業用水法施行令第1条の規定に基づいて指定された地域に給水する工業用水道事業	2
四大工業地帯	次に掲げる地域に給水する工業用水道事業の給水区域 京浜工業地帯 中京工業地帯 阪神工業地帯 北九州工業地帯	基盤整備事業	地盤沈下対策事業以外の事業	3
		地盤沈下対策事業	工業用水法施行令第1条の規定に基づいて指定された地域に給水する工業用水道事業	4
その他地域	新産工特地域に指定されていた地域および四大工業地帯以外の地帯	基盤整備事業	地盤沈下対策事業、低開発地域開発事業および産炭地域振興対策事業以外の事業	5
		地盤沈下対策事業	工業用水法施行令第1条の規定に基づいて指定された地域に給水する工業用水道事業	6
		低開発地域開発事業	低開発地域工業開発促進法第2条の規定に基づいて指定された地域に給水する工業用水道事業	7
		産炭地域振興対策事業	産炭地域振興臨時措置法施行令第1条の規定に基づいて指定されていた地域に給水する工業用水道事業	8

### 補助単独区分（条件5）

コード番号	コード名
1	補助
2	単独

「工業用水道事業費補助金交付要綱」第3条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく補助金を受けて工業用水道を布設したもの（改築を含む）及び「水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱」に基づく補助金を受けて独立行政法人水資源機構が施工する事業に対する負担金を納付しているものを「補助」、それ以外のものを「単独」とし、左区分に従い記入すること（各表における補助単独の区分は上記のとおりとする。）。

### 水源区分（条件6）

コード番号	コード名	
1	ダム、せき、河口湖、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発のための施設を有するもの	
2	地下水	
3	表流水	「1」のダム等水源施設を有しないもの
4	その他	

水源の種類（02表）「施設及び業務概況に関する調」列27において「4 ダム等」に該当がある場合は、コード番号「1」を記入し、また、「4 ダム等」に該当がなく、それ以外で複数の該当がある場合は、コード番号「2」「3」「4」のうち取水量が多い水源の番号を記入すること。

### 給水開始年度区分（条件7）

供給開始（予定）年月日（02表）「施設及び業務概況に関する調」列3、列4に基づき次の区分に従い分類し記入すること。

なお、「一部給水」（列3）と「全部給水」（列4）の両方に記入がある場合は「一部給水」（列3）により該当するコード番号に記入すること。

コード番号	コード名
1	平成29年度以降
2	平成24年度～28年度
3	平成19年度～23年度
4	平成14年度～18年度
5	平成9年度～13年度
6	昭和62年度～平成8年度
7	昭和61年度以前

### (3) 02表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	数値	列番号 (1)
1. 建設開始年月日	2. 大正	0 1	
	3. 昭和		(2)
	4. 平成		

工業用水道事業法第3条第1項の規定に基づく施設の設置の工事開始日を記入すること（記入例はP.56参照。）。水源開発着手のみの場合は、ダム基本計画等における着手年度の年度初めの月日（4月1日）を記入すること。

2. 供給開始 (予定)年月日	一部 給水	2. 大正 3. 昭和 4. 平成
	全部 給水	2. 大正 3. 昭和 4. 平成
		3. 昭和 4. 平成
		チェック(1+2+3)
3. 法適用年月日		該当なし
4. 管理者	設置	
	非設置	
5. 給水先事業所数		
6. 1m ³ 当たり建設単価(円)		
		チェック(5+6)

	(3)	
	(4)	
	(5)	
○	(6)	
○	(7)	
○	(8)	
	(9)	
	(10)	
	(11)	

工業用水道事業法第13条の規定に基づき一部給水開始の届出をしたときのみ（建設中のものにあっては給水開始の予定）届出書に記載した日を記入すること。

工業用水道事業法第13条の規定に基づき給水能力全部の給水開始の届出をしたときは届出書に記載した日を記入する。それ以外のものは全部給水の開始予定の日を記入すること。

地方公営企業法が適用されることとなった日を記入すること。

記入要領はP.56を参照のこと。ただし、1事業で2施設以上を有する場合は最初の施設の調査表のみ記入し、他は空欄とすること。

最初の施設が廃止された場合には、次に設置した施設の調査表に記入すること。

会社数ではなく実際に給水している事業所の数を記入すること。

「実績総事業費（13列の数値×1,000）」を「現在配水能力（40列）」で除した数値（円未満四捨五入）を記入する。なお、建設中（一部供用開始を含む。）の施設については、「計画総事業費（12列の数値×1,000）」を「計画配水能力（39列）」で除した数値（円未満四捨五入）を記入すること。

建設事業費	(1) 総事業費 (税込み) (千円)	計画
	実績	
	ア 国庫補助金 (含むNTT無利子貸付金) (千円)	計画
	実績	
	同上	
	イ 企業債 (千円)	計画
	実績	
	ウ 他会計繰入金 (千円)	計画
	実績	
	ミ その他 (千円)	計画
	実績	
施設内訳	(2) 補助対象事業費 (税込み) (千円)	計画
	実績	
	(3) 料金 (円・錢/m³)	
	(4) 妥当投資額 (千円)	
施設内訳	チェック((2)+(3)+(4))	
	01 表流水	
	02 伏流水	
	03 地下水	
	04 ダム等	
	05 湖沼水	
	06 その他	
	(2) 取水能力 (m³/日)	
	内ダム等 (m³/日)	
	内地下水 (m³/日)	
	その他 (m³/日)	

(12)	
(13)	
(14)	
(15)	
(16)	
(17)	
(18)	
(19)	
(20)	
(21)	
(22)	
(23)	
(24)	
(25)	
(26)	
(27)	
(28)	
(29)	
(30)	
(31)	

及び	(3) 水利権 (m³/日)	0   1
	(4) 導水管延長(m)	
	(5) 送水管延長(m)	
	(6) 配水管延長(m)	
	(7) 導送配水泵ポンプ設置数	
	(8) 净水場設置数	
	(9) 配水池設置数	

(32)	
(33)	
(34)	
(35)	
(36)	
(37)	
(38)	

前年度以前に完成したものについては「計画」欄に記入する必要がなく「実績」欄に精算額を記入すること。なお、建設中の事業は「計画」欄には最新時の計画額を、「実績」欄には当年度までの累計額を消費税及び地方消費税相当分を含めて記入すること。

独立行政法人水資源機構の施工する事業にあっては負担金部分のみではなく、その全体事業費をも含めて記入すること。

NTT無利子貸付金については、企業債であるが将来的に補助金に振り替っていくものであるため、当初 NTT無利子貸付金の交付を受けた時点で「ア 国庫補助金」欄に計上するものとする。

国庫補助金交付申請にあたって使用された料金又は使用された料金を銭単位で記入すること。従って、単独事業の場合は記入の必要はない（建設中は27年度に補助採択された妥当投資額算定上の料金を記入し、建設完了後は完成年度の補助採択された妥当投資額算定上の料金を記入すること）。

単独事業は記入する必要がないこと。

該当するすべての水源について「表流水」～「その他」までの項目を選択する（該当項目複数可）。

（注）河川から取水する場合でもその水源がダム等水源施設のときは、「4 ダム等」として整理すること。

実際に取水できる施設能力を記入するとともに、水源の種類を記入する。建設中のもの（一部給水開始を含む）等はその計画能力を記入すること。

河川法第23条の規定に基づき許可を受けた水量を記入すること。

取水施設から浄水場まで水を導く管の延長

浄水場から配水池まで水を送る管の延長

配水池から需要者の給水管まで水を送る管の延長

完成した導水管、送水管及び配水管等の実績について記入すること（建設中のものについては、当該年度までの実績について記入すること。）。

なお、ポンプの設置数は、貯・取水、導水、送水、配水の各施設において直接水を送るために設置されているポンプの合計を記入すること。

(10) 配水能力	計画
	(m ³ / 日)
現 在	
チェック((1)~(10))	
(11) 年間総配水量	(千m ³ )
(12) 1日平均配水量	(m ³ )
(13) 契約水量	水 量
(m ³ / 日)	
(14) 有収水量	計 量 分
(千m ³ )	料 金 算 定 分

(39)
(40)
(41)
(42)
(43)
(44)
(45)
(46)
(47)

工業用水道事業法第4条の規定に基づく届出書に記載された給水能力等計画配水能力を記入すること。

実際に配水できる施設能力を記入すること。  
(注)建設中で一部給水開始前の事業にあつては記入の必要はないこと。

工業用水道事業法第23条第1項および同法施行令第3条第1項第3号の規定に基づいて実際に配水した水量（計器の実測による）を千m³単位で記入すること。

年間総配水量を給水日数で除した数値をm³単位で記入すること。

給水契約に定めた1日当たりの水量の合計をm³単位で記入すること。

給水先毎のメーターで計量された水量の合計量を記入すること。

料金算定の基礎となった水量を記入すること。

責任水量制を探っているときは計量分≤料金算定分となるのが通例である。  
(注)「有収水量（料金算定分）」(47列)×基本料金が20表損益計算書「ア給水収益」(3列)とほぼ一致するものであり、十分精査の上、記入すること。

9.	料金等	基 本 料 金
		特 定 料 金
		超 過 料 金
		(2) 実 質 料 金 改 定 率(%)
	(3) 現 行 料 金 実 施 年 月 日	3. 昭 和 4. 平 成
	(4) そ の 他 営 業 協 力 金 等	(円・錢/m ³ )

(48)
(49)
(50)
(51)
(52)
(53)

消費税及び地方消費税相当分を除いた1m³当たりの基本料金、特定料金及び超過料金を記入すること。

消費税及び地方消費税込みの料金単価を設定しているものにあっては、税込み単価× $\frac{100}{108}$ により算出し記入すること。

なお、料金項目毎に2種類以上の制度があるときは、契約水量が最も多い制度を記入すること。

消費税及び地方消費税相当分を除いた実質的な料金改定率（対前年度比率ではなく、増減率）を0.1%単位で記入すること。消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合や前年度以前の改定及び将来の改定予定の数値は記入しないこと。

現在の料金単価を実施した日（消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定の場合は含まない。）を記入すること。料金改定を一度も行っていない場合は供用開始年月日となる。

なお建設中のものは記入する必要はない。

基本料金以外に営業協力金等を徴収している場合、その金額を記入すること。

10. 職員数	(1) 損益勘定所属職員
(人)	(2) 資本勘定所属職員
	計
11. ダム等水源施設事業費 (税込み)	計画 実績
12. 独立行政法人水資源機構割賦負担償還金 (千円)	元金 利息
「8. 施設及び業務」の管延長のうち、法定耐用年数を経過した管路延長(m)	導水管 送水管 配水管
「8. 施設及び業務」の管延長のうち、当該年度に更新した管路延長(m)	導水管 送水管 配水管

(54)	
(55)	
(56)	
(57)	
(58)	
(59)	
(60)	
(61)	
(62)	
(63)	
(64)	
(65)	
(66)	
(67)	
(68)	
(69)	

記載要領についてはP.58を参照すること。

「総事業費」(12, 13列)の内数とする。

独立行政法人水資源機構が施工する水源施設を有するもので割賦負担金を償還している場合に記入すること。

#### (4) 20表「損益計算書」の記入方法

「01行22列」のうち、減価償却に伴い収益化したもの

(75)

「01行22列」のうち、補助金等により取得又は改良した償却資産の減価償却に伴い収益化したもの

#### (5) 21表「費用構成表」の記入方法

2. 支 払 利 息	
内訳	(1) 企業債利息
	(2) 一時借入金利息
	(3) 他会計借入金等利息

(7)	
(8)	
(9)	
(10)	

独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息も含めて記入すること。

01行10列「他合計借入金等利息」の内訳を記入すること。

「他事業借入金利息」とは、上水道、電気事業等の他の特別会計からの借入金から生じる利息を記入すること。

01行10列の内訳	(1) 一般会計借入金利息
	(2) 他事業借入金利息
	(3) その他の

(52)	
(53)	
(54)	

## 交通事業（都市高速鉄道）

### (1) 調査対象

交通事業のうち都市高速鉄道事業を対象とする。

(注) 路面電車事業、懸垂電車事業等（新交通システム等の中量軌道事業を含む。）、自動車運送事業（乗合バス及び貸切バス事業等）及び船舶運航事業は別の調査表に、索道事業は観光施設事業に含まれるものであること。

### (2) コードの記入方法

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	企業団営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業

(20表)「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

なお、一部供用を開始し料金収入がある場合は、コード「1」又は「2」となる。

#### 規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	東京都
2	政令指定都市
3	その他の

(4) 03表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	数値	列番号	記入要領
1. 事業開始年月日	0.1		(1)	一部営業も含めて営業開始年月日を記入すること。なお、建設中の場合には営業開始予定年月日を記入すること。
2. 法適用年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 3. 昭和 4. 平成		(2)	記入要領はP.56を参照すること。
3. 適用区分	当然全部 条例全部 条例財務		(3)	年度末における各路線の営業キロの合計を記入すること。部分開通の場合には、当該部分開通分を記入すること。なお、小数点第2位を四捨五入し、第1位（百m単位）まで記入すること。
4. 管理者	設置 非設置		(4)	年度中の各営業日における営業キロの合計を記入すること。
5. 営業路線(km)			(5)	年度末における停車場及び停留場又は停留所の合計数を記入すること。1つの駅で複数の路線が重なる場合には、各路線ごとに1つの駅として計上すること。
6. 延日営業キロ(km)			(6)	出入庫及び途中折返しに係る系統を除き記入すること。
7. 駅数			(7)	年度末における在籍車両数を記入すること。
うち冷房駅数			(8)	年度中の各営業日における在籍車両数の合計を記入すること。
8. 運転系統数(本)			(9)	各車両の年度末現在における車齢の合計を記入すること。
チェック(5+6+7+8)			(10)	年度末における在籍車両の定員の合計を記入すること。
9. 在籍車両数(両)			(11)	年度中の各営業日における使用車両数の合計を記入すること。
10. 年間延在籍車両数(両)			(12)	連結車両の場合は、車両走行キロ（列車走行キロでなく）で記入すること。
11. 延車齢数(年)			(13)	年度中の各営業日における列車走行キロを記入すること。
12. 乗車定員総数(人)			(14)	「19. 年間旅客運輸収益」に対応する輸送人員を乗客調査等により推計すること。なお、「重複分」とは、2以上の路線を乗り継いで乗車することにより、各路線で重複して計上される乗車人員をいう。
チェック(9+10+11+12)			(15)	乗客調査等により推定して記入すること。
13. 年間延実働車両数(両)			(16)	税抜きの金額を記入し、(20表)「損益計算書」の列4「旅客運輸収益」と一致するものであること。
14. 年間客車走行キロ(千km)			(17)	
15. 年間列車走行キロ(千km)			(18)	
年間輸送	計		(19)	
16. 人員(千人)	内定期 (重複分除く) 訳その他		(20)	
年間輸送	計		(21)	
17. 人員(千人)	内定期 (重複分含む) 訳その他		(22)	
延人キロ	計		(23)	
18. (千人キロ)	内定期 訳その他		(24)	
年間旅客	計		(25)	
19. 運輸収益 (千円)	内定期 訳その他		(26)	

20. 職員年間延実働時間(時間)	0	1	(32)
21. 料金のたて方	均一制 税込み (円)		(33)
	対キロ 初乗り (km)	税込み	(34)
	初乗り料金 (円)		(35)
	区間制 1 区 (km)		(36)
	1区増すごとに(円)		(37)
22. 現行料金実施年月日	3. 昭和 4. 平成		(38)
23. 暫定料金	実施年月日 3. 昭和 4. 平成 解除年月日 3. 昭和 4. 平成		(39) (40)
24. 実質料金改定率 (%)		(注) 単位 0.1%	(41)
25. 定期券割引率 (%)	通勤 1 力 月 3 力 月	(注) 単位 0.1%	(42)
	通学 1 力 月 3 力 月	(注) 単位 0.1%	(43)
26. 職員数(人)	(1)損益勘定所属職員 (2)資本勘定所属職員 計	(注) 単位 0.1%	(44)
27. 7. の 瓢う 数ち	エスカレーター設置駅数 エレベーター設置駅数	(注) 単位 0.1%	(45) (46) (47) (48) (49) (50)

税込みの金額を記入すること。旅客料金について記入し、貨物料金については、適宜料金表を欄外に記載すること。なお、「料金のたて方」に該当する欄がない場合には、類似の欄に記入するとともに欄外に注記すること。

現行料金の認可（消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となる。）に当たり、暫定料金期間が付され、決算日において暫定料金が解除されている場合には、暫定料金解除年月日に記入すること。

現行料金の認可に当たり、暫定料金期間が付された場合のみ、実施年月日及び解除年月日の両方を記入すること。なお、解除年月日とは解除後の新料金実施年月日である。

消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率（増減率）を記入すること。（0.1%単位）

普通券に対する割引率を記入し、「通学」は高校生以上の割引率を記入すること。なお、1ヶ月60回正規料金で乗車した場合を基準とする。（0.1%単位）また、区間ごとに割引率が異なる場合は、各区間の割引率を平均した率を記入すること。

記入要領はP.58を参照すること。

## 交通事業（路面電車・懸垂電車等）

### (1) 調査対象

交通事業のうち路面電車事業及び懸垂電車事業等(新交通システム等の中量軌道事業を含む。)を対象とする。

(注) 都市高速鉄道事業、自動車運送事業（乗合バス及び貸切バス事業等）及び船舶運航事業は別の調査表に、索道事業は観光施設事業に含まれるものであること。

### (2) コードの記入方法

#### 事業別

コード番号	コード名
1	路面電車
6	懸垂電車等

注)「新交通システム」は、コード「6」とすること。

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市 営
4	町 村 営
5	企業団営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業

(20表)「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

なお、一部供用を開始し料金収入がある事業は、コード「1」又は「2」となる。

#### 規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	東京都
2	政令指定都市
3	その他の

### (3) 03表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

交通事業（都市高速鉄道）(4)03表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法を参照すること。

なお、列18「年間走行キロ（千km）」について、連結車両の場合は、各車両毎の走行キロを積み上げ、合計したものを記入すること。

## 交通事業（自動車運送）

### (1) 調査対象

交通事業のうち自動車運送事業（乗合バス及び貸切バス事業等）を対象とする。

（注）路面電車事業、懸垂電車事業等（新交通システム等の中量軌道事業を含む。）、都市高速鉄道事業及び船舶

運航事業は別の調査表に、索道事業は観光施設事業に含まれるものであること。

### (2) コードの記入方法

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市 営
4	町 村 営
5	企業団 営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

#### 規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	東京都
2	政令指定都市
3	その他（200両以上の団体）
4	〃（150両以上200両未満の団体）
5	〃（100両 〃 150両 〃 の団体）
6	〃（50両 〃 100両 〃 の団体）
7	〃（50両未満の団体）

(2) 04表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	数値	列番号
1. 事業開始年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	0 1	(1)
2. 法適用年月日	3. 昭和 4. 平成		(2)
チエック (1+2)			(3)
3. 法適用区分(当然全部)			(4)
4. 管理者	設置 非設置	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	(5)
5. (1) 路線	ア 営業路線 (km) イ 運転系統 本数(本)		(6)
施設	チェック (ア+イ)		(7)
(2) イ 年間延在籍車両数(両)	乗合 貸切		(8)
車両	ウ 延車齢数(年)	乗合 貸切	(9)
設	エ 乗車定員 総数(人)	乗合 貸切	(10)
両	オ 冷房車両数(両) カ 超低床車両数(両) キ 低床車両数(両) ク リフト付車両数(両) ケ 超低床リフト付車両数(乗合のみ)(両) コ 低公害型車両数(両) (乗合のみ)		(11)

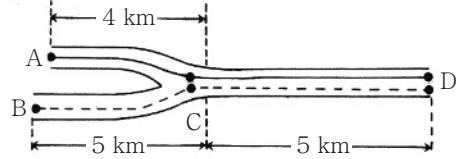
(注) 単位  
0.1km

記入例はP.56を参照すること。

記入要領はP.56を参照すること。

記入要領はP.56を参照すること。

例えば、下記の場合、



「営業路線」は、AC間4km, BC間5km, CD間の5kmを加えた14kmとなり、「運転系統本数」は2本となるものであること。なお、出入庫及び途中の折り返しに係る系統を除くこと。「営業路線」は小数点第2位を四捨五入し、第1位まで記入すること。

年度末における在籍車両数を記入すること。

年度中の各営業日における在籍車両数の合計を記入すること。

各車両の年度末における車齢の合計を記入すること。

年度末在籍車両の定員の合計を記入すること。

超低床車(両乗降口に踏み段のない車両)の年度末における在籍車両数を記入すること。ただし、「ケ 超低床リフト付車両」は数に含めない。

床面の地上面からの高さが65cm以下の低床車の年度末における在籍車両数を記入すること。ただし、「カ 超低床車両」及び「ケ 超低床リフト付車両」は数に含めない。

身障者用の車椅子昇降リフトを備えつけたリフト付車両の年度末における在籍車両数を記入すること。ただし、「ケ 超低床リフト付車両」は数に含めない。

身障者用の車椅子昇降リフトを備えつけた超低床リフト付車両の年度末における在籍車両数を記入すること。

窒素酸化物や二酸化炭素の排出量が抑制される「電気自動車」や「メタノール車」等の低公害型車両の年度末における在籍車両数を記入すること。

6. 業 務	(1) 年間延実働車両数(両)	乗 合 貸 切		(23) 年度中の各営業日における使用車両数を合計したものを記入すること。	
	(2) 年間走行キロ (km)	乗 合 貸 切		(24) 実車キロについて記入すること。	
	(3) 年間延実車走行時間 (乗合のみ)			(25) 「年間旅客運送収益」に対応する輸送人員を乗客調査等により推計して記入すること。	
	チェック(9列~27列)			(26) 乗客調査等により推定して記入すること。	
	乗 合			(27) 税抜きの金額を記入し、(20表)「損益計算書」の列4「旅客運送収益」と一致すること。	
	(4) 年 間 輸送人員 (千人)	内 定 期 訳 そ の 他		(28) であること。	
		貸 切 a		(29) 「損益勘定所属職員」について記入すること。	
	(5) 延人キロ (千人キロ)	乗 合		(30) ダイヤ上の仕業数を記入すること。	
		内 定 期 訳 そ の 他		(31) 税込みの金額を記入すること。なお、2以上の料金制度を併用している場合は、主たる料金制度について記入すること。賃率(48列)については、小数点第2位まで記入すること。	
		貸 切 b		(32) 現行料金の認可（消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となる。）に当たり、暫定料金期間が付され、決算日においては暫定料金が解除され、現行料金が適用されている場合には、暫定料金解除の年月日を記入すること。	
7. 料 金	年 間 旅 客 運 送 収 益 (千円)		(注)単位 0.01円	(33) 現行料金の認可に当たり、暫定料金期間が付された場合のみ、実施年月日、解除年月日の両方の年月日を記入すること。なお、解除年月日とは解除後の新料金実施年月日である。	
	(6) (税抜き)	内 定 期 訳 そ の 他		(34) 普通券に対する割引率を記載し、「通学」は高校生以上の割引率を記入すること。なお、1ヶ月60回正規料金で乗車した場合を基準とする。(0.1%単位)また、区間ごとに割引率が異なる場合は、各区間の割引率を平均した率を記入すること。	
		貸 切 c		(35) 記入例はP.58を参照すること。	
	チ ェ ッ ク (a+b+c)			(36) 消費税及び地方消費税転嫁による料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率（増減率）を記入すること(0.1%単位)。	
	(7) 職 員 年 間 延 実 働 時 間 (時 間)			(37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60)	
	(8) 年 間 仕 業 数 (乗合)				
	均 一 制 (円)				
	(1) 制 度	地 带 制	初 乘 り (円)		
		対 キ ロ 区 間 制	初 乘 り (円)		
	(2) 特 殊 区 間 制	賃 率 (円)	初 乘 り (円)		
8. 職 員 数	(2) 現行料金実施年月日				
	(3) 暫 定 料 金	3. 昭 和			
		4. 平 成			
	(3) 暫 定 料 金	実施年月日	3. 昭 和		
			4. 平 成		
	(4) 定 期 料 金	解除年月日	3. 昭 和		
			4. 平 成		
	(4) 定 期 料 金	通 勤	1 力 月		
			3 力 月		
	(4) 定 期 料 金	通 学	1 力 月		
			3 力 月		
(5) 実質料金改定率 (%)	(1) 損 益 勘 定 所 属 职 员				
	(2) 資 本 勘 定 所 属 职 员				
(6) 実質料金改定率 (%)	計				
	9. 実質料金改定率 (%)				

## 交通事業（船舶運航）

### (1) 調査対象

交通事業のうち船舶運航事業で、地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業を対象とする。

(注) 路面電車事業、懸垂電車事業等（新交通システム等の中量軌道事業を含む。）、都市高速鉄道事業及び自動車運送事業（乗合バス及び貸切バス事業等）は別の調査表で調査し、索道事業は観光施設事業に含まれるものであること。

### (2) コードの記入方法

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業

(20表)「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

#### 規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	東京都
2	政令指定都市
3	その他

(3) 06表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	数値	列番号	
1. 事業開始年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	0 : 1	(1)	記入例はP.56を参照すること。
2. 法適用年月	3. 昭和 4. 平成		(2)	記入要領はP.56を参照すること。
チエック (1+2)			(3)	記入要領はP.56を参照すること。
3. 法適用区分	条例全部 条例財務		(4)	年度末における各航路の営業航路の合計キロについて、小数点第2位を四捨五入し、第1位まで記入すること。
4. 管理者	設置 非設置		(5)	年度末における在籍船舶数、在籍船舶総トン数及び延船齢数を記入すること。
5. 営業航路 (km)			(6)	記入例はP.58を参照すること。
6. 運航路線数 (本)			(7)	年度中の各営業日における使用船舶数の合計を記入すること。
7. 在籍船舶数 (隻)			(8)	
8. 在籍船舶総トン数(t)			(9)	
9. 延船齢数 (年)			(10)	
10. 年間運航軸 (千km)			(11)	
チエック (5+6+7+8+9+10)			(12)	
11. 年輸送量	(1) 人員 (千人) (2) 貨物 (千t) (3) 車両 (千両)		(13)	
12. 職員数	(1) 損益勘定所属職員 (2) 資本勘定所属職員 計		(14)	
13. 年間延実働船舶数 (隻)			(15)	
01行 08列 のう	ア バリアフリー基準適合船舶数 (隻) うち高度バリアフリー化船舶数 (隻) イ 低公害型船舶数 (隻)		(16)	「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年 国土交通省令第111号）」により定めるすべての基準に適合した船舶の年度末における在籍船舶数を記入すること。
			(17)	「ア バリアフリー基準適合船舶数」のうち、「旅客船バリアフリーガイドライン（平成19年3月国土交通省海事局安全基準課）」の推奨基準に適合する設備を有する船舶の年度末における在籍船舶数を記入すること。
			(18)	「スーパーエコシップ」や「二酸化炭素低減化船」等の環境への負荷の低減に資する船舶の年度末における在籍船舶数を記入すること。
			(19)	
			(20)	
			(21)	
			(22)	
			(23)	

## 電 気 事 業

### (1) 調査対象

電気事業を対象とする。なお、ごみ発電、スーパーごみ発電、ごみ固形燃料発電、風力発電及び太陽光発電（以下「ごみ発電等」という。）事業については、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業又は実施を予定し建設中の事業を対象とする。

（注1）本調査表を作成するにあたって参考する電気事業法については、「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）」第一条による改正がなされた後のものであること（関係法令等も同様）。

（注2）以下の記述において使用する「旧一般電気事業」、「一般送配電事業」、「新電力」、「特定供給」及び「固定価格買取制度」の意味は次のとおりである。

- ア 「旧一般電気事業」 旧電気事業法第3条第1項の許可を受け、一般の需要に応じ、電気を供給する事業をいう。  
(電力会社：北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力をいう)
- イ 「新電力」 上記以外の電力会社。
- ウ 「一般送配電事業」 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。
- エ 「特定供給」 特殊かつ密接な関係にあるような特定の需要家に電気を供給することをいう。  
なお、同一市町村内の公共施設に電力の供給を行う場合は、特定供給ではなく、自家用として取り扱う。
- オ 「固定価格買取制度」 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第4条に規定する特定契約に基づく電気の供給をいう。

## (2) コードの記入方法

### 発電所名コード

発電所名（一般廃棄物処理施設にあっては施設名。以下同じ。）コードとして設定した番号（廃止等の場合を除き、原則として前年度と同じ番号を記入すること。）を記入すること。

### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	企業団営

左表の区分により該当するコード番号を記入すること。

### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、経常収支が「0」の場合は「黒字」とすること。

ただし、建設中の発電所について作成された（07表）「施設及び業務概況に関する調」のコードは、「3」とすること。

事業の廃止や民営化に伴い、電気事業会計を廃止し、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は「4」とすること。

### 規模別（条件4）

コード番号	コード名（最大出力（稼働中）の合計）
1	10万kW以上
2	5万kW以上～10万kW未満
3	5万kW未満

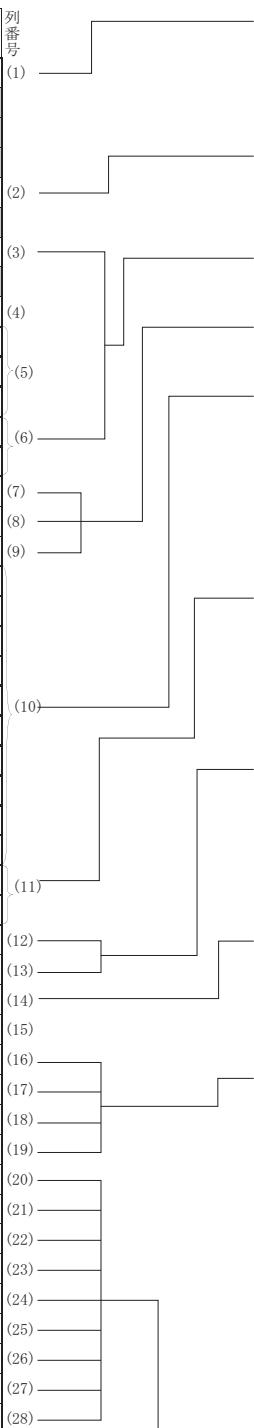
当該団体における稼働中の発電所の最大出力の合計に基づき、左表の区分により該当するコード番号を記入すること。

## (3) 07表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

本表は、1発電所ごとに作成すること（建設中の発電所についても同様に取り扱う。）。なお、2以上の発電所を一括して電力受給契約を締結している場合のように、1発電所ごとに区分して記入しがたい項目については、当該項目に限り併せて記入して差し支えないこと（ただし、「11 供給先」（16列～19列）を除く。）。この場合においては、どの発電所に含まれているかを（02行38列）に記入すること。

また、「固定価格買取制度」については「8. 再生可能エネルギー固定価格買取制度」（11列）、「12. 年間発電電力量」（列26）、「13. 年間電灯電力量収入」（列35）、「16. kWh当たり単価」（列48）にそれぞれ記入すること。

項	目	行	数	値
	1. 明治	0	1	
1. 発電開始年月日	2. 大正			
	3. 昭和			
	4. 平成			
2. 売電開始年月日	3. 昭和			
	4. 平成			
3. 法適用年月日	3. 昭和			
	4. 平成			
チェック(1~3の合計)				
4. 適用区分	当然全部			
	条例全部			
	条例財務			
5. 管理者	設置			
	非設置			
6. 職員数	(1)損益勘定職員			
	(2)資本勘定職員			
	計			
7. 発電型式	水ダム式			
	水ダム水路式			
	発水路式			
	電揚水式			
	ごみ発電			
	スマートごみ発電			
	ごみ固体燃料発電			
	風力発電			
	太陽光発電			
	その他			
8. 再生可能エネルギー	認定			
	固定価格買取制度			
9. 出力	最大出力(kW)			
	常時出力(kW)			
10. 年間基準発電電力量(MWh)				
チェック(9~10の合計)				
11. 供給先	旧一般電気事業			
	特定供給			
	一般送配電事業			
	新電力			
12. 年間発電	販売(旧一般電気事業)			
電力量	販売(余剰電力メニュー)			
(MWh)	販売(事業目的メニュー)			
	販売(特定供給)			
	販売(一般送配電事業)			
	販売(新電力)			
	販売(固定価格買取制度)			
	自家用			
	計			



発電を開始した年月日を記入する（記入例：昭和45年4月1日→3450401）。

建設中の発電所については、発電開始予定期月日を記入する。

売電を開始した年月日を記入すること（建設中の施設及び水力発電は不要）。

記入要領はP.56を参照すること。

記入要領はP.58を参照すること。

該当する区分を選択すること。なお、水力発電所については、落差を得る方法によって区分し、該当する項目を選択すること。

いずれの発電型式にも該当しない場合は「その他」を選択すること。この場合、発電型式の内容を02行38列に記入すること。

「8. 再生可能エネルギー固定価格制度」(11列)は、再エネ特措法第6条1項に規定する再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた場合は「認定」、受けていない場合は「非認定」を選択すること。

発電所の能力（水力発電所にあっては、電力需給契約等に定められている数値）を記入すること（ごみ発電等については「常時出力」は記入しないこと。）。

電力受給契約上目標とされている数値を記入すること（建設中の発電所については記入しないこと。）。

「11. 供給先」(列16~19)は、該当する供給先を選択すること。供給先として、「特定供給」、「一般送配電事業」及び「新電力」を選択した場合、「12. 年間発電電力量」(列23~25)、「13. 年間電灯電力料収入」(列32~34)及び「16. kWh当たり単価」(列45~47)に必ず記入するとともに「26. 「01行23列」特定供給の供給先」、「27. 「01行24列」一般送配電事業の供給先」及び「28. 「01行25列」新電力の供給先」に内訳を記入すること。なお、他項目において2以上の発電所について一括で記入している場合であっても、各調査表ごとに必ず該当する供給先を選択すること（建設中の発電所については記入しないこと。）。

電気事業法第106条第3項又は第4項及び同法施行令第26条第2項又は第3項、再エネ特措法第76条第1項の規定に基づき、経済産業大臣へ報告した数値等を記入すること（建設中の発電所については記入しないこと。）。

13. 年間電灯 電力料収入 (千円)	販売(旧一般電気事業) 販売(余剰電力メニュー) 販売(事業目的メニュー) 販売(特定供給) 販売(一般送配電事業) 販売(新電力) 販売(固定価格買取制度) 計		(29) _____ (30) _____ (31) _____ (32) _____ (33) _____ (34) _____ (35) _____ (36) _____	列20～26「年間発電電力量（販売）」に基づいて調定した料金（税抜き）を記入すること（建設中の発電所については記入しないこと。）。
14. 料金収入内訳(千円)	定額制 従量制		(37) _____ (38) _____	列36「13. 年間電灯電力料収入（計）」の内訳を、「定額制」と「従量制」に区分して、税抜きの金額で記入すること（建設中の発電所については記入しないこと。）。
15. 契約料金内訳(千円)	定額制 従量制		(39) _____ (40) _____	電力受給契約上目標とされる金額について、「定額制」と「従量制」に区分して税抜きの金額で記入すること（建設中の発電所については記入しないこと。）。
16. kWh	実績		(41) _____ (42) _____ (43) _____ (44) _____ (45) _____ (46) _____ (47) _____ (48) _____	次により算出された数値を記入すること（建設中の発電所については記入しないこと。）。
17. 料金契約 期 間	(1)年数 (2)開始年月日 3. 昭和 4. 平成 (3)終了年月日 3. 昭和 4. 平成	0   1	(49) _____ (50) _____ (51) _____	13. 年間電灯電力料収入（計）(列36) 12. 年間発電電力量(販売)(列20～26の合計)
18. 有効貯水量(千m³)			(52) _____ (53) _____ (54) _____ (55) _____	現行の契約に基づいて記入すること。ただし、余剰電力購入メニューにより売電を行っている場合は、「29. 余剰電力メニュー」により算出した加重平均単価を記入すること（建設中の発電所については記入しないこと。）。
19. 年間発電使用水量(千m³)			(56) _____ (57) _____ (58) _____ (59) _____	発電型式において、ダム式、ダム水路式又は揚水式である発電所の貯水池（調整池）の有効貯水量を記入すること。ただし、揚水式の場合については上池の有効貯水量を記入すること（ごみ発電等は不要）。
20. 「9.最大出力」の 内訳	蒸気タービン分(kW) ガスタービン分(kW)		(60) _____ (61) _____ (62) _____ (63) _____	水力発電所において、当該年度に発電のために使用した水量を記入すること（使用平均流量から算出したものでも可。）
21. ごみ焼却能力(t/日)				発電型式において、スーパーごみ発電を行っている場合の最大出力の内訳を記入すること。ガスタービン分には、ガスタービン等熱機関に係る発電機の最大出力を記入すること。
22. ごみ処理日量(t)				ごみ発電等（風力発電及び太陽光発電は除く。）について、一般廃棄物処理施設の能力を記入すること。

23. 収集圏域人口(千人)		0 : 2	
24. ごみ 固形 燃料 投入量	当年度 (t／年)		
	計画年度		
25. 発電施設分年間使用電力量(MWh)			
26. 01行の内訳	施設名		(1) -
27. 他の施設	年間使用電力量(MWh)		(2) -
28. その他の施設	契約単価(円・銭)		(3) -
	収入額(千円)		(4) -
	施設名		(5) -
	年間使用電力量(MWh)		(6) -
	契約単価(円・銭)		(7) -
	収入額(千円)		(8) -
	施設名		(9) -
	年間使用電力量(MWh)		(10) -
	契約単価(円・銭)		(11) -
	収入額(千円)		(12) -
	施設名		(13) -
	年間使用電力量(MWh)		(14) -
	契約単価(円・銭)		(15) -
	収入額(千円)		(16) -
	施設名		(17) -
	年間使用電力量(MWh)		(18) -
	契約単価(円・銭)		(19) -
	収入額(千円)		(20) -
26. 「01行23列」	供給先		(21) -
特定供給の供給先	年間販売電力量(MWh)		(22) -
27. 「01行24列」	供給先		(23) -
一般送配電事業の供給先	年間販売電力量(MWh)		(24) -
28. 「01行25列」	供給先		(25) -
新電力の供給先	年間販売電力量(MWh)		(26) -
29. 夏季	単価 (円／kWh)	昼間 a 夜間 b	(27) -
余季	a × 14 × 1	c	(28) -
電力	b × 10 × 1	d	(29) -
メニ	その他 (円／kWh)	昼間 e 夜間 f	(30) -
ニユ	e × 14 × 3	g	(31) -
ル	f × 10 × 3	h	(32) -
1	加重平均(円／kWh)	(c+d+g+h)/96	(33) -

※ 29. 余剰電力メニューで、北海道電力に供給している場合は、夏季を冬季に置き換えること。

※ 1発電所ごとに区分できないため無記入とした項目については、その数値がどの発電所に含まれているか、その記入先を次表に記入すること。

ex) 1行7列から9列、19列から44列が施設コード001に含まれている場合。

『01行7～9列及び19～44列は001の施設に含む』など

(38)

0	1	9	9	9	9	0	7	1	0	4	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ごみ発電等（風力発電及び太陽光発電は除く。）について、年度末のごみの収集圏域人口を記入すること。

ごみ固体燃料発電を行っている場合のみ記入すること。「計画年度」とは当該施設が最大の固体燃料投入量を受け入れる年度である。なお、建設中の事業にあっては、「当年度」とは、稼動開始初年度の投入予定量を記入すること。

「12. 年間発電電力量」の自家用に消費した電力量の内訳を記入すること。発電施設に要した自家消費電力量については「発電施設分年間使用電力量」に、同一市町村内の公共施設等に用いた電力量については、「その他施設」の「施設名」（文字入力可）、「年間使用電力量」、「契約単価」、「収入額」（税抜き）をそれぞれ記入すること（4施設まで記入可）。

「特定供給」、「一般送配電事業」及び「新電力」の「供給先」（文字入力可）と「年間販売電力量」を記入すること。

電力会社と余剰電力メニューにより契約している発電所については、左記の計算により加重平均単価を求めること。

2以上の発電所について一括で記入している項目がある場合は、その項目がどの発電所に含まれているかを記入すること。また、「7. 発電型式」において、「その他」を選択した場合は発電型式の内容を記入すること（文字入力可）。

(4) 20表「損益計算書」の記入方法

列28 汽力発電費 ごみ発電等汽力発電設備の維持及び運転に関する費用並びに汽力発電に関する総括的費用を記入する。

列29 内燃力発電費 スーパーごみ発電事業及び固形燃料発電事業について記入すること。ただし、スーパーごみ発電事業についてのみ、ガスタービン等の内燃力発電に係る費用を記入すること。

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

列12 燃料費 スーパーごみ発電事業についての購入ガス費やごみ固形燃料発電事業の石炭等の補助燃料費を記入すること。

列55 附帯事業費 電気事業以外の事業を附帯事業として行っている場合のみ計上すること。

## ガス事業

### (1) 調査対象

一般ガス事業（ガス事業法第2条第14項の規定によるみなし一般ガス事業を含む。）及び簡易ガス事業を対象とする。

（注）本調査票を作成するにあたって参考するガス事業法については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）」第1条による改正がなされる前のものであること（関係法令等も同様）。

### (2) コードの記入方法

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	企業団営

左表の区分により該当するコード番号を記入すること。

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、経常収支が「0」の場合は「黒字」とすること。

事業の廃止や民営化に伴い、ガス事業会計を廃止し、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は「4」とすること。

#### 規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	1,000戸未満
2	1,000戸以上～5,000戸未満
3	5,000戸～10,000戸
4	10,000戸以上

一般ガス事業（みなし一般ガス事業を含む。）及び簡易ガス事業における現在供給戸数（（08表）「施設及び業務概況に関する調」列8と列9との合計値）により区別すること。

#### 原料別（条件5）

コード番号	コード名
1	天然
2	非天然

08表「施設及び業務概況に関する調」列19～21「10. 年間ガス生産量」と列24～27「11. 年間ガス購入量」の「(1)石炭系ガス」（列19と列24との合計値）と「(2)石油系ガス」（列20と列25と列26との合計値）とを加えた数値と、「(3)天然ガス」（列21と列27との合計値）の数値で、天然ガスと非天然ガス（石炭系ガス及び石油系ガス）とを比較し、割合が高い数値の方の番号を選択すること。なお、同数の場合には「天然」とすること。

(3) 08表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目	行	数 値	列番号
1. 事業開始年月日	1. 明治	0 1	(1)
	2. 大正		(2)
	3. 昭和		(3)
	4. 平成		(4)
2. 法適用年月日	3. 昭和		(5)
	4. 平成		(6)
チ ケ ッ ク (1+2)			(7)
3. 適用区分(当然全部)			(8)
4. 管理者	設 置		(9)
	非 設 置		(10)
5. 行政区域内戸数(戸)			(11)
6. 供給区域内戸数(戸)			(12)
7. 現在供給戸数	(1)一般ガス(戸)		(13)
	(2)簡易ガス(戸)		(14)
チ ケ ッ ク (5~7の合計)			(15)
8. ガスホルダー			(16)
	(1) 基 数		(17)
	(2) 能 力 (m ³ )		(18)
	チェック(1)+(2)		(19)
9. 導管(延長) (m)	(1) 本 支 管		(20)
	(2) 供 給 管		(21)
	(3) 内 管		(22)
	計		(23)
10. 年間ガス生産量 (1000MJ)	(1) 石炭系ガス		(24)
	(2) 石油系ガス		(25)
	(3) 天然ガス		(26)
	(4) その他		(27)
	計		(28)
11. 年間ガス購入量 (1000MJ)	(1) 石炭系ガス		(29)
	(2) ア L · P · G 石油系ガス		(30)
	(3) 天然ガス		(31)
	(4) その他		(32)
	計		(33)
12. 年間ガス 販売量(1000MJ)	(1) 一般ガス (2) 簡易ガス		(34)
13. 年間自家使用量(1000MJ)			
14. 年間勘定外ガス(1000MJ)			
チ ケ ッ ク (12~14の合計)			

記入要領は P.56を参照すること。

当年度末の世帯数を記入すること。なお、企業団については、当該企業団の構成団体の世帯数の合計を記入すること。

ガス事業法第3条又は第8条第1項の許可に係る供給区域内の当年度末の世帯数を記入すること。

年度末において現にガスを供給している世帯数を記入すること。なお、みなし一般ガス事業は、「簡易ガス」に含めること(列30及び列31において同じ)。

ガス事業法第3条又は第8条第1項の許可に係るものとそれぞれ合致すること。

ガスを供給するため道路に並行して敷設されている導管の延長を記入すること。

本支管から分岐して、ガスの使用者が占有し又は所有する土地と道路との境界線までの導管の延長を記入すること。

供給管の先からガスマーターを経てガス栓までの導管で、ガス事業者の資産となっているものの延長を記入すること。

石油精製の過程から生ずるプロパンやブタンを液化したもの(液化石油ガス<LPG>)と、ナフサ等の石油系原料(炭化水素油)を分解して得られるガスの量を記入すること。

一般に言う天然ガスと、メタンを主成分とする天然ガスを液化したもの(LNG)の量を記入すること。

製油所や製鉄所の副生ガスなど上記以外のガスを記入すること。

列19~22「年間ガス生産量」の項を参照。

(注) 列15から列33までの数値は、ガス事業法第46条第1項及び同法施行令第11条第1項の規定に基づき経済産業大臣に報告する数値と原則として一致すること。

当該事業者が冷暖房等に使用するもの及び加熱等製造のために使用する無収消費ガス量を記入すること。

送出量から販売量及び自家消費量を差し引いたもので、供給整備からの漏洩及び収縮、生産と販売の計量時点の差等の無収ガス量を記入すること。

項目		行	数値
15. 用途別 ガス販売量 (1000MJ)	(1) 家庭用	0 1	
	(2) 商業用		(35) —
	(3) 工業用		(36) —
	(4) その他の		(37) —
	計		(38) —
16. 規模別 ガス販売量 (1000MJ)	(1) 大口販売		(39) —
	(2) 小口販売		(40) —
	計		(41) —
			(42) —
			(43) —
17. 料金 41. 8605MJ/M ³ 換算	(1) 現行料金実施年月日	3. 昭和 4. 平成	
	(2) 基本使用量	(m ³ )	
	(3) 基本料金	(円)	
	(4) 超過料金	(円・銭/m ³ )	
	(5) 認可料金	(円・銭/m ³ )	
	(6) 簡易ガス料金	(円・銭/m ³ )	
	(7) ア認可料金	(円・銭)	
	イ 簡易ガス料金	(円・銭)	
	チェック	[ (1)～(7)の合計]	

18. 実質料金改定率 (%)	
19. 供給熱量 (MJ/m ³ )	
20. 職員数(人)	(1) 損益勘定職員
	(2) 資本勘定職員
	計

(注) 単位 0.1%	(52) —
(注) 単位 0.000001M J/m ³	(53) —
	(54) —
	(55) —
	(56) —

年間ガス販売量を用途別に記入すること。  
「大口販売」(40列)には年間契約使用量が熱量46メガジュールで10万 m³相当以上であり、大口契約をしている大口需要家への販売量を記入すること。「小口販売」(41列)には大口契約をしていない需要家への販売量を記入すること。

現行料金の改定のための条例（一部改正条例を含む。）の施行期日を記入する。なお、消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となること。

ロックレート制（最低料金・最低責任使用量付き区画別遅減料金制）をとっている場合においては、最低の使用量区画（使用量0から始まる区画）の上限の数値を記入すること。また、二部料金制をとっている場合においては、記入する必要はない。

ロックレート制をとっている場合においては、最低の使用量区画における料金（いわゆる最低料金）の税抜きの金額を記入すること。また、二部料金制をとっている場合においては、いわゆる基本料金の税抜きの金額を記入すること。

ロックレート制をとっている場合においては、最低の使用量区画の直近上位の使用量区画の単位（従量）料金の税抜きの金額を記入すること。また、二部料金制をとっている場合においては、従量制料金（A区分）の税抜きの金額を記入すること。

現行料金の許可の際のいわゆる総括原価を原価算定期間内の販売量で除して得た1 m³当たりの料金単価（いわゆる平均単価）の税抜きの金額を記入すること。

簡易ガス事業及びみなし一般ガス事業について税抜きの金額を記入すること。なお、供給地点群が2以上あり、その料金が異なる場合は、供給地点の最も多い供給地点群について記入すること。

列49「ア認可料金」の改定率を記入する。なお、消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な増減率を、小数点第二位を四捨五入し、0.1%単位で表示すること（単価引下げの場合はマイナス「-」を付すこと）。

供給熱量は、小数点第6位まで記入すること。（小数点第7位を四捨五入）

記載要領はP.58を参照すること。

21. 原 料 費 調整制度	調 整 期 間	該当なし
		1 ケ 月
		3 ケ 月

22. 老朽化 の状況	(1) 01行15列のうち、法定耐用年 数を経過した導管（延長）(m)
	(2) 01行16列のうち、法定耐用年 数を経過した導管（延長）(m)
	小計
	(3) 01行17列のうち、法定耐用年 数を経過した導管（延長）(m)

23. 更新化 の状況	合計 (1) ~ (3)
	(1) 01行15列のうち、当該年度に 更新した導管（延長）(m)
	(2) 01行16列のうち、当該年度に 更新した導管（延長）(m)
	小計

●	(57)
○	
○	
○	

	(58)
	(59)
	(60)
	(61)
	(62)

	(63)
	(64)
	(65)
	(66)
	(67)

原料費調整制度を導入している団体は、「調整期間」(57列) の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月それぞれ採用している期間を、導入していない団体は、「該当なし」をチェックすること。

15列「本支管」、16列「供給管」、17列「内管」の、それぞれの法定耐用年数を経過した導管の延長(m)を記入すること。60列「小計」には、58列と59列の合計を、62列「合計」には58列、59列、61列の合計を記入すること。

15列「本支管」、16列「供給管」、17列「内管」の当該年度に更新した導管の延長(m)を記入すること。65列「小計」には、63列と64列の合計を、67列「合計」には63列、64列、66列の合計を記入すること。

#### (4) 21表「費用構成表」の記入方法

列20~22 「8 委託料」のうち「検針・集金業務」(20列)、「法定調査業務」(21列) 及び「メーター交換業務」(22列) は、それぞれに要した費用を記入する。(「法定調査業務」とはガス事業法第40条の2に規定する消費機器調査やガス工作物の技術上の基準を定める省令第15条に規定する漏えい検査等を指す。)

## 病院事業

### (1) 調査対象

病院事業（附属診療所、附属看護師養成所及び附帯事業として行う介護老人保健施設等を含む。）を対象とする。

### (2) コードの記入方法

#### 病院名コード

- ① 経営している病院の数が1の場合はコード番号を「001」とすること。
- ② 経営している病院数が2以上の場合は、団体において、「001」から順次決定し、「001」と決定した病院の病院名コード一覧表にそれらの病院名を全部記入すること（前年度と同じ番号とすること）。
- ③ 「002」以降の病院の個表については、決定されたコード番号の欄に当該個表の病院名を記入すること。

#### 人口区分（条件1）

コード番号	コード名
1	東京都 23区内及び指定都市
2	30万人以上
3	10万人以上～30万人未満
4	5万人以上～10万人未満
5	3万人以上～5万人未満
6	1万人以上～3万人未満
7	1万人未満

年度末現在の住民基本台帳に登録された人口により区分し、該当するコード番号を記入すること。なお、都道府県立又は一部事務組合立の病院については当該病院の所在する市町村の行政区域内人口によること。

#### 経営主体（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営
6	地方独立行政法人

経営主体「6. 地方独立行政法人」は、「60表」～「71表」を作成する地方独立行政法人のみが使用すること。地方独立行政法人に移行した団体が「09表」～「45表」を想定企業として作成する場合は、移行前のコード番号を使用すること。

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名（黒・赤字の別）
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

(1) 病院毎に作成する「09表」「20表」「21表」「23表」「25表」「27表」「28表」「31表」及び「40表」については、（20表）「損益計算書」列46「経常利益」列47「経常損失」により記入する。

(2) ただし、事業毎に作成する「22表」「24表」及び「45表」については、（22表）「貸借対照表」の列74再掲「経常利益」、列75「経常損失」により記入すること。なお、収支差額が「0」である場合は黒字「1」とすること。

(注) 1事業1病院を経営する事業で調査年度において病院を建設中であり、診療業務を行っていない場合は「09表」等病院ごと

に作成する表については建設中「3」とし、1事業で2以上の病院を経営する事業に、営業中の病院がある場合は、前記「経常利益」又は「経常損失」の区分によること。

(3) 病院の廃止や診療所化等に伴い、病院事業会計を廃止し、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は想定企業会計「4」とすること。

#### 規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	500床以上
2	400床～500床未満
3	300床～400床
4	200床～300床
5	100床～200床
6	50床～100床
7	50床未満
8	結核病院
9	精神科病院
0	建設中

一般病院は医療法第27条による使用許可のあった病床数により区分し、該当するコード番号を、結核病院及び精神科病院は病床数に関係なく該当するコード番号を記入すること。

(注) 調査年度において病院を建設中であり、診療業務を行っていない場合は建設中「0」とすること。

#### 経営形態別（条件5）

コード番号	コード名
1	指定管理者制度代行制
2	指定管理者制度利用料金制
3	直営
4	建設中

地方自治法第244条の2の第3項に基づく指定管理者に施設の管理を行わせているか否かを選択すること。指定管理者が料金を直接收受する利用料金制を採用しているものは、「指定管理者制度利用料金制」を選択すること。

(注) 当該年度において病院の建設中であり、診療業務を行っていない場合は、建設中「4」とすること。

(4) 09 「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数 値	列番号	
1. 事業開始年月日	1. 明治	0	1	(1)	
	2. 大正				
	3. 昭和				
	4. 平成				
2. 法適用年月日	3. 昭和			(2)	
	4. 平成				
	チエック (1+2)				(3)
	3. 法適用区分	条例全部			(4)
当然財務					
4. 管理者	設置			(5)	
	非設置				
5. 施設	(1) 病院区分	一般病院	<input type="radio"/>	(6)	
		結核病院	<input type="radio"/>		
		精神科病院	<input type="radio"/>		
	(2) 病床数	ア 一般病床		(7)	
		イ 療養病床		(8)	
		ウ 結核病床		(9)	
		エ 精神病床		(10)	
		オ 感染症病床		(11)	
		カ 計		(12)	
	(3) 病立院地の条件	ア 不採算地区病院	<input type="radio"/> 第1種該当	(13)	
			<input type="radio"/> 第2種該当		
		イ 不採算地区病院 以外の病院	<input type="radio"/>		
(4) 病院面積	ア 鉄骨鉄筋又は鉄筋コンクリート造 (m ² )		(14)		
	イ 耐火構造 (m ² )		(15)		
	ウ 木造 (m ² )		(16)		
	計 (ア + イ + ウ)		(17)		
	(5) その他	ア 診療所数		(18)	
		看護学院	イ 定数 高看在籍人数	(19)	
		生徒数 (人)	ウ 定数 准看在籍人数	(20)	
				(21)	
				(22)	

医療法第7条第1項により開設を許可された年月日を記入すること。  
記載例はP.55を参照のこと。

「条例全部」又は「当然財務」の区分にかかわらず、いずれか早い方の適用年月日を記入すること。

「条例全部」とは令第1条第1項の規定による条例全部適用を、「当然財務」とは法第2条第2項の規定による財務規定等の適用をいうものであり、該当するものを選択すること。

管理者設置の場合は「設置」を選択すること。

なお、ここでいう管理者は、地方自治法第284条に定める一部事務組合の管理者及び医療法第10条に定める病院等の管理者とは異なるので注意すること。

病院の種類により該当する項目を選択すること。

なお、「結核病院」とは主として結核患者を、「精神科病院」は主として精神疾患有する者を診療する病院をいうものであること。

医療法第27条の規定による3月31日現在の使用許可病床数を記入すること。

なお、有床附属診療所の病床数は加えないこと。

「不採算地区病院」は、以下の不採算地区病院の条件により、「第1種該当」、「第2種該当」のいずれかを「不採算地区以外の病院、建設中の病院」は「不採算地区以外の病院」を選択すること。

なお、「不採算地区病院」とは、その有する病床数が主として一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院以外の病院及び当該病院の施設が主として児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすものとす。

ア 「第1種該当」は、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している一般病院であること。

イ 「第2種該当」は、病床数が150床未満であり、直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満の一般病院、病床数が150床未満であり直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人以上10万人未満の一般病院（平成26年度は不採算地区病院に該当していなかったが、平成27年度の第2種要件見直しにより左記に該当することとなった病院）又は病床数が150床未満であり直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人以上10万人未満の一般病院（平成26年度に第2種要件に該当していた病院）であること。

病院施設（附属診療所、附属看護師養成所、介護老人保健施設、職員宿舎等附帯施設を除く。）の延面積（小数点以下四捨五入）を記入すること。

項目のア、イの両方に該当する場合はア欄のみで計上すること。

当該病院の附属診療所、附属看護師養成所について記入すること。

設 救急病 院の 告 示	ア 告 示 の 有 有 無	有 無		
	(6)			
	イ 告 示 病 床 数			
(7) 看 護 配 置	ウ 救 命 救 急 セン タ ー 病 床 数			
	7 : 1	<input type="radio"/>	(23)	「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」により都道府県知事から救急病院として告示されている場合は「有」を、告示されていない場合は「無」を選択すること。
	10 : 1	<input type="radio"/>	(24)	
	13 : 1	<input type="radio"/>	(25)	
	15 : 1	<input type="radio"/>		
	18 : 1	<input type="radio"/>		
	20 : 1	<input type="radio"/>		
	25 : 1	<input type="radio"/>		
	その他	<input type="radio"/>		
否	<input type="radio"/>	(26)	救急病院として告示されている病院において、救急医療を要する傷病者のための専用病床その他救急隊によって搬入される傷病者のために優先的に使用される病床数を記入すること。	

「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日医発第692号）」に基づく救命救急センターであって、救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床数を記入すること。

看護配置	看護職員と入院患者数の比率	届け出られている入院基本料
1	7 : 1	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料
2	10 : 1	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料
3	13 : 1	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料
4	15 : 1	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、障害者施設等入院基本料、特別入院基本料
5	18 : 1	結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特別入院基本料
6	20 : 1	療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特別入院基本料
7	25 : 1	療養病棟入院基本料、特別入院基本料
8	その他	看護配置25 : 1未満の特別入院基本料
9	否	届出なし、建設中

病棟単位で届け出られている（経過措置等により新たな届出を要しないものも含む。）入院基本料の施設基準に係る看護配置（看護職員と入院患者数の比率）について、該当するものを選択すること。また、1つの病院で2つ以上の届出を行っている場合は、主となるものを1つ選択し、何の届出も行っていない場合又は建設中である場合は「否」を選択すること。なお、区分については下記によること。

番号	看護配置	届け出られている入院基本料
1	7 : 1	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料
2	10 : 1	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料
3	13 : 1	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料
4	15 : 1	一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、障害者施設等入院基本料、特別入院基本料
5	18 : 1	結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特別入院基本料
6	20 : 1	療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特別入院基本料
7	25 : 1	療養病棟入院基本料、特別入院基本料
8	その他	看護配置25 : 1未満の特別入院基本料
9	否	届出なし、建設中

項目		行	数値
(8) 指定管理者制度	代行制	0	1 ○
	利用料金制		○
	無		○
(9) 指定管理者制度の定員		(27)	
		(28)	

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接收受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

6.	ア 入院 診療日数(日)	(29)
業	イ 年延入院患者数(人)	(30)
務	ウ 外来診療日数(日)	(31)
①	エ 年延外来患者数(人)	(32)
	チ ェック(ア+イ+ウ+エ)	(33)

旧介護保険法第107条により都道府県知事の指定を受けた3月31日現在の定員(病床数)

毎日24時現在の在院患者数(指定介護療養型医療施設の入院患者数及び病院(指定介護療養型医療施設を含む。)の行う短期入所療養介護の利用者数を含む。)と当日の退院患者数(指定介護療養型医療施設の退院患者数及び短期入所療養介護の退所者を含む。)を加えたものを記入する。

半日診療等の場合であっても1日とすること。

新来、再来、往診及び巡回診療患者(訪問看護や居宅療養管理指導等病院の行う介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス(ただし、短期入所療養介護を除く。)の利用者数を含む。)の合計数を記入すること。

なお、同一患者が2以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科でカルテが作成された場合及び1の診療科の入院患者が他の診療科で診療を受け、その診療科でカルテが作成された場合は、それぞれの科で外来患者として計算すること。

患者の代理人に薬品を交付したときも外来患者として取り扱うこと。

7.	計	
	(1) 損益勘定所属職員	
	(2) 資本勘定所属職員	
8.	介護サービス	ア 指定介護療養型医療施設
	(1) 利用者数 (入院相当分)	(ア) 年延利用者数 (人) (イ) 年延入所定員 (人)
		イ 療養病床等
	(2) 利用者数 (外来相当分)	年延利用者数 (人)
9.	計	
	(1) 稼働病床(一般)(7.1時点)	
	(2) 稼働病床(療養)(7.1時点)	
	計	
③	(1) 稼働病床(一般)(3.31時点)	
	(2) 稼働病床(療養)(3.31時点)	

記載要領はP.58によること。

「ア 指定介護療養型医療施設」及び「イ 療養病棟等」の「年延利用者数」は、指定介護療養型医療施設及び療養病床等(注)を有する病院が行う施設サービス及び短期入所療養介護について、毎日24時現在の入院患者数と当日の退院患者数を加えたものを記入すること。

「ア 指定介護療養型医療施設」の「年延入所定員」は、指定介護療養型医療施設の定員(病床数)に介護サービス提供日数を乗じて得た数値を記入すること。

(注) 療養病床等は、旧介護保険法第8条第26項の定義によること。

病院の行う介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス(ただし、短期入所療養介護を除く。)の年延利用者数を記入すること。

「(1)稼働病床(一般)(7.1時点)」は、医療法による病床機能報告制度で報告した稼働病床数を記入すること。

「(1)稼働病床(一般)(3.31時点)」は、医療法による病床機能報告制度で報告した稼働病床数と同じ考え方で計算した3月31日時点における稼働病床数を記入すること。

表示単位に注意すること。

(5) 20表「損益計算書」の記入方法

病院（指定介護療養型医療施設を含む。）の行う介護サービスに係る収益及び費用を含めて記入すること。

**列3 入院収益** (27表)「経営分析に関する調（一）」の「4診療収入(1)入院」(列18～列25)の合計額と一致すること。

病院の行う指定介護療養施設サービス及び短期入所療養介護から得られる介護サービス収益（以下、入院相当分という。）は、(列3)「入院収益」に含めて記入すること。

**列4 外来収益** (27表)「経営分析に関する調（一）」の「4診療収入(2)外来」(列26～列33)の合計額と一致すること。

病院の行う居宅サービス（ただし、短期入所療養介護を除く。）から得られる収益（以下、外来相当分という。）は、(列4)「外来収益」に含めて記入すること。

**列13 他会計負担金** 法17条の2第1項第1号経費に係る他会計負担金を記入すること。ただし、看護師（准看護師）養成所に関する経費にかかる他会計負担金は列21「他会計負担金」に記入すること。

**列14 その他医業収益** (28表)「経営分析に関する調（二）」の列1「その他医業収益」の額と一致すること。

**列17 看護学院収益** 入学選考料、授業料等の看護学院に係る全ての収入（他会計繰入金を除く。）を記入すること。

**列19 都道府県補助金** 地域医療再生基金を活用した補助金等を記入すること。

**列21 他会計負担金** 法17条の2第1項第2号経費及び看護師（准看護師）養成所に関する経費に係る他会計負担金を記入すること。

**列23 資本費繰入収益** 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計から繰入を行う場合で、当該繰入金を長期前受金に計上することなく当該年度に収益計上した額を記入すること。

**列24 その他医業外収益** (28表)「経営分析に関する調（二）」の列6「その他医業外収益」の額と一致すること。

**列27 職員給与費** (21表)「費用構成表」の列6「職員給与費」の計と一致すること。

**列28 材料費** 次に掲げる費用の合計額を記入すること。

(ア) 投薬用薬品、注射用薬品

(イ) 検査用試薬、消毒薬、造影剤等の薬品、レントゲンフィルム、包帯、脱脂綿等の直接消費されるもの及び注射針、試験管等の1年未満に消費される診療材料

(ウ) 聴診器、血圧計等1年以上使用されるもののうち減価償却を行わない医療消耗品

(エ) 患者給食用の食品、食器用洗剤等の給食材料

(オ) 介護サービスの提供に必要な介護材料（以下、介護材料という。）

・布・紙オムツ等の直接消費されるもの

・寝具等利用者処遇に直接利用する1年未満に消費される介護消耗品

・食器等の1年以上利用者処遇に直接使用されるもののうち減価償却を行わない介護用品（器具）

[AGNHV560]

## 20 損 益 計 算 書

( 病院 別 )

都道府県名　@都道府県名称  
団体名　@市町村名称

060 病院事業

团体コード 019999  
法適用企業 1  
病院名 001人口区分 1  
経営主体 1黒・赤字別 2  
規模別 2  
経営形態別 3

項目	行	金額(千円)	項目	行	金額(千円)	
1. 総収益 (B)+(C)+(G) (A)	0:1		5. 特別利益 (G)	0:1	(48)	
(1) 医業収益 (B)	(1)		(1) 他会計繰入金	(49)		
ア 入院収益	(2)		(2) 固定資産売却益	(50)		
イ 外来収益	(3)		(3) その他の	(51)		
	(4)		6. 特別損失 (H)	(52)		
	(5)		(1) 職員給与費	(53)		
	(6)		(2) その他の	(54)		
	(7)		7. 純利益 (A)-(H)	(55)		
	(8)		8. 純損失 (△)	(56)		
	(9)		9. 前年度繰越利益剰余金 (又は前年度繰越損金)	(57)		
	(10)		10. その他の未処分利益剰余金	(58)		
	(11)		11. 当年度末処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	(59)		
	(12)					
	(13)					
	(14)		収益的支出に充てた企業債	(60)		
	(15)		収益的支出に充てた他会計借入金	(61)		
	(16)		「01行26列」のうち、退職給付費 (会計基準の見直し等に伴う経過措置分)	(62)		
	(17)		「01行53列」のうち、退職給付費 (会計基準の見直し等に伴う経過措置分)	(63)		
	(18)		「01行26列」のうち、各種引当金額の合計	(64)		
	(19)		退職給付引当金繰入額	(65)		
	(20)		賞与引当金繰入額	(66)		
	(21)		01行64列 の内訳	修繕引当金繰入額	(67)	
	(22)		特別修繕引当金繰入額	(68)		
	(23)		貸倒引当金繰入額	(69)		
	(24)		その他引当金繰入額	(70)		
	(25)		「01行26列」のうち、たな卸資産評価損	(71)		
	(26)		「01行54列」のうち、減損損失額	(72)		
	(27)		「01行54列」のうち、繰延資産償却	(73)		
	(28)		「01行51列」のうち、長期前受金戻入	(74)		
	(29)					
	(30)		0:2		(1)	
	(31)		「02行05列」のうち、国庫補正予算等 に基づく事業に係る繰入	(2)		
	(32)		他会計繰入金合計	(3)		
	(33)		(1) 繰出基準に基づく繰入金	(4)		
	(34)		(2) 繰出基準以外の繰入金	(5)		
	(35)		ア 繰出基準に基づく事由に 係る上乗せ繰入	(6)		
	(36)		イ 繰出基準の事由以外の繰入	(7)		
	(37)			(8)		
	(38)		・消費税及び地方消費税に関する調			
	(39)		収益的 税抜き	(9)		
	(40)		取入 税込み	(10)		
	(41)		収益的 税抜き	(11)		
	(42)		支出 税込み	(12)		
	(43)		還付消費税及び 地方法規による 消費税額	(13)		
	(44)		確定消費税及び 地方法規による 消費税額	(14)		
	(45)		・キャッシュ・フロー計算書に関する調			
	(46)		(1) 事業活動による キャッシュ・フロー	(15)		
	(47)		(2) 政策活動による キャッシュ・フロー	(16)		
			(3) 財務活動による キャッシュ・フロー	(17)		
			(4) 資金に係る換算差額	(18)		
			(5) 資金の増加額 (又は減少額)	(19)		
			(6) 資金期末残高	(20)		
			(7) 資金期初残高	(21)		

01行22列 の内訳	国庫補助金	(22)
	都道府県補助金	(23)
	工事負担金	(24)
	他会計繰入金	(25)
	寄付	(26)
	受贈	(27)
	その他の	(28)

1. 本表は病院別に作成すること。

0 1 9 9 9 9 2 0 1 0 6 0

**21 費用構成表**  
(病院別)

060 病院事業

団体コード 019999	人口区分 1 東京都23区内及び指定都市	黒・赤字別 2 経常損失を生じた事業(赤字)
法適・非適 1 法適用企業	経営主体 1 都道府県営	規模別 2 400床以上～500床未満
病院名 001 @施設名称001		経営形態別 3 直営

項目		行	金額 (千円)	列番号
1.	(1) 基本給	01		(1)
職員給与費	(2) 手当			(2)
	(3) 賃金			(3)
	(4) 退職給付費			(4)
	(5) 法定福利費			(5)
	(6) 計			(6)
2.	支払利息			(7)
内訳	(1) 企業債利息			(8)
	(2) 一時借入金利息			(9)
	(3) 他会計借入金等利息			(10)
3.	減価償却費			(11)
4.	光熱水費			(12)
5.	通信運搬費			(13)
6.	修繕費			(14)
7.	委託料			(15)
8.	ア投薬			(16)
医療材料費	(1) 薬品費			(17)
	イ注射			(18)
	ウ小計			(19)
	(2) その他医療材料費			(20)
	(3) 計			(21)
9.	給食材料費(患者用)			(22)
10.	その他の			(23)
11.	費用合計			(24)

1. 本表は病院別に作成すること。

項目		行	金額 (千円)	
		01		(30)
				(31)
				(32)
				(33)
				(34)
				(35)
				(36)
				(37)
				(38)
				(39)
				(40)
				(41)
				(42)
				(43)
				(44)
				(45)
				(46)
				(47)
				(48)
				(49)
				(50)
				(51)
				(52)
				(53)
				(54)
				(55)
				(56)
				(57)
				(58)
				(59)
				(60)
				(61)
				(62)
				(63)

12. 退職手当支出額	
内訳	収益的支出分
に關する	資本的支出分
調	退職給付引当金取りくずし額
	支給対象人員数(人)
	延支給月数(月)
	延勤続年数(年)

13. 経常費用	
企業債利息に対する基準額	
繰入れたもの実績入額	

01行08列 債却原価法による利息のうち相当分を除いた企業債利息

0	1	9	9	9	2	1	1	0	6	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 列33 その他医業費用 (28表)「経営分析に関する調(二)」の列9「その他医業費用」の額と一致すること。
- 列43 看護学院費 看護学院に係る全ての費用（職員給与費を含む。）を記入すること。
- 列45 その他医業外費用 (28表)「経営分析に関する調(二)」の列22「その他医業外費用」の額と一致すること。

#### (6) 21表「費用構成表」の記入方法

- 病院（指定介護療養型医療施設を含む。）の行う介護サービスに係る費用を含めて記入すること。
- 列2 職員給与費・手当 通勤手当を税抜きで計上した場合の額を記入すること。  
なお、指定介護療養型医療施設に配置する職員に係る職員給与費を含めて記入すること。
- 列8 企業債利息 (28表)列49「21表8列企業債利息（再掲）」と一致すること。
- 列20 投薬薬品費 (20表)「損益計算書」の列28「材料費」のうち、内用、外用に係る薬品費を記入すること。
- 列21 注射薬品費 (20表)「損益計算書」の列28「材料費」のうち、注射（血液、プラズマは除く。）に係る薬品費を記入すること。
- 列23 その他医療材料費 (20表)「損益計算書」の列28「材料費」のうち、介護材料、検査用試薬、造影剤等の薬品、レントゲンフィルム、注射器等の診療材料及び聴診器等の医療消耗品の合計額を記入すること。
- 列25 給食材料費 (20表)「損益計算書」の列28「材料費」のうち給食材料費を記入すること。なお、列24「医療材料費計」と列25「給食材料費」の計は、(20表)列28「材料費」と一致すること。
- 列28 その他の 児童手当、臨時職員に係る賃金、一部事務組合の議員報酬、講師謝礼も含めて記入すること。また、「看護学院費」については、看護学院に係る全ての費用（職員給与費等）を当欄に計上すること。老人保健施設に係る全ての費用も同様とする。
- 列36 公立病院特例債利息 列8「企業債利息」のうち公立病院特例債に係る利息を記入する。
- 列44 退職手当支出額 退職手当として支出した額を記入する。なお退職手当組合に対する負担金は含まない。
- 列45 3条予算執行額を記入する。
- 列46 4条予算執行額を記入する。
- 列47 退職給付引当金を取りくずして支出にあてた分を記入する。
- 列48 支給対象人員数 当該年度において退職手当の支給を受けた職員数を記入する。
- 列49 延支給月数 当該年度において支給された退職手当の支給月数の積上げを記入する。端数は四捨五入により小数点以下第3位まで求める。
- 列50 延勤続年数 当該年度の支給対象者の勤続年数の積上げを記入する。
- 列60 企業債利息に 対して繰入れたものの実繰入額 20表「損益計算書」の「他会計繰入金合計」(02行3列)のうち、企業債利息に対する実繰入額を記入すること。

列63 債却原価法による利息相当分を除いた企業債利息 列8「企業債利息」のうち、債却原価法による利息相当分を除いた企業債利息を記入する。

(7) 22表「貸借対照表」の記入方法

列65 当年度純利益 2以上の病院を経営している場合は、各病院ごとの(20表)「損益計算書」の列1「総収益」の金額の合計額から列25「総費用」の金額の合計額を差引き、その差額が正数の場合は当年度純利益の金額欄に、負数の場合は当年度純損失の金額欄にそれぞれの差額を正数(「△」、「-」の符号はつけない)で記入すること。

列74 再掲経常利益 2以上の病院を経営している場合は、各病院ごとの(20表)「損益計算書」の列46「経常利益」の金額の合計額から列47「経常損失」の金額の合計額を差引き、その差額が正数の場合は再掲経常利益の金額欄に、負数の場合は再掲経常損失の金額欄にそれぞれの差額を正数(「△」、「-」の符号はつけない)で記入すること。

(8) 23表「資本的収支に関する調」P.30参照

02行 「01行37列」 公立病院特例債を発行している場合は、公立病院特例債の償還金を記入する。  
列35 の内訳

(9) 24表「企業債に関する調」P.37参照

(10) 25表「職種別給与に関する調」の記入方法

① 調査目的

この調査表は、企業管理者及び臨時又は非常勤の職員を除く常勤職員について職種別にその職員数及び職員給与費を調査するものである。

② 全般的留意事項

この調査表は、21表「費用構成表」、23表「資本的収支に関する調」に記入された職員給与費及び附帯事業費に含まれる職員給与費について、それぞれの退職給付費及び法定福利費を控除した額の合算額を職種別に記入すること。なお「職種」は、職名にこだわらず現在従事している職種により分別して記入すること。

ただし、指定介護療養型医療施設において、介護職員として従事し又は介護支援専門員を兼務する看護師又は准看護師については、それぞれ「(3)看護師」及び「(4)准看護師」に含めることとし、他の介護職員又は介護支援専門員は、「(5)医療技術員」に含めて記入すること。

③ 個別の留意事項

【年間延職員数】 各月末の在籍職員数(管理者及び臨時又は非常勤の職員を除く。)の積上げを記入すること。

したがって「年度末職員数」×12ヶ月÷「年間延職員数」となるので留意すること。

【年度末職員数】 「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者及び臨時又は非常勤の職員数を除いたものを記入すること。

【基本給】 紙料(職員の本俸)、扶養手当及び地域手当の合計額を記入すること。

【手当】 退職手当、児童手当を含まないこと。

なお、通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。

【時間外勤務手当】 時間外勤務手当及び休日勤務手当を計上すること。

【特殊勤務手当】 次の手当以外の手当を計上すること。

管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当(税込み)、

特地勤務手当，寒冷地手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当，勤勉手当，退職手当，児童手当。

【手当「その他】】 時間外勤務手当，休日勤務手当，特殊勤務手当，退職手当，児童手当以外の手当を計上すること。

【延 年 齢】 年度末職員の延年齢（それぞれの職員の年度末現在における満年齢の積み上げ）を記入すること。

【延 経 験 年 数】 年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得後の延経験年数を記入すること。

従って、当該地方公共団体の職員として在職した年数に換算された前歴の年数を加えたものであること。なお、延経験年数は、それぞれの職員の経験年数を12進法で計算し、積み上げ後の月数（端数）を五捨六入して整数で記入すること。例えば、134年6ヶ月は135と記入すること。

02行 「02行29列」  
列38 の基本給の内 それぞれ給料，扶養手当及び地域手当の額を記入すること。  
列39 訳  
列40

## 25 職種別給与に関する調

(病院別)

都道府県名  
団体名

団体コード

人口区分

黒・赤字別

法連・非連

経営主体

規模別

病院名

経営形態別

項目		行	金額(千円)等	列番号	項目		行	金額(千円)等
(1)	年間延職員数(人)	01		(1)	内	その他の	02	
	年度末職員数(人)			(2)	職	計		
	基本本給			(3)	業	延年齢(歳)		
	手当			(4)	師	延経験年数(年)		
	内時間外勤務手当			(5)		年間延職員数(人)		
事務職員	内特殊勤務手当			(6)		年度末職員数(人)		
	期末勤勉手当			(7)		基本本給		
	その他の			(8)		手当		
	計			(9)		内時間外勤務手当		
	延年齢(歳)			(10)		内特殊勤務手当		
	延経験年数(年)			(11)		期末勤勉手当		
	年間延職員数(人)			(12)		その他の		
(2)	年度末職員数(人)			(13)		計		
	基本本給			(14)		延年齢(歳)		
	手当			(15)		延経験年数(年)		
	内時間外勤務手当			(16)		年間延職員数(人)		
医師部	内特殊勤務手当			(17)		年度末職員数(人)		
	期末勤勉手当			(18)		基本本給		
	その他の			(19)		手当		
	計			(20)		内時間外勤務手当		
	延年齢(歳)			(21)		内特殊勤務手当		
	延経験年数(年)			(22)		期末勤勉手当		
	年間延職員数(人)			(23)		その他の		
(3)	年度末職員数(人)			(24)		計		
	基本本給			(25)		延年齢(歳)		
	手当			(26)		延経験年数(年)		
	内時間外勤務手当			(27)		年間延職員数		
看護師	内特殊勤務手当			(28)		年度末職員数		
	期末勤勉手当			(29)		基本本給		
	その他の			(30)		手当		
	計			(31)		内時間外勤務手当		
	延年齢(歳)			(32)		内特殊勤務手当		
	延経験年数(年)			(33)		期末勤勉手当		
	年間延職員数(人)			(34)		その他の		
(4)	年度末職員数(人)			(35)		計		
	基本本給			(36)		延年齢(歳)		
	手当			(37)		延経験年数(年)		
	内時間外勤務手当			(38)		給		
看護師	内特殊勤務手当			(39)		扶養手当		
	期末勤勉手当			(40)		地城手当		

1. 本表は病院別に作成すること。

(注)通勤手当は税込みで記入すること。

251060

(11) 27表「経営分析に関する調(一)」の記入方法

項目		行	数値	列番号
1.	(1) 一般患者数(人)	0	1	(1)
年延入院患者数	(2) 療養患者数(人)			(2)
	(3) 結核患者数(人)			(3)
	(4) 精神患者数(人)			(4)
	(5) 感染症患者数(人)			(5)
	計			(6)
2.	(1) 一般病床数(床)			(7)
年延病床数	(2) 療養病床数(床)			(8)
	(3) 結核病床数(床)			(9)
	(4) 精神病床数(床)			(10)
	(5) 感染症病床数(床)			(11)
	計			(12)
3.	(1) 年延医師数(人)			(13)
職員数	(2) 年延看護師数(人)			(14)
	(3) 年度末検査技師数(人)			(15)
	(4) 年度末放射線技師数(人)			(16)
	チェック (1) + (2) + (3) + (4)			(17)
4.	ア 投 薬 収 入			(18)
診療収入	イ 注 射 収 入			(19)
	ウ 収 入			(20)
	エ 検 査 収 入			(21)
	オ 放 射 線 収 入			(22)
院	カ 入 院 料			(23)
	キ 収 入			(24)
	ク そ の 他 の 収 入			(25)
入	ケ 初 診 料			(26)
外	コ 再 診 料			(27)
来	サ 投 薬 収 入			(28)
	シ 注 射 収 入			(29)
	ス 収 入			(30)
	セ 検 査 収 入			(31)
	ソ 放 射 線 収 入			(32)
	タ そ の 他 の 収 入			(33)
5.	チ ェ ッ ク (1) + (2)			(34)
薬品収入	(1) 薬品取入(投薬分)(千円)			(35)
	薬品取入(注射分)(千円)			(36)
	チ ェ ッ ク (1) + (2)			(37)
6.検査状況	(1) 年間検査件数			(38)
	(2) 年間放射線件数			(39)
	チ ェ ッ ク (1) + (2)			(40)

(09表)「施設及び業務概況に関する調」に記入した列30「年延入院患者数」を患者区分ごとに記入すること。

病床区分別病床数に病床区分別入院診療日数を乗じて得た数値を記入すること。

各診療日(入院診療のみをおこなっている日を含む。)における職員数(パートタイム職員、臨時職員を含む。)の和を記入すること。

なお、常勤職員においては休日、出張等で実際に勤務していない日も含めて計算すること。すなわち1年間勤務した常勤職員1人は、通常365人として計上される。

また、パートタイム職員、臨時職員については実際に勤務した日数(短時間勤務の日数を含む。)を計上すること。

助産師、看護師、准看護師、看護助手等(臨時、パート職員を含む。)の延人数を記入すること。

「年延人数(各月末職員数の積上げ) / 12月」の計算により記入すること(小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入すること。)。なお、衛生検査補助員等のように、免許を有しない職員は含まないものであること。

診療報酬点数表等の区分により記入すること。したがって、検査に使用した薬剤等については検査収入に含め記入する。

なお、放射線収入は、画像診断収入及び放線治療収入を記入すること。

介護サービスから得られる収益は、入院相当分を(1)入院「ク その他の収入」に、外来相当分を(2)外来「タ その他の収入」に含めて記入すること。

診療報酬点数表の計算単位により記入すること。

例えば、胸部撮影を行った場合の診断料、撮影料、フィルム及び造影剤使用料はこれをまとめて1件とし、同一患者について胸部と脊椎撮影を行った場合は2件とする。また、同一患者について同一箇所数枚撮影する場合には、これを分割せず1件とすること。

項目			行	数値
7. 室料徴収額	(1) 室料たり 人額	個室 2以上 人室	最高(円) 最低(円)	0:1
			税込み	
	(2) 室料差額収益(千円)			(41)
	(3) 室料差額対象病床数			(42)
	チェック (1) + (2) + (3)			(43)
8. 年度末職員数	(1) 医師数(人)			(44)
	(2) 看護師数(人)			(45)
	看護員数	准看護師数(人)		(46)
	看護助手数(人)			(47)
	(3) 薬剤部門職員数(人)			(48)
	(4) 事務部門職員数(人)			(49)
	(5) 給食部門職員数(人)			(50)
	(6) 放射線部門職員数(人)			(51)
	(7) 臨床検査部門職員数(人)			(52)
	(8) その他職員数(人)			(53)
	全職員数(人)			(54)
税抜き	(1) 入院収益(千円)	0:2		(55)
	(2) 総収益(千円)			(56)
	その他(3) 病床数(床)			(57)
10. 介ビ 藻ス サ取 益	計(千円)			(58)
	(1) 入院相当分(千円)			(59)
	(2) 外来相当分(千円)			(60)

1. 本表は病院別に作成すること。

税込み金額にて記入し、最高と最低に幅がない場合（単一料金）は、その額を最高の欄のみに記入すること。

年度末現在の対象病床数を記入すること。

年度末において現に従事していた職員数（企業管理者を含む。）と、當時雇用する臨時又は非常勤職員を加算して記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入すること。）

なお、當時雇用する臨時又は非常勤職員数は、當時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務することとして定められている者で、その勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日（完全週休2日制を実施していない期間にあっては22日。ただし、4週6休制を実施している期間にあっては20日）以上ある場合を1ヶ月として12ヶ月を1人として換算したものとする。

指定介護療養型医療施設に配置する職員を含むこと。

なお、介護職員として従事し又は介護支援専門員を兼務する看護職員については、「(2)看護部門職員数」に含めることとし、他の他の介護職員又は介護支援専門員については、「(8)その他職員数」に含めること。

列45「室料差額収益」に記入ある病院のみ(09表)「施設及び業務概況に関する調」及び(20表)「損益計算書」から数値を転記すること。

病院（指定介護療養型医療施設を含む。以下、同じ。）の行う介護サービスから得られる収益を、外来相当分（病院の行う居宅サービス（ただし、短期入所療養介護を除く。）から得られる収益）と入院相当分（指定介護療養施設サービス及び短期入所療養介護から得られる収益）に区分して、記入すること。

(12) 28表「経営分析に関する調(二)」の記入方法

項目		行	数値
1.	1. その他の医業収益	01	
	(1) 室料差額収益		
	(2) 公衆衛生活動収益		
	(3) 医療相談収益		
	(4) その他の医業収益		
損益計算書内訳	2. その他の医業外収益		
	(1) 患者外給食収益		
	(2) その他の医業外収益		
	3. その他の医業費用		
	(1) 経費		
	(ア) 光熱水費		
	(イ) 委託料		
	(ウ) 交際費		
	(エ) 厚生福利費		
	(オ) 燃料費		
	(カ) その他の経費		
	(2) 研究研修費		
	(ア) 旅費		
	(イ) 図書費		
	(ウ) その他研究費		
	(3) 資産減耗費		
	4. その他の医業外費用		
	(1) 患者外給食材料費		
	(2) その他の		
2. 債却資産内訳	1. 債却資産		
	(1) 建物		
	(2) 器械、備品		
	(3) リース資産		
	(4) その他の債却資産		
	2. 減価償却累計額		
	(1) 建物減価償却額		
	(2) 器械、備品減価償却額		
	(3) リース資産減価償却累計額		
	(4) その他の債却資産		
	差引 (1 - 2)		
3. 障害事業	1. 収益		
	2. 費用		
	3. 差引 (1 - 2)		
4. 未収金及び未収収益			
うち	保険者未収金に係るもの		
	患者未収金	現年度分	
	に係るもの	過年度分	

21表8列企業債利息(再掲)	
建設改築等の財源に充てるための企業債に係るもの	

17列(再掲)研究研修費	
内訳	医師
	(ア) 旅費
	(イ) 図書費
	(ウ) その他研究研修費
看護師等	(ア) 旅費
	(イ) 図書費
	(ウ) その他研究研修費

- (20表)「損益計算書」の列14「その他医業収益」と一致するものであること。
- (1) 消毒料、洗たく料及び諸証明文書料等の入院、外来診療以外の医療的行為に伴う収入を記入すること。
- (2) (20表)「損益計算書」の列24「その他医業外収益」と一致するものであること。
- (3) (20表)「損益計算書」の列33「その他医業費用」と一致するものであること。
- (4) 旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、報償費、修繕費、使用料、賃借料及び役務費等を記入すること。
- (5) (20表)「損益計算書」の列45「その他医業外費用」と一致するものであること。
- (6) 老人保健施設に係る収益及び公舎使用料その他の雑収益を記入すること。
- (7) (22表)「貸借対照表」の列4「償却資産」と一致するものであること。2以上の病院を経営している場合は病院ごとの数値を記入すること。
- (8) 構築物、車両、放射性同位元素及びその他償却資産を記入すること。
- (9) (22表)「貸借対照表」の列6「減価償却累計額」と一致するものであること。2以上の病院を経営している場合は病院ごとの数値を記入すること。
- (10) 附帯事業に係る収益、費用等について記入すること。
- (11) (22表)「貸借対照表」の列16「未収金及び未収収益」と一致するものであること。2以上の病院を経営している場合は、病院ごとの数値を記入すること。未収金及び未収収益のうち、保険者等未収金に関するものを列41「保険者未収金に係るもの」に、患者未収金に関するもので当該年度のものを列42「患者未収金に係るものー現年度分」に、当該年度より前の年度のものを列43「患者未収金に係るものー過年度分」に記入すること。
- (12) (21表)「費用構成表」の列8「企業債利息」と一致するものであること。
- (13) (01行17列)「(2)研究研修費」と一致するものであること。「看護師等」には医師を除く全ての職員分を計上すること。

(13) 31表「経営分析に関する調(三)」の記入方法

項目	行	数値	列番号
1. 年稼働病床延数	(1) 一般	0.1	(1)
	(2) 療養		(2)
	(3) 結核		(3)
	(4) 精神		(4)
	(5) 感染症		(5)
	(6) 計		(6)
2. 診療科目別医師数	(1) 内科		(7)
	(2) 精神・神経内科		(8)
	(3) 小児科		(9)
	(4) 外科		(10)
	(5) 整形外科		(11)
	(6) 脳神経外科		(12)
	(7) 皮膚・泌尿器科		(13)
	(8) 産婦人科		(14)
	(9) 眼科		(15)
	(10) 耳鼻咽喉科		(16)
	(11) 放射線科		(17)
	(12) 歯科・歯科口腔外科		(18)
	(13) 麻酔科		(19)
	(14) その他		(20)
	(15) 計		(21)
3. 特殊診療	01 人間ドック	<input type="checkbox"/>	
	02 人工透析	<input type="checkbox"/>	
	03 ICU・CCU	<input type="checkbox"/>	(22)
	04 NICU・未熟児室	<input type="checkbox"/>	
	05 運動機能訓練室	<input type="checkbox"/>	
	06 ガン(放射線)診療	<input type="checkbox"/>	
4. 指定病院等の状況	01 救急告示病院	<input type="checkbox"/>	
	02 臨床研修病院	<input type="checkbox"/>	
	03 がん診療連携拠点病院	<input type="checkbox"/>	
	04 感染症指定医療機関	<input type="checkbox"/>	
	05 べき地医療拠点病院	<input type="checkbox"/>	
	06 災害拠点病院	<input type="checkbox"/>	
	07 地域医療支援病院	<input type="checkbox"/>	
	08 特定機能病院	<input type="checkbox"/>	
	09 病院群輪番制病院	<input type="checkbox"/>	
5. 病院の専門性	01 がんセンター	<input type="checkbox"/>	
	02 成人病センター	<input type="checkbox"/>	
	03 こども病院(小児医療センター)	<input type="checkbox"/>	
	04 リハビリテーション病院	<input type="checkbox"/>	
	05 循環器病センター	<input type="checkbox"/>	
	06 呼吸器病センター	<input type="checkbox"/>	
	07 脳血管(機能)研究センター	<input type="checkbox"/>	
	08 救命救急センター	<input type="checkbox"/>	
	09 その他の	<input type="checkbox"/>	

病床区分別稼働病床数に病床区分別入院診療日数を乗じて得た数値を記入すること。

なお、稼働病床数とは、一般・療養病床に関しては、医療法による病床機能報告制度で報告した病床数、結核・精神・感染症に関しては、使用可能病床数(医療法の許可を受けている病床から閉鎖病床及びカンファレンスルームや看護師控室等、他へ転用しているものを除いたもの)をいうものであること。

医療法第6条の6による標榜う診療科目欄に各診療科ごとに医師数を記入すること。なお、医師数は(27表)「経営分析に関する調(一)」の列48「年度末医師数」と一致するものであること。また、医師が複数科を兼務している場合は主たる科目欄に記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入すること。)

実施している項目を選択すること。  
なお、人間ドックは制度的に実施しているか否かによること。

指定されている項目を選択すること。  
なお、それぞれの指定病院は次によるものとする。

ア. 「救急告示病院」  
「救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)」により都道府県知事が表示している病院をいう。

イ. 「臨床研修病院」  
医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を行う病院として厚生労働大臣が指定している病院をいう。

ウ. 「がん診療連携拠点病院」  
「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成26年1月10日健発0110第7号)」により厚生労働大臣が指定している病院をいう。

エ. 「感染症指定医療機関」  
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)」により厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した病院をいう。

オ. 「べき地医療拠点病院」  
「べき地保健医療対策実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号)」により都道府県知事が指定している病院をいう。

カ. 「災害拠点病院」  
疾病又は事業ごとの医療体制について(平成24年3月30日医政指発第0330第9号)に定めるところにより都道府県において指定した病院をいう。

キ. 「地域医療支援病院」  
医療法第4条により都道府県知事の承認を得た病院をいう。

ク. 「特定機能病院」  
医療法第4条の2により厚生労働大臣の承認を得た病院をいう。

ケ. 「病院群輪番制病院」  
「救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号)」に規定された病院群輪番制病院等運営事業に参加している病院をいう。

専ら特定の疾患(がん患者、循環器患者等)に関して専門的な医療を提供することを目的として経営している病院は該当する項目を選択すること(「救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号)」に規定された救命救急センター、高度救命救急センター及びそれらを併設する病院については、救命救急センターを選択すること。)。

項目		行	数	値	列番号	
6.	業務委託の状況	(1)	01 検査 02 健康技術工産 03 助産 04 診療報酬請求 05 給与計算 06 受付 07 清掃 08 洗濯 09 食事 10 ポイラー業務 11 給食 12 寝具 13 下足 14 電話交換 15 寄虫駆除 16 宿泊日直 17 洋化槽管理 18 駐車場管理	01	<input type="checkbox"/>	(30)
		(2)	01 内科 02 精神・神経内科 03 小児科 04 外科 05 整形外科 06 脳神経外科 07 皮膚・ひどい病 08 産婦人科 09 眼科 10 耳鼻咽喉科 11 放射線科 12 歯科・歯科口腔外 13 産婦人科 14 その他の 15 その他	02	<input type="checkbox"/>	(31)
7.	標榜診療科目	(1)	01 内科 02 精神・神経内科 03 小児科 04 外科 05 整形外科 06 脳神経外科 07 皮膚・ひどい病 08 産婦人科 09 眼科 10 耳鼻咽喉科 11 放射線科 12 歯科・歯科口腔外 13 産婦人科 14 その他の 15 その他	03	<input type="checkbox"/>	(32)
		(2)	01 内科 02 精神・神経内科 03 小児科 04 外科 05 整形外科 06 脳神経外科 07 皮膚・ひどい病 08 産婦人科 09 眼科 10 耳鼻咽喉科 11 放射線科 12 歯科・歯科口腔外 13 産婦人科 14 その他の 15 その他	04	<input type="checkbox"/>	(33)
	採用医薬品数				(34)	
	うち後発医薬品数				(35)	
	病院機能評価認定の有無				(36)	
	患者紹介率(%)				(37)	
	平均在院日数(一般病床のみ)				(38)	
	平均外来一人当たり通院回数				(39)	
	年延検体数(体)				(40)	
	基幹災害医療センター				(41)	
	地域災害医療センター				(42)	
					(43)	

委託をしている項目を選択すること。

なお、一部委託についても実施に含めること。

検査委託とは健康保険法等の規定による療養等に要する費用の額の算定方法に定める検査及び放射線画像診断を委託している場合をいう。

医療法第6条の6による標榜診療科目を選択すること。

薬剤部局において管理し、院内において処方・施用を行っている市販後医薬品数をいう。

なお、試薬、血液、プラズマ、治験薬、造影剤を除く。

「うち後発医薬品数」は、「8 採用医薬品数」のうち、後発医薬品の数を記入すること。

「病院機能評価認定の有無」は、公益財団法人日本医療機能評価機構における病院機能評価の認定を受けた病院は「1」を、認定を受けていない病院は「2」を記入すること。

「患者紹介率」は、次の算式により小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを記入すること。

(算式)

$$\frac{\text{(文書により紹介された患者の数} + \text{救急用の自動車で搬送された患者の数})}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

〔初診患者の数〕は、初診患者数から時間外、休日又は深夜に受診した6歳未満の小児患者を除くこと)

一般病床について次により計算すること。

当年度中の延在院患者数

$$1 / 2 \times (\text{当年度中の新入院患者数} + \text{当年度中の退院患者数})$$

(小数点以下第2位を四捨五入すること。)

最大でも365日を超えないものであること。

外来患者一人当たり平均通院回数を記入すること。

当年度外来患者数

当年度新規外来患者数

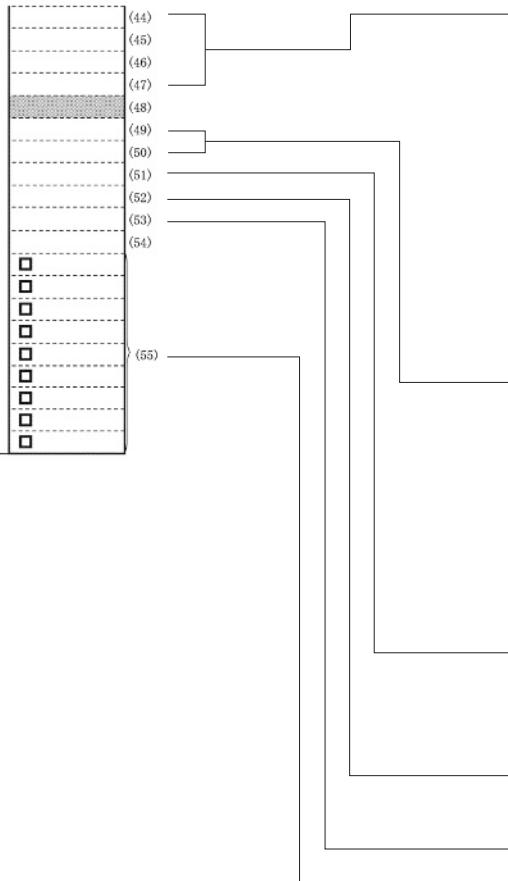
(小数点以下第2位を四捨五入すること。)

当年度に行った解剖数(他に委託したものと含み、法医解剖は除く)を記入すること。

(01行23列)「06災害拠点病院」のうち「基幹災害医療センター」「地域災害医療センター」となっている場合は「1」を、それ以外は「2」を記入する。

16. 診療所数(9表18列再掲)
う 有床診療所数
ち 有床診療所の病床数
救急告示診療所数
17. 院外処方実施の有無
18. 全体処方箋に占める院外処方箋の割合(%)
19. D P C 対象病院
20. 入院患者年延手術件数(件)
21. 標榜診療科目数
22. 年延院内死亡患者数(人)
01 専門外来
02 訪問看護
23. 03 在宅診療
診療体制 04 公衆衛生・予防活動
05 午後診療
06 外来予約
07 オープンシステム
08 開放型病院
09 土曜診療

1. 本表は病院別に作成すること。



「16 診療所数(9表18列再掲)」(44列)は、当該病院の附属診療所の数を記入すること。

なお、この数は9表「施設及び業務概況に関する調」の「附属診療所数」(18列)と一致するものである。

また、45列、46列の各項目については、44列記入の診療所のうち、該当する値を記入すること。

「救急告示診療所数」(47列)は、44列の診療所のうち「救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)」により都道府県知事から救急診療所として告示されている診療所の数を記入すること。

「17 院外処方実施の有無」(49列)は、院外処方を実施している場合は「1」を、院外処方を実施していない場合は、「2」を記入し、「18 全体処方箋に占める院外処方箋の割合」(50列)は、1年間に発行した外来の院内処方箋発行枚数と院外処方箋発行枚数の合計枚数に占める院外処方箋発行枚数の割合を記入すること。

記入する数値は、院外処方箋発行枚数/(外来の院内処方箋発行枚数+院外処方箋発行枚数)×100で算出し、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記入すること。

DPC対象病院として位置付けされている病院は「1」を、それ以外については「2」を記入する。なお、「DPC準備病院」は「2」を記入する。

当年度に行った手術件数(手術室で行った手術のみ)を記入すること。

標榜している診療科目数を記入すること。

実施している項目を選択すること。

ア. 「専門外来」

地域特有の疾病を有する患者に対し、一定曜日等(原則として午後)に専門的に診察を行うとともに、健康診断等を行うことをいう。

イ. 「訪問看護」

病院から退院し家庭で診療を行っている寝たきり又はこれに準ずる状態にある患者等に対して、看護師等が訪問して看護又は療養上必要な指導を行うことをいう。

ウ. 「在宅診療」

病院から退院し家庭で療養を行っている寝たきり又はこれに準ずる状態にある患者等に対して、医師が訪問して診療を行うことをいう。

エ. 「公衆衛生・予防活動」

健康診断、各種検診、予防接種、医療相談、人間ドック等の住民の検診活動をいう。

オ. 「午後診療」

午前の受付時間とは別に、午後にも一定の受付時間帯を設け、特定の診療科についての外来診療を行っている病院をいう。

カ. 「オープンシステム」

開業医等に対し、協定等を締結することにより当該病院の一定病床、医療器械等の利用を開放している病院をいう。

キ. 「開放型病院」

「特掲診療料の施設基準等(平成20年3月5日厚生労働省告示第63号)」により地方社会保険事務局長に対し届出を行っている病院をいう。

ク. 「土曜診療」

病院群輸番制等とは別に、土曜日に外来診療を行っている病院をいう(半日も含む)。

(14) 40表 P.40参照

[AGNHY569]

都道府県名		@都道府県名称	
団体名		@市町村名称	
0 6 0 病院事業			
団体コード	0 1 9 9 9 9	人口区分	1 東京都23区内及び指定都市
法適・非適	1 法適用企業	経営主体	1 都道府県営
病院名	0 0 1 @施設名称0 0 1	黒・赤字別	2 経常損失を生じた事業(赤字)
規 模 別	2 400床以上~500床未満	経営形態別	3 直営
項目	行	金額	(千円)
(1) 医業収益	0:1		
(1) 医業勘定			
(2) 外益			
(3) 特別利益			
(4) 2.			
項目	行	金額	(千円)
(1) 資本勘定	0:2		
(2) 定期			
(3) 繰入金			
(4) 収益勘定			
(5) その他内訳			

1. 本表は病院別に作成すること。

0 1 9 9 9 9 4 0 1 0 6 0

(15) 45表 P.43参照

〔質 疑〕

問1 退職した医師1名を嘱託として1年を通じて雇用し、正規職員と同じ勤務時間に当たらせているがその場合の(09表)の「7 職員数」、(21表)の「1 職員給与費」、(25表)の「年間延職員数」、「年度末職員数」、「基本給」、「手当」、(27表)の「3 職員数」の取扱如何

答 (1) (09表)の「7 職員数」は、常時雇用と同様の勤務形態にある職員を含めて調査するものである。したがつて、職名の如何を問わず「常時勤務を行うこと」及び「定められている勤務時間以上勤務すること」と定められている者で、その勤務した日が18日（完全週休2日制を実施していない期間にあっては22日、4週6休制を実施している期間にあっては20日）以上ある月が引き続いで12ヶ月を超える職員は含めることとなるので、この場合は嘱託についても含めること。

(2) (21表)の「1 職員給与費」は、「報酬」の項目がないのでこの嘱託に係る経費は「賃金」に計上すること。

(3) (25表)の「年間延職員数」、「年度末職員数」、「基本給」、「手当」については常勤職員（管理者を除く）平均給与等を調査するものであるので、計上しないこと。

(4) (27表)の「3 職員数」は、職員1人1日当たり患者数等を調査するものであるので、この嘱託についても含めて記入すること。

下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）

(1) 下水道事業

ここでの「下水道事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

1. 下水道法第2条第3号及び第4号に定めるもので、改正前の同法第4条及び第25条の3の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けたもの又は改正後の同法第4条及び第25条の3の規定に基づく事業計画を定めたもの。
2. 公共下水道の建設には未だ着手していないが、都道府県等が実施している流域下水道に建設費負担金を支払っているもの。
3. 農業集落排水施設（農山漁村地域整備交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、むらづくり総合整備事業実施要綱、美しい村づくり総合整備事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱又は農村振興総合整備事業等実施要綱による農業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの（汚水処理施設の実施採択がされたものを含む。）をいう。）
4. 漁業集落排水施設（農山漁村地域整備交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、漁業集落環境整備事業実施要領、漁村再生交付金実施要領、村づくり交付金実施要綱、漁村づくり総合整備事業実施要領による漁業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの（汚水処理施設の事業承認がされたものを含む。）をいう。）
5. 林業集落排水施設（美しい村づくり総合整備事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱又は里山エリア再生交付金実施要綱による林業集落排水施設で、汚水処理を実施しているもの（汚水処理施設の事業承認がされたものを含む。）をいう。）
6. 簡易排水施設（元気な地域づくり交付金実施要綱等による簡易排水施設で、汚水処理を実施しているもの（汚水処理施設の事業認定がされたものを含む。）をいう。）
7. 小規模集合排水処理施設（小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱による小規模集合排水処理施設で、汚水処理を実施しているものをいう。）
8. 特定地域生活排水処理施設（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱又は汚水処理施設整備交付金交付要綱による特定地域生活排水処理施設をいう。）
9. 個別排水処理施設（個別排水処理施設整備事業実施要綱による個別排水処理施設をいう。）

(2) 調査対象

下水道事業のうち公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設で、地方公営企業法の全部又は一部を適用しているものを対象とする。

### (3) コードの記入方法

#### 事業別区分

コード番号	コード名
1	公共下水道
2	特定公共下水道
3	流域下水道
4	特定環境保全公共下水道
5	農業集落設排水
6	漁業集落設排水
7	林業集落設排水
8	簡易排水施設
9	小規模集合排水処理施設

下水道事業を左の表の区分に従い分類し、記入すること。

#### 人口別区分（条件1）

公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については、年度末現在の住民基本台帳に登録された人口を次の区分に従い分類して記入すること。

コード番号	コード名
0	道府県
1	都及び指定都市
2	企業団及び一部事務組合
3	30万人以上
4	10万人以上～30万人未満
5	5万人以上～10万人未満
6	3万人以上～5万人未満
7	1万人以上～3万人未満
8	1万人未満
9	特定公共下水道、流域下水道

#### 経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	企業団営 及び一部事務組合営

### 黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常利益を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計（都道府県代行等）

(20表)「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

- (注) 1. 供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に損益計算書に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。
2. 過疎下水道代行事業や県営農業集落排水事業などの都道府県代行制度を実施し、代行した施設の設置に係る元利償還金の支払いのみを都道府県が行っている事業、また、会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を、一般会計から分別して想定企業会計として経理している場合は、「4」を記入する。（以下、コード番号「3」及び「4」の事業を「未供用の事業」とする。）
3. 供用開始後間もない事業で料金収入がない場合又は雨水管のみ供用開始していて料金収入がない場合でも収支により「1」か「2」を記入すること。
4. 未だ特別会計の設置及び下水道の建設に着手していないが都道府県等が実施している流域下水道事業に一般会計から建設費負担金を支払っているものは「4 想定企業会計」に区分すること。

### 規模別区分（条件4）

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び林業集落排水施設で供用開始（一部を含む。）をしているものは、「現在処理区域内人口」の区分に従い、「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。供用開始を行ったが、年度末現在、汚水の流入がなく、処理の実績がなかった場合でも「現在処理区域内人口」の区分に従い、「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。

排水区域のみ「8」は、供用開始事業のうち、汚水処理施設が建設中のため雨水処理のみを行っている場合をいうものであり、個別の終末処理場を持たず流域下水道に接続している場合等は「1」～「7」または「9」のいずれかのコードを記入すること。

なお、未供用の事業、特定公共下水道、流域下水道、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については「9」を記入すること。

コード番号	区分	コード名（現在処理区域内人口段階区分）		
		公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業 漁業集落排水事業 林業集落排水事業
1	供も下て	都道府県及び指定都市		
2	用の水い	30万人以上	1万人以上	1万人以上
3	開のる	10万人以上～30万人未満	6千人以上～1万人未満	3千人以上～1万人未満
4	始処も	5万人以上～10万人未満	4千人以上～6千人未満	2千人以上～3千人未満
5	し理の	3万人以上～5万人未満	2千人以上～4千人未満	1千人以上～2千人未満
6	てを	1万人以上～3万人未満	1千人以上～2千人未満	5百人以上～1千人未満
7	いし	1万人未満	1千人未満	5百人未満
8	る	排水区域のみ		
9		未供用の事業、特定公共下水道、流域下水道、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業		

### 流域下水道接続関係区分（条件5）

コード番号	コード名
1	単独で終末処理を行っている事業
2	流域下水道に接続
3	他事業（流域下水道を除く。）に接続
4	その他

下水道事業のうち、終末処理を単独で行っているものは「1」、流域下水道において行っているもの（流域関連下水道）は「2」、他の事業（流域下水道を除く）の処理場で行っているものは「3」、一部について流域下水道を含む他事業の処理場で行っているもの等については「4」を記入すること。  
 なお、流域下水道、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設については「1」を記入すること。

### 排除方式別区分（条件6）

コード番号	コード名
1	合流式
2	分流式
3	合流・分流併用

### 供用後年数（条件7）

コード番号	区分	コード名
1	供用開始しているもの	平成25年度以降
2		平成20年度～平成24年度
3		平成15年度～平成19年度
4		平成10年度～平成14年度
5		平成5年度～平成9年度
6	下水の処理をしているもの	昭和63年度～平成4年度
7		昭和62年度以前
8	排水区域のみ	
9	未供用の事業	

供用開始年月日（10表1行2列）の属する年度に応ずる「1」～「7」のコードを記入すること。  
 供用開始を行ったが、年度末現在、汚水の流入がなく、処理の実績がなかった場合でも供用開始年月日の属する年度により「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。  
 また、未供用の事業については「9」を記入すること。

### 会計単位（条件8）

下水道事業のうち、同一の特別会計で経理をされている事業について同一の数字を入れること。数字は「1」から順に記入するものとする。

例えば、公共下水道・特定環境保全公共下水道・特定地域生活排水処理施設を実施している団体において、公共下水道と特定環境保全公共下水道を同一の特別会計で経理し、特定地域生活排水処理施設は単独で特別会計を設置している場合は、公共下水道と特定環境保全公共下水道に「1」を、特定地域生活排水処理施設に「2」を記入すること。（数字の順は問わない。）



#### (4) 10表 「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

1. 列1「建設事業開始年月日」は、建設工事を開始した年月日を記入すること。未だ建設工事に着手していない市町村にあっては、実施設計に着手した年月日を記入すること。

なお、流域下水道建設費負担金を支払っているが、未だ関連下水道の建設に着手していない市町村にあっては、負担金の支払いを開始した年月日を記入すること。

ただし、関連下水道の建設工事を開始している場合は、その開始年月日を記入すること。

2. 列2「供用開始年月日」は、下水道法第9条第1項に基づく供用開始の公示又は下水道法第25条の6に基づく供用開始の通知により、供用を開始した年月日を記入すること。農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については、公示された供用開始日を記入すること。

ただし、農業集落排水施設にあっては昭和61年3月31日以前に供用を開始した施設、漁業集落排水施設にあっては平成元年3月31日以前に供用を開始した施設、林業集落排水施設及び簡易排水施設にあっては平成7年3月31日以前に供用を開始した施設については、当該施設の設置に関する条例の施行日等供用開始が確認できる日を記入すること（未供用の事業は記入しないこと。）。

また、1の事業の中で、2以上の処理区域がある場合は、最も早く供用開始を行った処理区域の年月日を記入すること。

3. 列3「法適用年月日」は、法が適用されることとなった年月日を記入すること。

4. 列4「下水道事業実施状況」は、法適用・法非適用を問わず、同一団体において供用を開始している下水道事業の事業数を2桁の数で表すこととし、十の位に法適用実施事業数を、一の位に法非適用実施事業数を記入すること（未供用の事業は含まないこと。）同一団体では同じ数値が入ることに留意すること。

（例1）法適用の公共下水道のみ実施している場合………「10」と記入

（例2）同一団体で法非適用の農業集落排水施設及び個別排水処理施設を実施している場合………両事業の調査表に「2」と記入

（例3）同一団体で法適用の公共下水道を実施し、かつ、法非適用の特定環境保全公共下水道及び農業集落排水施設を実施している場合………3事業の調査表すべてに「12」と記入

（例4）同一団体で法適用の公共下水道及び特定環境保全公共下水道（建設中）を実施し、かつ、法非適用の農業集落排水施設を実施している場合………3事業の調査表全てに「11」と記入（未供用の事業を含まないこと留意すること）

5. 列5「適用区分」は、第2条第3項の規定に基づく法の適用の方法を記入すること。

6. 列7～17「7. 普及状況」は、供用を開始した団体のみ記入し、未供用の団体については記入しないこと。

なお、流域下水道にあっては、(1)(2)(7)(8)については、当該流域下水道に関連する市町村の総人口、総面積を合算して得た数値を記入するものとし、(3)～(6)及び(9)～(11)については当該流域下水道に係る数値を記入すること。また、それ以外の事業で法適用・法非適用を問わず複数の事業を実施している団体については、(1)(2)(7)及び(8)において、団体全体の人口及び面積を記入し、全事業について、それぞれ同一数値を記入すること。(3)～(6)及び(9)～(11)については当該事業に係る数値を記入すること。

7. 列7「行政区域内人口」は、年度末現在における住民基本台帳に登録された人口を記入すること。

8. 列8「市街地人口」は、市街地面積における人口を記入すること。
9. 列9「全体計画人口」は、流域別下水道整備総合計画、下水道の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）又は農業集落排水整備計画等に示された当該事業の計画人口を記入すること。
10. 列10「現在排水区域内人口」は、供用開始が公示又は通知された区域の人口を記入すること（計画値を記入しないこと。）。なお、特定公共下水道についても、当該排水区域内の住民基本台帳登録人口を記入すること。
11. 列11「現在処理区域内人口」は、下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の年度末現在の人口を記入すること（計画値を記入しないこと。）。なお、特定公共下水道についても、当該処理区域内の住民基本台帳登録人口を記入すること。また、農業集落排水施設等については、それぞれ各施設台帳の排水区域のうち汚水排水区域の人口を記入すること。
12. 列12「現在水洗便所設置済人口」は、「現在処理区域内人口」のうち水洗便所を設置し使用している年度末現在の人口を記入すること（住民が個人で設置した浄化槽による水洗便所は含まない。）。
13. 列13「行政区域面積」は、年度末現在における行政区域面積を記入すること。
14. 列14「市街地面積」は、「国勢調査」の際に「人口集中地区」としたものに基づいて年度末現在においてそれに相当する区域を推計したものを記入すること。
15. 列15「全体計画面積」は、基本計画又は農業集落排水施設整備計画等に示された計画面積を記入すること。
16. 列16「現在排水区域面積」は、下水道法により供用開始が公示又は通知された区域の面積を記入すること（計画値を記入しないこと。）。なお、農業集落排水施設等については、それぞれ各施設台帳の排水区域面積を記入すること。
17. 列17「現在処理区域面積」は、下水道法により処理開始が公示又は通知された区域の面積を記入すること（計画値を記入しないこと。）。なお、農業集落排水施設等については、それぞれ各施設台帳の排水区域のうち汚水排水区域の面積を記入すること。
18. 列18「チェック」は、1列～17列までの数値を合計した数値を記入すること。5・6列については、5列「適用区分」は、条例全部を1、条例財務を2とし、6列「管理者」は、設置を1、非設置を2として合計すること。
19. 列19～30「8. 事業費」は、建設工事を開始した年度から本調査対象年度までの建設投資累計額を記入すること（税込み。）。なお、建設投資額には、流域下水道関連市町村が、都道府県の流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金が含まれること。
20. 列20～24「同上財源」は、「総事業費」の財源内訳を記入すること。なお、列23「流域下水道建設費負担金」は、都道府県の流域下水道が、流域下水道関連市町村から収入した流域下水道建設費負担金を記入すること。また、農業集落排水施設等の整備に充てられた企業債のうち、下水道事業債の対象となる以前に発行されたものは、列24「オその他」に記入すること。
21. 列25～29「総事業の使途内訳」は、管渠・ポンプ場及び処理場等の建設に要した事業費（建設利息、事務費等を含む。）を記入すること。なお、列28「流域下水道建設費負担金」は、流域下水道関連市町村が、都道府県の流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金を記入すること。また、地元住民に対する迷惑料的な補償費は、列29「その他」に記入すること。処理場の敷地外において周辺環境対策の一環として整

備する施設及び処理場の敷地内であっても本来処理施設と関係のないものに係る経費を下水道事業会計で経理している場合は列27「処理場費」ではなく、列29「その他」に記入すること。

22. 列30「補助対象事業費」は、国の補助対象となった事業費を記入すること（税込み。）。
23. 列31「下水道布設延長」は、建設が完了した下水管（受贈され、今後維持管理を行うものを含む。）の総延長を記入すること（表示単位に注意すること。）。
24. 列32～34「種別延長」は、列31「下水管布設延長」の内訳を記入すること。
25. 列35～37「同上のうち未供用」は、列32～34のうち、供用開始の公示又は通知を行った区域外に布設された管渠について、年度末の延長を記入すること。なお、建設中の事業にあっては、「種別延長」（32列～34列）と「同上のうち未供用」（35列～37列）が一致すること。
26. 「10. 処理場」「11. ポンプ場」欄の能力、処理水量等は列43「計画処理能力」を除き現有施設の状況について記入し、計画数値を記入しないこと。なお、未供用の団体については記入しないこと。また、処理場又はポンプ場が2箇所以上ある場合は、その合計値を記入すること。また、「10. 処理場」のうち(1), (2), (3), (8), (9)は流域関連下水道については記入する必要はないこと。ただし、(4)から(7)までは供用中の事業においては都道府県の流域下水道の記入値との整合性を図った上で必ず記入すること。
27. 列38「終末処理場数」は、年度末現在において供用を開始している終末処理場の数を記入すること。
28. 列39～42「処理方法別内訳」は、改正前の下水道法施行令第6条第1項の表に定められた区分に準じて最終処理方法別に分類すること。なお、「高度処理」とは、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和61年5月27日付け自治準企第133号自治省財政局準公営企業室長通知）4(1)に定めるものをいう。（以下同じ。）農業集落排水施設等についても、上記区分に準じて記入すること。
29. 列43「計画処理能力」は、基本計画に示された能力を記入すること。
30. 列44, 45「現在処理能力」は、年度末現在において供用を開始している施設の処理能力を記入すること。なお、分流式下水道にあっては列45「雨天時の現在処理能力」には原則として記入しないこと。
31. 列46, 47「現在最大処理能力」は、年度末現在において供用を開始している施設の実際の処理水量を記入すること。なお、分流式下水道にあっては列47「雨天時の現在最大処理水量」には原則として記入しないこと。
32. 列49「年間総処理水量」は、年度中に処理した水量の合計をm³単位で記入すること。流域下水道に接続している事業も、ここに記入すること。ただし、流域下水道以外に接続している分については記入しないこと（表示単位に注意すること。）。
33. 列50, 51「内訳」は、列49の内訳を記入すること。なお、「汚水処理水量」には、不明水量（汚水処理水量から、有収水量を除いたものをいう。以下同じ。）が含まれること。合流式で実測値がない場合は推定値とすること。なお、分流式下水道にあっては、列51「雨水処理水量」には原則として記入しないこと（表示単位に注意すること。）。
34. 列52「年間有収水量」は、使用料徴収の対象となった汚水量及び他都市受入水等負担者が明確なものを記入すること。なお、流域下水道にあっては、流域下水道管理運営費負担金の対象となった汚水量及びその他負担者が明確なものを記入すること（表示単位に注意すること。）。
35. 列53, 54「汚泥処理能力」は、年度末現在において供用を開始している施設の汚泥濃縮槽の能力について

記入すること。したがって「汚泥量」とは汚泥濃縮槽により濃縮した後の汚泥の量をいう。また「含水率」とは当該濃縮汚泥の含水率をいうものであり、小数第1位を四捨五入し、%単位で記入すること。

36. 列55「年間総汚泥処分量」は、濃縮槽により濃縮された汚泥の年間総量をm³単位で記入すること。
37. 列57, 58「排水能力」は、年度末現在において供用を開始している施設の排水能力を記入すること。
38. 列59～(02行)列5「職員数」の記載要領はP.58によること。なお、同一会計内の事業間の区分（例えば公共下水道と農業集落排水を同一の会計としている場合の区分）については、当該職員の所掌事務等により区分し記入すること。
39. (02行)列6「合流管比率（合流管／下水管布設延長）」は、自動計算（列34「合流管」／列31「下水管布設延長」）により記入される。
40. (02行)列7「処理区域内人口密度（処理区域内人口／処理区域面積）」は、自動計算（列11「現在処理区域内人口」／列17「現在処理区域面積」）により記入される。
41. (02行)列8, 9「処理開始年月日」は、下水道法第9条第2項に基づく処理開始の公示又は下水道法第25条の6に基づく処理開始の通知により処理を開始した年月日を記入する。なお、未供用の事業、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については記入しない。  
これらの場合において、「処理開始年月日」(02行)列8には、1の事業の中で、2以上の処理区域がある場合は、最も早く処理開始を行った処理区域の年月日を記入し、「処理開始年月日（処理区域別）」(02行)列9には、最も有収水量の多い処理区域の年月日を記入する。処理区域が1つの場合は、(02行)列8, 列9に同じ年月日を記入する。
42. (02行)列10～13は、列31の内数となるよう留意すること（表示単位に注意すること）。
43. (02行)列10「1年間の修繕・改良・更新管渠延長」は、以下を参考に、当該年度の管渠延長を記入すること。  
修繕：施設の現状復旧を図ることを目的とした行為であり、耐用年数の延伸が担保されないもの  
改良：施設の耐用年数の延伸が担保される行為であり、改築の一部を成すもの  
更新：新たに設置したものと同じ期間の耐用年数が担保される行為であり、改築の一部を成すもの

44. (02行)列11, 12「(02行)列10のうち修繕延長・改良更新延長」は、(02行)列10の内訳を記入すること（表示単位に注意すること。）。
45. (02行)列13「法定耐用年数を超えた管渠延長」は、一定（法定耐用）年数を経過した管渠延長を記入すること。

#### (5) 20表「損益計算書」の記入方法

次の留意点以外はP.7（共通表）の作成要領によること。なお、想定企業会計の事業（黒・赤字コード「4」）についても損益取引として処理せざるを得ないものがある場合は本表に記入すること。

1. 「資本費平準化債」のうち未利用分に係る企業債利息相当額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）のうち企業債利息相当額に対する起債分は、(01行)列1～列24に含めず列60「収益的支出に充てた企業債」に記入する。
2. 列3「下水道使用料」には、下水道事業会計が直接収入した下水道使用料を記入すること。下水道使用料減免措置等相当額を他会計が負担した場合におけるその額は列20「他会計補助金」に記入すること。

3. 列8「雨水処理負担金」には、「平成28年度の地方公営企業繰出金について」(平成28年4月1日付け総財公第50号総務副大臣通知)（以下「繰出基準」という。）第8の1に定める雨水処理に要する経費（維持管理費及び資本費。ただし、雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等を除く。雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等に対する他会計繰入金は、23表列7「他会計補助金」に記入すること。）に対する他会計繰入金を記入すること。
4. 列11「受託工事収益」には、営業活動に関係のある受託工事に係る収益を記入すること。また、工事以外の受託事業に係る収益も含まれること（列33「受託工事費」も同様の考え方）。
5. 列13「流域下水道管理運営費負担金」には、流域下水道が流域下水道関連市町村から収入した流域下水道管理運営負担金を記入すること。なお、「流域下水道管理運営費負担金」には、資本費負担分（流域下水道の企業債元利償還金に対する流域下水道関連市町村の負担金等）が含まれることに留意すること。
6. 列17「受託工事収益」には、営業活動に直接関係のない受託工事に係る収益を記入すること。また、工事以外の受託事業に係る収益も含まれること（列43「受託工事費」も同様の考え方）。
7. 列18「国庫補助金」には、水洗便所改造費に対する国庫補助金等、収益的収入にあたる国庫補助金を記入すること。また、起債の利子補給金がある場合は、本欄に記入すること。ただし、補助率差額は23表列9「国庫補助金」に記入すること。
8. 列20「他会計補助金」には、「繰出基準」に定める分流式下水道等に要する経費（用地に係る企業債元金償還金を除く。）、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、高度処理費（高度処理施設の用地に係る企業債元金償還金を除く。）、高資本費対策経費及び広域化・共同化の推進に要する経費、普及特別対策経費（雨水処理負担分を除く。）、繰出しに代えて臨時の措置された下水道事業債（臨時措置分）、下水道事業債（特例措置分）、下水道事業債（特別措置分）等の元利償還金の利息分等に対する他会計繰入金を記入すること。また、「繰出基準」に定めるもの以外に地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金のうち、収益的収入に属するものがあれば本欄に記入すること。
9. 列23「資本費繰入収益」は、建設改良費に充てた企業債に係る元利償還金に対し、一般会計から繰入を行う場合で、当該繰入金を長期前受金に計上することなく当該年度に収益計上した額を記入すること。
10. 列27「管渠費」は、管渠の清掃、維持補修に要する費用等を記入する。
11. 列28「ポンプ場費」は、ポンプ場におけるポンプ運転に要する費用、ポンプ場施設の維持補修に要する費用等を記入する。
12. 列29「処理場費」には、処理場内の水質規制費のほかに処理場外の悪質下水の監視及び規制に要する経費を含めて記入すること。
13. 列38「流域下水道管理運営費負担金」には、流域下水道関連市町村が流域下水道に対して支出した流域下水道管理運営費負担金を記入すること。
14. 列39「その他営業費用」には、水洗便所等普及費が含まれること。
15. 列41「支払利息」には、建設中の支払利息は記入しないこと。建設中の支払利息は23表列19「建設利息」、23表（02行）列10「建設利息」、22表列8「建設仮勘定」に記入すること。また償却原価法により計上される利息相当数についても含めること。なお、農業集落排水施設等においては、下水道事業債の対象とされた後に発行された企業債に係るもののみが対象となること。

16. 列46「経常利益」及び列47「経常損失」は、次の算式により算出された額を記入する。

(算式) (列2「営業収益」+列15「営業外収益」) - (列26「営業費用」+列40「営業外費用」)

なお、「経常損失」は正数で記入し、「△」、「-」の符号はつけないこと。

17. 列50「固定資産売却益」は、固定資産を売却する際に生じた差益を記入する。

18. 列55「純利益」及び列56「純損失」は、次の算式により算出した額を記入する。

(算式) 列1「総収益」-列25「総費用」

なお、「純損失」は正数で記入し、「△」、「-」の符号はつけないこと。

19. 列60「収益的支出に充てた企業債」には、「資本費平準化債」のうち供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）のうち企業債利息相当額に対する起債分を含めること。

#### (6) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外はP.19によること。

1. 列8「企業債利息」には、建設中の支払利息は記入しないこと。また、農業集落排水施設等においては、下水道事業債の対象とされた後に発行された企業債に係るもののみが対象となること。

2. 列12「動力費」は、機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等を記入すること。

3. 列15「修繕費」は、有形固定資産、たな卸資産等の維持修繕に要する費用を記入する。

4. 列16「材料費」は、有形固定資産等の維持・修繕に要する諸材料費を記入する。

5. 列17「薬品費」は、処理場、ポンプ場等で使用する薬品の購入に要する費用を記入する。

6. 列19「委託料」には、管渠清掃、ポンプ場及び処理場の運転管理、脱水ケーキ及び焼却灰運搬処分並びに諸機械保守点検等が含まれることに留意すること。ただし、管渠及び諸機械の補修等修繕に係る経費は、列15「修繕費」に含まれること。

なお、包括民間委託により契約をしている場合は、委託先からの報告等に基づいて、各費目（動力費、光熱水費等）へ計上し、費目別に整理できない分（委託先の人件費等）について、委託料に計上すること。

7. 列27「流域下水道管理運営費負担金」には、20表列38に記入した流域下水道管理運営費負担金の額を記入すること。

#### (7) 22表「貸借対照表」の記入方法

次の留意点以外は、P.23によること。

1. この調査の対象となる企業債は、農業集落排水施設等にあっては、下水道事業債の対象とされた後に発行された企業債であること。

2. 列6「減価償却累計額」は正数で記入し、「△」、「-」の符号はつけないこと。

3. 列8「建設仮勘定」には、建設利息を含めて記入すること。

4. 列9「無形固定資産」には、流域下水道関連市町村が流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金が含まれること。ただし、流域下水道にあっては、当該負担金を充当した施設については、列2「有形固定資産」に記入することに留意すること。

5. 列16「未収金及び未収収益」は、未収消費税及び地方消費税還付金の額も含めて記入すること。

6. 列23「建設改良費等の財源に充てるための企業債」は、建設改良費及び投資の目的のために発行した企業

債、都道府県からの振興資金等長期借入金、「資本費平準化債」のうち、供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に対する起債分、企業債の元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間との差により生じる企業債元金償還金と減価償却費との差額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）が含まれるもので、償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来する額を記入する。なお、企業債前借は年度途中においては、一時借入金として経理される（ただし、一時借入金限度額の規制対象外）が、決算日において企業債に振り替えられなかった場合でも企業債として取り扱うものである。

7. 列26「建設改良費等の財源に充てるための長期借入金」は、建設改良費及び投資の目的のために借り入れた一般会計等他会計からの長期借入金で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来する額を記入する。
8. 列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」は、建設改良費及び投資の目的のために発行した企業債、都道府県からの振興資金等長期借入金、「資本費平準化債」のうち、供用開始後の施設のうち未利用部分にかかる企業債利息相当額に対する起債及び企業債元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間との差額に対する起債分等で、当該事業年度の末日の翌日から起算して1年内に償還しなければならない額を記入する。なお、企業債前借は年度途中においては、一時借入金として経理される（ただし、一時借入金限度額の規制対象外）が、決算日において企業債に振り替えられなかった場合でも企業債として取り扱うものである。
9. 列34「建設改良費等の財源に充てるための長期借入金」は、建設改良費及び投資の目的のために借り入れた一般会計等他会計からの長期借入金で当該事業年度の末日の翌日から起算して1年内に償還しなければならない額を記入する。
10. 列39「未払金及び未払費用」は、未払消費税及び地方消費税の額も含めて記入すること。
11. 列41「その他」は、前受下水道料金又は前受受託事業収益等の前受金や職員の源泉徴収所得税等の預り金などの流動負債を記入する。
12. 列44「長期前受金収益化累計額（△）」の欄は正数で記入し、「△」、「-」の符号を付けないこと。

#### (8) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.30によること。

1. この調査の対象となる企業債は、農業集落排水施設等にあっては、下水道事業債の対象とされた後に発行された企業債であること。
2. 列2「建設改良のための企業債」には、「資本費平準化債」のうち、供用開始前の施設に係る企業債利息相当額に対する起債分が含まれること。
3. 列3「その他」には、「資本費平準化債」のうち供用開始前の施設に係る企業債元金償還金相当額に対する起債分及び企業債の元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間との差により生じる企業債元金償還金と減価償却費との差額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）のうち企業債元金償還金相当額に対する起債分が含まれること。
4. 列4「他会計出資金」には、法第18条の規定に基づく出資金がある場合に限り記入すること。
5. 列7「他会計補助金」には、雨水処理費（用地に係る企業債元金償還金等に限る。）、分流式下水道等に要する経費（用地に係る企業債元金償還金に限る。）、高度処理費（用地に係る企業債元金償還金に限る。）及び下水道事業債のうち臨時措置分、広域化・共同化分、普及特別対策分、特例措置分、特別措置分の元金相

当分等に対する繰入金等が含まれること。ただし、支払利息相当分に対する繰入（雨水処理負担金分を除く）は、20表列20「他会計補助金」に含めること。

6. 列8「固定資産売却代金」には、固定資産を売却したときの代金を記入するが差益は含めない。
7. 列9「国庫補助金」には、建設改良の補助を目的としたものを記入し、補助率差額が含まれること。
8. 列11及び列29「工事負担金」には、受益者負担金及び流域下水道が流域下水道関連市町村から収入した流域下水道建設費負担金が含まれること。
9. 列17「建設改良費」には、流域下水道関連市町村が、流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金が含まれること。
10. 列37「その他」には、建設改良以外の目的に充てた企業債償還元金（例えば3条予算なお書にした災害復旧事業債、退職手当債等）、借換債償還元金（借換債収入をもって償還する借換時の一時債還金）、資本費平準化債収入をもって償還する供用開始前の施設に係る企業債元金償還金、資本費平準化債（供用開始前の施設に係る企業債利息相当額に対する起債分を除く。）の元金償還金及び下水道事業債（特別措置分）の元金償還金を記入する。
11. 列50「その他」は当該事業の開始当初に引き継がれた引継現金及び引継貯蔵品等のうち、資本的支出の財源に充てたものを記入する。なお、消費税及び地方消費税資本的取支調整額も含めて記入すること（内訳を列51へ記入すること。）
12. (02行) 列9「流域下水道建設費負担金」には、流域下水道関連市町村が、流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金を記入すること。
13. (02行) 列10「建設利息」には、建設中の支払利息を記入すること。なお、10表「総事業費の使途内訳」にあっては、「建設利息」は、各施設費（管渠費、ポンプ場費、処理場費等）に振り分けることに留意すること。
14. (02行) 列34「01行3列のうち資本費平準化債」には、当年度に発行した「資本費平準化債」の起債額を記入すること。
15. (02行) 列35「01行37列のうち資本費平準化債」には、平成16年度以降に発行した「資本費平準化債」の元金償還金を記入し、15年度以前発行分の元金償還金は記入しないこと。

#### (9) 24表「企業債に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.37によること。

この調査の対象となる企業債は、下水道事業債の対象となった後に発行された企業債であること。つまり、農業集落排水施設にあっては、昭和61年度以降に発行された企業債、漁業集落排水施設にあっては、平成元年度以降に発行された企業債、林業集落排水施設及び簡易排水施設にあっては、平成7年度以降に発行された企業債であること。

#### (10) 25表「職種別給与に関する調」の記入方法

1. 本表は、21表「費用構成表」及び23表「資本的支出に関する調」に記入した職員給与費について、それぞれの退職給与金及び法定福利費を控除した額の合算値を職種別に記入する。なお、「職種」については以下を参考に、職名にこだわらず現在に従事している職種により分別すること。
  - ・事務職員：知事（市町村長）部局の事務職員（国の行政俸給表（一）に相当する給与表の適用を受ける職）相当の業務を本務としている職員

- ・技術職員：知事（市町村長）部局の技術職員相当の業務を本務としている職員
  - ・技能職員：国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員
  - ・その他：上記いずれにも属さない職員
2. 「年間延職員数」は、各月末の在籍職員数（管理者及び臨時又は非常勤職員を除く。）の積上げを記入する。  
したがって、「年度末職員数」×12ヶ月=「年間延職員数」となるので留意すること
3. 「年度末職員数」は、10表「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者及び臨時又は非常勤職員数を除いたものを記入する。
4. 「基本給」は、給料（給料の調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当の合計額を記入する。したがって、「計(1)～(4)」の「基本給」（01行47列）は、「給料」（01行56列）+「扶養手当」（01行57列）+「地域手当」（01行58列）の額となる。
5. 「手当」は、退職手当、児童手当を除く諸手当を記入する。なお、通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。
6. 「時間外勤務手当」は、時間外勤務手当及び休日勤務手当を記入する。
7. 「特殊勤務手当」は、次の諸手当以外の手当を記入する。  
管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当（税込み）、特地勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、児童手当。
8. 「期末勤勉手当」は、期末手当及び勤務手当を記入する。
9. 「その他」は、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、児童手当以外の手当を記入する。
10. 「延年齢」は、年度末職員の延年齢（それぞれの職員の3月31日現在における満年齢の積上げ）を記入する。
11. 「延経験年数」は、年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得の経験年齢（すなわち、当該団体の職員として年数に換算された前歴の年数を加えたものである。）の延経験年数（それぞれの職員の3月31日現在における経験年数の積上げ）を記入する。なお、延経験年数は、それぞれの職員の経験年数を12進出で計算し、積上げ後の月数（端数）を四捨五入して整数で記入する。例えば、134年6ヶ月は135と記入する。

(11) 32表「経営分析に関する調(一)」の記入方法

項目		行	金額 (千円)	列番号
(1) 管渠渠	ア職員給与費	0 1		(1)
	イ修繕費			(2)
	ウ材料費			(3)
	エ路面復旧費			(4)
	オ委託料			(5)
	カその他の			(6)
	計(ア~カ)			(7)
	計の内訳			(8)
	汚水処理費			(9)
	雨水処理費			(10)
(2) 管渠維持場	ア職員給与費			(11)
	イ動力費			(12)
	ウうち電気料			(13)
	エ修繕費			(14)
	オ薬品費			(15)
	カ委託料			(16)
	キその他の			(17)
	計(ア~キ)			(18)
	計の内訳			(19)
	汚水処理費			(20)
(3) 管渠管理場	雨水分別処理費			(21)
	計の内訳			(22)
	汚水処理費			(23)
	雨水処理費			(24)
	計(ア~キ)			(25)
	計の内訳			(26)
	汚水処理費			(27)
	雨水処理費			(28)
	計(ア~キ)			(29)
	計の内訳			(30)
(4) その他	ア職員給与費			(31)
	イ流域下水道管營理金			(32)
	ウ委託費			(33)
	エその他の			(34)
	計(ア~エ)			(35)
	計の内訳			(36)
	汚水処理費			(37)
	雨水処理費			(38)
	計(ア~エ)			(39)
	計の内訳			(40)

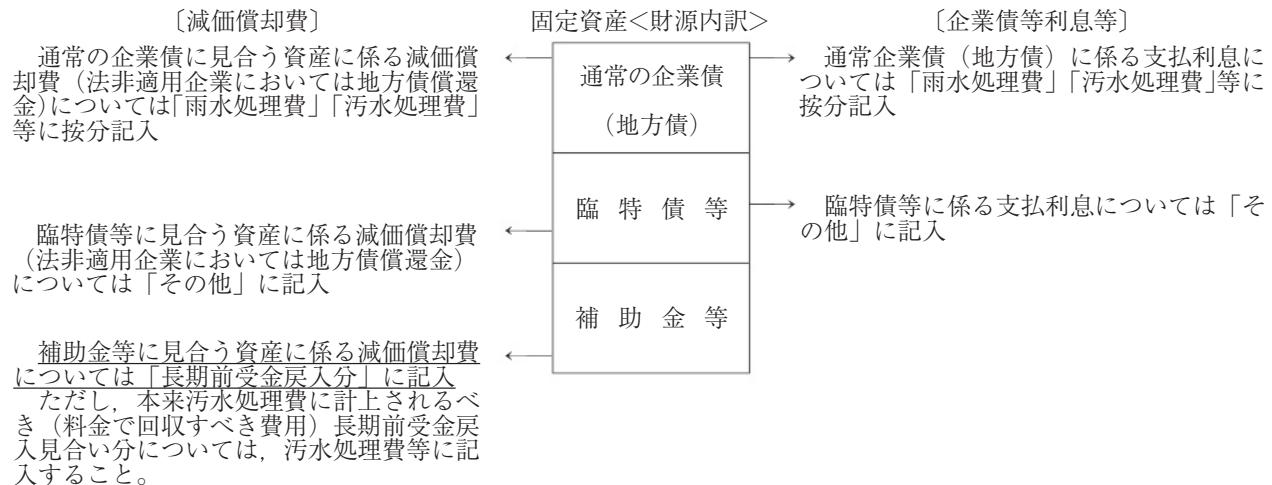
- 本表は、税抜き処理後の金額にて記入すること。  
なお、未供用の事業については記入しないこと。
- 本表における「汚水処理費」「雨水処理費」の区分は、「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治準企第153号自治省財政局准公営企業室長通知)によること。なお、「平成28年度地方公営企業繰出金について」(平成28年4月1日付け総財公第50号、総務副大臣通知)及び「平成28年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」(平成28年4月1日付け総財公第51号、総務副大臣通知)並びに「平成28年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について」(平成28年10月20日付総財公第121号総務副大臣通知)により、一般会計が負担すべきものとされた「水質規制費」「不明水処理費」等は、「汚水処理費」には含めないこと。
- 下水道使用料の徴収に係る経費、水洗便所等普及費は、「(4)その他」(35~42列)に記入すること。
- (02行)列15「費用総合計」は21表列29「費用合計」と一致するものであること。
- 「(1)管渠費」(1~10列)、「(2)ポンプ場費」(11~22列)及び「(3)処理場費」(23~34列)は、20表の列27「管渠費」、列28「ポンプ場費」及び列29「処理場費」の内訳を記入すること。
- 「職員給与費」(1列、11列、23列及び35列)は、本表の損益勘定所属職員の区分に従って、21表「1. 職員給与費」を振り分けるものであること(21表6列=本表の職員給与費の計)。
- 本表の「動力費」の計、「修繕費」の計、「材料費」の計、「薬品費」の計及び「委託料」の計は、それぞれ21表の数値と一致するものであること。
- 「委託料」(5列、17列、29列及び37列)は、管渠清掃、汚泥処理、使用料徴収等について、団体の内部に委託しているものを含め記入すること。
- 列10「その他」には流域関連公共下水道のみを実施している団体における、繰出基準に定められた一般会計が負担すべき「水質規制費」を記入すること。単独公共下水道を実施している団体にあっては、水質規制費は列34「その他」に括計上すること。
- 列22「その他」には繰出基準に定められた一般会計が負担すべき「不明水処理費」のうち、ポンプ場に係る維持管理費を記入すること。
- 列34「その他」には繰出基準に定められた一般会計が負担すべき「水質規制費」(単独公共下水道を実施している団体)、「高度処理費」及び「不明水処理費」(処理場に係る維持管理費)を記入すること。
- 列36「流域下水道管理運営費負担金」には、流域下水道関連市町村が都道府県の流域下水道に対して支出した流域下水道管理運営費負担金を記入すること。なお、都道府県の流域下水道にあっては、本欄に記入しないこと。
- 列42「その他」には、繰出基準に定められた一般会計が負担すべき「水洗便所等普及費」及び水洗便所改造資金貸付等の事務を下水道事業会計で行っている場合における当該経費を記入し、それ以外の経費は、汚水処理費又は雨水処理費に区分し、それぞれの列に記入すること。
- 列46~50には、列10、列22、列34、列42の「その他」の内容を各項目に区分して記入すること。
- 列50「その他」には水洗便所改造資金貸付等の事務を下水道事業会計で行っている場合における当該経費を記入すること。
- 列51「企業債等利息」には、企業債等支払利息(一時借入金支払利息を除く。)を記入すること。また本項目の金額は、21表列8「企業債利息」と列10「他会計借入金等利息」の合計金額と一致すること。なお、農業集落排水施設等にあっては、下水道事業債の対象となった後に発行された企業債に係るもののみが対象となること。
- 一時借入金に係る支払利息は、維持管理費「(4)その他」の列38「その他」へ記入すること。
- 列54及び(02行)列1「高度処理費」には、一般会計が負担すべき高度処理費に係る企業債等利息及び減価償却費を記入すること。

項	目	行	金額 (千円)
	合計 (1)+(2)+(3)+(4)	01	
合計の内訳	汚水処理費 雨水処理費 水質規制費 水洗便所等普及費 不明水処理費 高度処理費 その他の	(43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50)	
2.	(1) 企業債等利息 汚水処理費 雨水処理費 高度処理費 高資本費対策経費 分流式下水道等に要する経費 その他の (2) 減価償却費 汚水処理費 雨水処理費 高度処理費 高資本費対策経費 分流式下水道等に要する経費 その他の 長期前受金戻入分 (3) 企業債取扱諸費用等 合計 (1)+(2)+(3)	(51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24)	
資本費	費用総合計 汚水処理費 雨水処理費 その他の 長期前受金戻入分 3. 企業債償還金 資本費内訳 汚水処理費 雨水処理費 その他の (再掲) 下水道使用料		

19. 列55及び(02行)列2「高資本費対策経費」には、一般会計が負担すべき高資本費対策経費を、汚水に係る元利償還金の総額で利息分・元金償還分に按分して(法適用企業にあっては元金償還金分を減価償却費とみなすものとする。)記入する。
20. 列56及び(02行)列3「分流式下水道等に要する経費」には、一般会計が負担すべき分流式下水道等に要する経費に係る企業債等利息分及び減価償却費分を記入する。
21. 列57及び(02行)列4「その他」には、次の経費を「企業債等利息」分、「減価償却費」分、「企業債取扱諸費用」分に区分し、そのうち「企業債等利息」分、「減価償却費」分を記入すること。  
 ア. 一般会計が負担すべき下水道事業債のうち臨時措置分、特別措置分、特例措置分に係る元利償還金、及び臨時財政特例債に係る元利償還金(法適用企業にあっては支払利息と減価償却費。(図説元利償還金、減価償却費の区分参照))  
 イ. 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る元利償還金。
22. 「長期前受金戻入分」(02行)列05は、(01行)列59~(02行)列4から長期前受金戻入見合いの減価償却費を控除した額を記入すること。ただし、本来汚水処理費に整理されるべき(料金で回収すべき費用)長期前受金戻入見合い分については、汚水処理費等に記入すること。
23. (02行)列6「企業債取扱諸費用等」には、「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治標準企第153号自治省財政局準公営企業室長通知)の別紙(「雨水・汚水経費区分基準」前掲を参照)に定める資本費のうち、企業債取扱諸費用、資産減耗費(固定資産除却費に限る。)、固定資産売却損並びに繰延勘定償却(退職給与償却は除く。)を記入すること。
24. (02行)列8から列14「合計の内訳」には、それぞれの項目の「企業債等利息」分、「減価償却費」分、及び「企業債取扱諸費用等」分を合計した金額を記入すること。  
 なお、(02行)列12「分流式下水道等に要する経費」は、40表(01行)列38「分流式下水道等に要する経費」の基準額と一致すること。
25. (02行)列20「企業債償還金等」は、列58「減価償却費」に対応する当該年度の元金償還金(用地費に係る元利償還金を含む)を記入する。
26. (02行)列24「(再掲)下水道使用料」は、20表列3「下水道使用料」と同額を記入する。法非適用企業にあっては26表列3「料金収入」と読みかえる。

〔図説〕……元利償還金、減価償却費の区分

法適用企業における補助金等に見合う資産の減価償却費の計上方法



(12) 33表「経営分析に関する調(二)」の記入方法

項目		行	数値	列番号
(1) 使用料対象経費	ア 該当なし	01	●	(1)
	維持管理費、資本費の全部	○		
	維持管理費の全部資本費の一部	○		
	維持管理費の全部	○		
	維持管理費の一部	○		
	イ 算入率			
	01 水道料金比例制	□		
	02 従量制	□		
	03 累進制	□		
	04 定額制	□		
1. 使用料体系	05 水質使用料制	□		(2)
	06 その他の	□		

使用料対象経費を、使用料収入でどれだけ回収するかについて段階区分のうち該当する項目を選択すること。

「使用料対象経費」とは、汚水処理に係る経費のうち、下水道使用料の積算基礎の対象とした経費をいうこと。

なお、流域下水道にあっては列36、列37、「段階区分」及び「算入率」に記入すること。

また、未だ使用料を設定していない事業については、「該当なし」を選択すること。

列1が「維持管理費の全部、資本費の一部」又は「維持管理費の一部」の場合、「資本費の一部」又は「維持管理費の一部」の算入率を記入すること。

該当する使用料体系を選択すること。なお、複数の該当がありうることに留意すること。  
なお、使用料体系は次により区分すること。

1. 水道料金比例制  
上水道の料金に一定の率を乗じた金額を下水道の使用料とする制度をいう。
2. 従量制  
 $1\text{m}^3$ 当たりの使用料を定め、利用者が排出する水量に応じて使用料を徴収する制度をいう。
3. 累進制

(注) 本表は税込み金額で記入すること。  
なお、未供用の事業については記入しないこと。ただし、未供用の事業であっても「3. 工事負担金」「4. 建設中施設の企業債償還金」について該当がある場合は記入すること。

水道使 用料	(3) 累進制	ア 水量ランク数 イ 最低ランク水量の1m ³ ウ 最高ランク水量の1m ³ エ 累進度
	(4) 徴収時期	01毎月 02隔月 03その他の
微収方法	(5) 納付方法 イ 委託状況	ア 集金制 01現行使用料 02納付制 03口座振替制 04コンビニエンスストア 05クレジットカード イ 直営 02団体内部委託 03他団体委託 04その他委託
	(6) 現行使用料 施行年月日	3.昭和 4.平成
現行使用料	(7) 前回使用料 改定期年月日	3.昭和 4.平成
	(8) 規模別水量	ア 一般家庭用 イ 業務用 ウ 業務用 エ 業務用 オ 業務用 カ 業務用 ア 20m ³ /月(円) イ 100m ³ /月(円) ウ 500m ³ /月(円) エ 1,000m ³ /月(円) オ 5,000m ³ /月(円) カ 10,000m ³ /月(円)
(9) 規模別水量	ア 20m ³ /月以下 イ 21m ³ /月～ ウ 100m ³ /月～ エ 200m ³ /月～ オ 500m ³ /月～ カ 1,000m ³ /月～ キ 5,000m ³ /月～ ク 10,000m ³ /月以上	
(w)		

(4)	
(5)	
(6)	
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	
(11)	
(12)	
(13)	
(14)	
(15)	
(16)	
(17)	
(18)	
(19)	
(20)	
(21)	
(22)	
(23)	
(24)	
(25)	
(26)	

使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のこと。なお、累進制に該当する事業は必ず従量制にも該当することに留意する。

#### 4. 定額制

1世帯当たり又は1人当たりの使用料の額を定め、その数に応じて使用料を徴収する制度をいう。

#### 5. 水質使用料制

排水の量的な側面のみならず質的実態にも着目し、排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度を言う。

累進使用料体系の水量区分数を記入すること。なお、基本料金区分はランク数に含めない。  
列6を列5で除して得た数字を記入すること。(例: 236円 ÷ 133円 = 1.77 → 18と記入)

該当する使用料の徴収時期を選択すること。

該当する使用料の納付方法及び委託状況を選択すること。なお、納付方法は次により区分する。

##### 01 集金制

集金人の訪問集金による納付方法

##### 02 納付制

公的機関、公金収納取扱金融機関など(コンビニエンスストアを除く)において、納付書によって支払う納付方法

##### 03 口座振替制

金融機関の指定口座からの自動引き落しによる納付方法

##### 04 コンビニエンスストア納付制

コンビニエンスストアにおいて、納付書によって支払う納付方法

##### 05 クレジットカード納付制

申請を受けたクレジットカード会社が継続的に立替納付を行う納付方法

委託状況の類型は下記の通りである。

01直営：下水道部局が直接徴収

02団体内部委託：下水道部局が水道担当部局等に委託

03他団体委託：他の市町村等に委託

04その他委託：民間団体等に委託

現行使用料及び現行使用料改定前の使用料を設定した年月日を記入すること。なお、消費税及び地方消費税の転嫁のみによる使用料の改定はここでいう改定に該当しないことに留意すること。

「一般家庭用」について、戸割、人頭割等の使用料を設定している団体においては、世帯員数を3人とした場合の使用料を記入すること。なお、地区別等、複数の使用料体系を設定している場合は、一番有収水量の多い使用料体系での額を記入すること。

「業務用」の区分のない団体においても、一般的な業務による額を記入すること。

当年度の年間有収水量(m³) (10表列52) を区分に従い分割し記入すること。なお、この区分は、下水道使用料徴収1件当たり水量で区分したものである。

(1) 使用料改定	ア 実質使用料改定率	(ア) 一般家庭用 20m ³ /月(%)	(注) 単位 0.1%	(32)
	(イ) 平均 (%)			(33)
	イ 使用料算定期間(年)			(34)
(1.1) 消費税及び地方消費税の転嫁状況	01 全部転嫁 02 一部転嫁 03 未転嫁			(35)
2. 流域下水道管理運営費用負担金	(1) ア 費用区分 維持管理費、資本費の全部 維持管理費の全部 維持管理費の一部 イ 算入率			(36)
	01 実排水従量制 02 計画排水従量制 03 その他の			(37)
(3) 現行負担金	3. 昭和 施行年月日 4. 平成			(38)
(4) 改定	ア 改定率 (%) イ 算定期間(年)			(39)
(5) 当年度収入額(千円)				
3. 工事負担金	(1) ア 負担金制度 採用年月日 イ 負担率 (ア)省令・条例(%) (イ)実質(%) ウ 年賦期間(年) エ m ³ 当たり単価(円/m ³ ) オ 戸当たり単価(円/戸) カ 現行単価 力 施行年月日 3. 昭和 4. 平成 キ 当年度徴収額(千円)			(40)
	(2) 流域下水道建設費負担金 イ 当年度収入額(千円)			(41)
	(3) その他の負担金(千円) 4. 工事負担金 イ 当年度徴収額(千円)			(42)
		0   2		(43)
4. 建設中施設の償還金				(44)
				(45)
				(46)
				(47)
				(48)
				(49)
				(50)
				(51)
				(52)
				(53)
				(54)
				(55)
				(56)
				(57)
				(58)
				(59)
				(60)
				(1)
				(2)
				(3)
				(4)
				(5)

「使用料改定」は、当年度中に消費税及び地方消費税転嫁を除き、実質的な使用料の改定を行った団体のみ記入すること。

「実質使用料改定率」は、消費税及び地方消費税相当部分を除いた改定率を記入すること。(0.1%単位で記入し、減の場合には前にマイナス(-)を付けること。)なお、単なる前年度比率ではなく、増減率を記入するものであること。

(例) 1,000円→1,230円の場合。○23.0%, ×123.0%

なお、使用料改定率の平均は、水量ランク別使用料改定率の単純平均ではなく、加重平均であることに留意すること。

「使用料算定期間(年)」は、改定した下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算した期間を年単位で記入すること。

該当する消費税及び地方消費税の転嫁状況を選択すること。

(注)「2. 流域下水道管理運営費負担金」「3. (2)流域下水道建設負担金」は流域下水道のみ記入すること。

列36「段階区分」は、負担対象経費を管理運営費負担金収入でどれだけ回収するかについて、段階区分のうち該当する項目を選択すること。

また、列37「算入率」は、段階区分において「維持管理費の全部、資本費の一部」又は「維持管理費の一部」を選択した場合、「資本費の一部」または「維持管理費の一部」の算入率を記入すること。

「負担金改定」は、当年度中に負担金の改定を行った団体のみ記入すること。

列42「当年度収入額」は、当年度に流域下水道が収入した流域下水道管理運営費負担金を記入すること。なお、「流域下水道管理運営費負担金」には、資本費負担分(流域下水道の企業債元利償還金に対する負担金等)が含まれることに留意すること。

「実質負担率」は、受益者負担金の当年度実収入額を、当年度の総事業費から国庫補助金等の特定財源を控除した額で除して得た数値を記入すること。

「年賦期間」は、受益者負担金の徴収を年賦で行っている場合におけるその期間を記入すること。

条例により、m³当たり単価で徴収することが規定されている場合には列47に、戸当たり単価で徴収することが規定されている場合は列48に記入すること。

流域下水道建設費地方負担額のうち、流域下水道関連市町村が負担すべき金額の割合及び負担金収入額を記入すること。市町村は記入する必要がないこと。なお、列51の「負担率」は、当年度において、流域下水道建設事業に充当した流域下水道建設費負担金(前年度からの繰越分を含み、翌年度への繰越分を除く。したがって、列52「当年度収入額」とは異なる。)を、総事業費から国庫補助金等の特定財源を控除した額で除して得た数値を記入すること。

23表列32(法非適用企業は26表列49)の企業債償還金のうち建設中の施設に係る企業債償還金を記入すること。

(注) 改定率、負担率及び累進度は小数第2位を四捨五入して第1位まで求めるものとすること。

(13) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.40によること。

1. 基準額は、「繰出基準」に基づく金額を記入すること。その際、実繰入額の有無にかかわらず基準額が算定される場合には必ず記入すること。
2. 列1及び列2「雨水処理負担金」には、繰出基準に定める雨水処理負担金（維持管理費及び資本費。ただし、雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等（法非適用企業にあっては、地方債元金償還金等）を除く。）に対する他会計繰入金を記入する。
3. 列28及び列29「臨時財政特例債等」には、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
4. 列32及び列33「普及特別対策に要する経費」（法非適用企業にあっては、列19及び列20）には、平成8年度以降において普及特別対策分として発行された下水道事業債の利子償還金に対する繰入金のうち、雨水処理負担金として繰り入れた額を除いた額を記入すること。
5. 列34及び列35「緊急下水道整備特定事業等に要する経費」には、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費のうち、繰出しに代えて臨時に発行された下水道事業債の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
6. 列36及び列37「流域下水道の建設に要する経費」には、流域下水道に要する経費のうち、繰出しに代えて臨時に発行された下水道事業債の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
7. 列38及び列39「分流式下水道等に要する経費」には、繰出基準に定める分流式下水道等に要する資本費（ただし、用地に係る企業債元金償還金を除く。）に対する他会計繰入金を記入すること。なお、本項目については基準額を超えた実繰入額は想定されないため留意すること。
8. 列40及び列41「特別措置分」には、下水道事業債（特別措置分）の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
9. 列44及び列45「補正予算債の償還に要する経費」（法非適用企業にあっては、(02行) 39列及び40列）には、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る利子償還額を記入すること。（流域下水道事業のみ）
10. 列53「その他」には、「繰出基準」に定めるもの以外の地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金のうち、収益勘定に属するものについて記入すること。（法非適用企業は列28）
11. (02行) 列2「他会計出資金」には、法第18条の規定に基づく出資金がある場合に限り記入すること。なお、(02行) 列1の基準額には他会計出資金のうち、繰出基準に該当する金額を記入すること。
12. (02行) 列11及び列12「特別措置分」には、下水道事業債（特別措置分）の企業債元金償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
13. (02行) 列13及び列14「雨水処理費」（法非適用企業にあっては、列31及び列32「雨水処理費」）には、雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等に対する他会計繰入金を記入すること。なお、建設改良費の財源のうち、その一部として繰り入れられた他会計繰入金は、本来は「6. 資本勘定他会計借入金」に記入されるべきであるが、他会計借入金としての経理を行っていない場合には、(02行) 列21「その他実繰入額」又は(02行) 列2「他会計出資金」（法非適用企業にあっては、列39「その他繰入金」）に記入すること。

14. (02行) 列15及び列16「資本勘定他会計補助金等」(法非適用企業にあっては、列33及び列34)には、(02行)列47及び列48「流域下水道の建設に要する経費」(同 (02行) 列 5 及び列 6), (02行) 列49及び列50「高度処理費（用地に係る元金償還金）」(同 (02行) 列 7 及び列 8), (02行) 列51及び列52「普及特別対策に要する経費」(同 (02行) 列 9 及び列10), (02行) 列53及び列54「緊急下水道整備特定事業等に要する経費」(公共下水道にあっては、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水施設にあっては、農業集落排水緊急整備事業に係るものをいう。) (同 (02行) 列11及び列12), (02行) 列55及び列56「児童手当に要する経費」(同 (02行) 列13及び列14), (02行) 列57及び列58「小規模集合排水処理事業に要する経費」(同 (02行) 列15及び列16), (02行) 列59及び列60「分流式下水道等に要する経費（用地に係る元金償還金）」(同 (02行) 列17及び列18), (02行) 列61及び列62「補正予算債の償還に要する経費」(同 (02行) 列 1 及び列 2), (02行) 列63及び列64「地方公営企業法の適用に要する経費」(同 (02行) 列19及び列20), (02行) 列65及び列66「経営戦略の策定に要する経費」(同 (02行) 列21及び列22), (02行) 列67及び列68「経営支援の活用に要する経費」(同 (02行) 列23及び列24), 法非適用企業にあっては (02行) 列 3 及び列 4 「広域化・共同化に要する経費」, (02行) 列25及び列26「特別措置分」の合計額について、「基準額」と「実繰入額」を記入する。
15. (02行) 列19及び列20には、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の元金償還金に対して一般会計より繰り入れた額を記入すること(法非適用企業にあっては、列37及び38)。
16. (02行) 列22及び列23「繰入金計」(法非適用企業にあっては、列40及び列41)は、基準額及び実繰入額の総計を記入する。なお、実繰入額には(02行)列35「資本勘定他会計借入金 繰出基準に基づくもの」(同列49)及び(02行)列36「資本勘定他会計借入金 その他」(同列50)の額を加算すること。
17. (02行) 列38～列41「雨水処理負担金及び雨水処理費の内訳」(法非適用企業にあっては、列52～列55)には、列1及び列2「雨水処理負担金」と(02行)列13及び列14「雨水処理費」(同列31及び列32)の合計額を「維持管理費分」と「資本費分」に分類し、「基準額」と「実繰入額」を記入する。
18. (02行) 列42～列45「高度処理費の内訳」(法非適用企業にあっては、列56～列59)には、列20及び列21「高度処理費」(同列11及び列12)と(02行)列49及び列50「高度処理費」(同 (02行) 列 7 及び列 8 )の合計額を「維持管理費分」と「資本費分」に分類し、「基準額」と「実繰入額」を記入する。
19. (02行) 列46「その他実繰入額のうち一般会計が負担すべきもの」(法非適用企業にあっては、列60)には、列53、列60、(02行)列3及び列21「その他実繰入額」(同列28及び列39)のうち、本来、一般会計で行うべき事業を一般会計からの負担金を充当して下水道事業会計で行っているような場合(例えば、一般会計からの負担金によって下水処理場の屋上に公園を整備したような場合)に一般会計からの当該負担金を計上する。
20. (02行) 列51及び列52「普及特別対策に要する経費」(法非適用企業にあっては、(02行)列9及び列10)には、平成8年度以降において普及特別対策分として発行された下水道事業債の元金償還金に対する繰入金のうち、雨水処理負担金として繰り入れた額を除いた額を記入すること。
21. (02行) 列55列及び56列「児童手当に要する経費」(法非適用企業にあっては、(02行)13列及び14列)には、年度中資本勘定で経理した児童手当に対する他会計繰入金を記入すること。収益勘定で経理したものについては(01列)42列及び43列(法非適用企業にあっては、(02行)37列及び38列)に記入すること。
22. (02行) 列61及び列62「補正予算債の償還に要する経費」(法非適用企業にあっては、(02行)1列及び2列)には、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当

分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る元金償還額を記入すること。（流域下水道事業のみ）

(14) 企業債年度別償還状況調（45表）の記入方法

次の留意点以外は P.43によること

1. 16列「合計のうち資本費平準化債（千円）」は、平成16年度以降に発行したすべての種類の資本費平準化債の元利償還金を記入し、15年度以前の発行分は記入しないこと。
2. 17列「合計のうち更新事業分（千円）」は、「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成16年4月20日付け総財経第92号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の下水道事業債取扱要領2(2)及び「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成17年4月20日付け総財経第58号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の下水道事業債取扱い要領2(2)に定められた更新事業に係る企業債の元利償還金を記入する。
3. 18列「合計のうち18年度以降分（千円）」は、平成18年度以降に発行した企業債の元利償還金を記入する。  
ただし、公共下水道にあっては、平成17年度以前に発行し、平成18年度以降に借り換えた借換債の元利償還金を除いた額を記入する。

(15) 52表「その他」の記入方法

1. 本表における汚水処理費と雨水処理費との区分は、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号自治省財政局準公営企業室長通知）によること。
2. 「企業債償還金総合計」（列1）は、決算年度の企業債元利償還金を記入すること。
3. 「公害防止事業債分」（列2）は公害防止計画に基づき実施された下水道事業に係る元金償還金を記入すること。なお、公害防止事業債に係る借換債収入分を含むので、留意すること。
4. 「更新事業分」（列3）は、「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成16年4月20日付け総財経第92号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の下水道事業債取扱い要領2(2)及び「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成17年4月20日付け総財経第58号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の下水道事業債取扱い要領2(2)に定められた更新事業に係る企業債の元利償還金を記入すること。
5. 「普及特別対策債分」（列4）は、「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付自治準企第93号自治事務次官通知）に基づき実施される事業に係る元利償還金を記入すること。
6. 「臨時措置分」（列5）は、平成9年度以降の小規模集合排水処理施設整備事業、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、平成12年度以降の流域下水道において一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債の元利償還金について記入すること。
7. 「枠外債等分」（列6）は、23表「資本的取支に関する調」の「(2)企業債償還金」（32列）のうち、いわゆる枠外銀行等引受資金が充てられた企業債（外貨債を含む。以下「枠外債」という。）等の元利償還金を記入すること。

<参考>

枠外債とは、地方債計画の計画額を超えて許可された地方債の総称である。下水道事業債の枠外債には次のようなものがある。

ア 地方債計画上の区分から当然生じるもの

これは、現実に地方債を起こす必要が生じた場合のみ財政上真にやむを得ないものであるか否かを検討のうえ許可されるもので、次のようなものがある。

⑦ 下水道庁舎等

下水道庁舎及び職員宿舎の建設に要した経費（一般庁舎の建設負担金を含む。）として許可されたものなど（平成元年度分からは枠内債扱い。）

① 取付道路

取付道路整備に要した経費として許可されたもの（平成元年度分からは枠内債扱い。）

② 弹力運用分

昭和57年4月6日付自治準企第104号自治財政局準公営企業室長通知に基づき許可された企業債  
イ 枠外用地分

国庫補助対象外の用地で、「枠外用地」として起債を許可されたもの（昭和61年度からは枠内債扱い。）

ウ 外貨債

エ その他枠外銀行等引受資金扱いとされたもの

地方債計画の資金枠等の都合で、枠外債扱いとされ許可されたものである。

“等”とは、以下のようなものを記入すること。

ア 昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和62年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された企業債

イ 昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された企業債

ウ 財源対策債

エ 昭和50年度、昭和51年度、昭和52年度、昭和53年度、昭和61年度、平成4年度、平成5年度、平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度、平成13年度、平成14年、平成16年度国の補正予算に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。並びに昭和62年度、平成4年度、平成5年度、平成6年度、平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。

オ 地域財政特例対策債

カ 昭和46年度以前において発行を許可された企業債で、市場公募資金に係るもの及びその借換債

キ 昭和50年度以前において発行を許可された企業債で縁故資金に係るもの

ク 平成4年度及び平成5年度追加単独事業に係る受益者負担金等相当部分に充当された企業債

ケ 特定用地の先行取得に係る企業債の2%に相当する額（平成13年度から平成15年度の取得分については1%相当額）

コ 供用開始前の下水道事業における受益者負担金又は分担金の資金不足分に充当された企業債

サ 災害復旧事業債

シ 下水道事業債（広域化・共同化分）

ス 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る企業債

8. 「借換債収入分」（列7）は、企業債償還金のうち、借換債の発行による収入をもって償還した額（23表「資本的収支に関する調」の「イ その他」（37列）のうちの借換債償還金と同じ額）を記入すること。従って、例えば資本費平準化債の償還を借換債をもって行った場合には、当年度においてはその額を7列に記入し、当該借換債を償還する際に資本費平準化債の項目に計上する。ただし、公害防止事業債を充当している事業にあっては借換債の発行による収入をもって償還した額から公害防止事業債分を除いた額を記入すること。

9. 「臨時財政特例債等分」（列8）は、23表「資本的収支に関する調」の「(2)企業債償還金」（32列）のうち、

臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の元金償還金を記入すること。

10. 「資本費平準化債（H16～）分」（列10）は、平成16年度以降に発行したすべての種類の「資本費平準化債」の元金償還金を記入すること。
11. 「特別措置分」（列12）は、下水道事業債（特別措置分）の元金償還金を記入すること。
12. 「繰上償還分」（列13）は、企業債償還金のうち自己資金をもって行った繰上償還額を記入する。なお、借換債の収入をもって償還した額は「借換債収入分」（7列）に含めて記入すること。
13. 「01行2列のうち借換債収入分」（列14）は、本表（列2）のうち借換債の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
14. 「企業債利息総合計」（列15）は、21表「費用構成表」の「(1)企業債利息」（列8）及び23表「資本的収支に関する調」の「建設利息」（列19）（一時借入金に係る利息を除く。）を記入すること。
15. 「公害防止事業債分」（列16）は、公害防止計画に基づき実施された下水道事業に係る企業債利息分を記入すること。
16. 「普及特別対策債分」（列18）は、「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付自治準企第93号自治事務次官通知）に基づき実施される事業に係る企業債利息分を記入すること。
17. 「臨時措置分」（列19）は、平成9年度以降の小規模集合排水処理施設整備事業、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、平成12年度以降の流域下水道において一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債に係る利息分を記入すること。
18. 「枠外債等分」（列20）は、本表（列15）のうち、枠外債等分（(7)の説明参照）に係る利息分を記入すること。
19. 「臨時財政特例債等分」（列21）は、本表（列15）のうち、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分に係る企業債利息を記入すること。
20. 「資本費平準化債（H16～）分」（列23）は、平成16年度以降に発行したすべての種類の「資本費平準化債」に係る企業債利息を記入すること。
21. 「特別措置分」（列25）は、下水道事業債（特別措置分）に係る企業債利息を記入すること。
22. 「財政措置対象分（元金）」（列26）は、本表2列から13列の合計を、本表1列より控除した額を記入すること。
23. 「財政措置対象分（利息）」（列27）は、本表16列から25列の合計を、本表15列より控除した額を記入すること。
24. 「「01行02列」のうち、資本費平準化債収入分」（列28）は、本表02列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
25. 「「01行16列」のうち、資本費平準化債収入分」（列29）は、本表16列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
26. 「「01行26列」のうち、資本費平準化債収入分」（列30）は、本表26列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
27. 「「01行27列」のうち、資本費平準化債収入分」（列31）は、本表27列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
28. 「汚水に係る元利償還金」（列33～列46）は、供用開始後、建設中の区別なく、「元利償還金」をそれぞれ「汚水処理費」分と「雨水処理費」分とに区分し、そのうち汚水処理費分を記入すること。
29. 「弾力運用分等分」（列34）は、本表33列のうち次の「弾力運用分等分」に係る元金償還額を記入すること。
  - ア 昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和62年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された企業債
  - イ 昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された企業債

ウ 財源対策債

エ 昭和50年度、昭和51年度、昭和52年度、昭和53年度、昭和61年度、平成4年度、平成5年度、平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度、平成13年度、平成14年度及び平成16年度国の補正予算に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。並びに昭和62年度、平成4年度、平成5年度、平成6年度、平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。

オ 地域財政特例対策債

カ 昭和46年度以前において発行を許可された企業債で、市場公募資金に係るもの及びその借換債

キ 昭和50年度以前において発行を許可された企業債で繰故資金に係るもの

ク 「昭和57年4月6日付け自治準企第104号自治省財政局準公営企業経営企画室長通知」に基づき許可された企業債（弾力運用分）

ケ 平成4年度及び平成5年度追加単独事業に係る受益者負担金等相当部分に充当された企業債

コ 特定用地の先行取得に係る企業債の2%に相当する額（平成13年度から平成15年度の取得分については1%相当額）

サ 供用開始前の下水道事業における受益者負担金又は分担金の資金不足分に充当された企業債

シ 一般会計繰出金に代えて臨時に措置された下水道事業債（臨時措置分）

ス 災害復旧事業債

セ 下水道事業債（広域化・共同化分）

ソ 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る企業債

タ 下水道事業債（特別措置分）

30. 「資本費平準化債収入分」（列35）及び「特別措置収入分」（列36）は、本表の（列33）のうち「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置）の発行による収入をもって償還した企業債元金を記入するものであり、未稼働資産等債及び「資本費平準化債」の元金償還金を記入しないこと。

31. 「資本費平準化債収入分」（列43）及び「特別措置収入分」（列44）は、本表の（列41）のうち「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置分）の発行による収入をもって償還した利息を記入するものであり、未稼働資産等債及び「資本費平準化債」の利息を記入しないこと。

32. 「[01行26列]」のうち、雨水に係る分（49列）は、財政措置対象分（元金）のうち、雨水分を記入すること

33. 「[01行27列]」のうち、雨水に係る分（50列）は、財政措置対象分（元金）のうち、雨水分を記入すること

⑯ 「資本費平準化債」の記入方法について

平成18年度からの協議制移行に伴い、地方債省令及び同意等基準運用要綱上、従来の資本費平準化債については、①供用開始前の施設に係る企業債元金償還金相当額に対する起債分（以下「建中元金分」という）、②供用開始後の施設のうち未利用施設に係る企業債利息相当額に対する起債分（以下「未利用利子分」という）、③企業債元金償還金と減価償却費との差額に対する起債分（以下「16年度拡大分」という）の3種類は準建設改良債、④供用開始前の施設に係る企業債利息相当額に対する起債分（以下「建中利子分」という）は建設改良債として整理され、更に③のみが同意等基準上資本費平準化債と呼称されているが、決算統計においてはそれらの「資本費平準化」の性質に着目し、便宜上これらすべてを引き続き「資本費平準化債」として次の通り整理する。

なお、23表、45表、52表においては、特に平成16年度以降に発行された資本費平準化債の合計額を求める項目があるので留意されたい。

**法適用企業**

①建中元金分(建設中の施設に係る元金償還金に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
20表 損益計算書		1-41 営業外費用(支払利息)	
21表 費用構成表		1-8 企業債利息	
22表 貸借対照表	1-23,32 固定負債・流動負債 (建設改良費等の財源に 充てるための企業債)		
23表 資本的収支	1-3 資本的収入(企業債その他) 2-34 うち資本費平準化債		1-37 資本的支出(償還金その他) 2-35 うち資本費平準化債
52表 その他	1-35 資本費平準化債(汚水分)	1-22,23 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

②未利用利子分(供用開始後の施設に係る企業債利息に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
20表 損益計算書	1-60 収益的支出に充てた企業債	1-41 営業外費用(支払利息)	
21表 費用構成表		1-8 企業債利息	
22表 貸借対照表	1-23,32 固定負債・流動負債 (建設改良費等の財源に 充てるための企業債)		
23表 資本的収支			1-37 資本的支出(償還金その他) 2-35 うち資本費平準化債
52表 その他	1-43 資本費平準化債(汚水分)	1-22,23 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

③16年度拡大分(企業債元金と減価償却費との差額に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
20表 損益計算書		1-41 営業外費用(支払利息)	
21表 費用構成表		1-8 企業債利息	
22表 貸借対照表	1-23,32 固定負債・流動負債 (建設改良費等の財源に 充てるための企業債)		
23表 資本的収支	1-3 資本的収入(企業債その他) 2-34 うち資本費平準化債		1-37 資本的支出(償還金その他) 2-35 うち資本費平準化債
52表 その他	1-35 資本費平準化債(汚水分)	1-23 資本費平準化債分	1-10 資本費平準化債分

④建中利子分(建設中の施設に係る企業債利息に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
20表 損益計算書		1-41 営業外費用(支払利息)	
21表 費用構成表		1-8 企業債利息	
22表 貸借対照表	1-23,32 固定負債・流動負債 (建設改良費等の財源に 充てるための企業債)		
23表 資本的収支	1-2 資本的収入(建設改良債)		1-36 資本的支出(償還金建設改良 分)
52表 その他	1-43 資本費平準化債(汚水分)	1-22,23 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

## 下水道事業（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）

### (1) 調査対象

下水道事業（P.111参照）のうち特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設で、地方公営企業法の全部又は一部を適用しているものを対象とする。

### (2) コードの記入方法

#### 事業別区分

コード番号	コード名
0	特定地域生活排水処理施設
1	個別排水処理施設

下水道事業を左の表の区分に従い分類し、記入すること。

#### 人口別区分（条件1）

特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設については、年度末現在の住民基本台帳に登録された人口を次の区分に従い分類して記入すること。

コード番号	コード名
1	特定個別
2	都及び指定都市
3	企業団及び一部事務組合
4	30万人以上
5	10万人以上～30万人未満
6	5万人以上～10万人未満
7	3万人以上～5万人未満
8	1万人以上～3万人未満
	1万人未満

#### 経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

### 黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常利益を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計（都道府県代行等）

(20表)「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

(注) 1. 供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。

2. 過疎下水道代行事業や県営農業集落排水事業などの都道府県代行制度を実施し、代行した施設の設置に係る元利償還金の支払いのみを都道府県が行っている事業については、「4」を記入する。(以下、コード番号「3」及び「4」の事業を「未供用の事業」とする。)

3. 供用開始後間もない事業で料金収入がない場合でも収益的収支により「1」か「2」を記入すること。

### 供用後年数（条件7）

コード番号	区分	コード名
1	供用開始しているもの	平成25年度以降
2		平成20年度～平成24年度
3		平成15年度～平成19年度
4		平成10年度～平成14年度
5		平成5年度～平成9年度
6		昭和63年度～平成4年度
7		昭和62年度以前
8		排水区域のみ
9		未供用の事業

供用開始年月日（10表1行2列）の属する年度に応ずる「1」～「7」のコードを記入すること。

また、未供用の事業については「9」を記入すること。

### 会計単位（条件8）

下水道事業のうち、同一の特別会計で経理をされている事業について同一の数字を入れること。数字は「1」から順に記入するものとする。

例えば、公共下水道・特定環境保全公共下水道・特定地域生活排水処理施設を実施している団体において、公共下水道と特定環境保全公共下水道を同一の特別会計で経理し、特定地域生活排水処理施設は単独で特別会計を設置している場合は、公共下水道と特定環境保全公共下水道に「1」を、特定地域生活排水処理施設に「2」を記入すること。（数字の順は問わない。）

#### (3) 各表の記入方法

10表「施設及び業務概況に関する調」、33表「経営分析に関する調(二)」、40表「繰入金に関する調」及び52表「その他」以外の表についてはP.111以降の法適用企業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）の作成要領に準じて記入すること。

#### (4) 10表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.116に準じて作成すること。

なお、「7. 普及状況」は、供用開始した団体のみ記入し、未供用の団体については記入しないこと。

1. 列2「供用開始年月日」には、浄化槽の設置工事の完了年月日を記入すること。
2. 列10「現在排水区域内人口」及び列11「現在処理区域内人口」には、年度末現在の浄化槽設置済人口を記入する。(住民が個人で設置した浄化槽は含めないこと。)。
3. 列12「現在水洗便所設置済人口」には、列11「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置しそれを使用している年度末現在の人口を記入すること。
4. 列27「浄化槽費」及び列29「その他」には、浄化槽等の設置に要した事業費（事務等を含む。）を記入すること。
5. 列38「浄化槽設置基数」には、年度末現在において供用を開始している浄化槽の基数を記入すること。
6. 列39及び列40「処理方法別内訳」には、改正前の下水道法施行令第6条第1項の表に定められた区分に準じて処理方法別に分類すること。なお、「高度処理」とは、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和61年5月27日付け自治準企第133号自治省財政局公営企業室長通知）4(1)に定めるものをいう。
7. 列43「計画処理能力」には、整備計画等における浄化槽の処理能力の合計値を記入すること。
8. 列44「現在処理能力」には、年度末現在において供用を開始している浄化槽の処理能力の合計値を記入すること。
9. 列49「年間総処理水量」、列50「汚水処理水量」、列52「年間有収水量」については、m³単位で記入すること。(表示単位に注意すること)

#### (5) 33表「経営分析に関する調(二)」の記入方法

次の留意点以外はP.127に準じて作成すること。

1. 列13「一般家庭用」について、浄化槽の人槽区別に使用料を設定している団体においては、5人槽の場合（5人槽の区分のない団体においては、もっとも小さい人槽区分）の使用料を記入すること。
2. 「規模別水量」(列19～列26)については、m³単位で記入すること(表示単位に注意すること)。

#### (6) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.130に準じて作成すること。

1. 基準額は、「繰出基準」に基づく金額を記入すること。その際、実繰入額の有無にかかわらず「基準額」は必ず記入すること。
2. 高資本費対策に要する経費に対する他会計繰入金は列22及び列23「高資本費対策経費」に記入すること。
3. 列34及び列35「個別排水処理事業に要する経費」については、個別排水処理施設整備事業に要する経費のうち、利子償還金に対する繰入額を記入すること。
4. (02行) 列15及び列16「資本勘定他会計補助金等」には、(02行) 列49及び列50「高度処理費（用地に係る元金償還金）」、(02行) 列53及び列54「個別排水処理事業に要する経費」、(02行) 列55及び列56「児童手当に要する経費」、(02行) 列59及び列60「分流式下水道等に要する経費（用地に係る元金償還金）」、(02行) 列63及び列64「地方公営企業法の適用に要する経費」、(02行) 列65及び列66「経営戦略の策定に要する経費」、(02行) 列67及び列68「経営支援の活用に要する経費」の合計額について、「基準額」と「実繰入額」を記入すること。

#### (7) 52表「その他」の記入方法

次の留意点以外はP.132に準じて作成すること。

1. 「臨時措置分」(列5及び列19)は、平成9年度以降の個別排水処理施設整備事業において、一般会計繰出金に代えて臨時の措置された下水道事業債に係る元利償還金をそれぞれ記入すること。

## 港湾整備事業

### (1) 調査対象

この調査は、港湾整備事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

### (2) 全般的留意事項

調査表のうち、12表「施設及び業務概況に関する調」は港湾ごとに作成すること。また、12表「施設及び業務概況に関する調」以外の各表については全港湾を合計して記入すること。

### (3) コードの記入方法

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

但し、使用開始前（料金収入なし）の事業は、全表について建設中「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(4) 12表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数 値	列番号
1. 事業開始年月日	1. 明治	01		(1)
	2. 大正			
	3. 昭和			
	4. 平成			
2. 法適用年月日	3. 昭和			(2)
	4. 平成			
3. 適用区分	条例全部			(3)
	条例財務			(4)
4. 管理者	設置			(5)
	非設置			
5. 港湾区分	01 国際戦略			(6)
	02 国際拠点			
	03 重要			
	04 地方			
6. 荷機役械	(1) 機械数(基)			(7)
	(2) 年間取扱荷物量(t)			(8)
	(3) 年間最大使用料収入可能額(千円)税込み			(9)
	(4) 年間使用料収入額(千円)税込み			(10)
	(5) 年間支出額(千円)税込み			(11)
7. 旅客上屋	(1) 棟数(棟)			(12)
	(2) 面積(m ² )			(13)
	(3) 年間利用者数(人)			(14)
	(4) 年間最大使用料収入可能額(千円)税込み			(15)
	(5) 年間使用料収入額(千円)税込み			(16)
	(6) 年間支出額(千円)税込み			(17)
8. その他屋上	(1) 棟数(棟)			(18)
	(2) 面積(m ² )			(19)
	(3) 年間取扱荷物量(t)			(20)
	(4) 年間最大使用料収入可能額(千円)税込み			(21)
	(5) 年間使用料収入額(千円)税込み			(22)
	(6) 年間支出額(千円)税込み			(23)
9. 倉庫	(1) 棟数(棟)			(24)
	(2) 面積(m ² )			(25)
	(3) 年間取扱荷物量(t)			(26)
	(4) 年間最大使用料収入可能額(千円)税込み			(27)
	(5) 年間使用料収入額(千円)税込み			(28)
	(6) 年間支出額(千円)税込み			(29)
10. 貯木場	(1) 施設数			(30)
	(2) 面積(m ² )			(31)
	(3) 年間取扱荷物量(t)			(32)
	(4) 年間最大使用料収入可能額(千円)税込み			(33)
	(5) 年間使用料収入額(千円)税込み			(34)
	(6) 年間支出額(千円)税込み			(35)
11. ふ頭用地	(1) 面積(m ² )			(36)
	(2) 港湾計画上の造成予定面積(m ² )			(37)
	(3) 年間最大使用料収入可能額(千円)税込み			(38)
	(4) 年間使用料収入額(千円)税込み			(39)
	(5) 年間支出額(千円)税込み			(40)
12. 船舶の離着岸を補助する船舶	(1) 隻数(隻)			(41)
	(2) 年間取扱件数(件)			(42)
	(3) 年間最大使用料収入可能額(千円)税込み			(43)
	(4) 年間使用料収入額(千円)税込み			(44)
	(5) 年間支出額(千円)税込み			(45)

— 例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法により記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていらない場合には「非設置」を選択する。

当該港湾について該当するものを選択する

各項目の「年間最大使用料収入可能額」、「年間使用料収入額」及び「年間支出額」は税込みの金額を記入すること。したがって、免税事業者を除き、すべての港湾の合計額は、「年間使用料収入額」については20表「損益計算書」列3「主営業収益」、「年間支出額」については20表「損益計算書」列27「主営業費用」の欄の数値とは一致しない。なお、「年間最大使用料収入可能額」には、保有する施設を最大限稼働した場合に収入ができる税込みの金額を記入すること。

項目		行	数値
13. しゅんせつ船	(1) 隻 数 (隻)	0   1	(46)
	(2) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み		(47)
	(3) 年間使用料収入額(千円) 税込み		(48)
	(4) 年間支出額(千円) 税込み		(49)
14. その他 船 艇	(1) 隻 数 (隻)		(50)
	(2) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み		(51)
	(3) 年間使用料収入額(千円) 税込み		(52)
	(4) 年間支出額 (千円) 税込み		(53)
15. その他 施 設	(1) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み		(54)
	(2) 年間使用料収入額(千円) 税込み		(55)
	(3) 年間支出額 (千円) 税込み		(56)
	年間最大使用料収入可能額計 6(3)+7(4) +8(4)+9(4)+10(4)+11(3)+12(3)+13(2)+14(2)+15(1) 年間使用料収入額計 6(4)+7(5) +8(5)+9(5)+10(5)+11(4)+12(4)+13(3)+14(3)+15(2) 年間支出額計 6(5)+7(6) +8(6)+9(6)+10(6)+11(5)+12(5)+13(4)+14(4)+15(3)		(57)
16. 職員数(人)	(1) 損益勘定 所属職員		(58)
	(2) 資本勘定 所属職員		(59)
	計		(60)
		○	(61)
17. 指定管理者制度	代行制		(62)
	利用料金制		(63)
	無	○	

(注)下記事項について記入すること。

18. 指定管理者制度導入施設(具体的に)

(64) —————

記載要領はP.58によること。

指定管理制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接收受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

指定管理者制度を導入している場合は、施設を具体的に記入すること。

19. 「8. その他上屋」の内容(具体的に)

(65) —————

「その他上屋」に含まれる上屋の名称、種類等を具体的に記入すること。

20. 「14. その他船舶」の内容(具体的に)

(66) —————

「その他船舶」に含まれる船舶の名称、種類等を具体的に記入すること。

21. 「15. その他施設」の内容(具体的に)

(67) —————

「その他施設」に含まれる船舶の名称、種類等を具体的に記入すること。

表示単位に注意すること。

ヨ リ ド	0	1	9	9	9	9	1	2	1	0	8	0
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外はP.19によること。

1. 列51「[01行8列]」のうち「資本費平準化債」には、企業債利息のうち「資本費平準化債」の利息を記入する。

(6) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.30によること。

1. 02行34列「[01行3列]」のうち「資本費平準化債」には、企業債「その他」のうち「資本費平準化債」の額を記入する。
2. 02行35列「[01行37列]」のうち「資本費平準化債」には、企業債償還金「その他」のうち「資本費平準化債」の元金償還金を記入する。

〔質 疑〕

問 「港湾整備事業」と「宅地造成事業（臨海土地造成）」との関係如何

答 「港湾整備事業」は、地方債計画区分における港湾整備事業（ふ頭用地造成及び荷役機械、上屋、貯木場、引船施設利用等に係るもの）について記入するものである。

したがって、売却を目的とする臨海部における土地造成事業については、「宅地造成事業（臨海土地造成）」において記入するものである。

## 市 場 事 業

### (1) 調査対象

卸売市場法第5条の規定により農林水産大臣が定めた「中央卸売市場整備計画」に基づく事業（中央卸売市場）及び第6条の規定により都道府県知事が定めた「都道府県卸売市場整備計画」に基づく事業（地方卸売市場及び水產物流通加工施設）で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

### (2) 全般的留意事項

調査表のうち、13表「施設及び業務概況に関する調」は市場ごとに作成すること。また、13表「施設及び業務概況に関する調」以外の各表については全市場を合計して記入し、市場種別の欄には、料金収入の割合が高い種別番号を記入すること。

### (3) コードの記入方法

#### 市場名コード

設定された番号を記入すること。

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

（注）供用開始前（料金収入なし）の市場については、全表について建設中「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

#### 市場種別区分（条件5）

コード番号	コード名
1	中央卸売市場
2	地方卸売市場
3	水產物流通加工施設

13表「施設及び業務概況に関する調」は箇所ごとに市場種別を記入すること。

なお、数種の市場を経営している場合においては20表「損益計算書」から45表「企業債年度別償還状況調」までは料金収入の割合が高い市場種別の番号を記入すること。

(4) 13表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目		行	数値	列番号
1. 事業開始年月日		1. 明治	0   1	(1)
		2. 大正		(2)
		3. 昭和		(3)
		4. 平成		(4)
2. 法適用年月日		3. 昭和		(5)
		4. 平成		(6)
3. 適用区分		条例全部		(7)
		条例財務		(8)
4. 管理者		設置		(9)
		非設置		(10)
施設面積 (m ² )	(1) 敷地面積			(11)
	(2) ア 卸 売 場			(12)
	イ 仲 卸 売 場			(13)
	ウ 買 荷 保 管 面 積 込 所			(14)
	エ 倉 庫			(15)
	オ 冷 藏 庫			(16)
	カ 加 工 設 備			(17)
	キ 関 連 商 品 売 場			(18)
	ク 関 連 業 者 事 務 所			(19)
	ケ 駐 車 場			(20)
料金徴収高 および売上高	コ 管 理 事 務 所			(21)
	サ そ の 他			(22)
	6. 料金徴収総面積 (m ² )			(23)
	(1) 取扱高 (t)			(24)
	野菜 税込み売上高(百万円)			(25)
年間取扱高 および売上高	(2) 取扱高 (t)			(26)
	果実 税込み売上高(百万円)			(27)
	(3) 取扱高 (t)			(28)
	水産物 税込み売上高(百万円)			(29)
	(4) 肉類 鳥類 卵類 税込み売上高(百万円)			(30)
現行料金 実施年月 日	(5) 取扱高 (t)			(31)
	その他 税込み売上高(百万円)			(32)

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていらない場合には「非設置」を選択する。

市場の業務に使用できる状態にある敷地について記入すること。  
なお、建設中については計画面積を記入すること。

各施設用途における延床面積を記入すること。  
なお、建設中についても計画延床面積を記入すること。

施設使用料の対象となる延床面積を記入すること。  
なお、建設中の場合も計画料金徴収延床面積を記入すること。また、施設面積の項目に数値を記入した場合は必ず本欄にも記入すること。

当年度の合計数値を記入すること。なお、当年度に事業を開始した場合は、事業を開始した日から当年度末（3月31日）までの合計数値を記入することとし、売上高については税込みとすること。

また、建設中の団体は記入しないこと。

現行料金の実施年月日を1列の入力方法に準じて売上高割使用料と施設使用料別に記入すること。

なお、消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となること。

項目		行	数値
金 施設 使用 料  (税 込 当 た り 一 ヶ 月 ～ (円) 9.	(3) 売上高 割使用 料(%)	ア 青 果 物 イ 水 産 物 ウ 食 肉	0 1
	(4) ア 卸 売 場		(33)
	イ 仲 卸 売 場		(34)
	ウ 買 荷 保 管 積 込 所		(35)
	エ 倉 庫		(36)
	オ 冷 藏 庫		(37)
	カ 加 工 設 備		(38)
	キ 関 連 商 品 売 場		(39)
	ク 関 連 業 者 事 務 所		(40)
	ケ 駐 車 場		(41)
9. 實質施設使用料改定率 (%)			
市 場 関 係 業 者  10. 市 場 関 係 業 者  11. 職 員 数 (人)	(1) 卸売 業者 (社)	ア 青 果 物 イ 水 産 物 ウ 食 肉 等	(42)
	(2) 仲卸 業者 (社)	ア 青 果 物 イ 水 産 物 ウ 食 肉 等	(43)
	(3) 売買 参加 人(人)	ア 青 果 物 イ 水 産 物 ウ 食 肉 等	(44)
	(4) 関連 事業 者(人)	ア 第 1 種 イ 第 2 種	(45)
	(1) 損益勘定所属職員		(46)
	(2) 資本勘定所属職員		(47)
	計		(48)
			(49)
			(50)
			(51)
11. 職員数(人)			
12. 指定管理者制度		代行制 利用料金制 無	(52)
			(53)
			(54)
			(55)
			(56)
			(57)
			(58)
			(59)
			(60)
12. 指定管理者制度			

(注)下記事項について記入すること。

13. 指定管理者制度導入施設(具体的に)

規則に定められている卸売業者から徴収する使用料の率を記入すること。小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入すること。  
(例)「卸売金額の1,000分の3」→0.30と記入する。なお、建設中の市場については記入しないこと。

市場施設を使用している者から徴収する税込み施設使用料の額を記入すること。(建設中の団体は記入しないこと)。なお、冷蔵庫及び製氷所等で建物及び機械等を一式として定めている場合は記入しないこと。

施設使用料について、消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率を記入すること。(0.1%単位)

単なる対前年度比率ではなく、増減率を記入すること。

(例) 1,000円→1,234円の場合、○23.4×123.4

また、当年度中に改定した場合のみ記入すること。したがって、前年度以前の改定や将来的改定予定の場合は記入しないこと。

農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けて卸売の業務を行う者の数を記入すること。

長の許可を受けて仲卸の業務を行う者の数を記入すること。

長の承認を受けて卸売業者から買受けができる者を記入すること。

長の許可を受けて条例で定める市場の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務、取扱品目の保管、貯蔵、運搬等の業務、その他市場機能の充実に資する業務を行なうものを記入すること。

長の許可を受けて飲食業、理容等市場利用者に便宜を提供する業務を営む者を記入すること。

記載要領はP.58によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接收受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

指定管理者制度を導入している場合は、施設名等を具体的に記入すること。

##### (5) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外はP.19によること。

1. 列51「01行8列」のうち資本費平準化債には、企業債利息のうち資本費平準化債の利息を記入する。

##### (6) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.30によること。

1. 02行34列「01行3列」のうち資本費平準化債」には、企業債「その他」のうち資本費平準化債の額を記入する。
2. 02行35列「01行37列」のうち資本費平準化債」には、企業債償還金「その他」のうち資本費平準化債の元金償還金を記入する。

(7) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の点以外は、P.40（法非適用企業にあっては、P.53）によること。

02行22列及び23列「繰入金計」（法非適用企業にあっては、01行36列及び37列）は、基準額及び実繰入額の総計を記入する。なお、実繰入額には02行列35列「資本勘定他会計借入金 繰出基準に基づくもの」（同45列）及び02行36列「資本勘定他会計借入金 その他」（同46列）の額を加算すること。

## と畜場事業

### (1) 調査対象

と畜場法第3条に定める事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

### (2) 全般的留意事項

調査表の作成、報告に当って、業務を委託している場合は条例において設置している団体が作成、報告すること。

調査表のうち、14表「施設及び業務概況に関する調」は施設ごとに作成すること。また、14表「施設及び業務概況に関する調」以外の各表については全施設を合計して記入すること。

### (3) コードの記入方法

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

但し、供用開始前（料金収入なし）の事業は、全表について建設中「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(4) 14表「施設および業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	金額	列番号
1. 事業開始年月日	1. 明治	0:1	(1) _____
	2. 大正		
	3. 昭和		
	4. 平成		
2. 法適用年月日	3. 昭和		(2) _____
	4. 平成		
3. 適用区分	条例全部		(3) _____
	条例財務		
4. 管理者	設置		(4) _____
	非設置		
事業規模 年間処理実績	(1) 施設面積 (m ² )		(5) _____
	(ア) 牛 (頭)		(6) _____
	(イ) 馬 (頭)		(7) _____
	(ウ) 豚 (頭)		(8) _____
	(エ) 子牛 (頭)		(9) _____
	(オ) その他 (頭)		(10) _____
	計 (頭)		(11) _____
	1日平均処理数 (頭)		(12) _____
	(ア) 牛 (円)		(13) _____
	(イ) 馬 (円)		(14) _____
料金 込 み 一 頭 当 た り ー 冷 藏 室 使 用 料	(ウ) 豚 (円)		(15) _____
	(エ) 子牛 (円)		(16) _____
	(オ) その他 (円)		(17) _____
	(ア) 牛 (円)		(18) _____
	(イ) 馬 (円)		(19) _____
	(ウ) 豚 (円)		(20) _____
	(エ) 子牛 (円)		(21) _____
	(オ) その他 (円)		(22) _____
	(ア) 牛 (円)		(23) _____
	(イ) 馬 (円)		(24) _____
7. 職員数(人)	(ウ) 豚 (円)		(25) _____
	(エ) 子牛 (円)		(26) _____
	(オ) その他 (円)		(27) _____
	(1) 損益勘定所属職員		(28) _____
	(2) 資本勘定所属職員		(29) _____
	計		(30) _____
	8. 指定管理者制度	代行制	(31) _____
		利用料金制	(32) _____
		無	(33) _____
			(34) _____
(注) 下記事項について記入すること。 9. 指定管理者制度導入施設(具体的に)		(35) _____	
		(36) _____	

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、事業（供用）開始予定年月日を記入する。

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていらない場合には「非設置」を選択する。

各施設（駐車場施設を含む。）の延施設面積を記入すること。

「子牛」とは、生後1年未満の牛である。

「1日平均処理数」は、開場日1日当たりの平均と殺頭数を記入すること。

「料金」は、一頭当たり（税込み）であること。ただし、頭数による料金体系を採っていない場合は、妥当な方法により一頭当たりに換算して記入し、欄外に概要を注記すること。

「料金」中「その他」は、牛、馬、豚、子牛以外の最も多いものについてのみ記入すること。

記載要領はP.58によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接受ける「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

指定管理者制度を導入している場合は、施設を具体的に記入すること。

## 観光施設事業（休養宿泊施設）

### (1) 調査対象

休養宿泊施設事業の調査は、国民宿舎、ユースホステル等宿泊施設を有する事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

### (2) 全般的留意事項

数箇所の休養宿泊施設を経営している場合にあっては、16表「施設及び業務概況に関する調」は休養宿泊施設別に作成すること。

### (3) コードの記入方法

#### 施設名コード

設定された番号（前年度と同じ番号とすること。）を記入すること。

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

（注）供用開始前（料金収入なし）の観光施設は、全表について建設中「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(4) 16表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目	目	行	数値	列番号
		0:1		
1. 事業開始年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	(1)		
2. 法適用年月日	3. 昭和 4. 平成	(2)		
3. 適用区分	条例全部 条例財務	(3)		
4. 管理者	設置 非設置	(4)		
5. 建物延面積(m ² )		(5)		
6. 総建設費(千円)		(6)		
7. 施設用地面積(m ² )		(7)		
8. 客室数(室)		(8)		
9. トイレ洋式化率(%)		(9)		
10. Wi-Fi設備	有 無	(10)		
11. バリアフリー化	有 無	(11)		
12. 宿泊定員数(人)		(12)		
13. 年間予約状況(人)	(1) インターネット経由 (2) その他 計	(13)		
14. 年間利用状況(人)	(1) 延宿泊者数 (2) 延休憩利用者数 計	(14)		
15. 休憩利用者消費額(総額千円)税込み		(15)		
16. 宿泊利用者消費額(総額千円)税込み		(16)		
17. 客単価(円)	(1) 宿泊 税込み (2) 休憩	(17)		
18. 職	(1) 損益勘定所属職員 (2) 資本勘定所属職員 計	(18)		
19. 指定管理者制度	代行制 料金制 無	(19)		

※（注）欄には、事業許認可関係法令名及び事業内容について記入すること。

- (1) 例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。
- (2) 法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を2列の方法に準じて記入する。
- (3) 条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。
- (4) 法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていらない場合には「非設置」を選択する。
- (5) 固定資産台帳における建物の延面積を記入すること。
- (6) 施設の建設費の総額を記入すること。したがって当該施設の固定資産帳簿原価（取得価額）と一致すること。なお、建設中のものについては、計画額を記入すること。
- (7) 施設用地の面積を記入すること。
- (8) 旅客の宿泊可能室数を記入すること。
- (9) 分母を施設内の総トイレ数、分子を洋式トイレ数として算出すること。なお、小数点以下第2位を四捨五入し、例えば「24.33%」であれば「243」と3桁の数字で記入する。
- (10) 施設内でWi-Fiが利用可能な場合には、「有」を選択する。
- (11) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における「建築物移動等円滑化基準」の要件を充足している場合には「有」を選択する。
- (12) 旅客の宿泊可能人数を記入すること。
- (13) 年間宿泊予約者数のうち、施設のウェブサイト、宿泊情報サイト等、インターネット経由で予約を行った人数を記入すること。
- (14) 税込みの金額を記入すること。したがって、免税事業者を除いて20表「損益計算書」列3「主営業収益」の欄の数値とは一致しない。
- (15) 利用者1人当たりの消費額を記入すること。
- (16) 記載要領はP.58によること。
- (17) 指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接受取る

## 観光施設事業（索道）

### (1) 調査対象

索道事業の調査は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条に定める事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

### (2) 全般的留意事項

調査表のうち、05表「施設及び業務概況に関する調」は施設ごとに作成すること。また、05表「施設及び業務概況に関する調」以外の各表については全施設を合計して記入すること。

### (3) コードの記入方法

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

(注) 供用開始前（料金収入なし）のものは、全表に建設中「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(4) 05表「施設および業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	数値	列番号
1. 事業開始年月日	1. 明治	01	(1)
	2. 大正		(2)
	3. 昭和		(3)
	4. 平成		(4)
2. 法適用年月日	3. 昭和		(5)
	4. 平成		(6)
3. 適用区分	2. 条例全部		(7)
	3. 条例財務		(8)
4. 管理者	1. 設置		(9)
	2. 非設置		(10)
5. 路線数(本)			(11)
6. 斜長(m)			(12)
7. 搬器数(個)			(13)
8. 年間営業日数(日)			(14)
9. 年間輸送人員(千人)			(15)
10. 料金(円) 税込み			(16)
11. 職員数(人)	(1)損益勘定所属職員		(17)
	(2)資本勘定所属職員		
	計		
12. 指定管理者制度	代行制		
	利用料金制		
	無		

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。普通索道事業と特殊索道事業とを兼営している場合は、事業開始の早い方の年月日を記入する。また、この場合の「10料金(円)」(13列)は、料金収入の多い施設に係る料金を記入する。

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合(条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。)には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

各施設の起点から終点までの斜長の合計数値を記入すること。

当年度に輸送した延人員を記入すること。

条例等で定めてある料金を税込みで記入すること。なお、数箇所経営している場合は、収入の最も多い施設の料金を記入すること。

記載要領はP.58によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接受取る「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

※(注)欄には、事業内容について記入すること。

## 観光施設事業（その他観光施設）

### (1) 調査対象

その他観光施設事業の調査は、休養宿泊事業及び索道事業以外の観光施設事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

### (2) 全般的留意事項

調査表の作成に当っては、観光施設事業を数箇所経営している場合は、17表「施設及び業務概況に関する調」は施設別に作成すること。

### (3) コードの記入方法

#### 施設名コード

設定された番号（前年度と同じ番号とすること。）を記入すること。

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

（注）供用開始前（料金収入なし）の観光施設については、全表に建設中「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(4) 17表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	数量	列番号	
1. 事業の種類	1. 温 泉	01	<input checked="" type="radio"/>	該当するものを選択する。なお、「その他」を選択した場合は、「12. その他内容」を記入する。
	2. 観 光 会 館		<input type="radio"/>	例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。
	3. 城		<input type="radio"/>	
	4. 公 園		<input type="radio"/>	
	5. 動 植 物 園		<input type="radio"/>	
	6. 博 物 館		<input type="radio"/>	
	7. 資 料 館		<input type="radio"/>	
	8. 水 球 館		<input type="radio"/>	
	9. 休 駄 施 設 等		<input type="radio"/>	
	10. そ の 他		<input type="radio"/>	
2. 事業開始年月日	1. 明 治			
	2. 大 正			
	3. 昭 和			
	4. 平 成			
3. 法適用年月日	3. 昭 和			
	4. 平 成			
4. 適用区分	条例全部			
	条例財務			
5. 管理者	設置			
	非設置			
6. 建物面積(m ² )				
7. 施設面積(m ² )				
8. 年次 利 用 状 況	(1)延利用回数(回)			
	(2)延利用戸数(戸)			
	(3)延利用人員(人)			
9. 料 金 (税 込 み)	(1)温泉(月)	定額		
		1.0 1/分 1口当たり		
	(2)観光会館	午前		
		午後		
	[ホール使用料] 平 日	夜間		
		全日		
	(円)			
	(3)その他の入場料	一般		
	ア 个 人	学 生		
	(円)	小 中 学 生		
イ 団 体	一般			
(円)	学 生			
(4)そ の 他	小 中 学 生			
10. 損益勘定所属職員数(人)	01			
(1) 損益勘定所属職員				
(2) 資本勘定所属職員				
計				
11. 指定管理者制度	代行制 利用料金制 無		<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	(27) (28) (29) (30)

※（注）欄には、事業許認可関係法令名及び事業内容について記入すること。

## 宅地造成事業（臨海土地造成）

### (1) 調査対象

この調査は、宅地造成事業（臨海土地造成）で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

### (2) コードの記入方法

#### 造成地区名コード

造成が開始された地区（土地取得も含む。）であって処分が完了していない地区（当年度中に処分が完了した地区を含む。）について記入すること。

団体において、造成地区毎にコード番号欄にコード番号として001から順次記入して、造成地区名欄はコード番号に対応する造成地区名を記入すること。

なお、造成地区は団体が土地造成計画を策定したときの名称を記入すること。

造成地区が複数あり、ある地区が事業終了等により調査対象から外れた場合には、当該コード番号を空欄とし、新規地区が加わる場合には、それらの最後に付け加えること。（決して空欄となったところに新規地区を挿入しないこと。）

また、年度によってみだりに順番を変更しないこと。

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

なお、一旦、営業が開始された事業については、土地が完売されるまでは、売却収入がなくとも営業中（コードは1又は2）として取扱うこと。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(3) 11表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	数値	列番号	
1. 事業開始年月日	2. 大正 3. 昭和 4. 平成		(19)	例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、営業開始の予定年月日（造成地の売却を開始する予定の期日をいう。）を記入する。
2. 法適用年月日	3. 昭和 4. 平成		(20)	法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることになった年月日を19列の方法に準じて記入する。
3. 適用区分	条例全部 条例財務	○ ○ ○ ○	(21) (22) (23)	条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。
4. 管理者	設置 非設置		(24)	法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていらない場合には「非設置」を選択する。
土地造成状況	(1) 総事業費(千円)		(25)	造成が開始された地区であって処分が完了していない地区（当年度中に処分が完了した地区を含む。）について、当該地区的造成が完了するまでの間に要する事業費を記入すること。なお、割賦売却により当年度中に処分が完了する場合には、割賦未収金があるときでも、当年度で処分が完了した地区として取り扱うものとすること。
	(2) 総面積(m ² )		(26)	列24「総事業費」に対応する総面積を記入すること。
	(3) 造成予定単価(円)		(27)	列24「総事業費」×1,000により算出し記入すること。
	(4) 売却予定面積(m ² )		(28)	列25「総面積」のうち販売用土地の面積を記入すること。
	(5) 売却予定単価(円)		(29)	造成の完成した面積及びこれに要した事業費の総額を記入すること。この場合において、「造成の完成した面積」とは、「完成宅地」及び「未成宅地」の区分を設けて整理している団体にあっては「完成宅地」分の面積を、当該区分を設けていない団体にあっては売却可能な状態となっている造成地及び供用可能の状態となっている道路等の公共用地の面積をいうものであること。
	(6) 完成分 うち 当年度 完成分	事業費(千円) 面積(m ² ) 事業費(千円) 面積(m ² )	(30) (31) (32) (33)	完成分のうち、当年度において完成した面積とこれに要した事業費の総額である。したがって当年度の事業費と必ずしも一致するものではない。
	(7) 翌年度 以降分	事業費(千円) 面積(m ² )	(34) (35)	列24「総事業費」から列30「完成分」を控除した数値を記入すること。
	(1) (ア) 売却面積(m ² ) (イ) 売却代金(千円) (ウ) 売却単価(円)	0 1	(36) (37) (38) (39)	列25「総面積」から列31「完成分」を控除した数値を記入すること。
	(エ) 代金 収納 方法 01 予 納 02 即 納 03 分 納		(40)	当年度に、売買契約に基づいて売却した総面積を記入する。なお、割賦売却の場合には、契約による全面積を記入すること。
	完成地 の内訳 (2)	非売却分(m ² ) 売却済分(m ² ) 未売却分(m ² )	(41) (42) (43)	上記の売却に基づいて調定した売却代金の総額を記入する。したがって予納金を収益に振替えたものを含むものである。ただし割賦売却の場合には、当年度の調定額にかかわらず契約による全額を記入すること。なお、この場合には、(20表)「損益計算書」の列3「土地売却収益」とは一致しないものであること。
7. 職員数(人)	(1) 損益勘定所属職員 (2) 資本勘定所属職員 計		(44) (45) (46)	列37「売却代金」×1,000である。 列36「売却面積」該当するものを選択すること。 列31「完成分面積」の内訳を記入すること。 記載要領はP.58によること。

	造成当初帳簿価額 (a)	0 1 2		(16) ————— 造成当初の帳簿価額を記入すること。
22表01行 12列関係	「22表01行12列」再掲 適用後の帳簿価額 (b)			(17) ————— 造成累積評価減額のうち当年度の評価減額を記入すること。
	差引 (a) - (b)			(18) —————
	差引のうち当年度評価減額			(19) —————
	造成当初帳簿価額 (c)			(20) ————— 造成当初の帳簿価額を記入すること。
22表01行 13列関係	「22表01行13列」再掲 適用後の帳簿価額 (d)			(21) —————
	差引 (c) - (d)			(22) ————— 累積評価減額のうち当年度の評価減額を記入すること。
	差引のうち当年度評価減額			(23) —————

(注1) 列42「売却済分」と列43「未売却分」とを合わせた数値が列27「売却予定面積」の数値を超えることのないように記入すること。

#### (4) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.30によること。

1. 02行34列「[01行3列]のうち元利金債等」には、企業債「その他」のうち元利金債及び借換債（新たに同意等を受けて起債したものに限る。）の合計額を記入する。
2. 02行35列「[01行37列]のうち元利金債等」には、企業債償還金「その他」のうち元利金債及び借換債（新たに同意等を受けて起債したものに限る。）の元金債償還金の合計額を記入する。

項目	目	行	数値	列番号
1. 造成地区の建設着手年月日	2. 大正 3. 昭和 4. 平成	0:1		(1)
2. 土地造成状況	(1) 総事業費(千円) (2) 総面積(m ² ) (3) m ² 当たり造成予定単価(円) (4) 売却予定面積(m ² ) (5) m ² 当たり売却予定単価(円)			(2) (3) (4) (5) (6) (7)
	(6) 完成分 うち 当年度 完成分	事業費(千円) 面積(m ² ) 事業費(千円) 面積(m ² )		(8) (9) (10) (11)
	当年度までの累計事業費(千円)			(12)
	未売却分事業費(千円)			(13)
	うち保有期間5年以上の土地の事業費(千円)			(14)
	うち保有期間10年以上の土地の事業費(千円)			(15)
3. 造成地売却状況	造成計画における前年度までの売却予定面積(m ² ) (1) 造成計画における予定面積(m ² ) (ア) 売却面積(m ² ) (イ) 売却代金(千円) (ウ) m ² 当たり売却単価(円)			(16) (17) (18) (19) (20) (21)
	(エ) 代金収納方法	01 予納 02 即納 03 分納		(22) (23) (24)
	(2) 完成地の内訳	非売却分(m ² ) 売却済分(m ² ) 未売却分(m ² ) うち保有期間5年以上の土地(nf) うち保有期間10年以上の土地(nf)		(25) (26) (27)
4. その他	企業債残高(千円) 他会計借入金残高(千円) 他会計繰入金累計額(千円) 分納代金未収金残高(千円) 予納金等納付累計額(千円) 積立金残高(千円) 周辺の地価(主たる用途)(円/m ² )			(50) (51) (52) (53) (54) (55) (56)
5. 会計名				(57)

〔当年度末の予納金等の納付累計額を記入すること。  
企業債の償還のための積立金がある場合には、その当年度末の残高を記入すること。  
主たる用途の公示地価を記入すること。なお、周辺の参照となるものがないときは不動産鑑定による(1m²)。  
当該地区の造成事業を行っている特別会計の名称を記入すること。〕

##### (5) 34表「施設及び業務概況に関する調」(付表)の記入方法

34表は、11表の地区ごとの内訳表であり、造成地区ごとに造成状況及び売却状況等について調査するものである。したがって「2. 土地造成状況」及び「3. 造成地売却状況」の各数値は、11表の各数値の地区ごとの内訳数値であることに留意すること。

##### 〔質 疑〕

問1. 「宅地造成事業」は具体的にはどのような事業を対象としているか。また「港湾整備事業」との関係如何。

答 「宅地造成事業」とは地方債計画区分における臨海土地造成、内陸工業用地等造成、流通業務団地造成、都市開発及び住宅用地造成の各事業を対象とするものである。

なお、臨海部における売却を目的とした土地造成事業については「宅地造成事業（臨海土地造成）」において記入することとし、内陸工業用地等その他の土地造成については「宅地造成事業（その他造成）」において記入するものである。

したがって、地方債計画区分における港湾整備事業のうち、ふ頭用地造成事業については「港湾整備事業」において記入するものである。

問2. 完成土地を割賦売却してまだ当該割賦未収金が残っている場合、「土地造成状況」中の「総事業費」及び「総面積」の計上方法如何。

答 割賦未収金がなくなる年度まで当該割賦売却の対象である土地全体についての事業費、面積を計上するものである。

問3. 造成中であるがすでに売却契約を結び代金を受領している場合「売却面積」、「売却代金」には計上するのか。

答 造成完了前の代金受領は予納として扱い、「売却面積」、「売却代金」には計上せず、前受金（予納金）を収益に振替えた時点で当該部分を計上するものである。

## 宅地造成事業（その他造成）

### (1) 調査対象

この調査は、宅地造成事業（内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業）、住宅用地造成事業）で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

#### (別記)

なお、土地区画整理事業及び市街地再開発事業において、街路等の公共施設の整備に関する国庫補助対象事業を併せて公営企業会計で経理している場合には、保留地（床）処分金により賄われる部分のみ想定企業会計として地方公営企業決算統計の対象とする（公共施設の整備に関する国庫補助対象事業については、普通会計決算統計の対象とすること。）。

#### (土地区画整理事業)

		普通会計へ		公営企業会計	
収 入	管理者負担金	土地区画整理 事業費補助 (1/2)	一般財源 一般公共事業債	保留地処分金 (地域開発事業債)	一般財源
支 出	公園・河川等整備	街 路 整 備	整 地	補 償 費	調 査 設 計 そ の 他

#### (市街地再開発事業)

		普通会計へ		公営企業会計	
収 入	管理者負担金	市街地再開発事業 等管理者負担金補助 (1/2)	一般財源 一般公共事業債	市事 業 地 費 再 補 開 發 (1/3)	保留床処分金 (地域開発事業債) 一般財源
支 出	公園等整備	街 路 整 備	調 査 設 計	土 地 整 備	共 整 同 施 設 備 左 以 外 の 工 事 そ の 他
			住宅街区整備事業の場合 は生活基盤施設整備		

## (2) コードの記入方法

### 造成地区名コード

造成が開始された地区（土地取得も含む。）であって処分が完了していない地区（当年度中の処分が完了した地区を含む。）について、記入すること。

団体において、造成地区毎にコード番号欄にコード番号として、001から順次記入して、造成地区名欄にはコード番号に対応する造成地区名を記入すること。

なお造成地区名は団体が土地造成計画を策定したときの名称を記入すること。

造成地区が複数あり、ある地区が事業終了等により調査対象から外れた場合には、当該コード番号を空欄とし、新規地区が加わる場合には、それらの最後に付け加えること（決して空欄となったところに新規地区を挿入しないこと。）。

また、年度によってみだりに順番を変更しないこと。

### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

なお、一旦、営業が開始された事業については、土地が完売されるまでは、売却収入がなくとも営業中（コードは1又は2）として取扱うこと。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

### 事業の種類（条件6）

コード番号	コード名
1	内陸工業用地等造成事業
2	流通業務団地造成事業
3	土地区画整備事業
4	市街地再開発事業
5	住宅用地造成事業

(3) 18表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

土地区画整理事業

項目	行	数値	列番号
1. 事業開始年月日	2. 大正	0 1	(1)
	3. 昭和		(2)
	4. 平成		(3)
2. 法適用年月日	3. 昭和		(4)
	4. 平成		(5)
3. 適用区分	条例全部		(6)
	条例財務		(7)
4. 管理者	設置		(8)
	非設置		(9)
5. 土地造成状況	(1) 総事業費(千円)		(10)
	(2) 総面積(m ² )		(11)
	うち保留地面積(m ² )		(12)
	(3) m ² 当たり造成予定単価(円)		(13)
(4) 完成分	事業費(千円)		(14)
	面積(m ² )		(15)
	うち当年度完成分		(16)
	事業費(千円)		(17)
	面積(m ² )		(18)
	(5) 翌年度以降分		(19)
	事業費(千円)		(20)
	面積(m ² )		(21)
6. 造成地壳却況	(1) (ア) 売却面積(m ² )		(22)
	(イ) 売却代金(千円)		(23)
	(ウ) m ² 当たり売却単価(円)		(24)
	(エ) 01 予納		(25)
	02 即納		(26)
	03 分納		
状況	(2) 非売却分(m ² )		
完成地の内訳	売却済分(m ² )		
	未売却分(m ² )		
7. 職員数入	(1) 損益勘定所属職員		
	(2) 資本勘定所属職員		
	計		

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、営業開始の予定年月日（造成地の売却を開始する予定の期日をいう。）を記入する。

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を(1)の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていらない場合には「非設置」を選択する。

造成が開始された地区であって処分が完了していない地区（当年度中に処分が完了した地区を含む。）について、当該地区の造成が完了するまでの間に要する事業費を記入すること。なお、割賦売却により当年度中に処分が完了する場合には、割賦未収金があるときでも、当年度で処分が完了した地区として取り扱うものとすること。

列6「総事業費」に対応する総面積を記入すること。

列6「総事業費」  
列7「総面積」  
×1,000により算出し記入すること。

造成の完成した面積及びこれに要した事業費の総額を記入すること。この場合において、「造成の完成した面積」とは、「完成宅地」及び「未成宅地」の区分を設けて整理している団体にあっては「完成宅地」分の面積を、当該区分を設けていない団体にあっては売却可能な状態となっている造成地及び供用可能の状態となっている道路等の公共用地の面積をいうものであること。

完成分のうち、当年度において完成した面積とこれに要した事業費の総額である。したがって当年度の事業費と必ずしも一致するものではない。

列6「総事業費」から列10「完成分」を控除した数値を記入すること。

列7「総面積」から列11「完成分」を控除した数値を記入すること。

記載要領はP.58によること。

項目	行	数値	列番号
1.事業開始年月日	2.大正		(27)
	3.昭和		
	4.平成		
2.法適用年月日	3.昭和		(28)
	4.平成		
3.適用区分	条例全部		(29)
	条例財務		
4.管理者	設置		(30)
	非設置		(31)
5.土地造成状況	(1)総事業費(千円)		(32)
	(2)総面積(m ² )		(33)
	(3)m ² 当たり造成予定単価(円)		(34)
	(4)売却予定面積(m ² )		(35)
	(5)m ² 当たり売却予定単価(円)		(36)
	(6)完成分	事業費(千円)	(37)
		面積(m ² )	(38)
	うち当年度完成分	事業費(千円)	(39)
		面積(m ² )	(40)
	(7)翌年度以降分	事業費(千円)	(41)
		面積(m ² )	(42)
6.地壳却状況	(1)(ア)売却面積(m ² )	0 1	(43)
	(イ)売却代金(千円)		(44)
	(ウ)m ² 当たり売却単価(円)		(45)
	(エ)01予納		(46)
	代金収納方法	02即納	(47)
		03分納	(48)
	(2)非売却分(m ² )		(49)
完成地の内訳	売却済分(m ² )		(50)
	未売却分(m ² )		(51)
7.職員数	(1)損益勘定所属職員		(52)
	(2)資本勘定所属職員		(53)
	計		(54)
22表01 行12列 関係	造成当初帳簿価額(a)	0 2	(16)
	「22表01行12列」再掲 適用後の帳簿価額(b)		(17)
	差引(a)-(b)		(18)
	差引のうち当年度評価減額		(19)
22表01 行13列 関係	造成当初帳簿価額(c)		(20)
	「22表01行13列」再掲 適用後の帳簿価額(d)		(21)
	差引(c)-(d)		(22)
	差引のうち当年度評価減額		(23)

「(土地区画整理法に基づく造成)」に準じて記入すること。

売却予定代金より算出し記入すること。  
列35売却予定面積

当年度に、売買契約に基づいて売却した総面積を記入する。なお、割賦売却の場合には、契約による全面積を記入すること。

上記の売却に基づいて調定した売却代金の総額を記入する。したがって予納金を収益に振替えたものを含むものである。ただし割賦売却の場合には、当年度の調定額にかかわらず契約による全額を記入すること。なお、この場合には、(20表)「損益計算書」の列3「土地売却収益」とは一致しないものであること。

列45「売却代金」×1,000である。  
列44「売却面積」

該当するものを選択すること。

列39「完成分面積」の内訳を記入すること。

記載要領はP.58によること。

市街地再開発事業(列55~02行列14)も同様のこと。

(注1)列50(02行列10)「売却済分」と列51(02行列11)「未売却分」とを合わせた数値が列35(列63)「売却予定面積」の数値を超えることのないように記入すること。

造成当初の帳簿価額を記入すること。

累積評価減額のうち当年度の評価減額を記入すること。

造成当初の帳簿価額を記入すること。

累積評価減額のうち当年度の評価減額を記入すること。

(4) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.30によること。

1. 02行34列「[01行3列]のうち元利金債等」には、企業債「その他」のうち元利金債及び借換債（新たに同意等を受けて起債したものに限る。）の合計額を記入する。
2. 02行35列「[01行37列]のうち元利金債等」には、企業債償還金「その他」のうち元利金債及び借換債（新たに同意等を受けて起債したものに限る。）の元金償還金の合計額を記入する。

(5) 34表「施設及び業務概況に関する調」(付表)の記入方法

本表は、すべての造成事業（内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅用地造成事業）について造成地区ごとに記入すること。

34表は、18表の地区ごとの内訳表であり、造成地区ごとに造成状況及び売却状況等について調査するものである。したがって「2. 土地造成状況」及び「3. 造成地売却状況」の各数値は、18表の各数値の地区ごとの内訳数値であることに留意すること。

土地区画整理事業、内陸工業用地等造成・流通業務団地造成・住宅用地造成事業及び市街地再開発事業の事業区分に応じて該当する欄にのみ記入すること。

項目		行	数値	列番号
1. 造成地区の建設着手年月日	2. 大正	0:1		(1)
	3. 昭和			(2)
	4. 平成			(3)
2. (1)総事業費(千円)				(4)
2. (2)総面積(m ² )				(5)
2. (3)m ² 当たり造成予定単価(円)				(6)
2. (4)売却予定面積(m ² )				(7)
2. (5)m ² 当たり売却予定単価(円)				(8)
2. (6)完成分	事業費(千円)			(9)
2. うち当年度完成分	面積(m ² )			(10)
2. 当年度までの累計事業費(千円)	事業費(千円)			(11)
2. 未売却分事業費(千円)	面積(m ² )			(12)
2. うち保有期間5年以上の土地の事業費(千円)				(13)
2. うち保有期間10年以上の土地の事業費(千円)				(14)
3. 造成計画における前年度面積(m ² )	造成計画における前年度面積(m ² )			(15)
3. (1)造成計画における予定面積(m ² )	造成計画における予定面積(m ² )			(16)
3. (ア)売却面積(m ² )				(17)
3. (イ)売却代金(千円)				(18)
3. (ウ)m ² 当たり売却単価(円)				(19)
3. (エ)代金収納方法	01 予納 02 即納 03 分納	□ □ □		(20)
3. 完成地の内訳	非売却部分(m ² ) 売却済分(m ² ) 未売却分(m ² ) うち保有期間5年以上の土地(m ² ) うち保有期間10年以上の土地(m ² )			(21)

列番号 (1) 造成地区の建設着手（実施調査開始）年月日を、例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。  
 (2)～(6) 「18表」の記載要領を参照のこと。  
 (7)～(14) 当年度までの執行済事業費を記入のこと。  
 (15)～(20) 完成分事業費のうち未売却分に係る事業費を記入のこと。  
 (21)～(27) 未売却分事業費のうち、保有期間が5年以上となっている土地の事業費を記入すること。  
 (28)～(33) 未売却分事業費のうち、保有期間が10年以上となっている土地の事業費を記入すること。  
 (34)～(39) 初土地造成計画を策定した時点における前年度までの売却予定面積を記入すること。  
 (40)～(45) 初土地造成計画を策定した時点における当年度の売却予定面積を記入すること。  
 (46)～(51) 「18表」の記載要領を参照のこと。  
 (注1) 列24「売却済分」と列25「未売却分」とを合わせた数値が列5「売却予定面積」の数値を超えることのないように記入すること。  
 (52)～(57) 未売却の造成地のうち、保有期間が5年以上となっているものの面積を記入すること。  
 (58)～(63) 未売却の造成地のうち、保有期間が10年以上となっているものの面積を記入すること。

内 陸 工 業 用 地 等 ・ 流 通 業 務 團 地 ・ 住 宅 用 地 造 成	1.	造 成 地 区 の 建 設 着 手 年 月 日	2. 大 正 3. 昭 和 4. 平 成
	2.	(1) 総 事 業 費(千円)	
		(2) 総 面 積(m ² )	
		(3) m ² 当たり造成予定単価(円)	
		(4) 売 却 予 定 面 積(m ² )	
		(5) m ² 当たり売却予定単価(円)	
		(6) 完成分 事 業 費(千円)	
		うち 当年年度 完成分 面 積(m ² ) 事 業 費(千円)	
		当 年 度 ま で の 累 計 事 業 費(千円)	
		未 売 却 分 事 業 費(千円)	
うち保有期間5年以上の土地の事業費(千円)			
うち保有期間10年以上の土地の事業費(千円)			
3. 造成計画における前年度(m ² )までの売却予定面積	3.	造成計画における前年度(m ² )までの売却予定面積	2. 大 正
	(1)	造成計画における処分売却面積(m ² )	3. 昭 和
		(ア) 売 却 面 積(m ² )	4. 平 成
		(イ) 売 却 代 金(千円)	
		(ウ) m ² 当たり売却単価(円)	
		(エ) 代金収納方法 01 予 納	
		02 即 納	
		03 分 納	
	(2)	非 売 却 分(m ² )	
	完 成 地 の 内 訳	売 却 済 分(m ² )	
造成地壳却状況		未 売 却 分(m ² )	
		うち保有期間5年以上の土地(m ² )	
		うち保有期間10年以上の土地(m ² )	

(28)	「土地区画整理事業」に準じて記入すること。
(29)	
(30)	
(31)	
(32)	
(33)	
(34)	
(35)	
(36)	
(37)	
(38)	
(39)	
(40)	
(41)	
(42)	
(43)	
(44)	
(45)	
(46)	
(47)	
(48)	
(49)	
(50)	
(51)	
(52)	
(53)	
(54)	

内 陸 工 業 用 地 等 ・ 流 通 業 務 團 地 ・ 住 宅 用 地 造 成	1.	造 成 地 区 の 建 設 着 手 年 月 日	2. 大 正 3. 昭 和 4. 平 成
	2.	(1) 総 事 業 費(千円)	
		(2) 総 面 積(m ² )	
		(3) m ² 当たり造成予定単価(円)	
		(4) 売 却 予 定 面 積(m ² )	
		(5) m ² 当たり売却予定単価(円)	
		(6) 完成分 事 業 費(千円)	
		うち 当年年度 完成分 面 積(m ² ) 事 業 費(千円)	
		当 年 度 ま で の 累 計 事 業 費(千円)	
		未 売 却 分 事 業 費(千円)	
うち保有期間5年以上の土地の事業費(千円)			
うち保有期間10年以上の土地の事業費(千円)			
3. 造成計画における前年度(m ² )までの売却予定面積	3.	造成計画における前年度(m ² )までの売却予定面積	2. 大 正
	(1)	造成計画における売却予定面積(m ² ) 012	3. 昭 和
		(ア) 売 却 面 積(m ² )	4. 平 成
		(イ) 売 却 代 金(千円)	
		(ウ) m ² 当たり売却単価(円)	
		(エ) 代金収納方法 01 予 納	
		02 即 納	
		03 分 納	
	(2)	非 売 却 分(m ² )	
	完 成 地 の 内 訳	売 却 済 分(m ² )	
造成地壳却状況		未 売 却 分(m ² )	
		うち保有期間5年以上の土地(m ² )	
		うち保有期間10年以上の土地(m ² )	

(55)	
(56)	
(57)	
(58)	
(59)	
(60)	
(61)	
(62)	
(63)	
(64)	
(65)	
(66)	
(67)	
(68)	
(69)	
(70)	
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	
(11)	

共	1. 企 業 債 残 高 (千円)
通	2. 他会計 借入金 残高(千円)
の	3. 他会計 繰入金累計額 (千円)
分	4. 分納代金未収金残高 (千円)
納	5. 予納金等納付累計額 (千円)
金	6. 積立金残高 (千円)
等	7. 周辺の地価(主たる用途) (円/m ² )
納	8. 内陸工業用地等造成
付	9. 流通業務用地造成
付	10. 土地区画整理事業
付	11. 市街地再開発事業
付	12. 住宅用地造成事業

○
○
●
○
○

4. 会計名

- (12) 当年度末の企業債残高を記入すること。したがって、合計が24表「企業債に関する調」01行「企業債現在高」列12「合計」と一致すること。
- (13) 当年度末の他会計からの借入金残高を記入すること。
- (14) 当年度末の他会計からの借入金以外の繰入金累計額を記入すること。
- (15) 当年度末の分納代金の未収金残高を記入すること。
- (16) 当年度末の予納金等の納付累計額を記入すること。
- (17) 企業債の償還のための積立金がある場合には、その当年度末残高を記入すること。
- (18) 主たる用途の公示地価を記入すること。なお、周辺の参照となるものがないときは不動産鑑定による (1 m²)。
- (19) 造成地区における事業の種類 (02行19列)について、該当するものを選択する。
- (20) 当該地区の造成事業等を行っている特別会計の名称を記入すること。

## 有料道路事業

### (1) 調査対象

この調査は、道路整備特別措置法第18条、道路運送法第47条及び第61条、道路法第25条等に基づく事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

### (2) 全般的留意事項

調査表の作成に当たっては、数箇所の有料道路を経営している場合は、15表「施設及び業務概況に関する調」のみ、有料道路別に作成すること。

### (3) 個別の留意事項

15表「施設及び業務概況に関する調」中「18. 事業計画上の数値」（1行36列から1行49列まで）及び「事業計画上の最終年度の累積収支差」（2行7列）については、道路整備特別措置法の許可を受けた路線については、現行の許可に係る「収支予算の明細」の計画数値を記入すること。また、同表中「19. 実績」（1行51列から2行4列まで）については、「18. 事業計画上の数値」に対応する数値を記入すること。

なお、「収入」（1行36列、41列、51列、56列）については、借入金は含まれないので特に留意すること。

### (4) コードの記入方法

#### 道路名コード

設定された番号（前年度と同じ番号とすること。）を記入すること。

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

（注）供用開始前（料金収入なし）の有料道路については、「15表」は建設中「3」に記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(5) 15表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数値	列番号
1. 供用開始(予定)年月日	3.昭和 4.平成	01		(1)
2. 法適用年月日	3.昭和 4.平成			(2)
3. 適用区分別	条例全部 条例財務			(3)
4. 管理者設置	設置 非設置			(4)
5. 管理の主体	長部局 その他			(5)
6. 道路種別	都道府県道 市町村道 自動車道 その他			(6)
7. 路面の種別	アスファルト コンクリート セメント コンクリート			(7)
8. 道性道路の格	01 観光道路 02 生活道路 03 産業道路			(8)
9. 根拠法令区分	1. 道路整備特別措置法 2. 道路運送法 3. 道路法 4. 自然公園法 5. その他の			(9)
10. 延長(m)	総延長 内 (1)道路 (2)橋梁 (3)トンネル			(10)
11. 構造基準	(1)道路の区分 (2)車道全幅(m) (3)設計速度 (1時間につきkm)			(11)
12. 事業費(千円)	総事業費 内 (1)ア.工費 工用地及び費 イ.補償費 ウ.その他 訳 (2)事務費 (3)建設利息			(12)
13. 財源内訳(千円)	(1)無利子貸付金 (2)地方公共団体金融機関資金 (3)銀行等引受資金 (4)その他の			(13)
14. 料金の徴収期間(年)				(14)
15. 料金	(1)現行料金 実施年月日 3.昭和 4.平成 (2)料金(税込み)(円) (3)便益額合計(円・銭)			(15)
16. 工期	(1)着手年月日 3.昭和 4.平成 (2)完成(予定)年月日 3.昭和 4.平成			(16)
17. 実質料金改定率(%)				(17)

(注)単位0.1%

道路の供用開始（一部供用開始を含む。）をした年月日を、例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

土木部等長部局道路を管理している場合は「長部局」を、またその他企業局等で管理している場合は「その他」を選択する。

該当するものを選択する。

該当するものを選択する。なお、いずれにも該当する場合にあっては、いずれか面積の多い方を選択すること。

複数の性格を有するものであっても主なもの1つを選択する。

該当するものを選択する。

(注)項目9.～16.については、国土交通大臣等の事業許可に基づいて記入すること。

なお、計画変更した場合にあっては、年度末現在の許可数値に基づくこと。

次のように区分して記入すること。

例 第1種第4級→「14」  
第3種第2級→「32」  
第3種第3級→「33」  
第4種第4級→「44」

(車線の幅員) × (車線の数)によって記入すること。  
[例] 2.75m × 2車線→「5.50」

1列の方法に準じて記入する。なお、建設中の路線にあっては、「1 供用開始(予定)年月日」と同じ年月日を記入する。また消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合も当該改定日を記入する。

料金は税込みとすること。

1例の方法に準じて記入する。

消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は入力せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率を記入すること。（%単位……小数第1位まで）

したがって、消費税及び地方消費税転嫁のみの改定を行った場合には、30列「現行料金実施年月日」には、当該改定日を記入し、本欄は空欄になる。

また、当該年度に改定のあった場合のみ記入し、前年度以前の改定や将来の改定予定の数値は記入しないこと。

なお、記入する数値は対前年度比率ではなく、増減率であるので注意すること。

[例] 1,000円→1,230円に料金改定した場合 123.0%と記入するのではなく、23.0%と記入すること。

項目			行	数値
18.		7. 収入 4. 支出 う 管理費 ち 維持費 9. 収支差(ア-イ)	0   1	
事業計画上	(1) 当年度 (千円)			(36)
	(2) 供用開始以降累計 (千円)			(37)
	(3) 支払利息 (千円)	7. 企業債 4. 一時借入金		(38)
	(4) 交通量	7. 一日平均(台) 4. 供用開始以降累計(千台)		(39)
				(40)
19.		7. 収入 4. 支出 う 管理費 ち 維持費 9. 収支差(ア-イ)		(41)
実績	(1) 当年度 (千円)			(42)
	(2) 供用開始以降累計 (千円)			(43)
	(3) 支払利息 (千円)	7. 企業債 4. 一時借入金	0   2	(44)
	(4) 交通量	7. 一日平均(台) 4. 供用開始以降累計(千台)		(45)
20.		(1) 料金徴収最終年度 3. 昭和 4. 平成		(46)
最界終積年収度支の	(2) 事業計画上の最終年度 年度の累積収支差(千円)			(47)
	(3) 現時点での最終年度 年度の累積収支差(千円)			(48)
21.		(1) 委託年月日 3. 昭和 4. 平成		(49)
料金の徴収委託状況	(2) 委託先 1. 道路公社 2. その他の公社 3. 他の地方公共団体 4. その他			(50)
	(3) 委託料(千円)			(51)
22.		(1) 損益勘定所属職員 (2) 資本勘定所属職員 計		(52)
職員数(人)				(53)
				(54)
				(55)
				(56)
				(57)
				(58)
				(59)
				(60)
				(1)
				(2)
				(3)
				(4)
				(5)
				(6)
				(7)
				(8)
				(9)
		○		
		○		(10)
		○		
		○		
				(11)
				(12)
				(13)
				(14)
				(15)

道路整備特別措置法の許可を受けた路線について、現行の許可に係る「収支予算の明細」の計画数値を記入すること。(以下「列49」まで同じ。)

同上の「累計数値」を記入すること。

年度別交通量積算から「一日平均交通量」の計画数値を記入すること。

供用開始年度以降「計画年間交通量の累計(千台)」を記入すること。

「18. 事業計画上の数値」に対応する「実績」を税込みで記入すること。(以下「列4」まで同じ。)

同上の「累計数値」を記入すること。

例えば平成30年であれば、平成「4」を選択し、「4000030」のように7桁の数字で記入する。

料金の徴収を委託している路線について、1列の方法に準じて記入する。

料金の徴収を委託している路線について、該当するものを選択する。

年間委託料を記入すること。

記載要領はP.58によること。

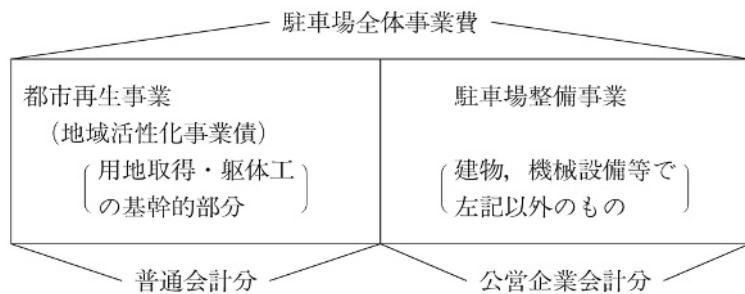
## 駐車場整備事業

### (1) 調査対象

この調査は、駐車場法第2条第2号に定める路外駐車場及びその他の駐車場の整備事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

なお、普通会計と合併で施行している場合の当該普通会計に係る部分は普通会計決算統計の対象とすること。

### (2) 全般的留意事項



調査表の作成に当たっては、数箇所の駐車場を経営している場合は、19表「施設及び業務概況に関する調」のみ、駐車場別に作成すること。

### (3) コードの記入方法

#### 駐車場名コード

設定された番号（前年度と同じ番号とすること。）を記入すること。

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

（注）供用開始前（料金収入なし）の駐車場については、「19表」は建設中「3」に記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(4) 19表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目	行	数値	列番号
1. 供用開始年月日	3. 昭和	0:1	(1)
	4. 平成		
2. 法適用年月日	3. 昭和		(2)
	4. 平成		
3. 適用区分	条例全部		(3)
	条例財務		
4. 管理者	設置		(4)
	非設置		
5. 施設種別	(1) 01 都市計画駐車場 02 届出駐車場 03 附置義務駐車施設 04 その他の		(5)
(2) 構造	01 立体式 02 地下式 03 広場式		(6)
(3) 階層(階)	ア 地上 イ 地下		(7)
(4) 敷地面積(m ² )			(8)
(5) 敷地地価(円)			(9)
(6) 駐車場使用面積(m ² )			(10)
(7) 取容台数(台)			(11)
(8) 営業時間(刻)	開始 終了		(12)
6. 事業費(千円)	総事業費(税込み) (1) ア工費 工事費 内訳 (2) 事務費 (3) 建設利息		(13)
7. 財源内 予 円)	(1) 無利子貸付金 (2) 地方公共団体金融機関資金 (3) 銀行等引受資金 (4) その他の		(14)
8. 料金の徴収期間(年)			(15)
9. 許認可等 年 月 日	(1) 都市計画決定 3. 昭和 4. 平成 (2) 都市計画事業認可 3. 昭和 4. 平成 (3) 着工 3. 昭和 4. 平成 (4) 竣工 3. 昭和 4. 平成		(16)
10. 平均駐車時間(分)			(17)
11. 料金 円)	(1) 1時間当たりの基本料金 (2) 1時間当たりの平均料金 (3) 1台当たりの平均料金 (4) 現行料金 実施年月日	3. 昭和 4. 平成	(18)
12. 経過年数(年)			(19)
13. 需給調査実施の有無	有 無		(20)
			(21)
			(22)
			(23)
			(24)
			(25)
			(26)
			(27)
			(28)
			(29)
			(30)
			(31)
			(32)
			(33)
			(34)
			(35)
			(36)
			(37)
			(38)
		0:2	

▲(注)小数点第1位未満四捨五入

駐車場の供用を開始した年月日を、例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることになった年月日を1列の方法により記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合(条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。)には、「設置」を、また管理者が置かれていらない場合には「非設置」を選択する。

〔(1) 駐車場種別〕は、駐車場法に基づく駐車場の種類を選択する(複数選択可)。〔(2) 構造〕は、形式を1つ選択する。

6列〔(2) 構造〕において「立体式」または「地下式」である場合、その階層を記入する。

駐車場の敷地全体の面積を記入する。  
固定資産台帳等における駐車場の敷地の地価を記入する。

駐車場に使用している延面積を記入する。

24時間法を用いて、例えば午前8時から午後8時までの営業であれば、「開始」→「0800」、「終了」→「2000」のように4桁の数字で記入する。なお、1日中営業している場合は、終了の欄のみ「2400」と記入する。

無利子貸付金対象駐車場のみ記入すること。

都市計画法第20条の規定に基づく告示年月日を、1列の方法に準じて記入する。

着工年月日を、1列の方法に準じて記入する。

竣工年月日を、1列の方法に準じて記入する。

駐車台数1台当たりの平均駐車時間を記入する。

料金設定が複数ある場合は、そのうち最も高いものを記入する。

駐車時間1時間当たりの料金の平均を記入する。

駐車台数1台当たりの料金の平均を記入する。

1列の方法に準じて記入する。なお、建設中の駐車場にあっては、供用開始予定年月日を記入する。また、消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合も当該改定日を記入する。

駐車場施設の建設後(又は建替後)の経過年数を記入する。

これまでに当該駐車場の周辺地域における駐車場の需要・供給の実態調査を行った実績がある場合には、「有」を選択する。

項目		行	数値
項目	行	数値	
14. 事業計画上の数値	7. 収入	0 2	
	当年度	(2)	「収益的収入」に「資本的収入」を加えたものを記入すること。
	(千円)	(3)	
	7. 支出	(4)	「収益的支出」に「資本的支出」を加え「減価償却費」を減じた数値を記入すること。
	(千円)	(5)	
	うち 職員給与費	(6)	
	7. 収支差 (7.-4.)	(7)	供用開始以降の累積数値（したがって建設費及び建設費に対応する収入は除くこと。）を記入すること（以下列13まで同じ。）。
	7. 収入	(8)	
	(千円)	(9)	
	うち 他会計繰入金	(10)	
15. 実績	7. 支出	(11)	
	(千円)	(12)	
	うち 職員給与費	(13)	
	7. 収支差 (7.-4.)	(14)	
	7. 収入	(15)	「14. 事業計画上の数値」に対応する「実績」を記入すること（以下列26まで同じ。）。
	(千円)	(16)	
	うち 他会計繰入金	(17)	
	7. 支出	(18)	料金徴収を委託している駐車場について、該当するものを選択する。
	(千円)	(19)	
	うち 職員給与費	(20)	
16. 料金の徴収委託の状況	7. 収支差 (7.-4.)	(21)	
	7. 収入	(22)	年間委託料を記入すること。
	(千円)	(23)	
	うち 他会計繰入金	(24)	
	7. 支出	(25)	
	(千円)	(26)	
	うち 職員給与費	(27)	
	7. 収支差 (7.-4.)	(28)	
	7. 一日平均 (台)	(29)	
	7. 供用開始以降累計 (千台)	(30)	
17. 職員員数	(1) 委託年月日	3. 昭和	
		4. 平成	
	(2) 1. 駐車場公社		
	委託		
	2. その他公社		
	3. 他の地方公共団体		
	4. その他		
	(3) 委託料 (千円)		
18. 合併実行の状況	(1) 損益勘定所属職員		
	(2) 資本勘定所属職員		
	計		
	(1) 一般会計との合併	有	
	施行実施の有無	無	
	(2) 全体事業費(税込み)(千円)		
19. 指定管理者制度	ア. (ア) 工事費		
	工事費		
	(イ) 用地及び補償費		
	(ウ) その他		
	イ. 事務費		
	ウ. 建設利息		
	代行制		
	利用料金制		
	無		

(注) 建設中の駐車場にあっては、「14. 事業計画上の数値」及び「15. 実績」の欄は記入しないこと。

「収益的収入」に「資本的収入」を加えたものを記入すること。

「収益的支出」に「資本的支出」を加え「減価償却費」を減じた数値を記入すること。

供用開始以降の累積数値（したがって建設費及び建設費に対応する収入は除くこと。）を記入すること（以下列13まで同じ。）。

「14. 事業計画上の数値」に対応する「実績」を記入すること（以下列26まで同じ。）。

料金徴収を委託している駐車場について、該当するものを選択する。

年間委託料を記入すること。

記載要領はP.58によること。

一般会計「地域活性化事業」（平成13年度までは「都市生活環境整備特別対策事業」）の合併実施で建設された駐車場に該当する場合は、「(1)一般会計との合併実施の有無」(02行37列) の「有」に、また該当しない場合は「無」を選択し、「有」の場合は(2)以下(02行38列～43列) について記入する。

なお、「(2)全体事業費」以下については、一般会計分と公営企業会計分の合算値を記入する。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接收受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

## 介護サービス事業

### (1) 介護サービス事業

介護サービス事業は、介護サービスを提供し、その対価として介護報酬を得て行う事業である。

### (2) 調査対象

介護サービス事業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用しているもので、次の5つの施設（以下、「介護サービス施設」という。）を対象とする。

1. 介護保険法第48条第1項第1号に規定する「指定介護老人福祉施設」。
2. 介護保険法第8条第28項に規定する「介護老人保健施設」。
3. 老人福祉法第20条の3に規定する「老人短期入所施設」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。
4. 老人福祉法第20条の2の2に規定する「老人デイサービスセンター」で、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項に規定する指定を受けたもの。
5. 「訪問看護ステーション（健康保険法第89条に規定する指定訪問看護を行う事業所）」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。

### (3) コードの記入方法

#### 事業コード（介護サービス施設種別コード）

コード番号	コード名
1	指定介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	老人短期入所施設
4	老人デイサービスセンター
5	指定訪問看護ステーション

介護サービス事業が有する施設の種類に応じて、次のいずれかに該当する介護サービス施設種別コードを記入すること。

1事業内に、種類の異なる施設を有する場合は、施設の種別ごとに「20表」、「21表」、「23表」、「25表」及び「51表」を作成すること。

例）1の介護サービス事業で1つの指定介護老人福祉施設と2つの老人短期入所施設を有する場合、施設種別ごとに「51表」等を作成し、指定介護老人福祉施設については介護サービス施設コード「1」を、老人短期入所施設については施設種別コード「3」を記入すること。

#### 施設コード（会計毎に採番）

介護サービス事業は原則として会計単位で捉えることとし、その会計ごとに「001、002、003、…」を記入すること。よって、複数の会計を有する場合は、会計の数だけ施設コードを有することとなる。

### 人口区分（条件1）

コード番号	コード名
1	東京都 23区内及び指定都市
2	30万人以上
3	10万人以上～30万人未満
4	5万人以上～10万人未満
5	3万人以上～ 5万人未満
6	1万人以上～ 3万人未満
7	1万人未満

年度末現在の住民基本台帳に登録された人口により区分し、該当するコード番号を記入すること。なお、都道府県立及び一部事務組合立の施設については当該施設の所在する市町村の行政区域内人口によること。

### 経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市 営
4	町 村 営
5	一部事務組合営

### 黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名（黒・赤字の別）
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

介護サービス施設の種別ごとに作成する「20表」「21表」「23表」「25表」及び「51表」については、(20表)「損益計算書」列46「経常利益」列47「経常損失」により記入すること。

事業ごとに作成する「22表」「24表」及び「45表」については、(22表)「貸借対照表」の01行列74再掲「経常利益」、列75再掲「経常損失」により記入すること。

なお、収支差額が「0」である場合は黒字「1」とすること。

(注) 1事業で1介護サービス施設を経営する事業において、調査年度に介護サービス施設が建設中であり、介護サービスを行っていない場合は、建設中「3」と記入すること。また、介護サービス施設の廃止等に伴い、介護サービス事業会計を廃止し、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」と記入すること。なお、1事業で2以上の介護サービス施設を経営する事業において、営業中の介護サービス施設がある場合は、前記「経常利益」又は「経常損失」の区分によること。

#### 経営形態別区分（条件4）

コード番号	コード名
1	指定管理者制度代行制
2	指定管理者制度利用料金制
3	直営
4	建設中

介護サービス施設の種別ごとに作成する「20表」「21表」「23表」「25表」及び「51表」について、地方自治法第244条の2の第3項に基づく指定管理者に施設の管理を行わせているか否かを選択すること。指定管理者が料金を直接收受する利用料金制を採用しているものは、「指定管理者制度利用料金制」を選択すること。

(注) 当該年度において施設を建設中であり、業務を行っていない場合は、建設中「4」とすること。

なお、一の施設種別に複数の施設を有し、その一部の施設でのみ指定管理者制度を採用している場合は、規模等を勘案して主となるものを選択すること。

施設コードごとに作成する「22表」、「24表」、「45表」については、選択の必要はない。

#### 会計単位（条件5）

会計の区分に応じて採番（1, 2, 3, ……）し、施設コードが複数ある場合（会計が複数ある場合）は、会計単位においても同様の区分で採番すること。

(例)

施設コード001会計において指定介護老人福祉施設①と②、介護老人保健施設③、施設コード002会計において指定介護老人福祉施設④を運営している場合の区分は、下表のとおりである。

施設名	(20, 21, 23, 25, 51表)			(22, 24, 45表)		
	事業コード	施設コード	条件コード5	事業コード	施設コード	条件コード5
①	1	001	1	0	001	1
②	2	001	1	0	002	2
③	1	002	2			
④						

#### (4) 51表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

##### 列番号1

事業開始年月日は、次に掲げるところによるものとする。ただし、介護保険法施行日にみなし指定を受けて介護サービスを提供するものは、事業開始年月日を平成12年4月1日とする。

コード番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成

入力は必ず7桁で記入を行うこと（年号1桁、年2桁、月2桁、日2桁）。

例) 平成12年4月1日の場合、平成「4」を選択し、「4120401」と7桁で記入する。

## 1 指定介護老人福祉施設

介護保険法第48条第1項第1号に規定する都道府県知事の指定を受けた年月日を記入すること。

## 2 介護老人保健施設

介護保険法第94条第1項に規定する都道府県知事の開設許可を受けた年月日を記入すること。

## 3 老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーション

介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項に規定する都道府県知事又は市町村長の指定を受けた年月日を記入すること。

なお、1の施設種別に複数の施設を有する場合は、最初に事業を開始した施設に係る事業開始年月日を記入すること。

## 列番号2

条例により地方公営企業法の全部又は一部を適用されることとなった年月日を記入すること。

## 列番号3

法第2条第3項の規定に基づく法の適用の方法を記入する。「全部適用」は「1」を、「財務適用」は「2」を記入すること。

## 列番号4

管理者を有する場合は「1」を、有しない場合は「2」を記入すること。

## 列番号5

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接受ける「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

## 列番号6

1の施設種別が有する施設数を記入すること。

例) 1の介護サービス事業で1つの指定介護老人福祉施設と2つの老人短期入所施設を有する場合、指定介護老人福祉施設に係る「51表」には施設数「1」を、老人短期入所施設に係る「51表」には施設数「2」を記入すること。

## 列番号7~11

定員は、施設の種別ごとに、次により記入すること。

### 1 指定介護老人福祉施設

介護保険法第86条第1項により都道府県知事の指定を受けた3月31日現在の入所定員。

よって、短期入所生活介護の利用定員として指定を受けた分は含めないこと。

### 2 介護老人保健施設

介護保険法第94条第1項により都道府県知事の開設許可を受けた3月31日現在の入所定員。

### 3 通所介護、通所リハビリテーション

介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた3月31日現在の利用定員。

### 4 短期入所生活介護

介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項により都道府県知事の指定を受けた3月31日現在の利用

定員。

老人短期入所施設の定員は、必ず記入すること。指定介護老人福祉施設において、定員を定めず、入所者に利用されていない居室を利用して短期入所生活介護の事業を行う場合は、記入しないこと。

1の施設種別に複数の施設を有する場合は、合計した定員を記入すること。

#### 列番号12

介護サービス施設の延床面積（小数点以下四捨五入）を記入すること。

1の施設種別に複数の施設を有する場合は、合計した延床面積を記入すること。また、他の施設と一体となっている場合は、当該施設に係る面積のみを記入すること。

#### 列番号13

介護サービス施設のうち、介護サービス施設種別コードが「1」～「3」に該当するものについて、居室の延床面積を記入すること。居室の床面積の算定に関しては、居室内の洗面所、トイレ及び収容設備に要する面積を含めて差し支えないこと。また、1の施設種別に複数の施設を有する場合は、合計した居室床面積を記入すること。

なお、介護老人保健施設の場合は、「居室面積」を「療養室面積」と読み替える。

#### 列番号14～16

介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設に係る施設サービスについて、利用状況を記入すること。

##### ・施設サービス日数

「指定介護老人福祉施設」又は「介護老人保健施設」が、1年度内で施設サービスを行う日数を記入すること。また、1の施設種別に、複数の施設を有する場合は、その合計した日数を記入すること。

##### ・年延施設サービス利用者数

施設サービス利用者数（毎日24時現在、施設に入所中の利用者数）と当日の退所者数との合計の年延数を記入すること。また、1の施設種別に複数の施設を有する場合は、その合計した利用者数を記入すること。

（注）1 法施行時に特別養護老人ホームに措置により入所している者（旧措置入所者）で、要介護者に該当しない入所者も含めて、記入すること。

2 法施行時に老人保健施設入所者のうち、要介護者に該当しない入所者も含めて、記入すること。

3 やむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置（老人福祉法第11条第1項第2号）による入所者も含めて、記入すること。

##### ・年延入所定員

指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の定員に施設サービス日数を乗じて得た数値を記入すること。また、1の施設種別に、複数の施設を有する場合は、その合計した年延入所定員を記入すること。

#### 列番号17～35

介護サービス施設が介護保険法第70条第1項又は、第115条の2第1項に規定する事業者の指定を受けて行う居宅サービス及び介護予防サービスについて記入すること。

「指定訪問看護ステーション」については、医療として行う訪問看護等も含めて、利用状況を記入すること。

なお、やむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置（老人福祉法第10条の4）による訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護等の居宅サービスも含めて、

記入すること。

① 次の6つの介護サービスについては、下記により記入すること。

- ・訪問介護及び介護予防訪問介護
- ・訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
- ・訪問看護及び介護予防訪問看護
- ・訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
- ・通所介護及び介護予防通所介護
- ・通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- ・居宅サービス日数

1年度内で居宅サービスを行う日数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した日数を記入すること。

例) 訪問介護を週4日で年間208日間行う場合、208日と記入する。

- ・年延居宅サービス利用者数

1年度内に居宅サービスを利用した年延利用者数（同一の利用者が複数回利用した場合はその合計を計上する。）を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

例) 要介護者Aが毎月4回で年間48回、要介護者Bが1日2回、月に4日で年間96（ $2 \times 4 \times 12$ ）回利用した場合、144人と記入する。

② 次の2つの介護サービスについては、下記により記入すること。

- ・短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- ・居宅サービス日数

1年度内で居宅サービスを行う日数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した日数を記入すること。

- ・年延居宅サービス利用者数

毎日24時現在、施設に短期入所中の利用者数と当日の退所者数との合計の利用者数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設が同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

- ・年延入所定員

「老人短期入所施設」及び短期入所生活介護の利用定員について指定を受けた「指定介護老人福祉施設」について、記入すること。

指定を受けた利用定員に居宅サービス日数を乗じて得た数値を記入すること。また、1の施設種別に複数の施設を有する場合は、その合計した定員を記入すること。

#### ③ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

##### ・年延居宅サービス利用者数

1年度内に居宅療養管理指導を行った利用者の年延数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

例) 月に1回、年8回算定を行った場合、8人と記入すること。

#### ④ 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

##### ・年延居宅サービス利用者数

1年度内に福祉用具の貸与を受けた利用者の年延数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

例) 貸与期間に関係なく、同一の利用者が年3回貸与を受けた場合、3人と記入すること。

### 列番号36

介護サービス施設が介護保険法第79条第1項又は、第115条の22第1項に規定する事業者の指定を受けて行う居宅介護支援及び介護予防支援について、記入すること。

##### ・年延居宅介護支援利用者数

1年度内に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成を受けた利用者の数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅介護支援を行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

### 列番号37～38

介護サービス施設が介護保険法第78条の2第1項、第115条の12第1項に規定する事業者の指定を受けて行う、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び市町村独自の介護サービス（介護保険法第62条に基づくもの）について、記入すること。

##### ・介護サービス日数

1年度内に市町村独自の介護サービスを行う日数を記入する（同日に種類の異なるサービスを行う場合は、1日と数えるものとする）こと。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した日数を記入すること。

例) サービスA（月・火・水）とサービスB（月・火・金）を行う場合、週4日、年間208日となる。

##### ・年延介護サービス利用者数

1年度内に介護サービスを利用した年延数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の介護サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

### 列番号40～42

「指定訪問看護ステーション」から医療保険給付に係る訪問看護等を受けた年延外来患者数を記入すること。

なお、複数の施設から同種の医療行為を行う場合は、その合計した外来患者数を記入すること。

### 列番号43～50

記載要領はP.57によること。また、原則、職種別職員数の計と職員数の計とが一致するものであること。

なお「職種」は職名にこだわらず現在に従事している職種により分別して記入すること。

1の事業中に介護サービス施設と他の施設との合算等により、職員数について按分が必要な場合、P.183「費用按分表」の「職員給与費」の按分方法を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

・看護職員

看護職員とは、看護師又は准看護師をいうものである。

・その他職員

薬剤師、支援相談員、調理員、機能訓練指導員、生活相談員、栄養士等を含むこと。

**列番号51～53**

記載要領はP.58によること。

(5) 20表「損益計算書」の記入方法

次の留意点以外は、P.7（共通表）の作成要領によること。

1の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「20表」を作成し、損益計算書中の収益及び費用について施設の種別ごとに分けて記入すること。費用について按分が必要な場合、P.183「費用按分表」を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

**列2 介護サービス収益**

介護サービス事業の主たる営業活動から生じた収益を計上すること。

**列3 居宅サービス収益**

居宅サービスの提供で得られる収益（保険給付、利用者の自己負担、公費負担等）を記入すること。

なお、「指定訪問看護ステーション」に係る収益について、居宅サービス分を列3「ア 居宅サービス収益」に、医療分を列6「エ その他収益」にそれぞれ記入すること。

(注)

- 1 市町村が条例で独自に定める「居宅介護サービス費区分支給限度基準額（介護保険法第43条第1項）」を超える上乗せサービスに係る給付についても、含めること。
- 2 老人福祉法第10条の4に規定するやむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置による居宅サービス収益も含めて記入すること。

**列4 施設サービス収益**

施設サービスの提供で得られる収益（保険給付、利用者の自己負担、公費負担等）を記入すること。

(注)

- 1 介護保険法施行法第13条に規定する特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置により得られる施設介護サービス費及び利用者負担を含めること。
- 2 介護保険法施行法第26条に規定する法施行時の老人保健施設入所者の経過措置により得られる医療費及び利用者負担についても、含めること。
- 3 老人福祉法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置収入についても、含めること。

**列5 居宅介護支援等収益**

居宅介護支援の提供（居宅サービス計画の作成）で得られる保険給付や、市町村が独自に条例で定めて行う介

護サービスに係る市町村特別給付及び利用者負担を記入すること。

#### 列6 その他収益

指定訪問看護ステーションが行う訪問看護等に係る医療保険給付やそれに伴う自己負担を記入すること。

#### 列12 その他介護サービス収益

手数料及び使用料等の収入等について記入すること。

#### 列15 介護サービス外収益

介護サービス事業の主たる営業活動以外から生じた収益を計上すること。

#### 列24 雜収益

寄付金収入等を記入すること。

#### 列26 介護サービス費用

介護サービス事業の主たる営業活動から生じた費用を計上すること。

#### 列28 材料費

(21表)「費用構成表」の列24「材料費」の額と一致すること。材料費の詳細については、(21表)「費用構成表」の列24「材料費」の説明を参照すること。

#### 列31 委託料

次に掲げる委託料を記入すること。

- (ア) 地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者が行う管理の代行に係る委託料
- (イ) 清掃業務・給食業務の委託等一定の業務委託に係る委託料等
- (ウ) 医療機関協力料

附帯事業に係る委託料は、同表列45「雑費用」、(21表)「費用構成表」列55「附帯事業費」に含めて記入し、列31には含めないこと。

#### 列33 その他介護サービス費用

(21表)「費用構成表」の列13「光熱水費」、列14「通信運搬費」、列15「修繕費」、列18「研究研修費」を含む。その他、教養娯楽費（利用者用の新聞雑誌購読料等）、保育材料費（保育に必要な文具、絵本等費用や行事費用）、葬祭費、教育指導費（利用者の教育訓練に直接要した費用）、燃料費（灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費）、印刷製本費、消耗品費（用紙、文房具等事務に必要な消耗品費）、会議費（会議における茶菓代等）、広報費（パンフレット作成費等）、旅費交通費、保守点検料、保険料（自動車損害保険料等）等経常活動に伴う事業費及び事務費を記入すること。

#### 列40 介護サービス外費用

介護サービス事業の主たる営業活動以外から生じた費用を計上すること。

#### 列41 支払利息

(21表)「費用構成表」の列7「支払利息」の額と一致すること。

建設中の支払利息は記入しないこと。

#### 列45 雜費用

(21表)「費用構成表」01行列55「附帯事業費」を含むこと。

#### (6) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外は P.19によること。

1 の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「21表」を作成すること。その時、按分が必要な場合、P.183「費用按分表」を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱つて差し支えないものとする。

#### 列1～6 職員給与費

(51表)「施設及び業務概況に関する調」の「損益勘定職員数」に記入した職員に係る職員給与費を記入すること。

#### 列2 手当

通勤手当は税抜で計上した場合の額を記入すること。

#### 列8 企業債利息

建設中の支払利息は記入しないこと。建設中の支払利息は(23表)「資本的収支に関する調」列19「建設利息」に記入すること。

#### 列18 研究研修費

職員の研究研修に直接要した費用で、次に掲げる費用の合計額を記入すること。

- ・講師謝金、図書費、研修旅費、研修雑費、研究材料費等

#### 列21～24 材料費

次に掲げる費用の合計額を記入すること。

##### (ア) 介護材料費

- ・布・紙オムツ等の直接消費されるもの
- ・寝具等利用者処遇に直接利用する1年未満に消費される介護消耗品
- ・食器等の1年以上利用者処遇に直接使用されるもののうち減価償却を行わない介護用品（器具）

##### (イ) 医療材料費

- ・医薬品
- ・検査用試薬、消毒薬、包帯、脱脂綿等の直接消費されるもの及び注射針、試験管等の1年未満に消費される診療材料
- ・聴診器や血圧計等1年以上使用されるもののうち減価償却を行わない医療消耗品

##### (ウ) 給食材料費

- ・利用者給食用の食品、食器用洗剤等

#### 費用按分表

項目		按分方法
職員給与費	(1) 基本給	勤務時間割合で按分。 困難な場合は実際に配置する人員割合や届出人員割合で按分。
	(2) 手当	
	(3) 賃金	
	(4) 退職給付費	
	(5) 法定福利費	
	(6) 計	

2.	支払利息	
内 訳	(1) 企業債利息	施設の種別ごとの事業費割合で按分。
	(2) 一時借入金利息	困難な場合は建物床面積割合で按分。
	(3) 他会計借入金等利息	
3.	(1) 減価償却費（建物）	施設の種別ごとの事業費割合で按分。困難な場合は建物床面積割合で按分。
	(2) 減価償却費（器械備品）	使用高の割合で按分。困難な場合は建物床面積割合で按分。
4.	光熱水費	メーター等による測定割合で按分。困難な場合は建物床面積割合で按分。
5.	通信運搬費	延利用者数割合で按分。
6.	修繕費	建物床面積割合で按分。
7.	研究研修費	研修内容、出席者等の実態に応じて、区分。困難な場合は延利用者数割合で按分。
8.	委託料	施設の種別ごとで実際に消費される額により按分。困難な場合は延利用者数の割合で按分。
9. 材 料 費	(1) 介護材料費	
	(2) 医療材料費	施設の種別ごとで実際に消費される額により按分。
	(3) 給食材料費	困難な場合は、延利用者数の割合で按分。
	(4) 計	
10.	その他	延利用者数の割合で按分。

(7) 22表「貸借対照表」の記入方法

会計区分ごとに作成し、次の留意点以外は P.23によること。

列65 当年度純利益

列66 当年度純損失

1 事業の中で、2以上の介護サービス施設種別を経営している場合は、各施設種別ごとの（20表）「損益計算書」の列1「総収益」の金額の合計額から列25「総費用」の金額の合計額を差引き、その差額が正数の場合は当年度純利益の金額欄に、負数の場合は当年度純損失の金額欄にそれぞれの差額を正数（「△」、「-」の符号はつけない）で記入すること。

列74 再掲経常利益

列75 再掲経常損失

1 事業の中で、2以上の介護サービス施設種別を経営している場合は、各施設種別ごとの（20表）「損益計算書」の列46「経常収益」の金額の合計額から列47「経常損失」の金額の合計額を差引き、その差額が正数の場合は再掲経常利益の金額欄に、負数の場合は再掲経常損失の金額欄にそれぞれの差額を正数（「△」、「-」の符号はつけない）で記入すること。

(8) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.30によること。

1 の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「23表」を作成し、資本的収入及び資本的支出について施設の種別ごとに分けて記入すること。また、按分が必要な場合、施設の種別ごとの事業費等で按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

(9) 24表「企業債に関する調」の記入方法

会計区分ごとに作成し、次の留意点以外はP.37によること。

事業の有する介護サービス施設について、記入すること。

なお、厚生福祉施設整備事業債等により借入を行ったもののうち、介護サービス施設でない他の施設との合築等のため、まとめて1本で借入を行っているものは、介護サービス施設分の借入を事業費等による合理的な方法で按分し、記入すること。

(10) 25表「職種別給与に関する調」の記入方法

① 調査目的

この調査表は、企業管理者を除く常勤職員について職種別にその職員数及び職員給与費を調査するものである。

② 全般的留意事項

この調査表は、21表「費用構成表」、23表「資本的収支に関する調」に記入された職員給与費について、それぞれの退職給付費及び法定福利費を控除した額の合算額を職種別に記入すること。なお「職種」は、職名にこだわらず現在従事している職種により分別して記入すること。

③ 個別的留意事項

〔年間延職員数〕 各月末の在籍職員数(管理者及び臨時又は非常勤の職員を除く。)の積上げを記入すること。

したがって「年度末職員数」×12ヶ月÷「年間延職員数」となるので留意すること。

〔年度末職員数〕 「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者及び臨時又は非常勤の職員数を除いたものを記入すること。

【基 本 納】 納料(職員の本俸)、扶養手当及び地域手当の合計額を記入すること。

【手 当】 退職手当、児童手当を含まないこと。

なお、通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。

【時間外勤務手当】 時間外勤務手当及び休日勤務手当を計上すること。

【特殊勤務手当】 次の手当以外の手当を計上すること。

管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当(税込み)、特地勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、児童手当。

【手当「その他】 時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、退職手当、児童手当以外の手当を計上すること。

【延 年 齢】 年度末職員の延年齢(それぞれの職員の年度末現在における満年齢の積み上げ)を記入すること。

【延 経 験 年 数】 年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得後の延経験年数を記入すること。従つて、当該地方公共団体の職員として在職した年数に換算された前歴の年数をえたものであること。なお、延経験年数は、それぞれの職員の経験年数を12進法で計算し、積み上げ後の月数(端数)を五捨六入して整数で記入すること。例えば、134年6ヶ月は135と記入すること。

(11) 45表「企業債年度別償還状況調」の記入方法

会計区分ごとに作成し、次の留意点以外はP.43によること。

事業の有する介護サービス施設について、記入すること。

なお、厚生福祉施設整備事業債等により借入を行ったもののうち、介護サービス施設でない他の施設との合築等のため、まとめて1本で借入を行っているものは、介護サービス施設分の借入を事業費等による合理的な方法で按分し、記入すること。

# 25 職種別給与に関する調査

都道府県名 _____  
団体名 _____

16 介護サービス事業

介護サービス施設種別名

固形コード

人口区分

黒・赤字別

法道・非道

経営主

経営形態別

事業名

会計単位

項目	行	金額(千円)等	列番号	項目	行	金額(千円)等
年間延職員数(人)	0 1		(1)	年間延職員数(人)	0 2	
年度末職員数(人)			(2)	年度末職員数(人)		
基　本　給			(3)	基　本　給		
手　当			(4)	手　当		
医師			(5)	理学療法士又は作業療法士		
内 内			(6)	内		
内 内			(7)	内		
内 内			(8)	内		
内 内			(9)	内		
内 内			(10)	内		
内 内			(11)	内		
内 内			(12)	内		
内 内			(13)	内		
内 内			(14)	内		
内 内			(15)	内		
看護職員			(16)	事務職員		
内 内			(17)	内		
内 内			(18)	内		
内 内			(19)	内		
内 内			(20)	内		
内 内			(21)	内		
内 内			(22)	内		
内 内			(23)	内		
内 内			(24)	内		
内 内			(25)	内		
内 内			(26)	内		
内 内			(27)	内		
内 内			(28)	内		
内 内			(29)	内		
内 内			(30)	内		
介護職員			(31)	内		
内 内			(32)	内		
内 内			(33)	内		
内 内			(34)	内		
内 内			(35)	内		
内 内			(36)	内		
内 内			(37)	内		
内 内			(38)	内		
内 内			(39)	内		
内 内			(40)	内		
内 内			(41)	内		
内 内			(42)	内		
内 内			(43)	内		
内 内			(44)	内		

1. 本表は介護サービス施設種別別に作成すること。

(注)通勤手当は税込みで記入すること。

2	5	1	1	6	0
---	---	---	---	---	---

## その他事業

### (1) 調査対象

この調査は、地方財政法施行令第46条に定める事業以外の事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。（地方公営企業決算状況調査における法適用企業の調査対象事業を除く。）

### (2) 全般的留意事項

調査表の作成に当たっては、当該団体で「その他事業」を2種類以上経営している場合は、全表について、事業別に作成すること。また、1事業で2以上の施設を経営している場合には、50表「施設及び業務概況に関する調」について、施設別に作成すること。

### (3) コードの記入方法

#### 施設名コード

設定された番号を記入すること。（1施設のみを経営 → 「001」とする。2施設以上 → 「001」、「002」～とする。）

#### 経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

（注）供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に損益収支が出た場合であっても全表に「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

(4) 50表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目	行 号	列 号	値
事業開始年月日	01	(1)	1. 明治 0'1
		(2)	2. 大正
		(3)	3. 昭和
		(4)	4. 平成
法適用年月日	01	(5)	1. 昭和
		(6)	2. 平成
適用区分	01	(7)	条例全部
		(8)	条例財務
管理者者	01	(9)	設置
		(10)	非設置
資本構成	01	(11)	(1) 指定管理者制度導入
		(12)	(2) 資本固定所附属員
計	01	(13)	員
指定管理者制度	01	(14)	代行料金制
		(15)	共同料金制
		(16)	第
事業の種類	01	(17)	
事業の内容	01	(18)	
施設の名称	01	(19)	
事業許認可関係法令名	01	(20)	
企業債の名称	01	(21)	

事業の供用開始（一部供用開始を含む。）をした年月日を、例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

記載要領はP.58によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接收受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

「事業の内容」は具体的に分かりやすく記入すること。

なお、診療所については、具体的に分かりやすく記入するとともに、診療科目、病床数、救急告示の有無とその告示病床数を必ず記入すること。

「施設の名称」は条例、規則等に規定する呼称を記入すること。

「企業債の名称」は、調査年度末現在で企業債の残高のある事業については、当該企業債の名称を記入すること。

## 2. 法非適用企業

### 簡易水道事業

#### (1) 調査対象

簡易水道事業で、地方公営企業法を適用していないものを対象とする。

#### (2) コードの記入方法

##### 現在給水人口段階区分（条件1）

コード番号	コード名
0	1万人超
1	7千人超～1万人以下
2	5千人超～7千人以下
3	4千人超～5千人以下
4	3千人超～4千人以下
5	2千人超～3千人以下
6	1千人超～2千人以下
7	1千人以下
8	建設中

##### 経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

##### 黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	黒字
2	赤字
3	建設中
4	想定企業会計

収益的収支により記入すること。なお、収支が「0」である場合は黒字とすること。

また、供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において精算及び地方債の償還を行っている場合等においてはコード番号「4」を記入すること。

(3) 29表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項目		行	数値
列番号			
1.	事業開始年月日	0   1	
	(1) 事業創設認可年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	
	(2) 供用開始年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	
2.	(1) 行政区域内現在人口(人) (2) 計画給水人口(人)		
3.	(3) 現在給水人口(人) チエック ((1)+(2)+(3)) (4) 導水管延長(m) (5) 送水管延長(〃) (6) 配水管延長(〃)		
4.	(7) 淨水場設置数 (8) 配水池設置数 (1) 配水能力(m ³ /日) (2) 年間総配水量(m ³ ) (3) 1日最大配水量(m ³ /日) (4) 年間総有収水量(m ³ ) チエック ((1)+(2)+(3)+(4)) (1) 給水原価 (2) 供給単価 (3) (ア) 基本水量(m ³ ) 料金 (イ) 基本料金(円) (ウ) 超過料金(円/m ³ ) (エ) 1ヶ月10m ³ 当たり料金(円) (オ) 1ヶ月20m ³ 当たり料金(円)		
5.	(4) 現行料金実施年月日 3. 昭和 4. 平成		

- 記入例 昭和45年4月1日 → 3450401  
 なお、市町村合併があった場合は、新設・編入合併とともに最も古い団体の事業創設年月日を記入すること。  
 給水（一部給水を含む）を開始した年月日を記入すること。  
 当年度末日（3月31日）現在の住民基本台帳に記載されている人口を記入のこと。
- (1) 簡易水道事業の認可に係る事業計画において定める給水人口を記入すること。  
 ただし、変更の認可を受けたときは、当該変更の認可に係るものと記入のこと。  
 現に給水を行っている人口を記入すること。
- (2) 現に稼働し又は稼働しうる状態にある配水施設の能力（公称能力）を記入すること。
- (3) 算出方法  
 総費用〔26表12列〕-受託工事費〔26表15列〕+地方債償還金〔26表49列〕-繰上償還分〔26表1行50列～52列〕  
 年間総有収水量〔29表16列〕
- (4) 算出方法  
 料金収入〔26表3列〕  
 年間総有収水量〔29表16列〕
- (5) 以下「料金」は税込み金額で記入すること。  
 したがって、税抜きの料金設定をしている場合は1.08を乗じた額を記入すること。  
 また、税込み料金単価設定を行っている場合はその額を記入すること。  
 用途別料金体系の場合は「家庭用」の料金を、口径別料金体系の場合は「口径13mm」の料金を記入し、他の料金体系の場合は基本水量を「10m³」として記入のこと。また、「基本料金」にメーター使用料は含めないこと。
- (6) 「超過料金」は基本水量の直近上位の1m³当たりの額を記入すること。また、料金が单一でない場合は最も低い料金を記入すること。ただし、従量制をとっていない場合は記入しないこと。
- (7) 口径別料金体系の場合は、口径13mmの1ヶ月10m³、20m³当たりの料金を記入すること。  
 1ヶ月10m³当たり料金については、基本水量が10m³未満の場合は、実際に10m³使用したときの料金を記入し、基本水量が10m³を超えるところにあっては、10m³に換算した料金を記入する。
- (8) その他の料金体系の場合は、前述の記載要領に準じて記入すること。  
 なお、給水区域が2以上あり、異なる料金体系の場合は、現在給水人口の多い方にについて記入すること。

消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となること。

		計	
5. 職員 員数 ( 人 ) 内 訳	(1) 損益勘定所属職員		
	う	原水関係職員	
	ち	浄水関係職員	
		配水関係職員	
(2) 資本勘定所属職員			
6. 簡易水道の数			
7. 当年度実質料金改定率(%)			
8. 消 火 栓 設 置 状 況	(1)前年度末現在数(個)		
	0	1	(注)単位 0.1%
	(2)当年度設置数(個)		
	(3)当年度設置総額(千円)		
	(4)当年度維持管理費(千円)		
(5)当年度末現在数(個)			
9. 給水区域面積(ha)			
水域	現在		
10. 計画年間給水量(m³)			
11. 料金改定年数			
チエック(9. ~ 11.)			
「01行7列・8列・9列」のうち、当該年度に更新した管路延長(m)			
導水管		送水管	
送水管		配水管	

(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)
(34)	(35)	(36)	(37)	(38)			
			(39)	(40)	(41)	(42)	(43)
			(44)	(45)	(46)	(47)	

記載要領は法適用水道事業の01表の「職員数」の記入方法を参照のこと。

当該市町村の設置する簡易水道の箇所数を記入すること。

料金算定期間内における給水収益の増加率を記入する。

消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率を記入すること(0.1%単位で記入し、減の場合は前にマイナス(-)をつけること。)。

なお、単なる対前年度比率ではなく、増減率を記入することである。

[例] 1,000円→1,230円の場合

$$\bigcirc \quad 23.0\% \times 123.0\%$$

また、当該年度に改定のあった場合のみ記入すること(前年度以前の改定や将来の改定予定の数値は記入しないこと。)。

「(1)前年度末現在数」+「(2)当年度設置数」-当年度撤去数=「(5)当年度末現在数」となることに留意すること。

上記については、本調査表の対象とする法非適用簡易水道事業に係るものについて記入すること(一般会計に資産計上しているものも含む)。

36列「(3)当年度設置総額(千円)」は、消火栓の設置に直接要した経費だけでなく、消火栓の設置に伴い増加する配水管(増設・口径の増大)、配水池、加圧装置等の水道施設の設置に要した経費(いわゆる増強経費)を含むものとする(一般会計からの繰出しの有無に関わらず記入すること)。

現に給水している給水区域の面積を記入すること。単位に注意すること。(1km²=100ha)

事業計画において定める給水量を記入すること。

前回料金実施年月日(料金改定を一度も行っていない場合は供用開始年月日)から現行料金実施年月日までの経過年数を右詰めで記入すること。

(例) 現行料金実施年月日 平成28年4月1日

-) 前回料金実施年月日 平成22年10月1日

経過年数 5年6月0日→「0506」

(日は切り捨てること。)

— 導送配水管延長(7列~9列)のうち、当該年度において新たに布設した導送配水管で布設替に伴い布設した導送配水管延長を記入すること。ただし、表示単位はmであるので注意すること。

(4) 26表「歳入歳出決算に関する調」の記入方法

イ. 営 業 外 費 用 (F)
(ア) 支 払 利 息
i 地 方 債 利 息
ii そ の 他 借 入 金 利 息
(イ) そ の 他

(17)
(18)
(19) _____
(20) _____
(21)

当該年度に支払われた地方債の利息（起債前借に係る分を含む。）を計上すること。

なお、水資源機構にかかる割賦負担金利息を含めて計上すること。

（但し、供用開始前における支払利息は列36「建設利息」へ）

一時借入金の利息、他会計借入金の利息及びその他借入金の利息を記入すること。

(2) 資 本 的 支 出 (I)
ア. 建 設 改 良 費
う 職 員 給 与 費
ち 建 設 利 息

(33)
(34)
(35)
(36)

01行19列	辺 地 債 分
	過 疎 債 分
	資 本 費 平 準 化 債 分
の う ち	公 営 企 業 施 設 等 整 理 債 分
	災 害 復 旧 事 業 債 分
	未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 に 係 る 分
	辺 地 債 分
01行49列	過 疎 債 分
(總上償還 分除く。)	資 本 費 平 準 化 債 分
の う ち	公 営 企 業 施 設 等 整 理 債 分
	災 害 復 旧 事 業 傾 分
	借 換 債 分

(61)
(62)
(63)
(64)
(65)
(66)
(67)
(68)
(69)
(70)
(71)
(72)

1行19列の「地方債利息」のうち、辺地債（1行61列）、過疎債（1行62列）、資本費平準化債（1行63列）、公営企業施設等整理債（1行64列）、災害復旧事業債（1行65列）又は未利用施設の利子に充てる企業債（1行66列）に係る地方債利息を記入すること。

1行49列の「地方債償還金」から繰上償還金分（1行50～52列）を控除した額のうち、辺地債（1行67列）、過疎債（1行68列）、資本費平準化債（1行69列）、公営企業施設等整理債（1行70列）、災害復旧事業債（1行71列）又は借換債（1行72列）に係る額を記入すること。

01行24列	借 换 に 係 る も の
	02行63列のうち民間資金によるもの
	市 中 銀 行
の う ち	う 市 中 銀 行 以 外 の 金 融 機 関
	市 場 公 募 債
の う ち	そ の 他
	資 本 費 平 準 化 債 に 係 る も の

(63)
(64)
(65)
(66)
(67)
(68)
(69)

1行24列の「地方債」のうち、本年度に発行した資本費平標準化債に係る額を記入すること。

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

項目	行	金額 (千円)	列番号
1・(1) 基本給	0	1	(1)
職員(2) 手当			(2)
賃金(3) 賃金			(3)
給与(4) 退職給与金			(4)
法定福利費(5) 法定福利費			(5)
費計(6)			(6)
2. 支払利息			(7)
内訳(1) 地方債利息			(8)
(2) 一時借入金利息			(9)
(3) 他会計借入金等利息			(10)
3. 動力費			(11)
4. 光熱水費			(12)
5. 通信運搬費			(13)
6. 修繕費			(14)
7. 材料費			(15)
8. 著品費			(16)
9. 路面復旧費			(17)
10. 委託料			(18)
うち水質検査			(19)
11. 負担金			(20)
12. 受水費			(21)
うち資本費相当額			(22)
13. その他			(23)
14. 小計(1~13)			(24)
15. 受託工事費			(25)
16. 費用合計			(26)

29表「施設及び業務概況に関する調」の「(1) 損益勘定所属職員」(27列) の欄に記入した常時雇用の臨時又は非常勤の職員及びこれらの職員と同様の雇用形態にある職員に支給された賃金を記入する。

独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息、起債前借に係る支払利息、財政再建債利息及び当年度に支払われた地方債の利息を記入し、建設中の支払利息については記入しない。

他会計からの長期借入金等に係る利息等を記入する。

施設の管理委託料等、事務・事業等（例えば、検針、庁舎清掃等）の委託に要する費用を記入する。

ダムなど共用利水施設等の維持管理費に対する負担金及び法令その他のによる負担金を記入する。

他の水道事業者から供給を受ける原水及び净水の受水に要する費用を記入する。また、受水費のある事業にあっては、「うち資本費相当額」(27列) についても記入する。なお、資本費相当額は原水または净水を供給している用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に乗じて算出すること。

児童手当、短期的雇用職員に係る賃金、報酬、謝礼を含めて記入する。

26表1行15列に記入した受託工事費の額を記入する。

26表1行12列に記入した額と一致する。

下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）

### (1) 調査対象

下水道事業（P.111参照）のうち公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設で、地方公営企業法を適用していないものを対象とする。

### (2) コードの記入方法

#### 事業別区分

コード番号	コード名
1	公共下水道
2	特定公共下水道
3	流域下水道
4	特定環境保全公共下水道
5	農業集落排水施設
6	漁業集落排水施設
7	林業集落排水施設
8	簡易排水施設
9	小規模集合排水処理施設

下水道事業を左の表の区分に従い分類し、記入すること。

#### 人口別区分（条件1）

公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については、年度末現在の住民基本台帳に登録された人口を次の区分に従い分類して記入すること。

コード番号	コード名
0	道府県
1	都及び指定都市
2	企業団及び一部事務組合
3	30万人以上
4	10万人以上～30万人未満
5	5万人以上～10万人未満
6	3万人以上～5万人未満
7	1万人以上～3万人未満
8	1万人未満
9	特定公共下水道、流域下水道

### 経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

### 黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	黒字
2	赤字
3	建設中
4	想定企業会計（都道府県代行等）

収益的収支により記入すること。なお、収支が「0」である場合は黒字とすること。

- (注) 1. 供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。
2. 過疎下水道代行事業や県営農業集落排水事業などの都道府県代行制度を実施し、代行した施設の設置に係る元利償還金の支払いのみを都道府県が行っている事業、また、会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を、一般会計から分別して想定企業会計として経理している場合は、「4」を記入する。（以下、コード番号「3」及び「4」の事業を「未供用の事業」とする。）
3. 供用開始後間もない事業で料金収入がない場合又は雨水管のみ供用開始していて料金収入がない場合でも収益的収支により「1」か「2」に記入すること。
4. 下水道の建設には未だ着手していないが都道府県等が実施している流域下水道に建設費負担金を支払っているものは「3建設中」に区分すること。

### 規模別区分（条件4）

コード番号	区分	コード名（現在処理区域内人口段階区分）						
		公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	林業集落排水施設	都道府県及び指定都市	排水区域のみ
1	供用開始しているもの	30万人以上	1万人以上	1万人以上	1万人以上	1万人以上	都道府県及び指定都市	
2		10万人以上～30万人未満	6千人以上～1万人未満	3千人以上～1万人未満	2千人以上～3千人未満	1千人以上～2千人未満		
3		5万人以上～10万人未満	4千人以上～6千人未満	2千人以上～3千人未満	1千人以上～2千人未満	5百人以上～1千人未満		
4		3万人以上～5万人未満	2千人以上～4千人未満	1千人以上～2千人未満	5百人未満			
5		1万人以上～3万人未満	1千人以上～2千人未満					
6		1万人未満	1千人未満					
7								
8								
9		未供用の事業、特定公共下水道、流域下水道、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設						

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び林業集落排水施設で供用開始（一部を含む。）をしているものは、「現在処理区域内人口」の区分に従い、「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。供用開始を行ったが、年度末現在、汚水の流入がなく、処理の実績がなかった場合でも、「現在処理区域内人口」の区分に従い、「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。

排水区域のみ「8」は、供用開始事業のうち、汚水処理施設が建設中のため雨水処理のみを行っている場合をいうものであり、個別の終末処理場を持たず流域下水道に接続している場合は「1」～「7」または「9」のいずれかのコードを記入すること。

なお、未供用の事業、特定公共下水道、流域下水道、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については「9」を記入すること。

### 流域下水道接続関係区分（条件5）

コード番号	コード名
1	単独で終末処理を行っている事業
2	流域下水道に接続
3	他事業（流域下水道を除く。）に接続
4	その他

下水道事業のうち、終末処理を単独で行っているものは「1」、流域下水道において行っているもの（流域関連下水道）は「2」、他の事業（流域下水道を除く）の処理場で行っているものは「3」、一部について流域下水道を含む他事業の処理場で行っているもの等については「4」を記入すること。なお、流域下水道、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設については「1」を記入すること。

### 排除方式別区分（条件6）

コード番号	コード名
1	合流式
2	分流式
3	合流・分流併用

### 供用後年数（条件7）

コード番号	区分	コード名
1		平成25年度以降
2		平成20年度～平成24年度
3		平成15年度～平成19年度
4		平成10年度～平成14年度
5		平成5年度～平成9年度
6		昭和63年度～平成4年度
7		昭和62年度以前
8	供用開始しているもの	排水区域のみ
9		未供用の事業

供用開始年月日（10表1行2列）の属する年度に応ずる「1」～「7」のコードを記入すること。

供用開始を行ったが、年度末現在、汚水の流入がなく、処理の実績がなかった場合でも、供用開始年月日の属する年度により「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。

また、未供用の事業については「9」を記入すること。

### 会計単位（条件8）

下水道事業のうち、同一の特別会計で経理をされている事業について同一の数字を入れること。数字は「1」から順に記入するものとする。

例えば、公共下水道・特定環境保全公共下水道・特定地域生活排水処理施設を実施している団体において、公共下水道と特定環境保全公共下水道を同一の特別会計で経理し、特定地域生活排水処理施設は単独で特別会計を設置している場合は、公共下水道と特定環境保全公共下水道に「1」を、特定地域生活排水処理施設に「2」を記入すること。（数字の順は問わない。）

#### (3) 各表の記入方法

全表、税込みで記入すること（26表2行69列を除く）。

26表「歳入歳出決算に関する調」,32表「経営分析に関する調（一）」,40表「繰入金に関する調」及び52表「その他」以外の表については P.111以降の法適用企業の作成要領に準じて記入すること。なお、各表とも調査対象となる地方債は、農業集落排水施設にあっては、昭和61年度以降に発行された地方債、漁業集落排水施設にあっては、平成元年度以降に発行された地方債、林業集落排水施設及び簡易排水施設にあっては、平成7年度以降に発行された地方債であること。

#### (4) 26表「歳入歳出決算に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.46によること。

##### ア. 収益的収支について

- (ア) 資本費平準化債のうち供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債利息相当額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）のうち地方債利息相当額に対する起債分は、列1～列11に含めず、(02行)列21「収益的収支に充てた地方債」に記入する。
- (イ) 列3「料金収入」には、下水道事業会計が直接収入した下水道使用料を記入すること。下水道使用料減免措置等相当額を、他会計が負担した場合におけるその額は、列10「他会計繰入金」に記入すること。
- (ウ) 列4「雨水処理負担金」には、「平成28年度の地方公営企業繰出金について」(平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知・以下「繰出基準」という。) 第8の1に定める雨水処理に要する経費に対する他会計繰入金を記入すること。ただし、雨水処理施設の用地に係る地方債元金償還金等に対する他会計繰入金は列26「他会計補助金」に記入すること。
- (エ) 列5「受託工事収益」には、工事以外の受託事業に係る収益が含まれること。
- (オ) 列6「その他」には、都道府県の流域下水道が流域下水道関連市町村から収入した流域下水道管理運営費負担金が含まれること。
- (カ) 列8「国庫補助金」には、水洗便所改造費に対する国庫補助金等、収益的収入にあたる国庫補助金を記入すること。また、起債の利子補給金があれば記入すること。ただし、補助率差額は列29「国庫補助金」に記入すること。
- (キ) 列10「他会計繰入金」には、「繰出基準」に定める分流式下水道等に要する経費（用地に係る地方債元金償還金を除く。）、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、高度処理費（高度処理施設の用地に係る地方債元金償還金を除く。）、高資本費対策経費、地方公営企業法の適用に要する経費及び広域化・共同化の推進に要する経費、普及特別対策経費（雨水処理負担分を除く。）、繰出しに代えて臨時的に措置された下水道事業債（臨時措置分）、下水道事業債（特例措置分）、下水道事業債（特別措置分）等の元利償還金の利息分等に対する他会計繰入金を記入すること。また、「繰出基準」に定めるもの以外に地方財政法第6条ただし書に基づく他会計からの繰入金のうち、収益的収入に属するものがあれば本欄に記入すること。
- (ク) 列15「受託工事費」には、工事以外の受託事業費が含まれること。
- (ケ) 列16「その他」には、流域下水道関連市町村が都道府県の流域下水道に対して支出した流域下水道管理運営費負担金が含まれること。
- (コ) 列18「支払利息」には、建設中の支払利息は記入しないこと。建設中の支払利息は列36「建設利息」、(02行)列27「建設利息」に記入すること。
- (サ) (02行)列21「収益的支出に充てた地方債」には、「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置分）

のうち収益的支出に充てた金額を含めること。

(シ) (02行) 列22「収益的支出に充てた他会計借入金」には、他会計借入金のうち収益的支出に充てた金額を記入すること。

(ス) (02行) 列69「料金収入（税抜き）」は、税抜き金額にて記入すること。(01行) 3列と同額は記入しないこと。

(セ) (02行) 列70「料金収入（打切決算未収分を含む）」は、当該年度に法の全部又は法の一部を適用したことによる打切決算によって未収分となった料金収入を含めて記入すること。なお、当該年度に法の全部又は法の一部を適用したことによる打切決算によって未収分となった料金収入がない場合は、(01行) 3列と同額を記入すること。

#### イ 資本的収支について

(ア) 列24「地方債」には、「資本費平準化債」（供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に係るもの）及び下水道事業債（特別措置分）のうち地方債元金償還金相当額に対する起債分を含めて記入すること。

(イ) 列26「他会計補助金」には、雨水処理費（用地に係る地方債元金償還金等に限る。）、分流式下水道等に要する経費（用地に係る地方債元金償還金に限る。）、高度処理費（用地に係る地方債元金償還金に限る。）及び下水道事業債のうち臨時措置分、広域化・共同化分、普及特別対策分、特例措置分、特別措置分の元金相当分等に対する繰入金が含まれること。ただし、支払利息相当分に対する繰入（雨水処理負担金分を除く）は、列10「他会計繰入金」に含めること。

(ウ) 列29「国庫補助金」には、補助率差額が含まれること。

(エ) 列31及び列46「工事負担金」には、受益者負担金及び流域下水道が収入した流域下水道建設費負担金が含まれること。

(オ) 列34「建設改良費」には、流域下水道関連市町村が、流域下水道に対して支出した流域下水道建設負担金が含まれること。

(カ) (02行) 列26「流域下水道建設費負担金」には、流域下水道関連市町村が、流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金を記入すること。

(キ) (02行) 列27「建設利息」には、建設中の支払利息を記入すること。なお、10表「総事業費の使途内訳」にあっては、「建設利息」は、各施設費（管渠費、ポンプ場費、処理場費等）に振り分けられることに留意すること。

(ク) 「建設改良費の内訳」の (02行) 列28「その他」には、庁舎建設費等（管渠費、ポンプ場費、処理場費のいずれにも含まれないもの）を記入すること。管渠、ポンプ場、処理場に係る事務費、補償費、設計監督費等はそれぞれの項目に記入すること。

#### (5) 32表「経営分析に関する調（一）」の記入方法

次の留意点以外は P.125に準じて作成すること。

1. 本表は、税込み金額にて記入し、借換債の発行による収入をもって償還した地方債元金償還金、「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した地方債元金償還金、自己資金をもって償還した繰上償還額、特別措置分の発行による収入をもって償還した地方債元金償還金を除いて記入すること。

2. (02) 行列15「費用総合計」は、21表列32「費用合計」と一致するものではないことに留意すること。

#### (6) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.130に準じて作成すること。

1. 列17及び列18「臨時財政特例債等」には、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
2. 列27及び列28「その他」には、(02行) 27列及び28列「広域化・共同化に要する経費」、(02行) 29列及び30列「流域下水道の建設に要する経費」、(02行) 31列及び32列「地方公営企業法の適用に要する経費」、(02行) 33列及び34列「経営戦略の策定に要する経費」、(02行) 35列及び36列「経営支援の活用に要する経費」、(02行) 37列及び38列「児童手当に要する経費」、(02行) 39列及び40列「補正予算債の償還に要する経費」、(02行) 41列及び42列「その他」の合計額について、「基準額」と「実繰入額」を記入する。

#### (7) 52表「その他」の記入方法

1. 本表における汚水処理費と雨水処理費との区分は、「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治準企第153号自治省財政局準公営企業室長通知)によること。
2. 「地方債償還金総合計」(1列)は、決算年度の地方債元金償還金を記入すること。
3. 「公害防止事業債分」(2列)は公害防止計画に基づき実施された下水道事業に係る元金償還金を記入すること。なお、公害防止事業債に係る借換債収入分を含むので、留意すること。
4. 「更新事業分」(3列)は、「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」(平成16年4月20日付け総財経第92号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の下水道事業債取扱い要領2(2)及び「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」(平成17年4月20日付け総財経第58号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の下水道事業債取扱い要領2(2)に定められた更新事業に係る地方債の元金償還金を記入すること。
5. 「普及特別対策債分」(4列)は、「下水道普及特別対策要綱について」(平成8年4月1日付自治準企第93号自治事務次官通知)に基づき実施される事業に係る元金償還金を記入すること。
6. 「臨時措置分」(5列)は、平成9年度以降の小規模集合排水処理施設整備事業、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、平成12年度以降の流域下水道において一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債の元金償還金について記入すること。
7. 「枠外債等分」(6列)は、26表「歳入歳出決算に関する調」の「(2)資本的支出」の「イ. 地方債償還金」(49列)のうち、いわゆる枠外銀行等引受資金が充てられた地方債(外貨債を含む。以下「枠外債」という。)等の元金償還金を記入すること。

#### 〈参考〉

枠外債とは、地方債計画の計画額を超えて許可された地方債の総称である。下水道事業債の枠外債には次のようなものがある。

##### ア 地方債計画上の区分から当然生じるもの

これは、現実に地方債を起こす必要が生じた場合のみ財政上真にやむを得ないものであるか否かを検討のうえ許可されるもので、次のようなものがある。

##### ⑦ 下水道庁舎等

下水道庁舎及び職員宿舎の建設に要した経費(一般庁舎の建設負担金を含む。)として許可されたものなど(平成元年度分からは枠内債扱い。)

##### イ 取付道路

取付道路整備に要した経費として許可されたもの(平成元年度分からは枠内債扱い。)

② 弹力運用分

- 昭和57年4月6日付自治準企第104号自治財政局準公営企業室長通知に基づき許可された地方債
- イ 枠外用地分  
国庫補助対象外の用地で、「枠外用地」として起債を許可されたもの（昭和61年度からは枠内債扱い。）
- ウ 外貨債  
エ その他枠外銀行等引受資金扱いとされたもの  
地方債計画の資金枠等の都合で、枠外債扱いとされ許可されたものである。  
“等”とは、以下のようなものを記入する。
- ア 昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和62年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債  
イ 昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債  
ウ 財源対策債  
エ 昭和50年度、昭和51年度、昭和52年度、昭和53年度、昭和61年度、平成4年度、平成5年度、平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度、平成13年度、平成14年、平成16年度国の補正予算に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。並びに昭和62年度、平成4年度、平成5年度、平成6年度、平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。  
オ 地域財政特例対策債  
カ 昭和46年度以前において発行を許可された地方債で、市場公募資金に係るもの及びその借換債  
キ 昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの  
ク 平成4年度及び平成5年度追加単独事業に係る受益者負担金等相当部分に充当された地方債  
ケ 特定用地の先行取得に係る地方債の2%に相当する額（平成13年度から平成15年度の取得分については1%相当額）  
コ 供用開始前の下水道事業における受益者負担金又は分担金の資金不足分に充当された地方債  
サ 災害復旧事業債  
シ 下水道事業債（広域化・共同化分）  
ス 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る地方債
8. 「借換債収入分」（7列）は、地方債償還金のうち、借換債の発行による収入をもって償還した額を記入すること。従って、例えば資本費平準化債の償還を借換債をもって行った場合は、当年度においてはその額を7列に記入し、当該借換債を償還する際に資本費平準化債の項目に計上する。ただし、公害防止事業債を充当している事業にあっては借換債の発行による収入をもって償還した額から公害防止事業債分を除いた額を記入すること。
9. 「臨時財政特例債等分」（8列）は、26表「歳入歳出決算に関する調」の「(2)資本的支出」の「イ. 地方債償還金」（49列）のうち、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の元金償還金を記入すること。
10. 「資本費平準化債（H16～）分」（10列）は、平成16年度以降に発行した「資本費平準化債」の元金償還金を記入すること。

11. 「特別措置分」(12列)は、下水道事業債（特別措置分）の元金償還金を記入すること。
12. 「繰上償還分」(13列)は、地方債償還金のうち自己資金をもって償還した繰上償還額を記入する。なお、借換債の収入をもって償還した額は「借換債収入分」(7列)に含めて記入すること。
13. 「01行2列のうち借換債収入分」(列14)は、本表(列2)のうち借換債の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
14. 「地方債利息総合計」(15列)は、21表「費用構成表」の「(2)地方債利息」(8列)及び26表「歳入歳出決算に関する調」の「建設利息」(36列)(一時借入金に係る利息を除く。)を記入すること。
15. 「公害防止事業債分」(16列)は、公害防止計画に基づき実施された下水道事業に係る地方債利息分を記入すること。
16. 「普及特別対策債分」(18列)は、「下水道普及特別対策要綱について」(平成8年4月1日付自治準企第93号自治事務次官通知)に基づき実施される事業に係る地方債利息分を記入すること。
17. 「臨時措置分」(19列)は、平成9年度以降の小規模集合排水処理施設整備事業、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、平成12年度以降の流域下水道において一般会計繰出金に代えて臨時に措置された下水道事業債に係る利息分を記入すること。
18. 「枠外債等分」(20列)は、本表(15列)のうち、枠外債等分((7)の説明参照)に係る利息分を記入すること。
19. 「臨時財政特例債等分」(21列)は、本表(15列)のうち、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分に係る地方債利息を記入する。
20. 「資本費平準化債(H16～)分」(23列)は、平成16年度以降に発行した「資本費平準化債」に係る地方債利息を記入すること。
21. 「特別措置分」(25列)は、下水道事業債（特別措置分）に係る地方債利息を記入すること。
22. 「財政措置対象分(元金)」(列26)は、本表2列から13列の合計を、本表1列より控除した額を記入すること。
23. 「財政措置対象分(利息)」(列27)は、本表16列から25列の合計を、本表15列より控除した額を記入すること。
24. 「「01行02列」のうち、資本費平準化債収入分」(列28)は、本表02列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
25. 「「01行16列」のうち、資本費平準化債収入分」(列29)は、本表16列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
26. 「「01行26列」のうち、資本費平準化債収入分」(列30)は、本表26列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
27. 「「01行27列」のうち、資本費平準化債収入分」(列31)は、本表27列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
28. 「汚水に係る元利償還金」(33列～46列)は、供用開始後、建設中の区別なく、「元利償還金」をそれぞれ「汚水処理費」分と「雨水処理費」分とに区分し、そのうち汚水処理費分を記入すること。
29. 「弾力運用分等分」(34列)は、本表33列のうち次の「弾力運用分等分」に係る元金償還額を記入すること。
  - ア 昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和62年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債
  - イ 昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債
  - ウ 財源対策債

エ 昭和50年度、昭和51年度、昭和52年度、昭和53年度、昭和61年度、平成4年度、平成5年度、平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度、平成13年度、平成14年度及び平成16年度国の補正予算に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。並びに昭和62年度、平成4年度、平成5年度、平成6年度、平成7年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。

オ 地域財政特例対策債

カ 昭和46年度以前において発行を許可された地方債で、市場公募資金に係るもの及びその借換債

キ 昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの

ク 「昭和57年4月6日付け自治準企第104号自治省財政局準公営企業経営企画室長通知」に基づき許可された地方債（弾力運用分）

ケ 平成4年度及び平成5年度追加単独事業に係る受益者負担金等相当部分に充当された地方債

コ 特定用地の先行取得に係る地方債の2%に相当する額（平成13年度から平成15年度の取得分については1%相当額）

サ 供用開始前の下水道事業における受益者負担金又は分担金の資金不足分に充当された地方債

シ 一般会計繰出金に代えて臨時に措置された下水道事業債（臨時措置分）

ス 災害復旧事業債

セ 下水道事業債（広域化・共同化分）

ソ 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る地方債

タ 下水道事業債（特別措置分）

30. 「資本費平準化債収入分」（列35）及び「特別措置収入分」（列36）は、本表の（列33）のうち「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置）の発行による収入をもって償還した企業債元金を記入するものであり、未稼働資産等債及び「資本費平準化債」の元金償還金を記入しないこと。

31. 「資本費平準化債収入分」（列43）及び「特別措置収入分」（列44）は、本表の（列41）のうち「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置分）の発行による収入をもって償還した利息を記入するものであり、未稼働資産等債及び「資本費平準化債」の利息を記入しないこと。

32. 「「01行26列」のうち、雨水に係る分」（49列）は、財政措置対象分（元金）のうち、雨水分を記入すること。

33. 「「01行27列」のうち、雨水に係る分」（50列）は、財政措置対象分（元金）のうち、雨水分を記入すること。

#### (8) 「資本費平準化債」の記入方法について

平成18年度からの協議制移行に伴い、地方債省令及び同意等基準運用要綱上、従来の資本費平準化債については、①供用開始前の施設に係る企業債元金償還金相当額に対する起債分（以下「建中元金分」という）、②供用開始後の施設のうち未利用施設に係る企業債利息相当額に対する起債分（以下「未利用利子分」という）、③企業債元金償還金と減価償却費との差額に対する起債分（以下「16年度拡大分」という）の3種類は準建設改良債、④供用開始前の施設に係る企業債利息相当額に対する起債分（以下「建中利子分」という）は建設改良債として整理され、更に③のみが同意等基準上資本費平準化債と呼称されているが、決算統計においてはそれらの「資本費平準化」の性質に着目し、便宜上これらすべてを引き続き「資本費平準化債」として次の通り整理する。

なお、26表、45表、52表においては、特に平成16年度以降に発行された「資本費平準化債」の合計額を求めている項目があるので留意されたい。

法非適用企業			
(1)建中元金分(建設中の施設に係る元金償還金に対する起債分)			
	発行企業債収入	償還利子	償還元金
26表 歳入歳出決算	1-24 資本的収入 (地方債) 2-45 うち資本費平準化債分	1-19 営業外費用 (地方債利息)	1-49 資本的支出 (地方債償還金) 2-47 資本費平準化債分
52表 その他	1-35 資本費平準化債(汚水分)	1-22,23 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

(2)未利用利子分(供用開始後の施設に係る企業債利息に対する起債分)			
	発行企業債収入	償還利子	償還元金
26表 歳入歳出決算	2-21 収益的支出にあてた地方債	1-19 営業外費用 (地方債利息)	1-49 資本的支出 (地方債償還金) 2-47 資本費平準化債分
52表 その他	1-43 資本費平準化債(汚水分)	1-22,23 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

(3)16年度拡大分(企業債元金と減価償却費との差額に対する起債分)			
	発行企業債収入	償還利子	償還元金
26表 歳入歳出決算	1-24 資本的収入 (地方債) 2-45 うち資本費平準化債分	1-19 営業外費用 (地方債利息)	1-49 資本的支出 (地方債償還金) 2-47 資本費平準化債分
52表 その他	1-35 資本費平準化債(汚水分)	1-23 資本費平準化債分	1-10 資本費平準化債分

(4)建中利子分(建設中の施設に係る企業債利息に対する起債分)			
	発行企業債収入	償還利子	償還元金
26表 歳入歳出決算	1-24 資本的収入 (地方債)	1-19 営業外費用 (地方債利息)	1-49 資本的支出 (地方債償還金) 2-46 建設改良のための地方債 償還金
52表 その他	1-35 資本費平準化債(汚水分)	1-22,23 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

## 下水道事業（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）

### (1) 調査対象

下水道事業（P.111参照）のうち特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設で、地方公営企業法を適用していないものを対象とする。

### (2) コードの記入方法

#### 事業別区分

コード番号	コード名
0	特定地域生活排水処理施設
1	個別排水処理施設

下水道事業を左の表の区分に従い分類し、記入すること。

#### 人口別区分（条件1）

特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設については、年度末現在の住民基本台帳に登録された人口を次の区分に従い分類して記入すること。

コード番号	コード名	
1	特	都及び指定都市
2	定	企業団及び一部事務組合
3	地	30万人以上
4	域	10万人以上～30万人未満
5	排	5万人以上～10万人未満
6	生	3万人以上～5万人未満
7	活	1万人以上～3万人未満
8	水	1万人未満
	排	
	処	
	理	
	施	
	設	

#### 経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

### 黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名	
1	黒	字
2	赤	字
3	建 設	中
4	想定企業会計（都道府県代行等）	

収益的収支により記入する。なお、収支が「0」である場合は黒字とすること。

- (注) 1. 供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。  
 2. 過疎下水道代行事業や県営農業集落排水事業などの都道府県代行制度を実施し、代行した施設の設置に係る元利償還金の支払いのみを都道府県が行っている事業については、「4」を記入する。（以下、コード番号「3」及び「4」の事業を「未供用の事業」とする。）  
 3. 供用開始後間もない事業で料金収入がない場合でも収益的収支により「1」か「2」を記入すること。

### 供用後年数（条件7）

コード番号	区分	コード名
1	供用開始しているもの	下水の処理をしているもの
2		平成25年度以降
3		平成20年度～平成24年度
4		平成15年度～平成19年度
5		平成10年度～平成14年度
6		平成5年度～平成9年度
7		昭和63年度～平成4年度
8		昭和62年度以前
9		排水区域のみ
		未供用の事業

供用開始年月日（10表1行2列）の属する年度に応ずる「1」～「7」のコードを記入すること。

また、未供用の事業については「9」を記入すること。

### 会計単位（条件8）

下水道事業のうち、同一の特別会計で経理をされている事業について同一の数字を入れること。数字は「1」から順に記入するものとする。

例えば、公共下水道・特定環境保全公共下水道・特定地域生活排水処理施設を実施している団体において、公共下水道と特定環境保全公共下水道を同一の特別会計で経理し、特定地域生活排水処理施設は単独で特別会計を設置している場合は、公共下水道と特定環境保全公共下水道に「1」を、特定地域生活排水処理施設に「2」を記入すること。（数字の順は問わない。）

#### (3) 各表の記入方法

全表、税込みで記入すること（26表2行69列を除く）。

10表「施設及び業務概況に関する調」、33表「経営分析に関する調(=)」、40表「繰入金に関する調」及び52表「その他」以外の表については P.111以降の法適用企業及び P.195以降の法非適用企業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）の作成要領に準じて記入すること。

(4) 10表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.116に準じて作成すること。

なお、「7. 普及状況」は、供用開始した団体のみ記入し、未供用の団体については記入しないこと。

1. 列2「供用開始年月日」には、浄化槽の設置工事の完了年月日を記入すること。
2. 列10「現在排水区域内人口」及び列11「現在処理区域内人口」には、年度末現在の浄化槽設置済人口を記入すること（住民が個人で設置した浄化槽は含めないこと。）。
3. 列12「現在水洗便所設置済人口」には、列11「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置しそれを使用している年度末現在の人口を記入すること。
4. 列27「浄化槽費」及び列29「その他」には、浄化槽等の設置に要した事業費（事務費等を含む。）を記入すること。
5. 列38「浄化槽設置基數」には、年度末現在において供用を開始している浄化槽の基數を記入すること。
6. 列39及び列40「処理方法別内訳」には、改正前の下水道法施行令第6条第1項の表に定められた区分に準じて処理方法別に分類すること。なお、「高度処理」とは、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和61年5月27日付け自治準企第133号自治省財政局公営企業室長通知）4(1)に定めるものをいう。
7. 列43「計画処理能力」には、整備計画等における浄化槽の処理能力の合計値を記入すること。
8. 列44「現在処理能力」には、年度末現在において供用を開始している浄化槽の処理能力の合計値を記入すること。
9. 列49「年間総処理水量」、列50「汚水処理水量」、列52「年間有収水量」については、 $m^3$ 単位で記入すること。（表示単位に注意すること）

(5) 33表「経営分析に関する調(二)」の記入方法

次の留意点以外は P.127に準じて作成すること。

1. 列13「一般家庭用」について、浄化槽の人槽区別に使用料を設定している団体においては、5人槽の場合（5人槽の区分のない団体においては、もっとも小さい人槽区分）の使用料を記入すること。
2. 「規模別水量」（列19～列26）については、 $m^3$ 単位で記入すること（表示単位に注意すること）。

(6) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.130に準じて作成すること。

1. 基準額は、「繰出基準」に基づく金額を記入すること。その際、実繰入額の有無にかかわらず「基準額」は必ず記入すること。
2. 高資本費対策に要する経費に対する他会計繰入金は列13及び列14「高資本費対策経費」に記入すること。
3. 列21及び列22「個別排水処理事業に要する経費」については、個別排水処理施設整備事業に要する経費のうち、利子償還金に対する繰入額を記入すること。
4. 列33及び列34「資本勘定他会計補助金等」には、(02行)列7及び列8「高度処理費（用地に係る元金償還金）」、(02行)列11及び列12「個別排水処理事業に要する経費」、(02行)列13及び列14「児童手当に要する経費」、(02行)列17及び列18「分流式下水道等に要する経費（用地に係る元金償還金）」、(02行)列19及び列20「地方公営企業法の適用に要する経費」、(02行)列21及び列22「経営戦略の策定に要する費用」、(02行)列23及び列24「経営支援の活用に要する経費」の合計額について、「基準額」と「実繰入額」を記入すること。

(7) 52表「その他」の記入方法

次の留意点以外は P.132に準じて作成すること。

1. 「臨時措置分」(列5及び列19)は、平成9年度以降の個別排水処理施設整備事業において、一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債に係る元利償還金をそれぞれ記入すること。

## 介護サービス事業

### (1) 介護サービス事業

介護サービス事業は、介護サービスを提供し、その対価として介護報酬を得て行う事業である。

### (2) 調査対象

介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していないもので、次の5つの施設（以下、「介護サービス施設」という。）を対象とする。

1. 介護保険法第48条第1項第1号に規定する「指定介護老人福祉施設」。
2. 介護保険法第8条第28項に規定する「介護老人保健施設」。
3. 老人福祉法第20条の3に規定する「老人短期入所施設」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。
4. 老人福祉法第20条の2の2に規定する「老人デイサービスセンター」で、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項に規定する指定を受けたもの。
5. 「訪問看護ステーション（健康保険法第89条に規定する指定訪問看護を行う事業所）」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。

なお、同一会計内に介護サービス施設でない施設（例えば、地域福祉センター等）を含む場合は、その分を除いて報告すること。また、介護サービス事業を普通会計の中で行う場合であっても、当該事業に係る分を介護サービス事業決算統計として報告すること。

### (3) コードの記入方法

#### 事業コード（介護サービス施設種別コード）

コード番号	コード名
1	指定介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	老人短期入所施設
4	老人デイサービスセンター
5	指定訪問看護ステーション

介護サービス事業が有する施設の種類に応じて、次のいずれかに該当する介護サービス施設種別コードを記入すること。

1事業内に、種類の異なる施設を有する場合は、施設の種類ごとに「21表」、「25表」、「26表」及び「51表」を作成すること。

例）1の介護サービス事業で1つの指定介護老人福祉施設と2つの老人短期入所施設を有する場合、施設種別ごとに「51表」等を作成し、指定介護老人福祉施設については介護サービス施設種別コード「1」を、老人短期入所施設については介護サービス施設種別コード「3」を記入すること。

#### 施設コード（会計毎に採番）

介護サービス事業は原則として会計単位で捉えることとし、その会計ごとに「001, 002, 003, …」を記入すること。よって、複数の会計を有する場合は、会計の数だけ施設コードを有することとなる。

### 人口区分（条件1）

コード番号	コード名
1	東京都 23区内及び指定都市
2	30万人以上
3	10万人以上～30万人未満
4	5万人以上～10万人未満
5	3万人以上～5万人未満
6	1万人以上～3万人未満
7	1万人未満

年度末現在の住民基本台帳に登録された人口により区分し、該当するコード番号を記入すること。なお、都道府県立及び一部事務組合立の施設については当該施設の所在する市町村の行政区域内人口によること。

### 経営主体別（条件2）

コード番号	コ ー ド 名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コ ー ド 名
1	黒字
2	赤字
3	建設中
4	想定企業会計

介護サービス施設の種別ごとに作成する「21表」、「25表」、「26表」及び「51表」については、（26表）「歳入歳出決算に関する調」列22「収支差引」（以下、「収益的収支」という。）により記入すること。なお、収益的収支が「0」である場合は黒字「1」とすること。

また、事業ごとに作成する「24表」及び「45表」については、施設の種別ごとの収益的収支の合計額により記入すること。

(注) 1事業で1介護サービス施設を経営する事業において、調査年度に介護サービス施設が建設中であり、介護サービスを行っていない場合は、建設中「3」と記入すること。また、介護サービス施設等の廃止等に伴い、普通会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、普通会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」と記入すること。なお、1事業で2以上の介護サービス施設を経営する事業において、営業中の介護サービス施設がある場合は、前記「黒字」又は「赤字」の区分によること。

#### 経営形態別区分（条件4）

コード番号	コード名
1	指定管理者制度代行制
2	指定管理者制度利用料金制
3	直営
4	建設中

介護サービス施設の種別ごとに作成する「21表」、「25表」、「26表」及び「51表」について、地方自治法第244条の2の第3項に基づく指定管理者に施設の管理を行わせているか否かを選択すること。指定管理者が料金を直接收受する利用料金制を採用しているものは、「指定管理者制度利用料金制」を選択すること。

(注) 当該年度において施設を建設中であり、業務を行っていない場合は、建設中「4」とすること。

なお、一の施設種別に複数の施設を有し、その一部の施設でのみ指定管理者制度を採用している場合は、規模等を勘案して主となるものを選択すること。

施設コードごとに作成する「24表」、「45表」については、選択の必要はない。

#### 会計単位（条件5）

会計の区分に応じて採番（1, 2, 3, ……）し、施設コードが複数ある場合（会計が複数ある場合）は、会計単位においても同様の区分で採番すること。

(例)

施設コード001会計において指定介護老人福祉施設①と②、介護老人保健施設③、施設コード002会計において指定介護老人福祉施設④を運営している場合の区分は、下表のとおりである。

施設名	(21, 25, 26, 51表)			(24, 45表)		
	事業 コード	施設 コード	条件 コード5	事業 コード	施設 コード	条件 コード5
①	1	001	1			
②				0	001	1
③	2	001	1			
④	1	002	2		002	2

(4) 各表の記入方法

全表、税込みで記入すること。

24表「地方債に関する調」、45表「地方債年度別償還状況調」については、法適用企業の作成要領に準じて記入すること。

(5) 51表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

次の留意点以外は、P.176の作成要領によること。

列51 特別会計設置 「介護サービス事業特別会計」を設置している場合は、「有」を、介護サービス事業をの有無 普通会計の中で行う場合は「無」を選択すること。

(6) 26表「歳入歳出決算に関する調」の記入方法

次の留意点以外は、P.46の作成要領によること。

1 の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「26表」を作成し、歳入歳出決算の収益及び費用について施設の種別ごとに分けて記入すること。費用について按分が必要な場合、P.183「費用按分表」を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

列2 介護サービス 収益 介護サービス事業の主たる営業活動から生じた収益を計上すること。

列3 料金収入 02行列45～列48までの合計と一致すること。

02行 居宅サービス 収益 居宅サービスの提供で得られる収益（保険給付、利用者の自己負担、公費負担等）を記入すること。

なお、「指定訪問看護ステーション」に係る収益について、居宅サービス分を02行列45「ア 居宅サービス収益」に、医療分を02行列48「エ その他収益」にそれぞれ記入すること。

(注)

1 市町村が条例で独自に定める「居宅介護サービス費区分支給限度基準額（介護保険法第43条第1項）」を超える上乗せサービスに係る給付についても、含めること。

2 老人福祉法第10条の4に規定するやむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置による居宅サービス収益も含めて、記入すること。

02行 施設サービス 収益 施設サービスの提供で得られる収益（保険給付、利用者の自己負担、公費負担等）を記入すること。

(注)

1 介護保険法施行法第13条に規定する特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置により得られる施設介護サービス費及び利用者負担を含めること。

2 介護保険法施行法第26条に規定する法施行時の老人保健施設入所者の経過措置により得られる医療費及び利用者負担についても、含めること。

3 老人福祉法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置収入について

		も、含めること。
02行 列47	居宅介護支援等収益	居宅介護支援の提供（居宅サービス計画の作成）で得られる保険給付や、市町村が独自に条例で定めて行う介護サービスに係る市町村特別給付及び利用者負担を記入すること。
02行 列48	その他収益	指定訪問看護ステーションが行う訪問看護等に係る医療保険給付やそれに伴う自己負担を記入すること。
列6	その他	手数料及び使用料等の収入等について記入すること。
列7	介護サービス外収益	介護サービス事業の主たる営業活動以外から生じた収益を計上すること。
列11	その他	寄付金収入等を記入すること。
列13	介護サービス費用	介護サービス事業の主たる営業活動から生じた費用を計上すること。
列14	職員給与費	(21表)「費用構成表」の列6「計」と一致すること。
列15	材料費	(21表)「費用構成表」の列24「材料費計」の額と一致すること。材料費の詳細については、(21表)「費用構成表」の列21～列24「材料費」の説明を参照すること。
列16	その他	(21表)「費用構成表」の列13「光熱水費」、列14「通信運搬費」、列15「修繕費」、列18「研究研修費」、列19「委託料」を含む。その他、教養娯楽費（利用者用の新聞雑誌購読料等）、保育材料費（保育に必要な文具、絵本等費用や行事費用）、葬祭費、教育指導費（利用者の教育訓練に直接要した費用）、燃料費（灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費）、印刷製本費、消耗品費（用紙、文房具等事務に必要な消耗品費）、会議費（会議における茶菓代等）、広報費（パンフレット作成費等）、旅費交通費、保守点検料、保険料（自動車損害保険料等）等経常活動に伴う事業費及び事務費を記入すること。
列17	介護サービス外費用	介護サービス事業の主たる営業活動以外から生じた費用を計上すること。
列19	地方債利息	建設中の支払利息は記入しないこと。建設中の支払利息は、列36「建設利息」に記入すること。
列21	その他	(21表)「費用構成表」列27「附帯事業費」を含むこと。
(7)	21表「費用構成表」の記入方法	
		次の留意点以外はP.19によること。
		1の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、 <u>施設の種別ごとに「21表」を作成すること</u> 。按分が必要な場合、P.183「費用按分表」を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。
	列1～6 職員給与費	(51表)「施設及び業務概況に関する調」の「損益勘定職員数」に記入した職員に係る職員給与費を記入すること。

**列18 研究研修費** 職員の研究研修に直接要した費用で、次に掲げる費用の合計額を記入すること。

- ・講師謝金、図書費、研修旅費、研修雑費、研究材料費等

**列19 委託料** 次に掲げる委託料を記入すること。

(ア) 地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者が行う管理の代行に係る委託料

(イ) 清掃業務・給食業務の委託等一定の業務委託に係る委託料等

(ウ) 医療機関協力料

附帯事業に係る委託料は、列27「附帯事業費」に含めて記入すること。

**列21 材料費  
～24** 次に掲げる費用の合計額を記入すること。

(ア) 介護材料費

- ・布・紙オムツ等の直接消費されるもの

- ・寝具等利用者処遇に直接利用する1年未満に消費される介護消耗品

- ・食器等の1年以上利用者処遇に直接使用されるもののうち減価償却を行わない介護用品（器具）

(イ) 医療材料費

- ・医薬品

- ・検査用試薬、消毒薬、包帯、脱脂綿等の直接消費されるもの及び注射針、試験管等の1年未満に消費される診療材料

- ・聴診器や血圧計等1年以上使用されるもののうち減価償却を行わない医療消耗品

(ウ) 給食材料費

- ・利用者給食用の食品、食器用洗剤等

#### (8) 25表「職種別給与に関する調」の記入方法

次の留意点以外は、P.185の作成要領によること。

本表は、21表「費用構成表」及び26表「歳入歳出決算に関する調」に記入された職員給与費について記入すること。

「年度末職員数」は、51表「施設及び概況に関する調」の職員数から臨時又は非常勤職員数を除いたものを記入する。

### 簡易水道事業、下水道事業及び介護サービス事業以外の事業

法適用企業の記載要領に準じて記入すること。

#### 黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	黒字
2	赤字
3	建設中
4	想定企業会計

港湾整備事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、有料道路事業及び駐車場整備事業の黒・赤字別（条件3）については、以下により記入すること。

1. 収益的収支により記入すること。なお、収支が「0」である場合は黒字とすること。
2. コード番号「1」「2」「3」については、法適用企業の記載要領に準じて記入すること。
3. 会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

### 3. 地方独立行政法人（病院事業）

## 第1章 調査要領

### 第1 調査内容

- (1) 平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。以下同じ。）の決算の状況
- (2) 平成28年度の施設及び業務の状況

### 第2 調査対象事業及び調査期日等

- (1) 調査対象事業

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人（以下「法人」という。）の行う病院事業（附属診療所、附属看護師養成所及び附帯事業として行う介護老人保健施設等を含む。）

- (2) 調査期日、黒・赤字別区分の取扱い、年度中途に異動があった場合の取扱い  
法適用企業（病院事業）に準じる。

### 第3 報告期日等

法適用企業（病院事業）に準じる。

### 第4 調査表の種類及び作成（提出）枚数

- (1) 1法人につき病院ごとに1枚作成する表
  - 施設及び業務概況に関する調（60表）
  - 損益計算書（61表）
  - 費用構成表（62表）
  - 資本的取支に関する調（64表）
  - 職種別給与に関する調（66表）
  - 経営分析に関する調（一）（67表）
  - 経営分析に関する調（二）（68表）
  - 経営分析に関する調（三）（69表）
  - 運営費負担金等に関する調（70表）
- (2) 1法人につき1枚（数施設の合計）作成する表（病院ごとは不要）で、施設コード「001」の綴りに折り込む表
  - 貸借対照表（63表）
  - 企業債に関する調（65表）
  - 企業債年度別償還状況調（71表）

## 第2章 調査表作成要領

### 第1 調査表作成上的一般的留意事項

- (1) この調査は、法人が運営する病院事業の施設業務の概況及びその経営状況を把握し、経営分析・公表を行うことにより、企業の健全経営に資するための基礎資料とともに、地方財政計画策定のための参考資料としても活用するものであるので、作成に当たっては各条件コード及び数値の記入には正確を期すること。また、表間表内における突合等、関連数値について特に留意すること。
- (2) 調査表の作成に当たっては、法適用企業（病院事業）の調査表作成要領に準じること。
- (3) 各勘定科目への記入に当たっては、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）の第2章第2節「概念」に留意すること。
- (4) 法人の本部、事務局に係る決算の状況等については病院の調査表に含めて回答すること。（複数の病院を有する法人にあっては、適宜按分するなどして記入すること。）

### 第2 各調査表の作成

#### (1) 調査目的

1. 法適用企業（病院事業）のコードの記入方法に準じること。  
なお、「団体コード」については、別途通知するコードを使用すること。
2. 「人口区分」は、当該病院の所在する市町村の行政区域内人口によること。

#### (2) 60表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

職員数については、調査対象年度末の常時雇用職員数（P.58の記入方法による）に、役員を加えた数とする。

#### (3) 61表「損益計算書」の記入方法

法適用企業（病院事業）の20表「損益計算書」に準じて作成すること。

**列28 材 料 費** （62表）「費用構成表」の列24「材料費計」と列25「給食材料費（患者用）」の合計額と一致すること。

**列58 当期純損益** 列57「目的積立金取崩額」を加えた額を記入すること。

#### (4) 62表「費用構成表」の記入方法

法適用企業（病院事業）の21表「費用構成表」に準じて作成すること。

**列3 賃 金** 役員報酬を含めること。

**列8 借入金利息** 企業債（転貸債）に係る短期借入金利息と長期借入金利息の合算額を記入すること。

**列9 未償還地方債  
償還債務** 地独法第86条第1項の規定により移行型地方独立行政法人が負う債務に係る支払利息を記入すること。

**列26 その他（医業  
費用）** 医業費用のうち、交際費、燃料費、資産減耗費及びその他経費等の合計額を記入すること。

**列28 その他（医業  
費用）** 医業外費用のうち、財務費用（支払利息を除く）、看護学院費、患者外給食材料費等を外記入すること。

**列29 費用合計** （61表）「損益計算書」の列26「営業費用」と列40「営業外費用」の合計額と一致すること。

(5) 63表「貸借対照表」の記入方法

法適用企業（病院事業）の22表「貸借対照表」に準じて作成すること。

列23 資産見返負債 資産見返運営費負担金、資産見返運営費交付金、資産見返補助金等、資産見返寄付金、建設仮勘定見返負債、資産見返寄付金、建設仮勘定見返負債等の資産見返負債を記入すること。

列24 長期借入金 設立団体から借り入れた長期借入金の額を記入すること。

列25 移行前地方債 償還債務 地独法第86条に基づく償還債務額を記入すること。

列26 引当金 修繕引当金、退職給付引当金等を記入すること。

列32 短期借入金 地独法第26条に基づき、中期計画に定めた短期借入金の限度額の規制を受ける短期借入金を記入する。

(6) 64表「資本的収支に関する調」の記入方法

法適用企業（病院事業）の23表「資本的収支に関する調」に準じて作成すること。

(7) 65表「企業債に関する調」の記入方法

法適用企業（病院事業）の24表「企業債に関する調」に準じて作成すること。

法適用企業（病院事業）にて想定企業会計として報告する地方独立行政法人移行前の未償還企業債の企業債残高は本表には含めないこと。

(8) 66表「職種別給与に関する調」の記入方法

法適用企業（病院事業）の25表「職種別給与に関する調」に準じて作成すること。

役員及び臨時又は非常勤の職員は含めないこと。

(9) 67表「経営分析に関する調（一）」の記入方法

法適用企業（病院事業）の27表「経営分析に関する調（一）」に準じて作成すること。

列48～58「年度末職員数」は、役員及び常時雇用する臨時又は非常勤職員を加算して記入すること。

(10) 68表「経営分析に関する調（二）」の記入方法

法適用企業（病院事業）の28表「経営分析に関する調（二）」に準じて作成すること。

(11) 69表「経営分析に関する調（三）」の記入方法

法適用企業（病院事業）の31表「経営分析に関する調（三）」に準じて作成すること。

(12) 70表「運営費負担金等に関する調」の記入方法

地独法第85条第1項に定める設立団体が負担すべき経費として、「平成28年度の地方公営企業繰出金について」（平成28年4月1日付総財公第50号総務副大臣通知）及び「平成28年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（平成28年4月1日付総財公第51号総務副大臣通知）並びに「平成28年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について」（平成28年10月20日付総財公第121号総務副大臣通知）に準じて設立団体が負担する運営費負担金を各負担項目に応じて記入すること。併せて地独法第42条に基づく設立団体からの運営費交付金も同様に記入すること。

- 65行 合計のうち実負担(交付)額 (61表)「損益計算書」の列5「運営費負担金収益」、列6「運営費交付金収益」の計と一致すること。
- 65行 合計のうち実負担(交付)額 (61表)「損益計算書」の列16「運営費負担金収益」、列17「運営費交付金収益」の計と一致すること。
- 65行 合計のうち実負担(交付)額 (61表)「損益計算書」の列49「運営費負担金等」と一致すること。

(13) 71表「企業債年度別償還状況調」の記入方法

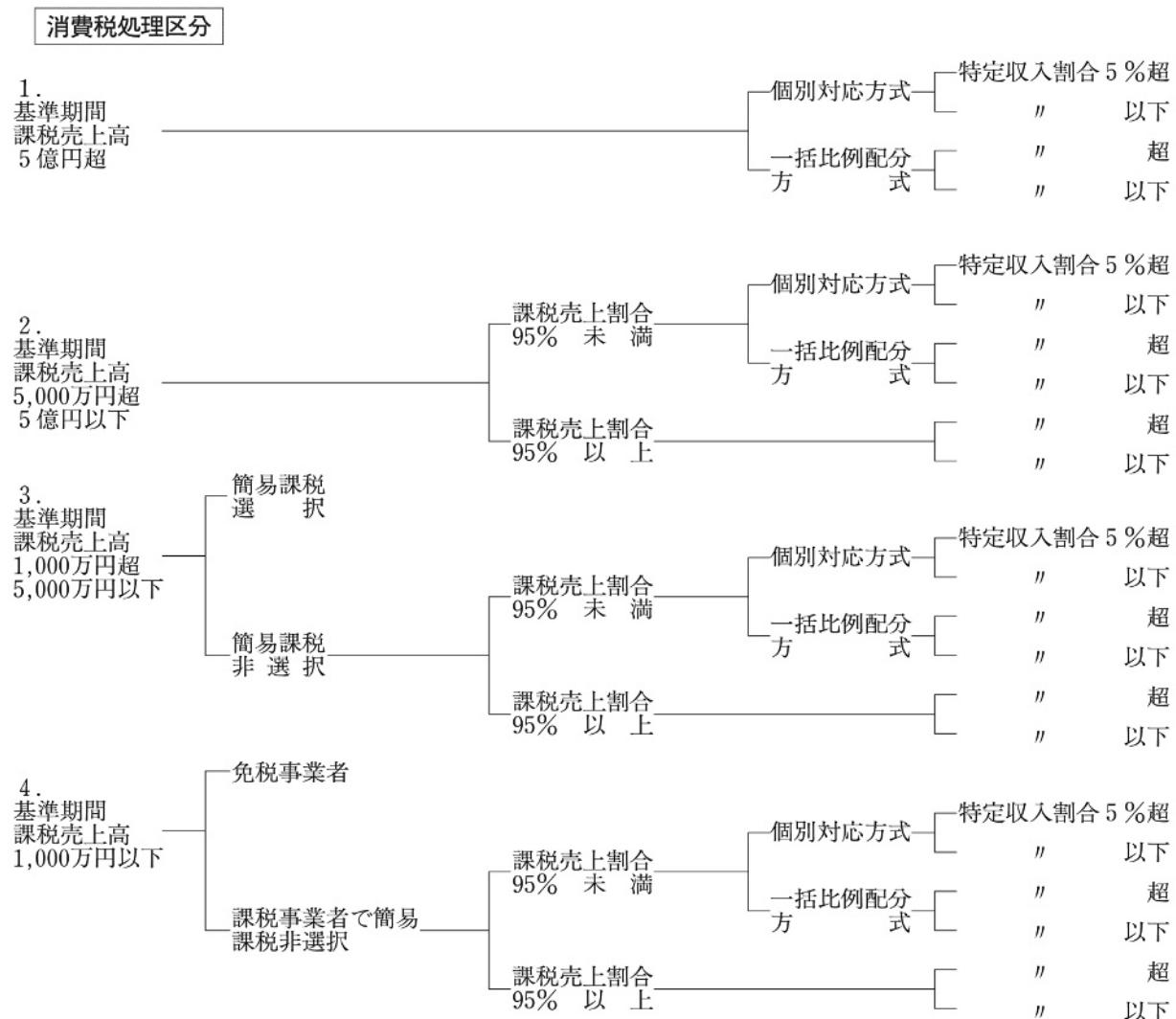
法適用企業（病院事業）の45表「企業債年度別償還状況調」に準じて作成すること。

法適用企業（病院事業）にて想定企業会計として報告する地方独立行政法人移行前の未償還企業債の企業債残高は本表には含めないこと。

## (参考) 消費税及び地方消費税計算書

### [消費税及び地方消費税計算書について]

平成元年度から平成9年度において調査を行った60表「消費税及び地方消費税計算書」(平成8年度以前の名称は「消費税計算書」)についての記入要領及び質疑応答等を参考のために附す。



# 消費税及び地方消費税計算書

## I 収入

項目		行番号	金額等		
課税売上	ア 収益的收入		③ 税抜き		
	イ 資本的收入		④' 税込み		
	ウ 小計		⑤ 税抜き		
	小計		⑥' 税込み		
	タ		⑦ 税抜き (④+⑤)		
	ト		⑧' 税込み (⑥'+⑦')		
	ア 収益的收入				
	イ 資本的收入				
	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的收入				
不課税収入	イ 資本的收入				
	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的收入				
	イ 資本的收入				
	ウ 小計 (ア+イ)				
課税収入	ア 収益的收入				
	イ 資本的收入				
	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的收入				
	イ 資本的收入				
合計	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的收入				
	イ 資本的收入				
	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的收入				
合計	イ 資本的收入				
	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的收入				
	イ 資本的收入				
	ウ 小計 (ア+イ)				
5. 課税売上割合 (%)				.	
6. 特定収入割合 3(1)ウ ／(⑦+2ウ+3(1)ウ)×100(%)				.	

## II 支出

項目		行番号	金額等		
課税仕入	ア 収益的支出		① 税抜き		
	イ 資本的支出		②' 税込み		
	ウ 貯蔵品		③ 税抜き		
	エ 小計		④' 税込み		
	タ		⑤ 税抜き (①+②+③+④')		
	ト		⑥' 税込み (②'+④'+⑤')		
	ア 収益的支出				
	イ 資本的支出				
	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的支出				
非課税収入	イ 資本的支出				
	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的支出				
	イ 資本的支出				
	ウ 小計 (ア+イ)				

整理番号

項目		行番号	金額等		
課税売上	ア 収益的支出		③ 税抜き		
	イ 資本的支出		④' 税込み		
	ウ 小計 (ア+イ)				
	ア 収益的支出		⑤ 税抜き (②+2ア+3計ア)		
	イ 資本的支出		⑥' 税込み (③+2ア+3計ア)	24	
	ウ 小計 (ア+イ+2ア+3計ア)				
	ア 収益的支出		⑦ 税抜き (1ア+2イ+3計イ)		
	イ 資本的支出		⑧' 税込み (1イ+2イ+3計イ)		
	ウ 小計 (ア+イ+2イ+3計イ)				
	ア 収益的支出		⑨ 税抜き (1エ+2ウ+3計ウ)		
合計	イ 資本的支出		⑩' 税込み (1エ+2ウ+3計ウ)		
	ウ 小計 (ア+エ+2ウ+3計ウ)				
	ア 収益的支出				
	イ 資本的支出				
	ウ 小計 (ア+イ)				
5. 課税売上割合 (%)				.	
6. 特定収入割合 3(1)ウ ／(⑦+2ウ+3(1)ウ)×100(%)				.	

整理番号

項目		行番号	金額等		
課税売上	1. 消費税額				
	2. 控除過大調整税額				
	3. ① 控除対象仕入税額				
	② 返還等対価に係る税額				
	③ 貸倒れに係る税額				
	④ 控除税額小計 (①+②+③)				
	4. 還付消費税額 (④-1-2)		45		
	5. 確定消費税額 (1-2-④)		54		
	6. 過年度分消費税過不足額				
	7. 基準期間課税売上高				
課税仕入	8. 課税選択の有無				
	9. 簡易課税選択の有無				
	10. 仕入控除税額				
	個別対応方式				
	組合算力法				
合計	11. 還付地方消費税額		63		
	12. 確定地方消費税額		72		
	13. 還付消費税及び地方消費税額 (4+11)		0 : 1 : 2	27	
	14. 確定消費税及び地方消費税額 (5+12)		36		
	15. 当該年度課税売上高1,000万円超であって課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満の事業者のみ記入すること。				
基準期間	16. 基準期間課税売上高1,000万円以下で課税選択した事業者又は基準期間課税売上高1,000万円超5,000万円以下の事業者のみ記入すること。				
	17. 基準期間課税売上高1,000万以下の事業者のみ記入すること。				
	18. 基準期間課税売上高1,000万以下の事業者のみ記入すること。				

整理番号

## (1) 概要

「消費税及び地方消費税計算書」は、決算調製と一体不可分の関係にある消費税及び地方消費税計算を正確に行い、かつ相互に関連する諸計数を的確に調整し、確実な決算調製を行うことができるようその計算過程、納税額等を整理するものである。

## (2) 全般的留意事項

「消費税及び地方消費税計算書」の内容はかなり概括的な区分となっており、入力データとしての必要最少限のものであるため、作成にあたっては、まず①「収入・支出計上項目一覧表」により、細分化された内容に整理記入すること。次に②その内容を別添「消費税及び地方消費税計算表整理表」(219, 220頁)に集約転記すること。そして、更に③その内容のうち太線内データを「消費税及び地方消費税計算書」へ転記する、という流れにしたがって作成すること。

なお、免税事業者にあっては、課税売上・課税仕入における税抜き、税込み欄双方に同額を記入すること。

また、III納税額のうち⁴⁶列～⁵⁹列*には記入を要しないこと。

この場合、免税事業者とは、消費税法第9条の規定により納税義務の免税を受ける事業者をいい、結果的に納税額がゼロとなった者は含まないので注意すること。

さらに、法非適用企業にあっては、当該年度納付分ではなく、当該年度の収入・支出に基づいて、実際は翌年度に申告納付する分を算出するための数値であることに注意する。

* □内数値は、「消費税及び地方消費税計算書」における□内数値（整理番号）と突合するものである。以下同じ。

以下、「税込み」とは、現行税率適用分（消費税（6.3%）及び地方消費税相当額）と旧税率適用分（消費税4%相当額及び地方消費税相当額、消費税3%相当額）とを併せた額をいう。

## (3) 個別の事項

列¹ 課税売上  
　　收益的収入  
　　料金収入等の営業収益、受託工事収益等の営業外収益、土地以外の固定資産売却益等の特別利益等の課税売上について税抜き金額と税込み金額の両方を記入すること。

列³ 同  
　　資本的収入  
　　料金収入等の営業外収益、受託工事収益等の営業外収益、土地以外の固定資産売却代金、工事負担金、その他の資本的収入等の課税売上について税抜き金額と税込み金額の両方を記入すること。

列⁷ 非課税売上  
　　收益的収入  
　　受取利息や手数料等の営業外収益や土地の売却益等の特別利益等の非課税売上を記入すること。

列⁸ 同  
　　資本的収入  
　　受取利息や手数料等の営業外収益や土地の売却代金、その他の資本的収入等の非課税売上を記入すること。

列¹⁰ 不課税収入  
　　料金収入等の営業外収益、受託工事収益等の営業外収益、土地以外の固定資産売却代金、工事負担金、その他の資本的収入等の非課税売上を記入すること。  
　　具体的には①企業債、他会計借入金、出資金等（消費税法施行令第75条第1項第1号～5号に掲げるもの）の他②補助金、他会計繰入金等がある。

これらを収益的収入に属するものと、資本的収入に属するものに区分して記入すること。

収益的収入には収益的収入に属する国庫補助金、他会計負担金等を記入する。

資本的収入には資本的収入に属する他会計負担金、他会計補助金、国庫補助金、都道府県補助金、工事負担金等を記入すること。

うち特定収入 不課税収入のうち、補助金、他会計繰入金等で④課税仕入れに充てられたもの及び⑤消費税適用日以後において、課税仕入となる経費の財源として発行した企業債の償還元金及び他会計借入金の返還元金に充てられるものを、収益的収入と資本的収入と区分して記入すること。

列②2 課税売上割合  $\frac{\text{課税売上（税抜き)}}{\text{課税売上（税抜き）} + \text{非課税売上}} \times 100$  の算式で得られる  
数値（小数点以下第2位を切捨て第1位まで算出）を記入すること。  
なお、消費税法施行令第48条第5項に規定する有価証券等の譲渡の対価の額が存する場合（4条予算の投資有価証券の譲渡等がある場合）は上記の式と異なることに留意する必要がある。

列②3 特定収入割合  $\frac{\text{特 定 収 入}}{\text{課税売上（税抜き）} + \text{非課税売上} + \text{特定収入}} \times 100$  の算式で得られる  
数値（小数点以下第2位を切捨て第1位まで算出）を記入すること。但し、算式により得られる数値が5.0超5.1未満の場合は5.1とする。

(例) 94.59% → 

				9	4 ; 5
--	--	--	--	---	-------

列②4 課税仕入  
↓  
②5 収益的支出 修繕費、光熱水費等や職員給与費における通勤手当等の営業費用、受託工事費用等の営業外費用等の課税仕入について税抜き金額と税込み金額の両方に記入すること。

列②6 同  
↓  
②7 資本的支出 建設改良費、その他の資本的支出等の課税仕入について税抜き金額と税込み金額の両方を記入すること。

列②8 同  
↓  
②9 貯 藏 品 (法適のみ) 当年度購入した額について税抜き金額と税込み金額の両方を記入すること。

列③2 非課税仕入  
↓  
③3 収益的支出 法定福利費等営業用、支払利息等営業外費用等の非課税仕入を記入すること。

列③3 同  
↓  
③4 資本的支出 土地購入費や建設利息、その他の資本的支出等の非課税仕入を記入すること。

列③5 不課税支出  
↓  
③6 収益的支出 人件費、減価償却費等の営業費用の他繰延勘定償却費等の営業外費用、固定資産売却損等の特別損失等の支出を記入すること。

列③6 同  
↓  
③7 資本的支出 建設改良費のうち職員給与費、企業債償還金、他会計からの長期借入金返還金その他資産の譲渡等の対価以外の資本的支出等の支出を記入すること。

列④6 消 費 稅 額 課税売上に係る消費税額を記入すること。

列④7 控除過大調整  
税額 課税仕入の税額よりも返品した物品の税額が多い場合等「控除対象仕入税額」に記載すべき税額がマイナスとなる場合にそのマイナスとなる税額を記入すること。(基本的に数値は入らないものと考えられるためアミカケとする。)

列④8 控除対象仕入  
税額 課税売上高が5億円以下かつ課税割合95%以上かつ特定収入割合5%以下の場合においては課税仕入に係る消費税を記入する。

それ以外の場合は、必要な減額調整を行った後の額を記入すること。(P.239仕入税額控除の計算方法参照)

- 列49 返還等対価に係る税額** 販売先から返品を受け、又は販売先に値引き割戻し等を行った場合に、その対価の返還等に対応する税額を記入すること。(基本的には数値は入らないものと考えられるためアミカケとする。)
- 列50 貸倒れに係る税額** 元年度以降の課税売上（水道料金等）について相手方が倒産した場合、時効を経て不納欠損となるもの等、消費税法第39条《貸倒れに係る消費税額の控除等》の適用を受ける税額を記入する。
- 列52 還付消費税額** 還付の対象となる場合についてのみ、1.消費税額と3.④控除税額小計の差額(正の数値)を記入すること。
- 列53 確定消費税額** 1.消費税額と2.控除過大調整税額と3.控除税額小計の差額を記入すること。  
また、還付のある場合については記入しないこと。
- 列54 過年度分消費税過不足額** 過年度分の申告額について税務署の更生等があった場合にはその差額を（不足の場合マイナス（-）を記入すること）記入すること。
- 例55 基準期間課税売上高** 課税期間の前々年度の課税売上高を記入すること。
- 列56 課税選択の有無** 基準期間課税売上高1,000万円以下の事業者で課税を選択した場合は1を、課税を選択しない（免税事業者）場合は2を○で囲むこと。
- 列57 簡易課税選択の有無** 基準期間課税売上高1,000万円以下で課税選択した事業者又は基準期間課税売上高1,000万円超5,000万円以下の事業者で、簡易課税を選択した場合は1を、選択しない場合は2を○で囲むこと。
- 列58 仕入控除税額計算方法** 課税売上高が5億円超又は課税売上割合95%未満で当該年度課税売上高1,000万円超の事業者のみ1か2を○で囲むこと。
- 列59 還付地方消費税** 4.還付消費税額の税率6.3%適用分に63分の17を乗じ税率4%適用分に100分の25を乗じた額を記入すること。
- 列60 確定地方消費税** 5.確定消費税額の税率6.3%適用分に63分の17を乗じ税率4%適用分に100分の25を乗じた額を記入すること。
- 列61 還付消費税及び地方消費税** 4.還付消費税と11.還付地方消費税額の合計を記入すること。
- 列62 確定消費税及び地方消費税** 5.確定消費税と12.確定地方消費税の合計を記入すること。

消費税及び地方消費税計算書整理表 (一)

(太線内を「消費税及び地方消費税計算書」に転記すること)  
※○内数字は、別添図解「仕入税額控除の計算方法」における算式との突合番号である。

1. 収入

項目			金額等		列番号	項目			行番号	金額等		列番号	
1 課 税 亮 上	ア. 収益的 収入	a 税抜き			①	(7) 特定分 (7+イ+ウ)						⑩	
		a' 税込み			②	ア課税亮上対応分						⑪	
	イ. 資本的 収入	b 税抜き			③	イ課税・非課税 共通対応分						⑫	
		b' 税込み			④	ウ非課税亮上 対応分						⑬	
	ウ 小 計	c 税抜き (a+b)			⑤	(4) 不特定分						⑭	
		c' 税込み (a'+b')			⑥	(9) 企業債償還金等 分 (ア+イ+ウ)						⑮	
2 非 課 税 亮 上	ア. 収益的 収入				⑦	ア課税亮上対応分						⑯	
	イ. 資本的 収入				⑧	イ課税・非課税 共通対応分						⑰	
	ウ. 小計 (ア+イ)				⑨	ウ非課税亮上 対応分						⑱	
3 不 課 税 特 定 收 入	ア. 収 益 的 の 收 入	(7) 特定分 (7+イ+ウ) ア課税亮上対応分 イ課税・非課税 共通対応分 ウ非課税亮上 対応分 (4) 不特定分 (1) (7)+(1)+(4) 収益的 収入計			⑩	(2) (7)+ (1)+(4) 特定 収入計						⑲	
	イ. 資 本 的 の 收 入	(7) 特定分 (7+イ+ウ) ア課税亮上対応分 イ課税・非課税 共通対応分 ウ非課税亮上 対応分 (4) 不特定分 (9) 企業債償還金等 分 (ア+イ+ウ) ア課税亮上対応分 イ課税・非課税 共通対応分 ウ非課税亮上 対応分 (2) (7)+(1)+(4) 資本的 収入計			⑪	ア. 収益的 収入 その他 ウ. 小計 (ア+イ)						⑳	
					⑫	(3) 不課税 収入 (1) +計(2)-	ア. 収益的 収入 ((1)ア (1) + (2)ア) イ. 資本的 収入 ((1)イ (1) + (2)イ) ウ. 小計 ((1)ウ (1) + (2)ウ)						㉑
					⑬	4 合 計 (1 + 2 + 3 ) ア - 収 益 + の 2 7 取 + 入 3 7 -	d 税抜き (a+27+3 (3)ア) d' 税込み (a'+27+3 (3)ア)						㉒
					⑭	イ - 資 本 + の 2 1 取 + 入 3 1 -	e 税抜き (b+21+3 (3)イ) e' 税込み (b'+21+3 (3)イ)						㉓
					⑮	ウ - 小 計 + の 3 1 取 + 入 3 1 -	f 税抜き (c+21+3 (3)ウ) f' 税込み (c'+21+3 (3)ウ)						㉔
					⑯	5. 課税亮上割合 (%)				.		㉕	
					㉗	6. 特定 収入割合 (%) 3(1)ウ / (c+2ウ+3(1)ウ) × 100%				.		㉖	

消費税及び地方消費税計算書整理表 (二)

(太線内を「消費税及び地方消費税計算書」に転記すること)  
※○内数字は、別添図解「仕入税額控除の計算方法」における算式との合符番号である。

II. 支出

項目			金額
1 課 税 支 出 仕 入 入	ア 収 益 的 的 支 出 課 税 支 出 資 本 的 的 支 出 資 本 的 的 支 出 ウ 貯 藏 品 (法 非 通 は ア ミ カ ケ)	(7) 課税亮上対応分	g 税抜き g' 税込み
		(4) 課税・非課税共通対応分	h 税抜き h' 税込み
		(9) 非課税亮上対応分	i 税抜き i' 税込み
		(x) 収益的支出計 (7)+(4)+(9))	j 税抜き (g+h+i) j' 税込み (g'+h'+i')
		(7) 課税亮上対応分	k 税抜き k' 税込み
		(4) 課税・非課税共通対応分	l 税抜き l' 税込み
		(9) 非課税亮上対応分	m 税抜き m' 税込み
		(x) 資本的支出計 (7)+(4)+(9))	n 税抜き (k+l+m) n' 税込み (k'+l'+m')
		(7) 課税亮上対応分	o 税抜き o' 税込み
		(4) 課税・非課税共通対応分	p 税抜き p' 税込み
		(9) 非課税亮上対応分	q 税抜き q' 税込み
		(x) 貯蔵品計	r 税抜き (o+p+q) r' 税込み (o'+p'+q')
		(7) 課税亮上対応分	s 税抜き (g+k+o) s' 税込み (g'+k'+o')
		(4) 課税・非課税共通対応分	t 税抜き (h+l+p) t' 税込み (h'+l'+p')
		(9) 非課税亮上対応分	u 税抜き (i+n+q) u' 税込み (i'+n'+q')
		(x) 計	v 税抜き (j+n+r) v' 税込み (j'+n'+r')
		(7)+(4)+(9))	

項目			行番号	金額
2 非 課 税 仕 入	ア. 収益的支出		32 33 34	
	イ. 資本的支出			
	ウ. 小計 (ア+イ)			
3 不 課 税 支 出	ア. 収益的支出		35 36 37	
	イ. 資本的支出			
	ウ. 小計 (ア+イ)			
24 25 26 27 28 29 30 31	ア(=税 益+ 的27 支+ 出37) 合	w 税抜き (j+27+37) w' 税込み (j'+27+37)	38 39 40 41 42 43 44 45	
		x 税抜き (n+24+34) x' 税込み (n'+24+34)		
	イ(=資 本+ 的24 支+ 出34) 計 (1+ 2+ 3)	r 税抜き ウ 貯 藏 品 (x) 再 掲	40 41 42 43 44 45	
		r' 税込み y 税抜き エ+ 小29 計+ ~39 1x~		
		y' 税込み (v'+29+39)		

### (参考1) 特定収入に係る税額控除の特例

国、地方公共団体の特別会計等については、特定収入を得ている場合には、仕入控除税額が調整される。すなわち、通常の民間法人並みに計算した場合の仕入控除税額（法30から法36までの規定により算出した仕入控除税額）から一定の計算によって算出した額（特定収入に係る課税仕入れ等の税額）を差し引いた残高のみを仕入控除税額として控除することとなる。（特定収入に係る課税仕入れ等の税額の方が大きく残額がマイナスとなる場合には、その額は課税売上げに係る税額とみなされる。）

1. 特定収入とは、補助金等（委託費のように事務処理等の対価の性質を有するものを除く。）、寄付金、負担金・分担金・会費（対価性のあるものを除く。）のような「資産の譲渡等の対価以外の収入」をいう。

(注1) 次のような資本取引に係る収入は「特定収入」には含まれない。

- ・借入金及び債券の発行に係る収入（法令においてその返済又は償還のために補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けることが規定されているものを除く。以下「借入金等」という。）
- ・出資金
- ・預金、貯金及び預り金
- ・貸付回収金
- ・返還金及び還付金

(注2) 次の収入は「資産の譲渡等の対価以外の収入」ではあるが、「特定収入」には含まれない。

- ・課税仕入れ又は企業債等の償還元金のどちらにも該当しない支出に対して使途が特定されている収入

(例 人件費補助金、利子補給金、土地の購入のための補助金)

- ・償還元金支出の財源として繰入れられる他会計補助金等の収入であっても、当該償還元金に係る企業債で賄った事業費が課税仕入れ以外であれば、当該他会計補助金等は特定収入にはならない。

(例 昭和63年度以前に起した企業債の償還元金に対する他会計補助金、平成元年度以後に起した企業債の償還元金のうち、土地代等課税仕入れ以外の財源として起した企業債の償還元金に対する他会計補助金)

2. 特定収入に係る課税仕入れ等の税額とは、消費税法施行令第75条第4項～第7項において規定されている額をいう。

3. この仕入税額控除の調整は、簡易課税の適用を受ける場合及び特定収入／特定収入+資産の譲渡等の対価の額（課税、非課税両方の売上げの合計額）が5／100以下の場合には適用にならない。

(注) 国若しくは地方公共団体の特別会計等についても、事業者免税点制度及び簡易課税制度は適用される。

関係法令（抜粋）

### 消費税法

(国、地方公共団体等に対する特例)

### 第60条

4. 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物を保税地域からの引き取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決

定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特例収入」という。）があり、…………

#### 消費税法施行令

（国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例）

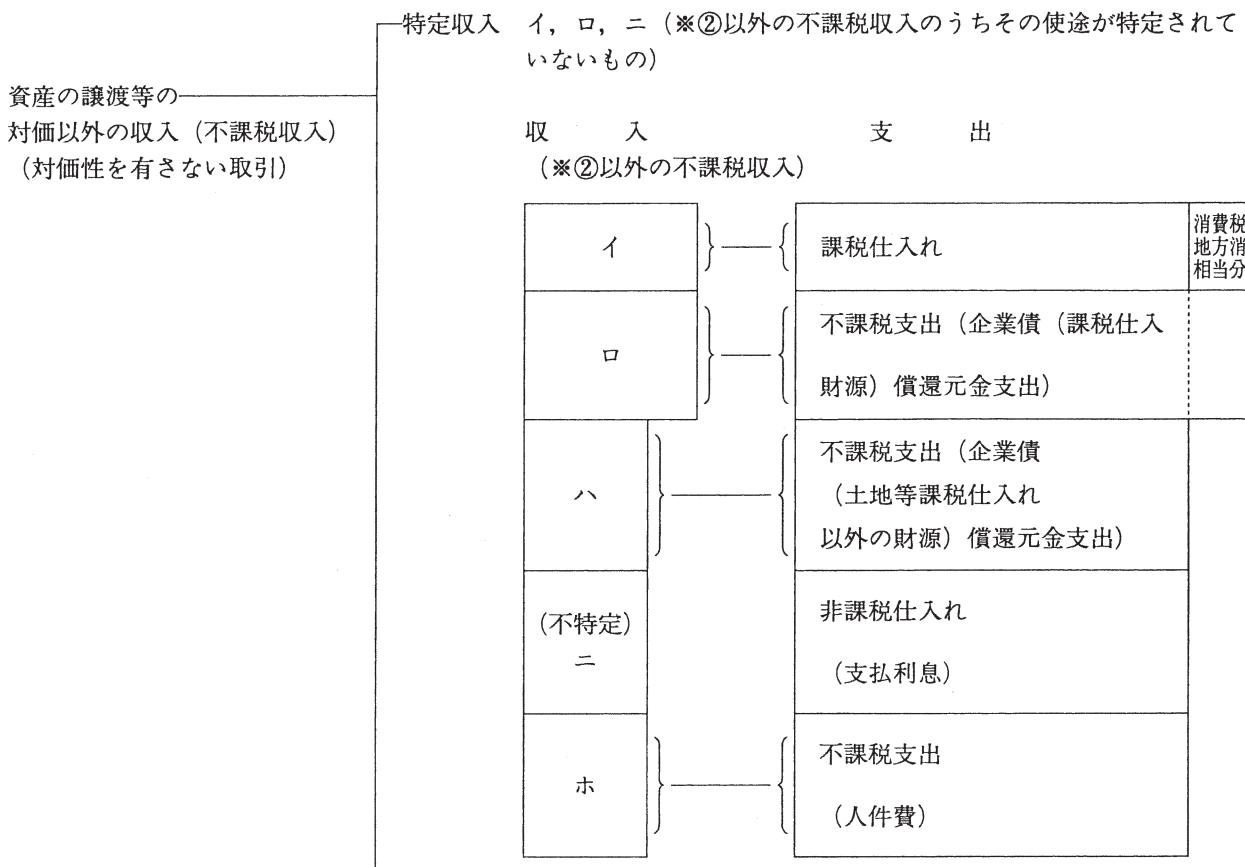
第75条 法第60条第4項に規定する政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

1. 借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のため補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けることが規定されているもの以外のもの（第6号及び次項において「借入金等」という。）
2. 出資金
3. 預金、貯金及び預り金
4. 貸付回収金
5. 返還金及び還付金
6. 次に掲げる収入（前各号に掲げるものを除く。）

イ 法令又は交付要綱等（国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人から資産の譲渡等の対価以外の収入を受ける際にこれらの者が作成した当該収入の用途を定めた文書をいう。）において、次に掲げる支出以外の支出（口において「特定支出」という。）のためにのみ使用することとされている収入

- (1) 課税仕入れに係る支払対価の額（法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。第4項において同じ。）に係る支出
  - (2) 課税貨物の引取価額（課税貨物に係る第54条第1項第2号イに掲げる金額をいう。第4項において同じ。）に係る支出
  - (3) 借入金等の返済金又は償還金に係る支出
- ロ 国又は地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の使途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入

## 一特定収入図解一



その他不課税収入 ① ハ, ホ (消費税法施行令第75条第1項第6号)

(②以外の不課税収入のうちその使途が非課税仕入  
れ不課税支出に特定されるもの)

※② 企業債等借入金収入(NTT 資金Bタイプを除く。), 出資  
金, 預金, 賀金及び預り金, 貸付回収金, 返還金及び還付  
金 (消費税法施行令第75条第1項第1号~第5号)

## (参考2) 不課税収入の使途の特定方法

地方公営企業を含む地方公共団体の特別会計について、消費税法施行令第75条第1項第1号から第5号までに掲げられるものを除く資産の譲渡等の対価以外の収入（不課税収入）の使途を明らかにする場合における使途の特定の方法は、「地方公共団体の特別会計が控除する仕入れに係る消費税額の計算における具体的な使途の特定方法等について」（平成元年1月26日付自治企一第7号、自治導第9号）に定められており、具体的には以下のとおりとなる。

### 1. 基本的方法

①

消費税法施行令第75条第1項第6号イの「法令又は交付要綱等」に基づく資産の譲渡等の対価以外の収入である補助金等（補助金、負担金、他会計からの繰入金（出資金、借入金を除く。）その他これらに類するもの）をいう。以下同じ。）で、当該法令又は交付要綱等においてその使途が明らかにされており、課税仕入れに充てられたか課税仕入れ以外の支出に充てられたかが明らかであるものは、それによって使途が特定される。

（注1）交付要綱等には、補助金等を交付する国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人が、補助金等の交付の際に作成した補助金等交付要綱、補助金等交付決定書又はこれらの付属書類（例：当該補助金等の交付決定書がある場合における当該補助金等に係る積算内訳書、実績報告書）。

（注2）同令第75条第1項第1号の借入金等（以下「借入金等」という。）を財源として事業を行い、当該借入金等（当該借入金等の借換えが1回又は数回あったときの当該借換えのための借入金等を含む。）の返済費又は償還費のための補助金等が交付される場合において、当該補助金の交付要綱にその旨が記載されているときは、当該補助金等は当該借入金を財源とする事業に係る経費にのみ使用される収入として使途が特定される。

（注3）「法令又は交付要綱等」には、繰出基準は含まれない。

#### 〔解説〕

地方公営企業の場合、この方法により使途が特定されるのは、法令、交付要綱等により当該補助金等の使途が、利子、人件費、土地の購入等課税仕入れ以外にのみ特定されるような場合とか、バス車両購入等課税仕入れのみに特定されるような場合である。例えば、下水道事業における特別の地方債に対する利子補給金、電気事業における建設費利子補給金、ガス事業におけるLNG転換利子補給金等がこの方法により使途が特定され、課税仕入れ以外（利子）に充てられたとして、当該収入は特定収入以外の不課税収入とされる。

また、交通事業（バス事業）における車両購入費補助金等についてもこの方法により使途が特定され、課税仕入れ（車両）に充てられたとして、当該収入は特定収入とされる。

②

①の法令または交付要綱等においてその使途の細部が不明なもの（例：負担金、補助金等）であっても、その使途の大要がわかるものについては、当該地方公共団体の長（地方公営企業法第7条の適用がある地方公営企業については、管理者。以下同じ。）が消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する文書を税務署長に提出し、当該文書においてその使途の大要の範囲内で合理的計算に基づいてその使途の細部を特定することとする。この場合において、当該地方公共団体の長は当該計算過程についても整理しておく必要がある。

(注1)「その使途の大要がわかるもの」とは、例えば、法令又は交付要綱等において「……の建設に要する費用に充てる」等の記載があるものである。

(注2)「その使途の大要の範囲内で合理的計算」とは、例えば、(注1)の「……の建設に要する費用」のうちに占める課税仕入れ額と、課税仕入れ以外の仕入れの額に按分するものである。

#### [解説]

この方法により使途が特定されるのは、いわゆる建設事業補助金とか運営費補助金のうち、利子、人件費の特定経費補助金以外の経常経費補助金等であり、地方公営企業の場合、この②の方法により使途が特定されることとなる国庫補助金が大宗を占めている。

例えば、水道事業における水道水源開発等施設整備補助金、工業用水道事業における工業用水道事業費補助金、電気事業における中小水力発電開発費補助金、下水道事業における下水道事業費補助金等がある。これらについては補助対象事業費を、課税仕入れと課税仕入れ以外に区分し、按分により使途の特定を行うこととなる。この場合、例えば、水道事業等において補助対象事業費のうち水源施設、広域化施設等施設毎に補助率が異なる場合において、それぞれの補助率毎の補助対象事業費に係る課税仕入れ、課税仕入れ以外の区分を行うことなく、補助対象事業全体として按分により使途の特定を行うこととしても差し支えない。これを具体例により示せば次のとおりとなる。

#### [具体例]

補助対象精算事業費を課税仕入れとそれ以外に区分し、補助金を按分する場合

##### <費目別>

費目	事業費(円)	補助率%	補助金(円)
取水工事費	1,080,000	25%	270,000
貯水工事費	3,240,000	25%	810,000
導水工事費	2,160,000	25%	540,000
浄水工事費	4,320,000	25%	1,080,000
送水工事費	5,400,000	25%	1,350,000
配水工事費	6,480,000	25%	1,620,000
用地費	2,000,000	25%	500,000
調査費	—	—	—
附帯雑費	2,080,000	25%	520,000
計	26,700,000	25%	6,690,000

##### <消費税及び地方消費税課税区分別>

区分	事業費(円)	補助金(円)	不課税収入区分
課税仕入れ	23,760,000	5,940,000	特定収入
非課税仕入れ	2,000,000	500,000	その他不課税収入
不課税支出 (附帯雑費中の人件費)	1,000,000	250,000	
計	26,760,000	6,690,000	

(注) この例は、単純化のため、用地費全額を非課税仕入れ、附帯雑費のうち1,000,000円を不課税支出（人件費）1,080,000円を課税仕入れ、取水工事費、貯水工事費、導水工事費、浄水工事費、送水工事費、配水工事費のそれぞれ全額を課税仕入れと仮定している。実際には、取水工事費の中にも取水工事のための用地の長期借上料（非課税仕入れ）等があるので、それぞれ個別に消費税及び地方消費税の課税区分を行い、積み上げで整理する必要がある。

③

①及び②において使途が特定できない場合において、その収入の使途が、予算書若しくは予算関係書類又

は決算書若しくは決算関係書類において明らかになるものについては、当該地方公共団体の長がこれらの書類で明らかにされたところにより消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する文書においてその使途を特定することとする。

(注) 「明らかになるもの」とは、例えば決算書の備考欄に当該補助金等が何の費用に充てられたかが記載されている場合又は決算書の項目から何の費用に充てられたかが明らかな場合である。

#### [解説]

前述の①、②の方法により、国等からの補助金等不課税収入の大部分について使途の特定ができるものと考えられるので、この③の方法により使途を特定することとなるのは、他会計からの繰入金等不課税収入がそのほとんどと考えられる。具体的には、次のような取扱いとなる。

##### イ 他団体等からの不課税収入

地方公営企業法の適用のある公営企業（法適）については、当該地方公営企業の予算・決算制度上の支出科目について損益的収支、資本的収支ごとに不課税収入の使途の特定を行うこととなるものであるが、具体的には以下のとおりとなる。

###### ● 水道管の移設補助金、寄付金、負担金等

それぞれ補償金、寄付金、負担金の受入れの趣旨等を各地方団体において十分吟味し、その使途について予算段階で決定しておくことが望ましいことであるし、また決算段階でその使途を明らかにすることとなる。

##### ロ 一般会計等からの繰入金等不課税収入

地方公営企業法の適用のある公営企業（法適）については、当該地方公営企業の予算・決算制度上の支出科目について損益的収支、資本的収支ごとに不課税収入の使途の特定を行うこととなるものであるが、具体的には以下のとおりとなる。

###### ● 繰出基準に定めのない任意の繰入金

各地方団体任意の繰入金については、独立採算を前提としている公営企業においては任意の繰入れをすること自体について十分検討し、予算段階で繰入金を充当することとなる対象経費等精査の上、その使途を決定しておく必要がある。また決算段階でその使途を明らかにすることとなる。

###### ● 繰出基準等に基づく繰入金

繰出基準等の趣旨等に基づき、予算・決算段階でその使途を明らかにすることとなる。この場合、以下の点を踏まえ、その使途の特定を行うこととなる。

###### (a) 繰出基準等に対象経費が特定されているもの

使途の特定は当該対象経費に繰入金を充当した旨を決算書等に注記することとなる。

(例1) 上水道の水源開発に要する経費（企業債元利償還金等）

水道水源施設建設事業費出資（他会計出資）—特定収入以外のその他不課税収入

消費税法施行令第75条第1項第2号の出資金に該当するためその他の不課税収入となる（使途の特定作業を行う必要はない）

// 企業債償還元金（他会計出資）—

//

水道水源施設企業債償還利息（他会計補助）一特定収入以外のその他不課税収入（消費税法施行令第75条第1項第6号の収入）

(例2) 基礎年金拠出金公的負担経費

人 件 費（他会計補助）— //

(b) 繰出基準等に包括的に対象経費が特定されているもの

(例) 消火栓に要する経費

消火栓の建設改良及び維持管理に要する経費について繰出することとされているので、対象経費については予算段階においてあらかじめ、消火栓自体の設置経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設経費、口径の増大、水圧を高めるためのポンプの増設等施設の増設経費等具体的に積算の上、繰入金対象経費を具体的に特定しておく必要がある。これにより、当該繰入金は②の方法の具体例と同様の方法により、按分等により使途を明らかにした上で、その旨を決算書等の備考欄に注記することとなる。

(c) 繰出基準等にきわめて包括的に対象経費が規定されているもの

(例1) 公共下水道の雨水処理に要する経費

資本費及び維持管理費のうち雨水処理に要した経費について繰入れを行うものであり、収益的支出の全体及び資本的支出である用地に係る元金償還金分を対象とするものである。

これについては、用地に係る元金償還金については、この③による方法及び次の④の方法を併せて、その使途を特定することとなるものであるが、収益的支出全体を対象とした繰入金については、それぞれ、雨水処理に要する経費を個別に積算し、その使途を特定することとなる。これにより決算書等の備考欄に注記することとなる。

(例2) 公共下水道の不明水の処理に要する経費

維持管理費のうち不明水の処理に要した経費について繰入れを行うものであり、(例1)と同様に個別に積算し、その使途を特定することとなる。これにより決算書等の備考欄に注記することとなる。

以上のようにして使途の特定を行うものであるが、繰出基準等に規定された対象経費が、包括的で、広範囲に及ぶため、③の方法により使途の特定を行うことができないもの((c)及び(b))については、後述する「2. 当該課税期間における支出割合により按分する方法」により使途の特定を行うこととなる。なお、支出割合により企業債元金の償還に充たったとされるものにあっては、次の④の方法に戻り使途の特定作業を行うこととなる。

④

①若しくは②の「法令又は交付要綱等」又は③の「予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類」において、借入金等の返済費又は償還費のためにのみ使用することとされている補助金等があった場合には、①(注2)の場合を除き、当該補助金等の額に、当該借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(①、②又は③により使途が特定された補助金等の使途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費を除く。)のうちの課税仕入れ等の支出とその他の支出の額の割合により按分し又は当該借入金等に係る事業に係る文書(起債申請書等)に基づき区分し、当該地方公共団体の長がその計算過程または文書を添付のうえ消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する文書において明らかにすることとする。

- (注1) 上記の支出割合による按分計算については、地方公営企業法第20条の適用がある地方公営企業にあっては、損益的収支、資本的収支ごとに行うこととする。
- (注2) 消費税法の適用日前に借り入れた借入金等の返済費または償還費のためにのみ使用することとされるいる資産の譲渡等の対価以外の収入は、課税仕入れ等の支出以外の支出に使途が特定されるものとする。
- (注3) 上記の結果、課税仕入れ等の支出以外の支出に使途が特定されていることとされた収入は、消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する収入に該当する。

#### [解説]

企業債の元金償還時、一般会計から繰入金等が措置された場合は、それが「法令または交付要綱等」又は「予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類」において明らかであれば、その繰入金等は「元金償還金のために使用された」として使途を特定するのではなく、「当該元金償還金に係る地方債で賄った事業のために使用された」として使途を特定することとなる。

具体的には、

- イ 当該企業債の起債事業年度の申請書及び関係書類に基づき②の方法の〔具体例〕と同様に、当該企業債に係る事業費における課税仕入れと課税仕入れ以外の仕入れの割合により按分する。  
あるいはもう一つの按分方法として、  
ロ 当該企業債を発行した年度の全体の課税仕入れと課税仕入れ以外の仕入れの割合により按分することとなる。この場合の課税仕入れ割合は、企業債発行年度の税込み決算数値により算出することとなり、具体的には、消費税及び地方消費税計算書において、法適用事業にあっては、[27]列/[41]列、法非適用事業にあっては、([25]列+[27]列)/([39]列+[41]列)で按分することとなる。(平成7年度以降発行分については、法適用事業にあっては[27]列/(41列-企業債元金)、法非適用事業にあっては、([25]列+[27]列)/([39]列+[41]列-企業債元金)により算出する。)(①、②又は③により使途が特定された補助金等の使途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費を除く。)これについては元金償還年度の課税支出割合ではないので留意する必要がある。

(ロの場合には、当該企業債に係る事業の課税仕入れ割合と当該企業債の発行年度における全体の課税仕入れ割合は同一であるとみなすことになる。)

上記の支出割合による按分計算については、地方公営企業法第20条(計理の方法)の適用がある地方公営企業にあっては、収益的収支、資本的収支ごとに行うこととする。即ち、①の場合には、その通り行えば良いが、②の場合には、4条(資本的収支)の元金償還金の場合には4条の課税仕入れ割合を算出してそれにより按分計算することとなる。

消費税法の適用日前に借り入れた借入金等の元金償還金のために使用することとされている不課税収入は、課税仕入れ以外の仕入れに係る支出に使途が特定されることとなる。その結果、課税仕入れ以外に使途が特定されこととされた不課税収入は、法施行令第75条第1項第6号ロに規定する収入に該当し、特定収入とはならない。

例えば昭和55年度発行の起債の元金償還金に不課税収入である繰入金(他会計補助金)が充てられた場合、この繰入金は「当該借入金等(起債)に係る事業が行われた課税期間における支出のうち課税仕入れ等の支出とその他の支出の額の割合により按分し、あるいはもう一つの方法として、当該借入金等に係る事業に係る文書(起債申請書等)に基づき区分し、使途を特定する」こととなるが、昭和55年度においては課税仕入れは0であるので、いずれの使途の特定の方法をとっても、課税仕入れ以外の支出に使途が特定される。従って当該繰入金は全て特定収入とはならない。

元 金		平成 3 年度に一般会計補助金 計 30,000万円
昭和60年度発行分	5,000万円	
昭和61年度 //	5,000万円	
昭和62年度 //	5,000万円	
昭和63年度 //	5,000万円	
平成元年度 //	5,000万円	
	(企業債発行年度の課税仕入れ割合90%)	
平成 2 年度 //	5,000万円	
	(企業債発行年度の課税仕入れ割合50%)	

- 昭和63年度までの発行分に係る企業債の元金償還に充てた分20,000万円は、昭和63年度までは各年度いずれも課税仕入れの割合は 0 であるから、全て特定収入以外の不課税収入である。
- 平成元年度発行分の元金分に充てられた5,000万円は、課税仕入れ割合(90%)により按分し、 $5,000 \times 0.9 = 4,500$ 万円が特定収入となる。
- 平成 2 年度分の5,000万円も(b)と同様の按分計算により、 $5,000 \times 0.5 = 2,500$ 万円。

従って、30,000万円のうち4,500万円+2,500万円=7,000万円が特定収入となる。

以上のようにして使途の特定を行うものであるが、建設期間が長期化し、相当数の企業債を発行し、その管理に多大な事務等を要しているもの、また、災害等で会計書類を紛失したもの等で、④の方法により使途の特定を行うことができなものにあっては、結局、使途の特定を行うことができなかったものとして、不特定の特定収入（金額特定収入として仕入税額控除の減額調整の対象となる）として取り扱われることとなる。

## 2. 当該課税期間における支出割合により按分する方法

「1. 基本的方法」によっては使途が特定できない補助金等については、当該課税期間における支出（1. ①, ②, ③, ④により使途が特定された収入に係るものとして処理済みの部分を除く。）のうちの課税仕入れ等の支出とその他の支出の額の割合により按分し、当該地方公共団体の長がその計算過程を添付のうえ令第75条第1項第6号ロに規定する文書を税務署長に提出し当該文書においてその使途の特定を明らかにすることができる。

この按分計算において、当該収入のうち借入金等の返済費又は償還費で1. ④において使途が特定された収入に係るものとして処理済の部分以外に使途が特定されることとなった部分については、さらに、1. ④と同様の方法で当該借入金等に係る事業が行われた課税期間に溯って使途を特定するものとする。

(注) 上記の按分計算については、地方公営企業法第20条の適用がある公営企業にあっては、損益的収支、資本的収支ごとに行うこととする。

〔解説〕

この使途の特定方法は、「1. 基本的方法」により使途が特定されなかったものについて最終的に使途を特定する方法である。具体例で示せば次のとおりとなる。

「消費税及び地方消費税計算書」

II 支出			(列)	(列)				
1 課 税 仕 入	ア. 収益的 支 出	j 税抜き	10,000,000	24	ア 収益的 支 出 (1ア+2ア +3ア)	w 税抜き (j+2ア+3ア)	17,000,000	38
		j' 税込み	10,800,000	25		w' 税込み (j'+2ア+3ア)	17,800,000	39
	イ. 資本的 支 出	n 税抜き	100,000,000	26	イ 資本的 支 出 (1イ+2イ +3イ)	x 税抜き (n+2イ+3イ)	011 190,000,000	40
		n' 税込み	108,000,000	27		x' 税込み (n'+2イ+3イ)	198,000,000	41
	ウ. 貯蔵品	r 税抜き	100	28	(1 + 2 + 3) イ 資本的 支 出 (1イ+2イ +3イ)	r 税抜き	100	42
		r' 税込み	108	29		r' 税込み	108	43
	エ. 小 計 (ア+イ+ウ)	v 税抜き	110,000,100	30		y 税抜き (v+2ウ+3ウ)	207,000,100	44
		v' 税込み	118,800,108	31		y' 税込み (v'+2ウ+3ウ)	215,800,108	45
	2 非 課 税 仕 入	ア. 収益的 支出	2,000,000	32				
		イ. 資本的 支出	50,000,000	33				
3 不 課 税 支 出	ウ. 小 計(ア+イ)		52,000,000	34				
	ア. 収益的 支出		5,000,000	35				
	イ. 資本的 支出 (うち企業債元金)		40,000,000 (20,000,000)	36				
	ウ. 小 計(ア+イ)		45,000,000	37				

法適用事業の支出内訳が上記のとおりとなっており、消費税法施行令第75条第1項第1号から第5号までの不課税収入以外の不課税収入があり

イ 収益的収入の不課税収入6,000,000のうち、前述の1. ①の方法で1,500,000が企業債利息（非課税仕入れ）、1. ③の方法で1,600,000が修繕費（課税仕入れ）にそれぞれ使途が特定されているが、残り2,900,000の使途が特定されていない。これを支出割合により按分すると

$$2,900,000 \times \frac{\text{列}25 10,800,000 - 1,600,000}{\text{列}39 17,800,000 - 1,500,000 - 1,600,000} = 1,814,966 \cdots \cdots \text{特定収入}$$

$$2,900,000 \times \frac{\text{列}32 2,000,000 - 1,500,000 + \text{列}35 5,000,000}{\text{列}39 17,800,000 - 1,500,000 - 1,600,000} = 1,085,034 \cdots \cdots \text{特定収入以外のその他不課税収入}$$

となり、結局、収益的収入の不課税収入6,000,000は、特定収入3,414,966 (1,600,000 + 1,814,966)

その他不課税収入2,585,034 (1,500,000 + 1,085,034)

として、使途の特定が完了することとなる。

ロ 同様に資本的収入の不課税収入8,000,000のうち1. ④の方法で3,000,000が59年度企業債償還元金に使途が特定されているが、残り5,000,000の使途が特定されていない。これを支出割合により按分すると、

$$5,000,000 \times \frac{\text{列}27 108,000,000}{\text{列}41 198,000,000 - 3,000,000} = 2,769,231 \cdots \cdots \text{特定収入}$$

企業債償還元金とそれ以外の  
資本的支出は区分すること。

$$5,000,000 \times \frac{\text{列}3350,000,000 + \text{列}3640,000,000 - \text{企業債元金}20,000,000}{\text{列}41198,000,000 - 3,000,000} = 1,794,872 \cdots \text{特定収入以外のその他不課税収入}$$

として、使途の特定が行われるが、次の按分式により、

$$5,000,000 \times \frac{\text{企業債元金}20,000,000 - 3,000,000}{\text{列}41198,000,000 - 3,000,000} = 435,897 \text{は、企業債元金（既使途特定分を除く）に充当される}$$

こととなるが、使途特定のためには、さらに再び1.④の方法に戻り、起債年度の申請書または、課税支出割合等を基に特定作業を進めなければ使途の特定が行われたことにはならないことに留意する必要がある。今回の設例においては、災害等により59年度の決算書類以外残っていなかったため、435,897の使途の特定はできないものであったとすれば、そのため、結局使途不特定として435,897については、特定収入として取り扱われることになる。

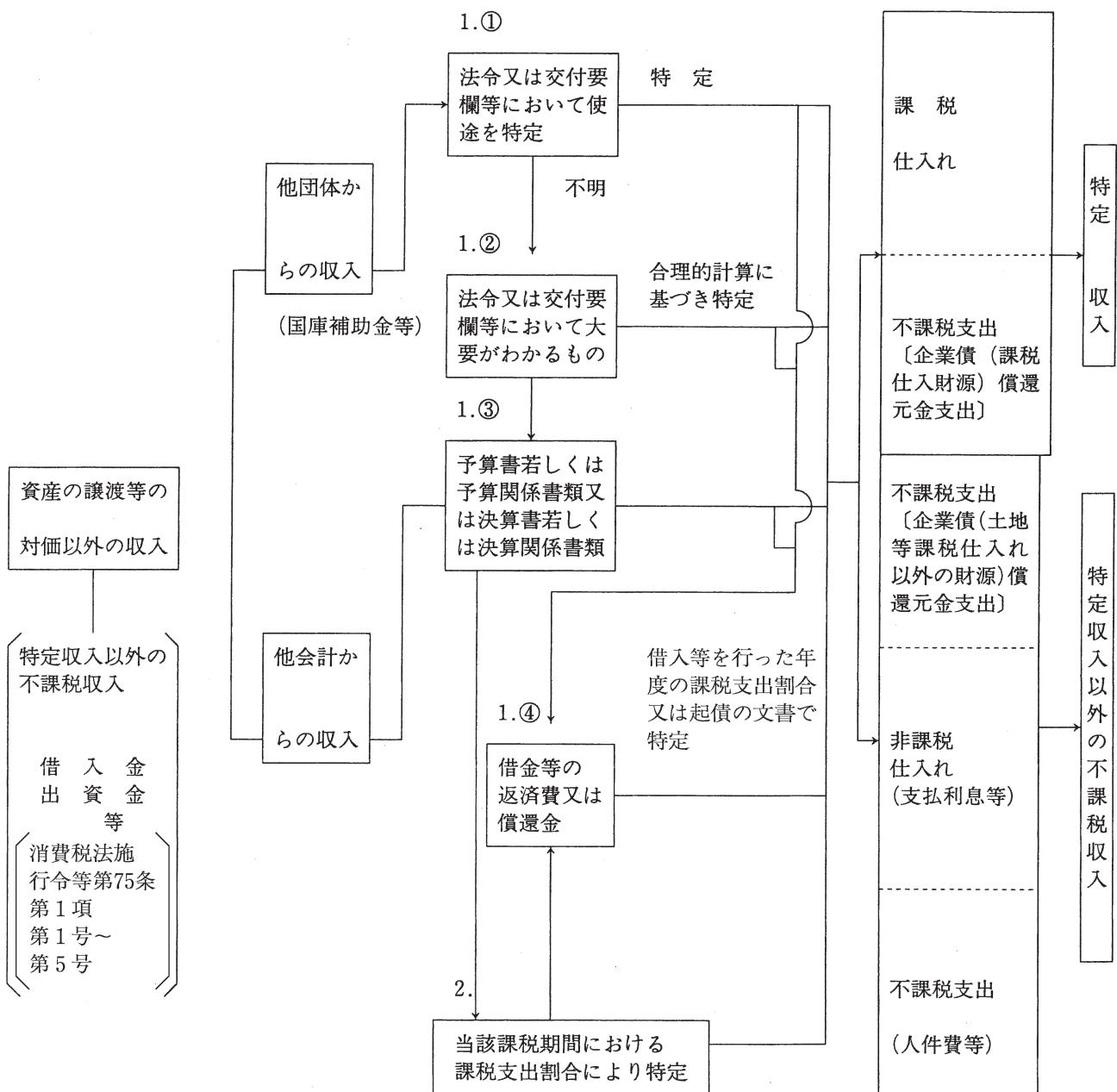
### 3. その他

不課税収入の使途の特定については、「1. 基本的方法」「2. 当該課税期間における支出割合により按分する方法」の2通りの方法により行うこととなるが、

- (1) 「2. 当該課税期間における支出割合による按分とする方法」については設例により法適用事業について説明を行っているが、法非適用事業にあっては、決算統計上収益的収支、資本的収支について区分して分析を加えていることとは別に、当該按分計算は全体を通じて計算することとなることに留意する必要がある。
- (2) また、様々な理由から上記の使途特定方法をもっても結局使途の特定が行われず、不特定の不課税収入として、特定収入として取り扱われこととなるものが出てくると思われるが、前年度の各事業体の予算を通じた負担区分の議論、消費税会計処理の精通等により、不特定の特定収入をなくす必要がある。

等については、特に留意を要する事項と考えられる。

資産の譲渡等の対価以外の収入の使途の特定方法



(注) 課税支出割合で按分する場合、法適用の地方公営企業は、損益的収支、資本的収支ごとに按分する。

参考図解

仕入れ税額控除の計算方法  
(以下○内数字は、消費税及び地方消費税計算書整理表における)

I. 課税売上高5億円以下かつ $x \geq 0.95$ かつ  
(課税売上割合)  $\frac{\text{⑩}+\text{㉓}+\text{㉔}}{\text{⑤}+\text{⑨}+\text{㉚}+\text{㉜}+\text{㉖}}$   $\leq 0.05$ の場合

$$\boxed{\text{㉕}-\text{㉙}}$$

II. 課税売上高5億円以下かつ $x \geq 0.95$ で  
(課税売上割合)  $\frac{\text{㉓}+\text{㉔}+\text{㉕}}{\text{⑤}+\text{⑨}+\text{㉚}+\text{㉜}+\text{㉖}}$   $> 0.05$ の場合

$$\boxed{(\text{㉕}-\text{㉙}) - (\text{㉕}+\text{㉓}) \times \frac{8}{108}} \quad (1 - \frac{\text{㉓}}{\text{㉕}+\text{㉓}+\text{㉙}})$$

III. 課税売上高5億円超または $x < 0.95$ で  
方式の場合

$$\boxed{(\text{㉕}-\text{㉙}) + (\text{㉙}-\text{㉚}) \times x}$$

IV. 課税売上高5億円超または $x < 0.95$ で  
方式の場合

$$\boxed{(\text{㉕}-\text{㉙}) \times x}$$

V. 課税売上高5億円超または $x < 0.95$ で  
方式の場合

$$\boxed{\{( \text{㉕}-\text{㉙}) \times x - (\text{㉓}+\text{㉔}) \times x \times \frac{8}{108}\} \quad (1 - \frac{\text{㉓}}{\text{㉕}+\text{㉓}+\text{㉙}})}$$

VI. 課税売上高5億円超または $x < 0.95$ で  
方式の場合

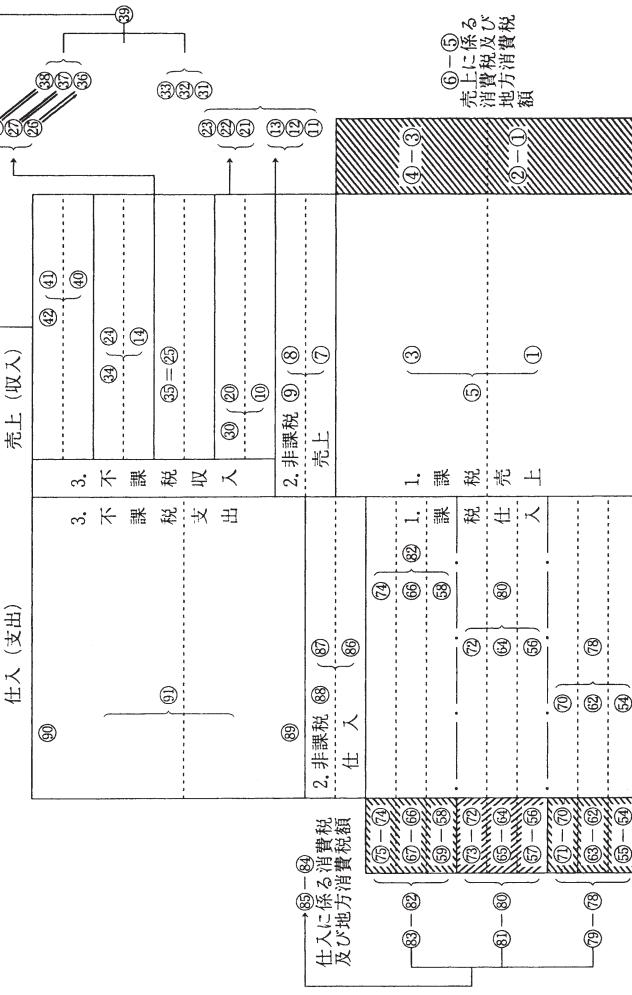
$$\boxed{\{( \text{㉕}-\text{㉙}) + (\text{㉙}-\text{㉚}) H \times x - [(\text{㉕}+\text{㉓}) \times \frac{8}{108} + (\text{㉙}+\text{㉚}) \times x \times \frac{8}{108}\} \quad (1 - \frac{\text{㉓}}{\text{㉕}+\text{㉓}+\text{㉙}})}$$

* 1  $x$ における分母・分子の数値は消費税法施行令48条で定義されるものであること。  
但し、資産の譲渡等の対価、及び課税資産の譲渡等の場合は、同48条で掲げる控除額がない場合には、以下の等式により得られるものである。  
 $x = \frac{\text{㉓}}{\text{㉕}+\text{㉓}}$

* 2 なお、計算方法中及び図中の税額部分の数式(例、計算方法I～VIの $\text{㉕}-\text{㉙}$ 、 $\text{㉙}-\text{㉚}$ 、 $\text{㉚}-\text{㉛}$ 、 $\text{㉛}-\text{㉜}$ 、 $\text{㉜}-\text{㉝}$ や、図中の「斜線部分：売上に係る消費税額、仕入に係る消費税額及び地方消費税額」の数式)は、期中完全税抜き方式の場合の例であり、それ以外の経理処理に該当する場合は、端数処理による誤差が生じるため必ずしもこの限りではない。

その場合数式は「売上に係る消費税額及び地方消費税額」「仕入に係る消費税額」と読み替えることとする(計算方法等基本的な考え方とは同様であること。)

1図



(解説)

注1.  $\boxed{\text{㉕}-\text{㉙}}$ は消費税及び地方消費税額相当部分である。  
2.  $\boxed{\text{㉙}-\text{㉚}}$ は、下から「収益的取支」(資本的取支)の区分(課税仕入においては下から「収益的取支」)と「貯蔵品」(法通りのみ)の区分)を意味する。  
3.  $\boxed{\text{㉚}-\text{㉛}}$ は「課税仕入」における「課税売上のみに共通に対応するもの」「課税・非課税売上のみに共通に対応するもの」の区分を意味する。

4.  $\boxed{\text{㉛}-\text{㉜}}$ は「小計」を意味する。  
5.  $\boxed{\text{㉜}-\text{㉝}}$ は「課税売上・非課税売上に共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)

6.  $\boxed{\text{㉝}-\text{㉞}}$ は「課税売上・非課税売上に共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)

7.  $\boxed{\text{㉞}-\text{㉟}}$ は「課税売上のみに共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)

8.  $\boxed{\text{㉟}-\text{㉟}}$ は「課税売上のみに共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)

9.  $\boxed{\text{㉟}-\text{㉟}}$ は「課税売上のみに共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)

10.  $\boxed{\text{㉟}-\text{㉟}}$ は「課税売上のみに共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)

11.  $\boxed{\text{㉟}-\text{㉟}}$ は「課税売上のみに共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)

12.  $\boxed{\text{㉟}-\text{㉟}}$ は「課税売上のみに共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)

13.  $\boxed{\text{㉟}-\text{㉟}}$ は「課税売上のみに共通に対応する課税仕入。(第1項第1号～第5号以外の不課税取入。)